T2R2 東京科学大学 リサーチリポジトリ Science Tokyo Research Repository

論文 / 著書情報 Article / Book Information

題目(和文)	明治後半期における「マスイベント」の生成と変容
Title(English)	
著者(和文)	 馬場信行
Author(English)	Nobuyuki Baba
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第12350号, 授与年月日:2023年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:齋藤 潮,真田 純子,土肥 真人,那須 聖,藤田 康仁
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第12350号, Conferred date:2023/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

令和 4 年度 東京工業大学大学院 学位申請論文

明治後半期における「マスイベント」の生成と変容

東京工業大学大学院 社会理工学研究科社会工学専攻

馬場 信行

明治後半期における「マスイベント」の生成と変容

ፖ—

第1章 序論	1
1−1 研究目的、研究背景及び研究視座	
1-2 研究対象及び用語の定義	
1-3 研究手法及び本研究の構成内容	
1-4 既往研究の整理と本研究の位置づけ	
第 1 部 マスイベントの生成	10
第2章 明治後半期の東京市における庶民を取り巻く社会情勢	11
2-1 明治後半期の東京市における人口動態と社会情勢	
2-2 市内公園緑地の開発状況と日比谷公園の開園	
2-3 商業被雇用者の生活環境と東京市内における騒擾事件	
2-4 労働運動の進展と治安警察法制定による屋外集会の制限	
2-5 出版業の発展と各新聞社による読者の囲い込み	
2-6 小括	
第3章 明治30年代における新聞社主催による特定社会層を対象にしたマスイベントの実施	21
3-1 報知新聞による「商家雇人奨励会」の開催	
3-2 二六新報による第一回「労働者大懇親会」の開催及び第二回同会の中止経緯	
3-3 商家雇人奨励会と労働者大懇親会の社会的分岐	
3-4 その後のマスイベントの展開	
3-5 小括	
第2部 マスイベントの試演	42
第4章 明治中期以降の東京市外における行楽地の登場及び海面埋立の進行	43
4-1 行楽地の変化及び民間鉄道の発展	
4-2 京浜地域における海岸埋立の進行と京浜電鉄の発展経緯	
4-3 羽田町の概況及び海面埋立経緯	
4-4 子安村の概況及び海面埋立経緯	
4-5 国内における水泳場の変遷と大衆型海水浴場の登場	
4-6 小括	
第5章 明治40年代における新聞雑誌社によるマスイベントの展開	54
5-1 報知新聞による運動イベントの開催	
5-2 雑誌『冒険世界』による運動イベントの計画と実践	
5-3 報知新聞による「花火大競技会」の開催	

5-6 小括	
笠の切 ファイベン しの トウ	64
第3部 マスイベントの上演	
第6章 羽田運動場における施設整備及び運動イベントの社会的特徴	6
6-1 羽田運動場の設置基本構想	
6-2 施設整備の特徴	
6-3 運動イベントなどの運営内容	
6-4 羽田運動場の社会的特徴	
6-5 小括	
第 7 章 羽田及び新子安海水浴場の営業初期における施設整備及びイベントの社会的特徴	80
7-1 羽田及び新子安海水浴場の主催者推移及び設立目的	
7-2 両海水浴場の施設整備	
7-3 イベントの開催及び来場客の社会的特徴	
7-4 大衆型海水浴場としての羽田及び新子安海水浴場	
7-5 小括	
	-
第8章 結論	98
8-1 各章の成果	
8-2 本研究全体の成果	
8-3 解釈を加えた総合考察	
8-4 今後の課題	
参考文献	11(
参考資料	114
1 東京府及び神奈川県におけるマスイベント及びイベント開催場所に関する事項年表	
2 主要マスイベント開催場所周辺図	
3 羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表	
4 新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表	

5-4 都新聞による商家雇人向け遊覧会の開催とその特質

5-5 明治 40 年代におけるマスイベントの特徴

1-1 研究目的、研究背景及び研究視座 1-2 研究対象及び用語の定義 1-3 研究手法及び本研究の構成内容 1-4 既往研究の整理と本研究の位置づけ

第1章 序論

本章では、第1節で本研究の背景、視座及び目的を詳らかにした後に、第2節で研究対象 を明示化し、本研究の分析に欠かせない用語の定義を先に規定する。そして、第3節で、研 究手法及び本研究全体の構成内容を示し、本研究において多用する新聞記事引用時の表記法 を明示する。第4節で、既往研究を整理したうえで、本研究の位置づけを示す。

第1節 研究背景、研究視座及び研究目的

(1) 研究背景

明治後半期は、都市化の進行とともに公園緑地の重要性が近代的な枠組の中で認識された時代である。明治期は江戸期の名残を残した東京市内の社寺境内地の一部が公園として整備されたが、西欧の概念に囚われすぎたがゆえに、新たな市民の住居に近接したレクリエーションの場は設けられなかったと佐藤昌は振り返った¹⁾。丸山宏は、明治末期における雑誌『太陽』の主催坪谷善四郎の言説を取り上げ、イギリスの公園では中流以下の「下層民」の保養場として、「労役細民」の「心身の健全さ」を保つ場所として機能していたが、当時の東京市における公園は中流上流層の利用ばかりで公園が十全に利用されていないことを指摘した²⁾。

昭和初期、東京緑地計画策定の中心人物であった北村徳太郎は、それまでの教育、体育、衛生からの観点だけではなく、「自由と解放を歌ふ極楽地」「民衆の慰楽園地」として公園を捉え、従来の公園地だけではなく神苑、川原、海岸を含めたオープンスペースにおける「公衆の慰楽」を俯瞰して捉えた 3)4)。

土肥真人は、近世江戸から近代東京市へ社会の枠組が編成されていくなかで、江戸期の 人々の世界観を構築していたオープンスペースが都市から消滅していったことを指摘した 5)

レイ・オルデンバーグは、現代社会に生きる生活者が求めた、自宅や職場の役割から離れた「居心地よい場所」をサードプレイスとして発見し、その重要性を説いた %。

本研究は、近代化が進行していく東京市内において、中流以下の庶民がオープンスペースをどのように利用したか、また、どうやって庶民が公園緑地とつながりを結んでいったかその起源を明らかにしていくものである。

(2) 研究視座

¹⁾ 佐藤昌(1977)『日本公園緑地発達史(上)』,都市計画研究所,pp.iii-vii

²⁾ 丸山宏(1994)『近代日本公園史の研究』,思文閣出版,pp.4-5

³⁾ 北村徳太郎(1932)「公園とは? 及其の他の都市戸外慰楽園地の分類」,『都市公論』,15-3,pp.42-53

⁴⁾ 真田純子(2007)『都市の緑はどうあるべきか 東京緑地計画の考察から』,技報堂出版,pp.160-170

⁵⁾ 土肥真人(1994)『江戸から東京への都市オープンスペースの変容』, 京都大学農学部造園学研究室

⁶⁾ レイ・オルデンバーグ(2013)『サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」』,みすず書房,Ray Oldenberg(1989)"The Great Good Place", Da capo Press, Massachusetts

本研究は、公的機関以外の民間主体が公園緑地を利用しながら、市民にとっての娯楽の可能性を内容面から獲得していった過程を明らかにするものである。具体的には、イベント実施主体による特定社会層への接触過程に注目しつつ、イベントに関する技法が生成され継承されていく姿を観察する。

新聞雑誌社によって、従来の政治講演会とは異なる種類の余暇に関するイベントが開かれ、当初は特定の社会層に属する若者の身体を通し、やがてイベントやイベントが上演される空間が、都市一般に浸透していく黎明期の在り方について、限られた資料の中から追跡していくものである。

(3) 研究目的

明治後半期において、新聞雑誌社によって、従来の政治講演会とは異なる新たな種類のイベントが生み出された。このイベントが生成され、展開し、洗練化され、定着していった過程を明らかにすることが本研究の目的である。また、これらのイベントが開かれた社会背景や経緯を詳らかにしながら、イベントの社会的意義を問うとともに、イベントが開かれた施設群の特徴も明らかにしていく。

第2節 用語の定義及び研究対象

(1) 用語の定義

本研究では「マスイベント」を、従来慣用的に用いられてきた「大規模なイベント」という だけの意味ではなく、以下の通り定義する。

- 1)民間が主催
- 2)開催目的が近世以前に起源を持たない
- 3)数千人規模を越える不特定多数の来場者を想定
- 4)基本的に一日で完結

以上の1)から4)の条件全てを満たす、明治30年代以降に新聞雑誌社が自紙の読者を囲い込むために開いた、政治集会とは異なる種類のイベントを「マスイベント」と定義する。なお、イベントは「催しもしくは行事」と定義し、イベントという言葉そのものには近代以降と近世以前といった区別をつけない価値中立的な用語として本研究では使用する。

2)により、マスイベントは、近世以前に起源を持つ寺社主体の祭りや参詣、花見とは区別される。近代以降に誕生したものの中でも、1)により万国博覧会や軍事パレードと、3)により特定多数の生徒を対象にした学校行事と、4)により数泊の宿泊を伴う団体旅行とも区別される。マスイベントと類似した用語に、「メディア・イベント」があるが、これについては第5節で整理する。明治30年代に政治集会とは異なるものとして、マスイベントが登場したが、必ずしも新聞雑誌社が開くものとは限定せず、例えば化粧品会社がキャンペーンの一環として利用客を対象にして開いた催事もマスイベントと見做す。

また、マスイベントの類型である「運動イベント」は、「後の時代にスポーツとして認識 される競技を指すが、明治から大正期にかけての教育的要素が色濃いイベント」と定義する。 その他、「大衆型海水浴場」は、上流層や文士、傷病者が主に利用した従来の明治初期以 来の療養型の海水浴場とは異なり、「庶民一般が余暇を楽しむために利用し、数千人規模を 越える利用者を同時に収容した海水浴場」を指すものとする。

(2) 研究対象

本研究は、明治後半期に新聞雑誌社によって実施されたマスイベントを研究対象とする。 また、羽田運動場、羽田海水浴場、新子安海水浴場などのマスイベントが実施された運動娯 楽施設群も研究対象とする。

本研究で扱うイベントは、明治後半期に新聞雑誌社が開催したものである。既往研究も参照しながら、東京市内において新聞雑誌社が企画、開催したマスイベントに関して、明治後半期においては基本的に把握できる限りは全てを参照したうえで、時代の先後において嚆矢事例と考えられるものを抽出している。ただし、関西地方など東京以外の国内都市に関しては既往研究で参照しうる代表的なものを列挙し、そのすべてを参照できているわけではない。また明治後半期の時代的前後に当たる明治前半期と大正期に関しては、明治後半期のマスイベントを説明するのに必要と考えられるものを一部参照している。イベント空間に関しても、明治後半期の東京市内における新聞、雑誌社によるマスイベントの開催を基準にしつつ、時代の変遷の中で最初期事例と言えるものを抽出している。

第3節 研究手法及び本研究の構成内容

(1) 研究手法

文献調査でおこなう。具体的には、表-1-1で示した資料を各章で使用する。第2章に関しては、関連するジャンルの既往研究を参照して、当時の社会的背景を明らかにしていく。

表-1-1 主要参考文献表

	l -		I	l .
文献種別	発行(参照)年	書誌名	著編者	主に使用する章
	1900-1918	報知新聞	報知社	3, 5-7章
	1901-1902	二六新報	二六新報社	3章
	1908-1918	都新聞	都新聞社	5, 7章
新聞紙	1910-1911	東京毎日新聞	毎日新聞社	7章
利用到收	1901-1918	東京朝日新聞	朝日新聞社	3, 5-7章
	1901-1918	読売新聞	読売新聞東京本社	3, 5-7章
	1901-1918	大阪毎日新聞	大阪毎日新聞社	4, 7章
	1908-1918	横浜貿易新報	横浜貿易新報社	6, 7章
	1896-1903	風俗画報	東陽堂	3, 4章
	1908-1914	運動世界	運動世界社	6章
雑誌	1908-1919	冒険世界	博文館	5,6章
	1912-1923	武侠世界	武侠世界社	6章
	1908-1911	月刊ベースボール	野球研究会	6章
新聞社史等	1936	創刊六十五年報知 新聞小史	青木武雄	3, 5, 7章
	1991	都新聞史	土方正巳	5, 7章
鉄道会社史	1949	京浜電気鉄道沿革 史	京浜急行電鉄	4, 6, 7章
	1980	京浜急行八十年史	京浜急行電鉄	4, 6, 7章
海水浴場誌	1926	浜寺海水浴二十周 年史	大阪毎日新聞社	5, 7章
地形図	1996	「大森」「穴守」 「川崎」「生麦」 等縮尺1万分の 1、2万5千分の1 地形図	大日本帝国陸地測 量部	4, 6, 7章
	1904-1914	土木 羽田村埋立 地 三冊の内丙	東京府	4,7章
公文書	1910	公有水面埋立組換 及開墾出願関係書 類	橘樹郡役所	4, 7章
絵葉書	1912-1917	新子安絵葉書	東京青雲堂	7章
地域史誌	1977	大田区史 下巻	大田区史編さん委 員会	4, 7章
20296 又 80	1977	区制施行五〇周年 記念 神奈川区誌	神奈川区誌編さん 刊行実行委員会	4, 7章

に当たる警察の資料は重要だが、管見の限りでは明治期における警視庁の許認可に関する資料は見出せなかった。

それに加え、新聞雑誌資料を補うものとして、地域史誌、新聞社及び鉄道会社史、当時の 絵葉書、地形図、海面埋立に係る公文書を用い、性質上事実の把握が難しいマスイベントの 客観的視点の確保に務める。

大阪毎日新聞と南海電鉄が主催した浜寺海水浴場は、同じ新聞社が数十年主催に継続して関わった当時としては稀有な事例である。1926(大正15)年にそれまでの浜寺海水浴場の概要や運営に関わった人物の回顧録をまとめた『浜寺海水浴二十周年史』は、マスイベントが数多く開かれた関西地方における大衆型海水浴場に関する記録として、本研究が主に取り扱う関東地方における大衆型海水浴場の施設整備、マスイベントの実施等の運営内容を比較するために用いる。

(2) 本研究の構成内容、並びに、研究目的と各章で明らかにすることとの関係性

本研究は3部8章で構成する。各部はマスイベントの生成、「試演」、「上演」の過程を示す。各章同士の関係性は、図-1-1の通りに表す。各章の対象属性としては、第2章と第4章ではマスイベントが開かれることになった社会背景を、第3、5、6、7章ではマスイベントの具体的な内容を題材として扱う。

第1部「マスイベントの生成」は、第2章及び第3章で構成し、マスイベントの生成に至る社会背景を詳らかにし、研究目的に挙げたとおり、マスイベントの生成過程を明らかにするとともに生成時の特徴について明らかにする。

第2章「明治後半期東京市における庶民を取り巻く社会情勢」では、職種別人口動態などの社会調査資料や雑誌資料を基にし、マスイベント生成に至る前提条件として明治後半期の東京市の社会背景を詳らかにすることを目的とする。具体的には、明治 30 年代を中心にどの社会層がどの程度の人口構成比を構成していたかを明らかにする。そして、当時マジョリティであった社会層を取り巻く生活環境や、東京市の治安状況を明らかにしながら多数が集まる集会に対してどのような法整備が為されたかに着目し、そうした社会状況と被雇用者の労働環境の改善がどう結びついたかを示していく。また、明治後半期における出版業がどう発展し、中でも新聞社が読者を確保、維持するためにどのような企画を立案したかを明らかにする。

第3章「明治30年代における新聞社主催による特定社会層を対象にしたマスイベントの実施」では、特定社会層を対象とした新聞社主催によるマスイベントに関して、新聞や雑誌記事を基に、その生

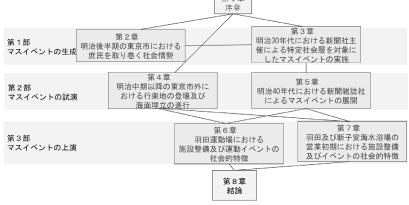


図-1-1 本研究章構成図

成過程と特徴を示す。まず、生成期のマスイベントを開いた各新聞社がどのような読者層を抱え、どのような社会的姿勢をとっていたかを整理する。そして、各社が実施した大人数向けの屋外イベントの開催経緯、開催までの紙面における事前宣伝、会場の整備態様、応募人数と参加人数などを含めイベントの内容を詳らかにする。また、各イベントに警視庁および各警察署がどのように関わったかに注目するとともに、他社他誌がどのようにマスイベントを捉えたのか社会的評価を整理したうえで、各イベントの特徴とイベント間の差異を明らかにすることでマスイベントの生成過程と生成時の特徴を示す。

第2部「マスイベントの試演」は、第4章及び第5章で構成し、マスイベントを実施するための準備段階として、大都市郊外の海面が埋立によって新たな陸地となり、当時の社会事情によって時限的用途が求められるに至った経緯と、マスイベントが種類を増やしながら一般社会に受容されていく過程を明らかにする。第1部の生成と第3部の定着との間の時期で、開催場所や内容も相前後する試行錯誤の時期にあった離陸期とも言えるこの時期のマスイベントの在り方を示すために、部の標題を「試演」とした。本研究の目的の中で、マスイベントが展開していく過程を示すことが第2部の目的である。

第4章「明治中期以降の東京市外における行楽地の登場及び海面埋立の進行」では、埋立 関係の公文書や地図資料などを基に、明治40年代以降の京浜地域の海面埋立の実態を解明す る。また、参詣路線として発足した民間鉄道会社がどのような手法で乗客の確保を図った か、いかなる経緯で埋立地に関わるようになったかを明らかにする。その他に、鉄道の発展 と市外における行楽地の関係、水上に関する法規制や関西地方における大衆海水浴場の発 展、水泳法教練場の変化など、マスイベントの開催条件を満たす運動娯楽施設成立に結び付 く社会背景を整理する。

第5章「明治40年代における新聞雑誌社によるマスイベントの展開」では、明治40年代の新聞雑誌社によるマスイベントについて、新聞雑誌社の記事資料を基に、イベントの内容や種類を整理するとともに、過去のイベントで編み出された景品確保や宣伝の手法がどのように用いられたかを詳らかにする。また、都市のどこでマスイベントが開催されたか、開催場所の変化に着目しその特徴をまとめることで、イベントの展開過程を示していく。

第3部「マスイベントの上演」は、第6章及び第7章で構成し、羽田運動場、羽田海水浴場、新子安海水浴場におけるマスイベントの特徴及び来場者の社会層を明らかにする。これによって、第1部で生成し、第2部で試演された、マスイベントがどのように同一場所で定期的に開催されるように至ったか、本研究の目的のうちマスイベントが定着すると同時に洗練化されていった過程を示すのが第3部の目的である。定着化と洗練化が同時に進んでいくことを現す用語として「上演」を用いた。

第6章「羽田運動場における施設整備及び運動イベントの特徴」では、新聞、雑誌及び地 図資料を基に、羽田運動場の基本設置構想、施設整備及び運営内容を詳らかに解明する。ま ず、羽田運動場はいかなる目的をもって開設されたか基本構想を明らかにする。そして、ど のようなイベントが実施されたか、どの程度の観客が訪れたかを解明する。そして国内他の 運動場事例を参照したうえで、羽田運動場の社会的意義を明らかにし、マスイベントの定着 過程及び洗練過程を示す。

第7章「羽田及び新子安海水浴場の営業初期における施設整備及びイベントの特徴」では、新聞及び地図資料を基にして、新聞社によって主催された営業初期の羽田及び新子安海水浴場の施設整備及びイベントの詳細を明らかにする。両海水浴場がそれぞれどのような目的で開設されたか、施設整備はどのようにおこなわれたかを明らかにする。そのうえで、いかなる種類のイベントがどの日に実施されたかを詳らかにし、イベントがあった日にどの社会属性の団体客が両海水浴場に来場したかを整理し、第3章でまとめた各新聞の読者層との対比をおこなう。また、同時期関西地方における大衆型海水浴場との比較をおこない、羽田及び新子安海水浴場の特徴と社会的意義についてまとめることで、マスイベントの定着過程及び洗練過程を示す。

第8章「結論」では、各章の結論を整理したうえで、明治後半期にマスイベントはどのような社会的意義を有していたか、マスイベントの展開に伴ってイベント空間はどう生成されどのように変容したか、またマスイベントの「上演」によって、都市に生活する庶民に何がもたらされたのかを総括する。

(3) 新聞記事引用時及び漢字の表記

本研究は一次資料として新聞記事を多用するため、新聞記事に典拠する内容については、一部の図を除き、脚注で示さず本文中で直接示す。例えば「(報 1910.1.1)」といったように、新聞名と記事掲載年月日をカッコ書きで示す。なお、報知新聞は「報」、二六新報は「二」、都新聞は「都」、東京朝日新聞は「朝」、読売新聞は「読」、横浜貿易新報は「横」、東京毎日新聞は「東」、中央新聞は「中」とする。また、新聞紙面に掲載された広告に典拠する場合は、「(都 1910.1.1 広)」といったように日付の後に「広」の字を付す。同年の2日分以上の紙面を参考にした際、2日目以降の西暦表記は省略する。また、連続した数日の紙面を参考にした場合は「(報 1901.1.1-1.10)」といったようにハイフンで示す。

また、本研究では、旧字体で表現される漢字について、原則新字体で記す

第4節 既往研究の整理及び本研究の位置づけ

(1) イベントに関する研究、及び、マスイベントに関連する概念の整理

メディア史やスポーツ史の観点から、明治中期以降、新聞雑誌社が自らイベントを主催 し、紙面を通して多くの読者が野球など運動に関するメディア・イベントに注目し、その運 営手法を分析する研究群がある ⁷⁾⁸⁾。本研究も、新聞雑誌社によるマスイベントを扱う点で研 究対象が重なる部分が多い。

⁷⁾ 津金澤聰廣編(1996) 『近代日本のメディア・イベント』,同文舘出版

⁸⁾ 西原茂樹(2004)「東京・大阪両都市の新聞社による野球(スポーツ)イベントの展開過程」,『立命館産業社会論集』,40-3,pp.115-134

松浪稔は、大阪毎日新聞や報知新聞が開催したスポーツ・イベントが、海事思想の啓発、 海水浴、水泳の三つを媒介する役割を果たしたと指摘する⁹。

「メディア・イベント」の概念は、メディア主催以外の大規模な報道やイベント化された社会事件をも扱うが、本研究のマスイベントの概念ではそれらは対象外である点で異なる。さらに、本研究は、新聞社がどのような社会層をターゲットにしたかに着目し、当該イベントの社会的意義を明らかにする点で、既往研究群とは異なる。

(2) イベント空間或いは一般大衆に膾炙した施設の研究

公会堂や盛り場、西洋式公園など明治後半期に一般に膾炙した施設もしくは多くの人が集まる場所が成立した経緯や詳細を追った研究群の蓄積は厚い ^{10) 11) 12) 13)}。本研究は特定の社会層を対象にしたイベントそのものを直接研究対象として、イベント空間がイベントの様態に応じて変化していった過程を観察する点で、これらの研究群がとった手法を参考にし、大意としてこれらの研究群に連なるものである。

(3) 海水浴場に関する研究

海水浴場に関する研究は、下記i) ii)の二つに大別できる。

- i)明治初期から中期の療養、避暑目的の主に上流階級が使う海浜別荘地や旅館建築を対象に した研究群 ^{14) 15) 16)}
- ii)明治後期から大正期、新中間層を含む広範な社会層が利用する余暇空間や保健慰安施設として設置された、大衆型海水浴場の形成詳細を示した研究群 17)18)
- ii)の中でも、「大衆型海水浴場」を運営した新聞社に注目し、当時社会で唱えられていた「海事思想」の影響を指摘し、新聞社が海水浴場を運営する社会目的を一定程度明らかにした研究群がある。

畔柳昭雄は、明治 20 年代以降に、軍事に関する事象への関心が一般化したことに伴い、「海国日本」づくりの一環として水泳が注目されるようになったことを指摘する ²⁰⁾。川における遊泳だけでなく海における遊泳が重視されるようになり、川沿いにあった水練場が海岸縁に移転する。そして、鉄道会社や新聞社による海水浴場運営の参加によって、明治末期の海水浴の行楽化と大衆化が進行したことを指摘する。海水浴の行楽化と大衆化について、畔柳は総論として鉄道会社と新聞社による海水浴人気の貢献を指摘し、全国の代表的な鉄道会社による海水浴場の事例を列挙するが、具体的にそれぞれの施設がどのように整備されたの

⁹⁾ 松浪稔(2010)「海浜レジャーとメディア・スポーツ・イベントに関するスポーツ史的一考察」,『東海大学紀要体育学部』,39, pp.1-9

¹⁰⁾ 新藤浩伸(1994) 『公会堂と民衆の近代』,東京大学出版会

¹¹⁾ 吉見俊也(1987)『都市のドラマトゥルギー』, 弘文堂,

¹²⁾ 丸山宏(1994) 『近代日本公園史の研究』, 思文閣出版

¹³⁾ 白幡洋三郎(1995)『近代都市公園史の研究』, 思文閣出版

¹⁴⁾ 小口千明(1985)「日本における海水浴の需要」,『人文地理』,37-3, pp.23-37

¹⁵⁾ 安島博幸,十代田朗(1991)『日本別荘史ノート』,住まいの図書館出版局

¹⁶⁾ 渡辺貴介,十代田朗,高橋康一(1993) 『明治期の海浜リゾート開発における計画思想に関する研究』,(財)第一住宅 建設協会+(財)地域社会研究所

¹⁷⁾ 竹村民郎(1996)『笑楽の系譜』,白地社

¹⁸⁾ 麻生美希(2015)「福岡市とその近郊における近代海浜リゾートの成立に関する研究」,『都市計画論文集』, 50-3, pp.1196-1203

²⁰⁾ 畔柳昭雄(2010)『海水浴と日本人』,中央公論新社

か、また、どのようなイベントがどのような社会層にどう訴えかけたのか、明治中期以前と は何が異なるのかといった関連づけに欠けている。

綿貫慶徳は、1903(明治 39)年に開設された、大衆型海水浴場の嚆矢である浜寺海水浴場に関して、主催する大阪毎日新聞の事業理念と照らし合わせて、その経営理念に関する特徴を読み込んでいる ²¹⁾。当時の同新聞の販売ターゲットであった新中間層の了解を取り付けるように、海水浴場の事業が展開されていったことを綿貫は指摘する。海水浴場の運営に関して、新聞社に着眼する点では本研究と共通する。しかし、当該研究は、浜寺海水浴場営業初期の来場者の大半であった下層労働者を考察の対象から外すが、むしろ下層労働者などが初期の大衆型海水浴場の主要顧客であったことに着目する点で本研究とは立場が異なる。

本研究もii)と同様、主催者である新聞社に着目するが、「海事思想」の影響だけでなく、海水浴場開設以前に新聞社が開いていたマスイベントに注目し、新聞社がどの社会層をターゲットにしていたかを対象にし、大衆型海水浴場の生成を明らかにすることを目的にしている点で異なる。

(4) 運動場に関する研究

運動場研究の中でも、新聞雑誌社等メディアの関わりを論じた研究は複数ある ^{22) 23)}。本研究はこれらの既往研究ではほぼ触れられていない、運動場で実施されたイベント内容の傾向や施設整備の変遷に着眼し、萌芽期の総合運動場が実現したことの社会的意味を問う。

²¹⁾ 綿貫康徳(2004)「明治後期から大正期における大阪毎日新聞社の浜寺海水浴場経営に関する史的考察」、『体育史研究』、21, pp.1-14

²²⁾ 坂井康広(2004)「戦前期における電鉄会社系野球場と野球界の変容」,『スポーツ社会学研究』,12, pp.71-80,109

²³⁾ 正木喜勝(2016)「豊中グラウンドの誕生とその意義」,『阪急文化年報』, 4, pp.23-36

第1部

マスイベントの生成

第2章 明治後半期の東京市における庶民を取り巻く社会情勢

2-1 明治後半期の東京市における人口動態と社会情勢 2-2 市内公園緑地の開発状況と日比谷公園の開園 2-3 商業被雇用者の生活環境と東京市内における騒擾事件 2-4 労働運動の進展と治安警察法制定による屋外集会の制限 2-5 出版業の発展と各新聞社による読者の囲い込み 2-6 小括

第2章 明治後半期の東京市における庶民を取り巻く社会情勢

本章では、マスイベントがいかなる社会条件の下で生成したのか、明治後半期の商業被雇用者を中心とした庶民を取り巻く社会背景を明らかにすることを目的とする。具体的には表-2-1で示した一覧表のとおり、各節で史料を用いて、各内容を明らかにしていく。

明らかにすること 用いる主要史料 『東京の地域研究(続)』『東京の社会経済 1節(人口動態) 有業者の業種ごとの人口推移と特徴 史』等の社会史を扱った既往研究 『近代都市公園史の研究』『日本公園緑地 東京市における公園地の開発状況,公園 2節(公園地開発) 緑地の利用状況 発達史(上)』等の公園史を扱った既往研究 商業史や青年教育史を扱った既往研究 商業被雇用者の生活環境、東京市の治安 3節(商業被雇用者) 『群衆の居場所』『都市と暴動の民衆史』等 状況 の社会暴動を追った既往研究 治安警察法が成立した社会背景。同法に 治安警察法条文、労働運動に関する既往研 4節(治安警察法) おける屋外集会に関する制限内容 新聞の発展経緯,新聞社が紙面で実施し 『近代日本の新聞読者層』『大衆新聞と国 5節(新聞読者参加企画) た企画の内容と特徴 民国家』等の新聞史を扱った既往研究

表-2-1 本章各節で明らかにすること及び主要史料一覧表

内容構成としては、第1節では、社会史を扱った既往研究を用い、明治後半期から昭和初期までの東京市における有業者の業種別人口動態を分析し、その特徴を明らかにする。

第2節で、公園史を扱った既往研究を基に、市区改正事業により公園地の開発状況がどの 程度進んだのか、また明治後期において公園緑地はどのように利用されたのかを示す。

第3節で、商業史や青年教育史を扱った既往研究を基にして、商業被雇用者の生活環境を明らかにする。また、社会暴動を追った既往研究を基に当時東京市内の治安状況を詳らかにし、商業被雇用者の生活環境との関連性を明らかにする。

第4節で、労働運動に関する既往研究を基にして、治安警察法が成立した社会背景を明らかにし、治安警察法条文を基に、屋外集会に関してどのような内容の制限が課せられたかを 詳らかにする。

第5節では、新聞紙を扱った既往研究を基に、マスイベントを開催する主体として新聞雑誌社がどのように発展したかを概観し、とりわけ新聞社が読者を取り込むために実施した企画の内容と特徴を明らかにしていく。

第1節 明治後半期以降の東京市における人口動態

明治中期、繊維工業や機械・器具・金属工業等の発展を中心に、官営軍需工場の外にも東京市内の民間工場数は増加した¹⁾。工業の発展を背景にして、東京市では人口の流入や自然

¹⁾ 石塚裕道(1977)『東京の社会経済史』,紀伊国屋書店,pp.91-94

増加に伴って商業もいっそう盛んになり、日清戦争後日露戦争前にあたる 1900(明治 33)年時 点での東京市は飲食店、菓子店、古道具店などの商業従事者が増加した²⁾。

表-2-2 は東京市の有業者全体を 12 の業種(家事使用人は 1920(大正 9)年から統計始まる)に 分けた人口のうち、1900(明治 33)年時点で上位 5 位の業種を抽出し、1908(明治 41)年、 1920(大正 9)年、1930(昭和 5)年の職業別人口を追加した表である。1900(明治 33)年から、時 代を経ていくほど、有業者人口全体が増加していったことがわかる。

表-2-1 のうち、業種不明を指すため時代を経て統計の精度が高くなるにつれ、その人数が減少する「その他」を除いた 11 業種のうち、どの時代を抽出しても上位 3 位までに当てはまる職業人口を第 1 軸、有業者全体を第 2 軸として抽出したものが図-2-1 である 4)。

図-2-1を参照すると、1900年から1920年、明治後期から大正期へと時代が経過するにつれ、東京市内における工業従事者の割合が増加していったことがわかる。1930(昭和5)年になると減少するのは、複合的な要因が考えられるが、東京市内から市外に工場が本格的に移転したことが大きな要因と考えるのが妥当である。

他方、1900(明治 33)年の時点では、商業従事者の割合が全業種、第二位と第三位の工業やサービス業と比べても、圧倒的に多く、この時点ではマジョリティを構成していた。1908(明治 41)年になると、商業人口は一時的に減少するが、1920(大正 9)年以降は漸増し、どの期間を通じても全体の 25%を上回る人口であり続けた 5)。

	1900(明治33)年		1908(明治41)年		1920(大正9)年		1930(昭和5)年	
	人数	有業者全 体に占め る割合	人数	有業者全 体に占め る割合	人数	有業者全 体に占め る割合	人数	有業者全 体に占め る割合
工業	94, 777	16.5%	224, 318	32.4%	335, 272	37. 2%	270, 474	27. 2%
商業	212, 523	37.0%	183, 213	26.4%	236, 328	26.3%	270, 449	27. 2%
サービス業	68, 238	11. 9%	76, 131	11.0%	103, 422	11.5%	176, 369	17. 7%
運輸通信業	30, 660	5. 3%	73, 423	10.6%	64, 173	7. 1%	44, 676	4. 5%
公務	22, 466	3.9%	40, 472	5.8%	43, 505	4. 8%	61, 358	6. 2%
金融保険業	15, 263	2. 7%	13, 387	1.9%	34, 816	3.9%	26, 841	2. 7%
農林業	1, 959	0.3%	6, 739	1.0%	8, 791	1.0%	3, 409	0.3%
水産業	1, 882	0.3%	1, 974	0.3%	1, 088	0. 1%	723	0. 1%
鉱業	156	0.0%	7, 111	1.0%	3, 020	0.3%	942	0. 1%
建設業	17, 637	3. 1%	44, 153	6. 4%	44, 467	4. 9%	48, 621	4. 9%
家事使用人	_	_	_	_	3, 161	0.4%	85, 181	8. 6%
その他	109, 282	19.0%	22, 208	3. 2%	22, 147	2. 5%	6, 469	0.6%
計(有業者全体)	574, 843	100.0%	693, 129	100.0%	900, 190	100.0%	995, 512	100.0%

表-2-2 東京市の有業者職業別人口推移表 3)

²⁾ 江波戸昭(1997)『東京の地域研究(続)』,大明堂,p.450

³⁾ 江波戸昭(1997)『東京の地域研究(続)』,p.449 内の「職業別人口の構成変化(東京市)」を一部改編して引用

⁴⁾ 江波戸昭(1997)『東京の地域研究(続)』,p.450.「その他」は「通勤」となっている業種不明の有業者を指す

⁵⁾ 商業人口が 1900 年から 1908 年にかけて一時的に減少した理由に関しては、明治末期の不況が影響している可能性が考えられる。しかし、同じく景気の影響を受けやすいはずの工業人口は増加しており、商業から工業に転業した被雇用者が一定数いたことが数字上からは推定できるが、それを裏付ける資料は見出せず、今後の検討課題としたい

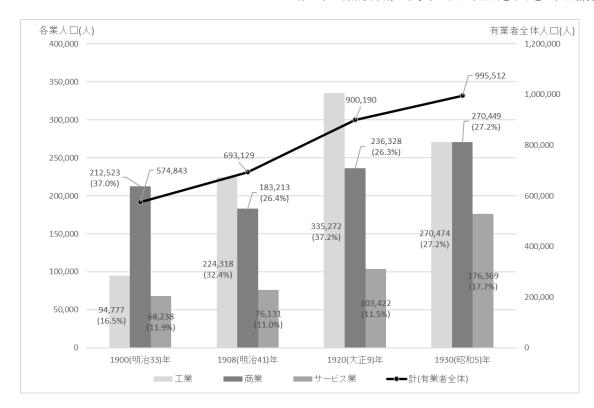


図-2-1 東京市における上位3業種の職業別人口推移グラフ3)

つまり、本研究、とりわけ第3章、第5章、第7章で着目する商業被雇用者に代表される 商業従事者は、当時の東京市内の生活において目にすることの多い職種であったことが一定 程度客観的に実証された。また、主に第3章で商業被雇用者と比較対象をおこなう工業被雇 用者も、商業被雇用者の次に目にすることの多い職種であったことも指摘できる。

第2節 市内公園地の開発状況と日比谷公園の開園

都市計画法制定前で市区改正事業が本格化する時期にあった東京市では、1903 (明治 36)年に西洋式公園として日比谷公園が開園した。同公園は、日本体育会から寄付を受けた運動器具を設置して利用者に供し、1905 (明治 38)年には野外音楽堂を設置し軍楽隊などによる演奏をもって西洋音楽に触れる機会を設ける等、野外の過ごし方を市民一般に啓蒙する側面があった。6。

その一方で、日比谷公園の開園当日には、警視庁が事前に掲示していたにもかかわらず、門前に露店が立ち並び、露店商人にとっては新しい西洋式公園は神社の縁日と変わらない受け止め方をしていたことを白幡洋三郎は指摘する 70 。その他にも、芝生を掴んで投げ出した書生や、石を飛ばして遊ぶ少年たちや、池のほとりに痰が付着している様子など、日比谷公園開園当初に、西洋式公園の設計意図と庶民にとっての公園の過ごし方に乖離が見られることもあった 80 。

⁶⁾ 村上怜央(2016)「東京市民の日比谷公園史」『都市公園』,212,pp.58-61

⁷⁾ 白幡洋三郎(1995) 『近代都市公園史の研究』, 思文閣出版,p.223-224

⁸⁾ 白幡洋三郎(1995) 『近代都市公園史の研究』,p.224

明治後半期の段階では、上野や浅草、芝、飛鳥山などの神社仏閣あるいは近世以前からの名勝地の領域を利用した太政官布達公園の利用が主で、有業者人口が増えていく中で、東京市内全体での新しい公園地の整備は遅れる傾向にあり、増加する人口に見合ったオープンスペースは不足していた %。

第3節 商業被雇用者の生活環境と東京市内における騒擾事件

(1) 商業被雇用者の生活環境

商業界では近世から続く仕着、奉公制度の慣習が明治後期になっても根強く残り、商店に 勤める被雇用者は二十数年の奉公を務め続けた後、ようやく暖簾分けの許可を得て独立の商 店主になることができた。商店主に仕える「商店小僧」は、十代前半から住み込みで商店の 雑務に励んでいた。彼らにとって確定した年休日は正月や藪入の時など稀少で、7月の藪入 の際には、主人から小遣いをもらって、浅草や上野などの盛り場に仲間達と繰り出し、観劇 や屋台等で買い物を楽しんでいた。

週休日の導入や夜間労働の禁止などの近代的な労働価値観を反映した仕組を導入する大規 模商店もあったが、こうした改革は商店の基盤を根底から覆してしまう側面もあり、昭和 13(1938)年に商店法が成立するまで監督官庁の強制力も働かなかったため、中小の商店では慣 習が残存する傾向にあった ¹⁰⁾。

(2) 商業被雇用者の不安定な労働環境と東京市内における騒擾事件との関係

藪入時には寺院の開帳等もあり、盛り場は多数の人出で溢れ繁華を極めたが、その反面、 悪徳を身につける者も存在した。明治後半期、商店に関する法令は未整備で、商業被雇用者 の労働環境は商店主の裁量に委ねられ、中には劣悪な労働環境の商店も存在し、奉公を途中

で辞める被雇用者も少なくな かった。

仕える主家では十分な教育を受けられず、自身の将来に不安を感じた商業被雇用者の中には、盛り場で悪徳をおぼえ、非行に走る者もいた。図-2-2で見られるように、

1905(明治 38)年の日比谷焼打 事件における被告人の一部に は人足や職工、無職者の外 に、店員や小売商などの雑業



図-2-2 日比谷焼打事件において 鉄道会社出張所を襲う暴徒の様子 12)

⁹⁾ 丸山宏(1977) 『日本公園緑地発達史(上)』,思文閣出版,p.107

¹⁰⁾ 松井清(1983)「「商店法」問題の社会学的背景」,『慶應義塾創立一二五周年記念論文集:慶應法学会政治学関係 (1983.10)』,pp.97-120

¹¹⁾ 中筋直哉(2005)『群衆の居場所 都市騒乱の歴史社会学』,新曜社,p.157

¹²⁾ 国木田哲夫編 (1905)「街鉄有楽町出張所の焼き討ち」『戦時画報』,60 (臨時増刊「東京騒擾画報」),近事画報社,絵画頁より一部引用

者が含まれていた
い。その後も東京市
内で暴動事件は数年
に一回は発生した。
表 2-3 は明治後期から
大正期までの東京市
内における暴動事件

表-2-3 明治後期から大正期までの東京市内における暴動事件一覧表 13)

年次	事件名
1905(明治38)年9月	日比谷焼打ち事件
1906(明治39)年3月・9月	電車値上げ反対運動に伴う電車襲撃事件
1908(明治41)年2月	増税反対運動に伴う電車襲撃事件
1913(大正2)年2月	大正政変
1914(大正3)年2月	シーメンス事件
1918(大正7)年8月	米騒動

を抽出したものだが、これらの事件において、主体的な役割を果たすことはないものの、暴徒の一部として参加する商業被雇用者の姿が見られることがあった ¹⁴⁾。むろん暴動事件は一番極端なものが表面化した事例ではあるが、商業被雇用者の若者たちの熱狂が社会不安を煽ることもあった。また、元商業被雇用者や職工と呼ばれた工業被雇用者など若者全体の熱気に対して、警察を代表する取締側が警戒心をもつことも突飛とは言えない時代状況があった。

(3) 成功主義の価値観

こうした社会不安を背景に、実業界の名士や大商店の支配人や番頭などのベテラン被雇用者を中心に、商業被雇用者の待遇改善を図る機運が生まれた。この機運の背景には、商業被雇用者が主人に忠誠を尽くしながら自己を鍛錬し、「立身出世」を遂げる成功主義の考え方があった 15)。

第4節 労働組合運動の進展と治安警察法制定による屋外集会の制限

(1) 労働組合運動の進展

日清戦争後に労働運動が盛んになり、1897(明治 30)年に高野房太郎、片山潜、沢田半之助などによって労働組合期成会が結成され、鉄鋼組合などの各業種組合が成立し、工業被雇用者の組織化が進展していった ¹⁶⁾。しかし、3項で述べる治安警察法の施行や財政難、使用者側の反動もあって、1901(明治 34)年に労働組合期成会は解散を余儀なくされる。期成会で幹事を務めていた片山潜は、第3章2節で述べる「労働者大懇親会」に出席し、同会の参加者動員に大きな影響を及ぼした。

(2) 治安警察法の制定

労働運動の高まりへの警戒を背景に、1900(明治 33)年に治安警察法が制定された。これは、1893(明治 26)年に制定された集会及政社法の内容を発展させたものであった。次項で条文の内容について検討する。

(3) 屋外集会の制限

治安警察法第4条では、以下の条項が定められた。

屋外ニ於テ公衆ヲ会同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ発起人ヨリ十二時間以前ニ会

¹³⁾ 藤野裕子(2015)『都市と暴動の民衆史 東京・1905-1923年』,有志舎,p.61 の表より一部抜粋

¹⁴⁾ 中筋直哉(2005) 『群衆の居場所 都市騒乱の歴史社会学』,pp.194-195,223-226

¹⁵⁾ 筒井清忠(1995)『日本型「教養」の運命』,岩波書店,pp.4-5,165-167

¹⁶⁾ 労働運動史料委員会編(1962) 『日本労働運動資料 第一巻』,中央公論事業出版,pp.393-394

同スへキ場所年月日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ<u>管轄警察官署ニ届出ツヘシ</u>但シ祭葬、 講社、学生生徒ノ体育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス¹⁷⁾

(治安警察法第4条:下線部は筆者が付記)

屋外で公衆、つまり、不特定多数の人間を集めるときには、管轄警察署への届出義務がこの条文で明記化された。また、同法第8条で、許認可をおこなう監督官庁である警察側の権能について以下のように定められた。

<u>安寧秩序ヲ保持スル為</u>必要ナル場合ニ於テハ<u>警察官</u>ハ<u>屋外ノ集会</u>又ハ多衆ノ運動若ハ 群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集会ヲ解散スルコトヲ得¹⁷⁾

(治安警察法第8条:下線部は筆者が付記)

治安警察法第8条により、屋外集会、多衆運動、群集の制限、禁止、解散および屋内集会の解散に関する警察の権限が定められ、警察署は屋外集会の参加人数の制限や集会の禁止命令を出すことができた。本研究が対象とするマスイベントは、この条項による制限を直接被ることになる。

第5節 出版業の発展と各新聞社による読者の囲い込み

(1) 識字率の向上と出版業の発展

明治後半期は社会全体で識字率が飛躍的に増加し、中小の商店主も新聞を購読し、教育の一環で家族や店員に読み聞かせる店主も多く、商業被雇用者が店主を通じて新聞に触れる機会も増えた。

印刷技術の向上や日清戦争報道への需要などを背景にして、日清戦争以降明治 30 年代にかけて、新聞や雑誌の売り上げは伸長した。警視庁統計によると、東京紙全体の年間発行総部数は、1889(明治 22)年に 8,568 万部だったが、1894(明治 27)年には 1 億 3,447 万部、1899(明治 32)年には 2 億 176 万部と、10 年間で一挙に倍増していた 18)。とりわけ一定の資本を有するようになった新聞各社間の競争は激しくなっていた。報道以外の読者サービスの実施が可能になるだけの資金と人材の余裕を有するようになった。

(2) 各新聞の創刊経緯と社会的姿勢、読者層の分析

本研究の研究対象となるマスイベントを開催することになる、東京紙である『二六新報』 『報知新聞』『都新聞』の概況とその紙面の性格、読者層について整理する。各紙の主要な特徴は表-2-3の通りにまとめられる。

¹⁷⁾ 治安警察法(明治 33 年 3 月 10 日法律第 36 号)

¹⁷⁾ 治安警察法(明治 33 年 3 月 10 日法律第 36 号)

¹⁸⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,法政大学出版局,pp.404·407

衣-2-3 谷利国の土安な特徴― 見る	新聞の主要な特徴一覧	表
---------------------	------------	---

	報知新聞	二六新報	都新聞
創刊年	1872 (明治5) 年	1893(明治26)年	1884(明治17)年
主要読者層	商人(商店主)、学生、兵士、 商店小僧(商業被雇用者)	職工(工業被雇用者)、車夫	演芸界や花柳界関係者、 床屋や湯屋等の商店主
記事の特徴	当初は政論中心の「大新聞」 だが、1894(明治27)年以降は 挿絵入り小説や家庭記事に力 点を置いた庶民向けの「小新聞」に	三井財閥の攻撃や廃娼問題 など三面記事における集中 報道、江戸っ子の勇肌の心 情に訴える内容	庶民向けの「大衆小説」、 演芸、娯楽面に関する報道 の充実
1903 (明治36) 年 時点の発行部数	83,395部/日	142, 340部/日	45,000部/日
1911 (明治44) 年 時点の発行部数	約150,000部/日	20,000~30,000部/日	50,000~60,000部/日

1893(明治 26)年に『二六新報』は秋山定輔を中心として創刊された。資金繰りの問題や経営者の秋山の健康問題で、1895(明治 28)年に一旦休刊するが、1900(明治 33)年に再刊されると、『萬朝報』と並ぶ大衆派新聞として名を馳せ、1903(明治 36)年時点では1日 142,340 部の発行数、1911(明治 44)年時点では部数を減らし1日 2~3 万部の発行数であったとされる 19)20)。二六新報は言論内容よりも、三面記事で三井財閥の攻撃や廃娼問題などの内容をセンセーショナルに報じることで人気を得ていた 21)22)23)。同紙の定価は一日1銭、月24銭と他紙に比べて低価格だったこともあり、江戸っ子に代表される勇肌の心情を持つ下層読者に浸透し、一部の進歩的知識人階層にも購読されていた 24)25)。二六新報は、工業被雇用者などの職工や職人層が読者層の中核であり、勇肌の論調は車夫にも読まれ浸透していた 26)。

1872(明治 5)年に東京で創刊した『郵便報知新聞』は、当初「大新聞」として政論を主体にした記事で、自由民権運動を牽引していた ²⁷⁾。だが、1894(明治 27)年に『報知新聞』と改題すると、挿絵入り小説や家庭記事に力を入れ、庶民向けの「小新聞」としての性格を打ち出した。東京で発行された新聞の中では発行部数が多く、明治末期から大正期まで東京主要六新聞の一角にあり、1903(明治 36)年時点では 1 日 83,395 部、1911(明治 44)年時点で 1 日の発行部数は約 15 万部あったとされる ²⁸⁾。明治 30 年代初頭の報知新聞の読者層は、商人の割合が多く、次いで学生、兵士、商店小僧の読者が多く、教員や官吏など知識階層の読者は他紙に比べると少なかった ²⁹⁾。

¹⁹⁾ 山口功二(1997)「『二六新報』のスキャンダリズムとポピュリズム」『評論・社会科学』,56,pp.154-185

²⁰⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』, p.412

²¹⁾ 山本武利(1988)「キャンペーン」稲葉三千男・新井直之編『新聞学〔新版〕』,日本評論社,p.271

²²⁾ 山口功二(1997)「『二六新報』のスキャンダリズム」,pp.164-165

²³⁾ 山本武利(1981) 『近代日本の新聞読者層』,pp.159-160

²⁴⁾ 山口功二(1997)「『二六新報』のスキャンダリズム」,pp.165-166

²⁵⁾ 山本武利(1981) 『近代日本の新聞読者層』,p.160

²⁶⁾ 山本武利(1981) 『近代日本の新聞読者層』,p.160-161,192-193

²⁷⁾ 報知新聞社社史刊行委員会(1993),『世紀を超えて-報知新聞 120 年史』,報知新聞社,pp.139-150

²⁸⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』, pp.92,412

²⁹⁾ 山本武利(1981) 『近代日本の新聞読者層』, p.101

1884(明治 17)年に創刊した『今日新聞』は、1888(明治 21)年に『みやこ新聞』と改題し、1889(明治 22)年に『都新聞』に改題した ³⁰⁾。政治事象に関する記事を中心とする「大新聞」や政党新聞とは異なり、都新聞は、演芸や娯楽面に力点を置き、演芸界や花柳界、また、その周辺に立地する床屋、湯屋など下町の歓楽街で多くの固定した読者を得ていた ³¹⁾。また、連載されたいわゆる庶民向けの「大衆小説」が好評を博し、下町の商人や実業家の購読者も多かった ³²⁾。報知新聞には及ばないものの、1903(明治 36)年時点では1日 45,000 部、1911(明治 44)年頃には1日 5~6 万部の発行部数があったとされる ³³⁾。

(3)新聞紙面における読者参加企画の登場

購読者を確保するための読者サービスとして、前項で触れた『都新聞』の前身である『今日新聞』が、イギリスのペル・メル・ガゼット紙の「ベスト・テン」を模倣し、1885(明治18)年に「現今日本十傑投票」の企画を実施した³⁴⁾。これは、政治家、学術家など十部門に分けた各部門から一番と思う人物の名を投票してもらい、各部門の最多得票者を当てた投票者に賞金を贈り3か月分の新聞購読料を無料にするもので、1,400を越える投票を得た。『今日新聞』は『都新聞』に改名後も1898(明治31)年に素人義太夫の人気投票を実施し、その他『時事新報』が1893(明治26)年に青年俳優人気投票を実施する等、以後も新聞社の人気企画となっていた³⁵⁾。

この人気企画の規模を大きくしたのが大阪毎日新聞であった。1900(明治 33)年1月5日の紙面にて、大阪毎日新聞は、大相撲幕内の優勝力士の予想投票を募集し、4万票を越える投票を得て優勝力士を当てた応募者に懸賞品を贈呈した 36)。その後、同年2月以降、大阪毎日新聞は素人義太夫や素人謡曲家、俳優の人気投票を実施するが、当時の大阪市と京都市の義太夫や浪曲、新劇の人気を反映して大きな反響を呼び、200万以上の投票を集めることになった 37)。当時、大阪朝日新聞と発行部数を競っていた大阪毎日新聞は、1899(明治 32)年に営業局長として元大阪商業講習所の桐原捨三を招いた。この桐原が人気投票の仕掛人であり、一連の新聞販売政策は「桐原式」と後に呼ばれたと既往研究は指摘する 38)。「桐原式」は、報道に務めていた新聞が自ら話題を作り出し、中間発表など中途の結果も載せてできるだけ長い期間読者の関心を惹きつけようとした点が画期的であった。その他の新聞も次々と懸賞、福引、人気投票を実施するようになる。例えば、『都新聞』も明治 30年代の間に「俳諧十傑」「子供役者投票」「素人義太夫投票」「芸妓投票」などを繰り返し実施し、それを契機に発行部数を伸ばしていたことが確認できる 39)40)。

他にも『万朝報』は1901(明治34)年に、紙面での呼びかけをおこない、読者によって組織された「理想団」が発足した41)。理想団は、内村鑑三や幸徳秋水、堺利彦などに代表される

³⁰⁾ 土方正巳(1991)『都新聞史』,日本図書センター,pp.518-519

³¹⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,pp.246-250

³²⁾ 春原昭彦(1984)「新聞史に占める都新聞の位置」『総合ジャーナリズム研究』,110,pp.28-36

³³⁾ 山本武利(1981) 『近代日本の新聞読者層』,pp.246-247

³⁴⁾ 奥武則(2000) 『大衆新聞と国民国家 人気投票・慈善・スキャンダル』,平凡社,pp.58-60

³⁵⁾ 奥武則(2000) 『大衆新聞と国民国家』,p.60

³⁶⁾ 奥武則(2000)『大衆新聞と国民国家』,pp.48-50

³⁷⁾ 奥武則(2000)『大衆新聞と国民国家』,pp.51-56

³⁸⁾ 奥武則(2000)『大衆新聞と国民国家』, p.60

³⁹⁾ 柏書房編集部(2000)『都新聞 明治期記事·人物索引』,柏書房,p.187

⁴⁰⁾ 土方正巳(1991)『都新聞史』,日本図書センター,pp.114-115

⁴¹⁾ 有山輝雄(1980)「理想団の研究 [I]」『桃山学院大学社会学論集』,13-1,pp.37-64

ように、クリスチャン精神あるいは社会主義精神に基づいて社会改良をおこなう組織として、東京だけでなく北海道や長野、大阪など各府県に支部を組織し、大正期まで慈善活動をおこなったが、万朝報の読者をつなぎとめるための新聞販売政策の一環であった側面も既往研究により指摘されている 42)43)。『読売新聞』は、1905(明治 38)年以降に大阪や東京向島、千葉、横浜、神戸等で読者懇親会を開催し、新聞販売拡張のため読者間のコミュニティーを作ろうと苦心した 44)。

このように明治 30 年代には、読者間で話題になるような企画を立てたり、読者が集まるイベントや組織を構成したりすることで、新聞社は販売確保あるいは拡張を図った。ただ、新聞社の経営戦略とは別に、これらの企画は読者同士が互いの存在を意識する契機を生み、読者周辺に新聞社の企画に参加したいという動機を生み出す機会にもなった。

第6節 小括

以上の通り、本章における成果は以下の表-2-4のとおりである。

表-2-4 本章における成果

- ・明治30年代に東京市の有業者のうち、マジョリティを占めたのは商業人口(第1節)
- ・商業被雇用者の生活状況は不安定で、多数を占める被雇用者が潜在的な社会の不安要素となり、彼らへの待遇改善が社会の課題として浮上した(第3節)
- ・労働運動の昂揚への対処のため治安警察法が制定され、屋外集会の開催には警察の許可を 要するようになり、警察は集会を中止、制限する権限を得た(第4節)
- ・大衆紙において読者参加型企画が登場し、読者と新聞社間の結びつきが強化(第5節)

第1節では、有業者職業別人口推移表を分析し、明治30年代の東京市内では商業人口がマジョリティを占めていたことを明らかにした。

第2節において、特に新しい成果は存しないが、既往研究を引用し、東京市内において公園地の開発が遅れ、増加する人口に見合った公園緑地の利用が進行していなかった実態を示した。

第3節では、第1節で指摘した通り、明治30年代の東京市有業者のうちでマジョリティを 占めていた商業被雇用者の生活環境について概観しながら、生活状況が不安定な商業被雇用 者の存在が潜在的な社会不安要素となり、被雇用者の待遇改善が社会問題となったことを確 認した。

第4節では、労働運動の昂揚に伴って成立した治安警察法の中で重要な条項を取り上げ、 屋外集会の開催には警察の許可が必要になり、警察は屋外集会を中止あるいは制限する権限 を得たことを明らかにした。

そして、第5節では、新聞紙が大衆新聞へと拡大、変化していくなかで、読者参加型企画が好評を博し、読者と新聞社間の結びつきが強化されていった社会背景を詳らかにした。

⁴²⁾ 有山輝雄(1980)「理想団の研究 $[\Pi]$ 」『桃山学院大学社会学論集』,13-2,pp.43-74

⁴³⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,pp.294-300

⁴⁴⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,pp.311-312

明治30年代における新聞社主催による特定社会層を対象にしたマスイベントの実施

3-1 報知新聞による「商家雇人奨励会」の開催 3-2 二六新報による第一回「労働者大懇親会」の開催及び第二回同会の中止経緯 3-3 商家雇人奨励会と労働者大懇親会の社会的分岐 3-4 その後のマスイベントの展開 3-5 小括

第3章 明治30年代における新聞社主催による特定社会層を対象にしたマスイベントの実施

本章では、明治 30 年代に新聞社の主催によって、特定社会層に向けた屋外集会が開かれたことに着目する。マスイベントとして捉えた屋外集会が当初どのような特徴をもって、どのような参加者を想定して開催されたか、その詳細を明らかにする。具体的には表-3-1で示した一覧表のとおり、各節で史料を用いて、各内容を明らかにしていく。

明らかにすること 用いる主要史料

1節(商家雇人奨励会) 同会の開催目的、開催経緯、事前宣伝手 注催新聞社の記事、当該記事中に示された図、雑誌『風俗画報』記事

2節(労働者大懇親会) 同会の開催目的、開催経緯、事前宣伝手 注催新聞社の記事、当該記事中に示された図、雑誌『風俗画報』記事、二六新報社 長の回顧録

両者の共通点と相違点

3節(社会的分岐)

4節(その後のイベント)

主催新聞社の記事、当該記事中に示され

た図

表-3-1 本章各節で明らかにすること及び主要史料一覧表

内容構成としては、主催新聞社の記事や記事中に示された図を一次資料として、また他紙の記事や雑誌記事を同時代の社会的評価を測る資料として用い、第1節で計3回開催された報知新聞主催の商家雇人奨励会に関して、第2節では1回開催された二六新報による労働者大懇親会に関して、それぞれ開催目的や内容、会場配置や当時の評価を明らかにしていく。

どのような類型のイベントが実施されたか 主催新聞社の記事

第3節では、第1節と第2節で明らかにした事実等を基に、商家雇人奨励会と労働者大 懇親会に生じた差異について分析し、前者が継続的に開催され、対称的に後者は規模縮小 命令や中止命令等の警察から制限を受けた理由及びその社会的意味について考察する。

第4節では、商家雇人奨励会と労働者大懇親会の後に開かれた他新聞社主催のイベントの内容を、それぞれ主催した新聞社の新聞記事を基に概観していく。

本章で論じる主要事項を編年体でまとめたものは、以下の表 3-2 のとおりである。

年次	報知新聞による マスイベントに関する事項	二六新報による マスイベントに関する事項	その他の事項
1900 (明治33)年	(12/13)紙面の読者投稿欄で、「奉公人 会」の提起が商業被雇用者の読者によっ て為される		
1901 (明治34)年	(1/22)第一回「商家雇人奨励会」の開催 予定、紙面で正式に告知 (2/11)第一回商家雇人奨励会開催	(3/30)神田警察署から,第一回「労働者大 懇親会」集会人数を五万から五千に制限 する命令下される (4/3)向島で第一回労働者大懇親会開催	(11/9)時事新報により,上野不忍池畔で12時間マラソン大会開催(12/15)大阪毎日新聞により,堺大浜で長距離健脚競走大会開催
1902 (明治35)年	(3/21)上野公園で第二回商家雇人奨励会 開催	(3/15)神田警察署から,第二回「労働者大 懇親会」の開催禁止命令が下される	
1903 (明治36)年	(3/22)上野公園で第三回商家雇人奨励会 開催		
1904年 (明治37)年 以降	₩ BB 41 ∓ I - L 7		(1904(明治37)年/2/6-1905(明治38)年 /9/5)日露戦争

表-3-2 本章で論じる主要事項の年表

典拠資料は各新聞紙面による

第1節 報知新聞による「商家雇人奨励会」の開催

(1)第一回商家雇人奨励会開催の経緯と内容

1900(明治 33)年12月13日付の報知新聞における「投書籠」と題した読者投稿欄に、「酒屋の古僧(ママ)」との投稿者が以下のような投稿をおこない、その後の欄に続けて「投書籠」との名で報知新聞編集部が以下のような応答をおこなった。

- ▲拾ヶ年以上一家に勤続致し居る奉公人会を催したし御賛成の諸君何卒発起ありた し(酒屋の古僧)
- ▲酒店の古僧君よ面白きお考へなれば取敢えず掲げ置きたれど番地姓名のなきには困りたる此る御申●は紹介者の都合もあれば是非姓名を明記ありたし(投書籠)

(筆者注:●は新聞の印字がつぶれて判読できない部分)(報 1900.12.13)

この投稿は後に、日本橋堀留町所在の井上酒店に務める商業被雇用者である小山茂三郎 (こやま もさぶろう)によるものであったことが判明する(報 1900.12.20)。これが商家雇人 奨励会に言及した最初の記事であり、報知新聞編集部は小山の投稿内容に関心を表明して いたことがわかる。

報知新聞は、翌年1901(明治44)年1月15日に、正式に「古僧大懇親会」として、賛意を示す人の申し込みの受付を始めた(報1901.1.15)。同年1月22日には名称を「商家雇人奨励会」として、同年2月11日上野公園において同会の開催を告知した(報1901.1.22)。

第2章で確認したとおり、報知新聞の読者層には商人と商店小僧が多く、とりわけ直接新聞を購読していた中小の商家の店主などの商業雇用者を維持し、さらなる商店の購読者を拡大する狙いの中で、大人数を集める集会を開くことは理にかなっていた ¹⁾。また、奨励会の趣旨は、近世以降の商業の慣例である小僧制度を維持したい中小の商家店主の思惑にも合致していた。

報知社は主家と雇人との関係に於ける<u>在来の美風を維持し</u>商業道徳の発達を謀り<u>雇</u>人が忠勤の念立志の望を奨励せむが為に三年以上商家に勤続する雇人を集めて相互の懇親を得せしめ且つ各種の奨励方法を設け又忠勤抜群なる者に賞杯を贈与せんが為めに報知社は新聞紙上に常に商家に必要なる事項其他<u>雇人に関する善行美蹟(ママ)及び有益</u>の事項を掲載す

(下線部は筆者が付記)(報 1901.1.22)

報知新聞は商家雇人奨励会初告知の記事で、以上のとおり開催趣旨を明らかにした。第2章で触れた通り、当時の商家における主従の絆を基本とする雇用関係の慣行に対し、報知新聞はそれに賛意を示すことで家族制度に擬した主従関係を最上とする価値観を打ち出し、各商店の支持を得ようとした。

尤も我社の主意はお祭的の景気を盛んならしむるにあらで、真に雇人奨励の目的を達せん為めなれば会場の如きも厳粛を主として一切酒料を禁じ乱雑に流るゝことを避けたれば大家の主人にして出席するとも決して迷惑を感ずる如きことなけむ、尤も厳粛を主とすれば四角四面、学校の卒業式の如きものにあらずして和気靄然、無邪気にして愉快なる春の花見にも勝るの余興を加へたれば

(下線部は筆者が付記)(報 1901.2.2)

上述の奨励会に関する事前記事にもある通り、報知新聞は奨励会に関して、学校卒業式ほどの緊張感を要求する式典より、花見のように気取らず楽しめるような雰囲気づくりを目指した。しかし、上述の引用下線部にもある通り、奨励会当日は会場内の飲酒を禁じ、雇用者である商家主人が安心していわゆる小僧たちを送り出せるような環境づくりをアピールした(報 1901.2.2)。実際に腹掛の中に日本酒を隠して、会場で飲んでいるところを発見された日本運輸株式会社の人夫は退場を命じられた(報 1901.2.12)。奨励会は、近世以前の宴会などに見られるような乱雑さとは一線を画すものにすることを報知新聞は企図していた。

_

¹⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』, 法政大学出版局,pp.103-104

奨励会発起の契機となる投稿をした先述の小山茂三郎は、奨励会当日の賞盃受領者の一人となったが、報知新聞紙面で賞盃受領者の横顔として、彼が井上酒店に十八年奉公し、主人が亡くなった際にも遺児を盛り立てて支配人として主家を支えた点が紹介され、商家子弟の模範とすべきとされた(報 1901.2.12)。

奨励会の名誉会長は、報知新聞の設立にも関わった前島密が務め、「商家雇人の商業社会に於る主人の信託」を受けて、「商業社会に秩序ある進歩」をするため、「商業社会に忠実精励なる使用人」を励ます祝辞をおこなった(報 1901.2.12)。その他、報知新聞社長の箕浦勝人が賞杯を贈与し、受領者総代が答辞をおこなった。また、今後この商家雇人奨励会を継続することや、組織に関する用務は報知新聞がおこなうことが決議された(報 1901.2.12)。式典後は「小僧」たちが自由に演説をしてもいいこととされ、主人の被雇用者への教育を求める商店員の言葉が後日の新聞で紹介されていた(報 1901.2.13)。

報知新聞は、そうした従来の商家の価値観を重んじる性格をはじめから前面に打ち出していたが、それでも「小僧ストライキの煽動を為すにあらずや」とか社会主義を奉じる団体を設立しようとしていると、世間に受け取られていたことを述懐していた(報 1901.2. 12)。

会費は一人当たり 25 銭で、参加資格は三年以上商家に勤務する被雇用者で、中でも忠勤 抜群と認められた者に賞杯を贈呈することとされた。年齢制限に関する記述は見当たらな く、三年以上勤務している申告をすれば特に本当に三年勤務しているかどうかを、報知新 聞が商家に確認していた様子も確認できない。

奨励会当日には芝公園に集合し、楽隊の演奏とともに上野公園の会場まで行進をおこな うことも決定し

たでり会先や会きっ唱てににた会当確同とに装隊勢。のこ人っ商別はで人し各ど交千隊奏日佐作雇が会を互人はにの木詞人参のとはにの木詞人参はにと鉄併た信さ奨加

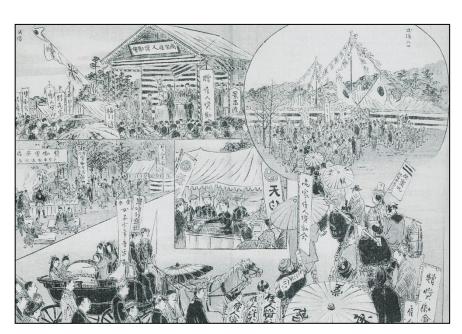


図-3-1 第一回商家雇人奨励会の様子 2)

²⁾ 編集部(1901)「商家雇人奨励会の景況」『風俗画報』,227,図版頁

によって歌われた(報 1901.1.30,2.12)。

奨励会に寄付をおこなった団体や個人は特別会員として迎えられた。1901(明治 34)年 1月 24日には、奨励会に金 10 円や金 5 円を寄附する商店が登場し、その後、寄付金を寄贈する商店の名が連日新たに報道された(報 1901.1.25)。奨励会当日に福引を実施することが告知されると、平尾賛平商店からの歯磨粉や金丸銃砲店からの空気銃など福引用の寄附品が続々と寄せられた(報 1901.1.31,2.3)。中には、田村組運送部が当日の物品運輸全般を引き受け、煙草商の岩谷商店が会場に喫煙室を設けるなど、それぞれの業種を活かした無形の寄附品もあった(報 1901.2.3)。

(2)第二回商家雇人奨励会開催の内容

第一回商家雇人奨励会は好評を博し、翌 1902(明治 35)年には第二回の開催を望む投書が相次ぎ、2月になって報知新聞は第二回商家雇人奨励会を 3月 21日に実施することを発表し、会場は再び上野公園に決まった(報 1902.2.23,3.4)。当日の会費は一人当たり 25 銭で、参加資格は三年以上商家に勤務する被雇用者とし、奨励会に 50 銭以上の寄付をおこなった人は特別会員として認め、当日は選抜された「忠勤抜群」の商業被雇用者五名に銀盃を授与するという、第一回を踏襲する内容が企画された(報 1902.3.4)。

第一回では男女の区別なく商業被雇用者を募集していたが、第二回でも女性被雇用者の募集が多かったため報知新聞は「我社の趣旨は単に男子雇人を奨励するに在れば」として応募を断り、特別会員としての参加を案内した(報 1902.3.12)。第二回奨励会当日の入場者は第一回の三倍の15,000人にのぼった(報 1902.3.22)。第二回でも会場に入る前の行列行進が実施され、芝公園の本隊の他、九段坂上からの九段枝隊、両国広小路からの両国枝隊と三隊に分かれて、各隊が東京市内を上野公園まで練り歩いた(報 1902.3.22)。芝公園の本隊には東京市だけでなく、横浜市から参加した数十名の参加者の姿が紹介された(報 1902.3.22)。

図-3-2で示した挿絵は、「忠実の 成功」との見出しで奨励会当日の紙 面に掲載されたもので、豊臣秀吉が 膝をついて主君に仕える姿を日本画 家の水野年方が描いたもので、当時 の人々に膾炙していた太閤記の逸話 を基に商家雇人が主人に忠実であれ ば立身出世のチャンスがあることを 一枚の絵で表現した(報 1902.3.21)。 奨励会当日の司会を務めた報知知聞 主筆の上島長久は開会の辞におい て、奨励会が「過激なる社会主義の 主張」とは一線を引き、第一が「秩 序整々、真に実務家社会の集合たる



図-3-2 第二回商家雇人奨励会当日の挿絵 3)

^{3) 1902}年3月21日付報知新聞記事より一部抜粋

体面」を全うしたことを報知社の実績として誇った(報 1902.3.22)。名誉会長前島密の祝辞の後に、登壇した当日銀盃受賞者総代の小堀菊蔵は答辞において、「多年主家に仕え他に誇るべき功労なく又世の模範たる事蹟を有せざる」自分たちが表彰されることを恭しく「将来愈々奮発勉励」することを誓った(報 1902.3.22)。その他、当日の紙面には「富豪の雇人時代」との見出しで、安田善次郎や大谷嘉兵衛、モルガンやカーネギーなど日洋の経営者の若年の頃の辛苦を紹介し、いずれ成功する可能性を秘めた者としての商業被雇用者の姿を浮き掘らせた(報 1902.3.21)。

前年の第一回における銀盃受賞者を発起人にして、受賞者懇親会が奨励会後に開かれ、報知新聞社長で奨励会会長の箕浦勝人を招くなど、受賞者の商業被雇用者同士のネットワークができ始めたのもこの第二回の時であり、翌年の第三回奨励会の後に懇親会は開かれたとの記事が確認できる(報 1903.3.24)。

(3)第三回商家雇人奨励会開催の内容

第三回商家雇人奨励会は、1903(明治 36)年 3 月 22 日に引き続き上野公園竹の台で開催されることになった(報 1903.2.26)。当日会費、参加資格、銀盃授与者の選び方は前回と同様の内容とされた。図-3-3 でも確認できる通り行列行進も実施され、前年の三隊に日本橋枝隊を加えた四隊となり、各隊の中には仮装をしたり自店広告の旗を立てたりする姿も見えながら、各人は市内を練り歩いた(報 1903.3.22, 3.23)。余興も大神楽など基本前年のものを踏襲していたが、第三回において異色だったのは会場の中央に土俵が設けられ、相撲協会の協力を得て十両や三段目の力士によって、数十番の相撲の取組が実施されたことであった(報 1903.3.22)。相撲に関して詳細は後述する。第三回奨励会当日は晴れていたが、前日に大雨が降ったため、会場が泥にまみれて足元はぬかるみ、剣舞など余興の一部は中止となった(報 1903.3.23)。表-3-1 は、報知新聞記事で発表された事項と奨励会の様子を報じた雑誌『風俗画報』の記事とを併せて、来場者数やイベント内容、来場名士などをまとめ、筆者が独自に作成した一覧表である。奨励会は全回とも事前申込制だったが、第一回と第二回で事前申込者よりも多い来場者が数えられていたのは、記事には記載がないがやむをえず当日申込を認めたのか、あるいは報知新聞が来場者を多めに申告したのか詳細は

不明である。逆に第三回では来 場者数が一万有余人と事前申込 者と少なく、第二回よりも来場 者数が減っているのは、前述し たとおり前日の大雨で会場コン ディションが悪く、事前申込者 の一部が参加をキャンセルした 可能性が考えられる。現に第三 回では福引の景品を受け取らな かった数が目立った(報 1903.





図-3-3 第三回商家雇人奨励会における市内行進の様子 4)

 $3.23)_{\circ}$

^{4) 1902}年3月23日付報知新聞記事より一部抜粋

第三回奨励会ではそれまでの二回では見受けられなかった来賓の姿が目立った。当日の祝辞を寄せた中には前回は様子を覗いただけに留まった大隈重信が、第三回では正式に参加し演説をおこなった。大隈は、アンドリュー・カーネギーが鍛冶屋の息子から大富豪へと身を立てた例を挙げて、富と労働の関係から被雇用者の勤勉と修養の寛容さを説き、主人と「雇人」の講和を重視しつつも、日本の国富を増すためにもそれぞれの被雇用者の精励恪勤が求められると主張し、大きな喝采を受けた(報 1903.3.23)。大隈の演説では、イベント名である「雇人」という表現よりも「労働者」と表現する回数が多いところを踏まえると、商業被雇用者と工業被雇用者を分けて考え会員たち商業被雇用者をとりわけ称揚するものではなかった。しかし、大隈の演説は直前の東京市長や東京府知事代理の演説に比べると格段に明快でわかりやすく、十代の商業被雇用者にも理解できる平易な言葉でおこなわれ、会員たちそれぞれの気持ちに直接訴えかける内容であった。

大隈の他にもこの第三回では東京市長の松田秀雄、東京府知事代理の鈴木邦義など、東京府や東京市などの公職者が参加し、他にも表-3-3で示すとおり、大倉喜八郎や雑誌社博

回数	目付	曜日	天気	当日 来場人数	参加申込 会員数	イベント 内容	来場団体	余興披露者	来場名士	備考
第一回	M34.2.11	木・祝	雨	5,000+	3, 628	式典、行進、集福引、東省、大道、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	岩谷商会、 標田 香 密 堂、 押上酒店、 佛田 彦 手 岩 田 店 店 田 本 野 居 市 、		新聞社長)、上島長久(報知新聞)、岩谷松平(岩谷商会店主、東京市会議	2月11日は 紀元節に あたり祝 日
第二回	M35.3.21	金・祝	曇り	15,000+	6, 851	式進, 無, 行, 在,	岩谷商会、鈴彦手拭 店、林盛堂、新橋襟治 商店、日英商会、徳海 屋洋服店、	矢野音楽隊、少年音楽隊、幼年高等音楽隊隊、幼年高等音楽隊隊, 井光三郎一門 (太神楽)、転車 (人東部(自転車曲乗)		3月21日は 春季皇霊 祭にあた り祝日
第三回	M36. 3. 22	П	曇後	10,000+	12, 500	式典、行 、 後、福楽 大神楽	岩谷商会、青木商店、 弘工社、同志俱樂部、 生々樂館 生々樂館堂、商家同志 俱楽部	生盛薬館音楽隊	業者)、林小兵衛(谷商店店主)、富倉	前雨た場泥わ定た太剣止がつ、地に、て興楽は大た会は覆予いのと中

表-3-3 商家雇人奨励会各回内容、来場団体及び名士一覧表

注記:各欄内容は報知新聞記事及び雑誌『風俗画報』を参照して筆者が独自に作成。「+」は「以上」の意味

文館社長の大橋新太郎、京浜電鉄取締役の若尾幾造など経済界、商業界の名士が数多く参加した(報 1903.3.23)。名誉会長の前島密や実質報知社のオーナーであった大隈などの報知

新聞関係者を除くと、第一回及び第二回奨励会では、これほど多くの名士、来賓の参加が記事ベースで確認できない。第一回から名誉会員の来場スペースを確保していたことを併せて考えると、報知新聞と直接の関係のない名士にとって初開催から三年目の第三回に至って、ようやく商家雇人奨励会の開催意義を認めて参加し、報知新聞も第三回で大々的にこれら名士の出席を報じた可能性がある。

第一回と第二回にはなかった企画として、奨励会開催前月に、「懸賞意見募集 商家雇人待遇法」が発表された。これは、商家雇人をどのように指導し、どのような待遇を施せば主人と雇人との関係を円滑に保てるか、答案を募集する懸賞付き企画が(報 1903.2.25)。関東だけにとどまらず全国から総計 1,714 通の投稿があり、一等から三等を受賞した投稿は後日の紙面で掲載された(報 1903.3.20)。投稿の内容に関しては、例えば一等を受賞した案では、雇用者と被雇用者の関係を家族主義として保持しながら、雇用者は被雇用者に対し衣食住に加え福利厚生を図ることや、会計事務や被雇用者の将来の独立に関することなど雇用関係の詳細について広く論じたものであった(報 1903.3.23)。その中で、休日に関することについては、最低三日間の月休日の設置や、遠足や花見などのリクリエーションを最低年二回実施したり、遊戯体操器械を置いて身体を動かすしたりするようにするなど、具体的な提言が為されていた(報 1903.3.23)。第三回奨励会開催に至って漸く年一回きりのイベントというだけでなく、従来の商家の慣習を引き継いだものではあるが、1938(昭和 13)年の商店法制定につながるような物品販売業の被雇用者への待遇改善に向けたテーマが論じられるようになった。

各回とも会員の熱狂は、福引の抽選時に高まっていたが、相撲は福引に劣らぬほど人気で土俵の周囲には丸太等で足場が組まれていたが、取組が始まると会員たちが押し寄せて足場が崩れてしまった(報 1903.3.23)。

(4) 各回における会場配置

図-3-4 は奨励会当日に紙面で示された会場図である。上野博物館前の広場に幅 60 間 (109.1m)長さ 120 間(218.2m)の約 7,200 坪(23,801 ㎡)を占有し、数万人を収容できるようにした(報 1901.2.21) 5)。会場全体の装飾は広告代理店の広目屋が担った。会場の四方を紅白の段だら縞で囲い、会場南側にある入口は国旗を交差させた。入口では多勢による混雑が予想されたので、屈曲した柵を設置して鉄道駅の切符売場のように列を制御しながら係員を百数名配置した(報 1901.2.22)。入口から入った左右に受付があり、ここで会員は各景品の入った福袋や福引の籤、弁当、寿司、団子を受け取った。式場は会場北方に葦簀張りの小屋が設けられ、会場東側には椅子二百脚を設置して休憩用に使用し近くに乳母車製造

29

⁵⁾ 記事内に広さに関する明記はなく、図-3-1 の会場図を踏まえると、会場敷地は方形に近いと推定し、(幅×広さ) で計算した筆者独自による推計

店林盛堂の寄贈による茶店が設置された。会場端部各所には天幕(テント)を張り、各天幕に楽隊が詰めて演奏をおこなった(報 1901. 2.22,2.23)。式典が終わると福引が実施され、5,000人を越える当日の参加者の注目が集まり、当選者は銀時計や空気銃などの景品を手に入れた(報 1901.2.

12)。余興として、剣舞や 大神楽などが図-3-5 の配置 図で示したように会場の端 部で実施された(報 1901.2.

12)。急な怪我や病気に備えて、東京慈恵 医院医学校から生徒の派遣があって彼ら を助手とし、医師とともに衛生隊が組織 され、当日対応をおこなった(報 1901.2.12)。

図-3-5で示した第二回奨励会の会場配置図及び図-3-6の俯瞰図で確認できる通り、第二回も基本的には第一回の会場配置を踏襲した配置が為された。第一回と同じ上野博物館前の広場に、第一回よりも長さを55間広く取った幅60間(109.1m)長さ175間(318.2m)の約10,500坪(約34,711㎡)の方形に近い敷地を取り囲み、入口は長さ4間(7.2m)1間(1.8m)ごとに柵を設けて入場者の整理を図った(報1902.3.20)。新たに会員演説場を二箇所設置して会員が自由に演説できるようにし、会場中央には映画会社である吉澤商店の蓄音器を置き、隅には各楽隊の控え場所を置き、会場中に音楽が響き渡るよ

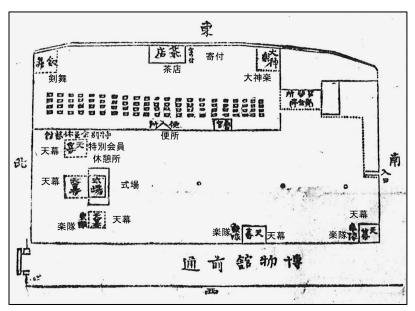


図-3-4 第一回商家雇人奨励会会場図 ⁶⁾ 読み取りにくい部分について一部筆者にて加筆

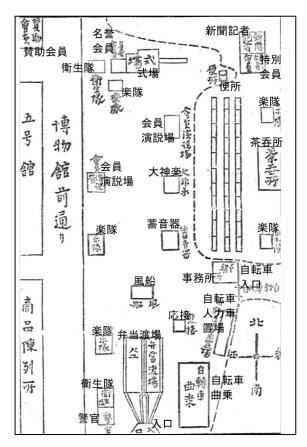


図-3-5 第二回商家雇人奨励会会場配置図 7) 読み取りにくい部分について一部筆者にて加筆

うに配置した(報 1902.3.20)。 会場 の中央には軽気球 を備え、中には報 知新聞の割引券が 数百枚入ってい て、来場者の注目 を集めた。

第三回の会場設 備は内外装飾会社 が請け負った(報 1903.3.29)。会場の

様子は図-3-7のとおりで、配置は図-3-8の平面図のとおりに計画された。第一回及び第二回の際には会場敷地の幅や長さに関する記載が記事中にあったが、第三回の際には当該部分に関する記載が見当たらない。三回を通して同じ敷地であったことや、各回における場合(じょうだい)の位置を踏まえると、第二回と同程度の大きさであったと推定できる。その推定の妥

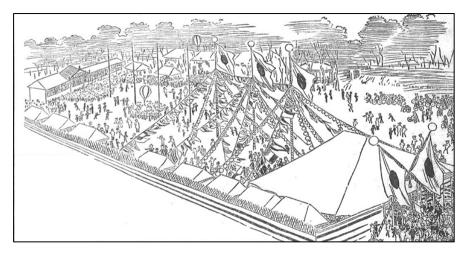


図-3-6 第二回商家雇人奨励会会場の俯瞰図 8)



図-3-7 第三回商家雇人奨励会当日の様子 9)

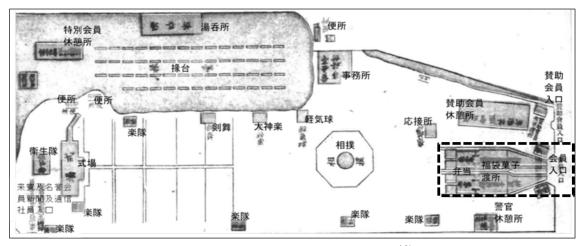


図-3-8 第三回商家雇人奨励会会場配置図 ¹⁰⁾ 読み取りにくい部分及び黒破線は筆者にて加筆

^{6) 1901}年2月11日付報知新聞記事より一部抜粋

^{7) 1902}年3月22日付報知新聞記事より一部抜粋

^{8) 1902} 年 3 月 22 日付報知新聞記事より一部抜粋

⁹⁾ 山本松谷(1903)「第三回商家雇人奨励会図」『風俗画報』,267,図版頁

^{10) 1903}年3月22日付報知新聞記事より一部抜粋

当さは検討を要するものの、第二回と同程度の大きさであったとすると、第三回の配置は 第二回よりも式場の正面のスペースが広く確保された。「相撲」と書かれた部分近くの円 が土俵を表している。

(5) 商家雇人奨励会に関する社会的評価

同業他社である報知社以外の新聞雑誌社は、商家雇人奨励会をどのように報じ、どのように受けとめて批評したのか、同業者同士のため厳しすぎる批評は期待できない点で制約はあるものの、商家雇人奨励会の客観的な把握を試みる。

東京朝日新聞は、第一回から第三回まで計三回すべて報じたが、いずれも三行か四行で 場所や報知社の名を載せただけの簡素な内容の記事だった(東1901.2.11,1902.3.19,3.23, 1903.3.21,3.24)。読売新聞は、第二回当日前に開催場所しか報じず、開催後の奨励会の様 子を報じていない(報1902.3.9)。

1889(明治22)年から1916(大正5)年まで当時の世相を絵図とともに報じていた、雑誌社 東陽堂による『風俗画報』は第一回と第三回の奨励会の様子について、記者が会場に直接 趣いてまとまった記事を掲載した。第三回奨励会については、来賓の挨拶の内容や、報知 新聞で報じられた記事をなぞったもので、奨励会そのものへの批評性は極めて低い 🗥。第 一回奨励会については、会場の様子や祝辞の内容などを詳しく報じた後、記者自身の感想 と意見が明確に述べられている。「斯く多数の被雇人が、互に一場に会して嬉戯遊楽せる は、未だ曽て見ざる所のものに属す」と、多数の商業被雇用者が同じ会場で余暇を過ごし ている様子を珍しいものとして眺めている ¹²⁾。記者は奨励会が開催されたこと自体は「美 挙」として肯定的に捉えつつ、雇用関係などの商業界の慣習に関して意見を表明するべき で、報知新聞にのみ意見表明を委ねるべきではないと、商業雇用者に批判的な目を向け た。また、「一新聞社の広告、営業の利器。可憐なる会員は、立付穿いた広告屋の人足、 看板の土偶木偶と、若干の径庭がある。余は奨励会が報知社のみの力を借らずして、独立 の行動に因らむことを、将来に希望するもの也。」と記し、記事を終えた。「看板の土偶 木偶」は何を指した隠喩なのか不明確だが、全体のニュアンスとしては、まだ幼さの残る 十代の「商店小僧」と、立派な袴を身に着けた広告代理店の労働者との間には、依然とし て格差が残ることを指摘していると解釈できる。奨励会において美辞麗句で商業界の立身 出世が語られたとしても、年少の商業被雇用者の待遇改善への処方箋にはなりえなかった ことは、既往研究でも指摘されている点である 13)。

第2節で詳述するマスイベントを後に開く新聞社の二六新報社は、奨励会のことを詳しく報じた(二1901.2.12,1902.3.22)。二六新報社は、『風俗画報』と同様に、奨励会の開催は美挙として賛意を示しながら、奨励会はただ賞盃を授け福引や余興で浮かれるのではなく継続することで意味を持ち、奨励会では被雇用者の休日をもっと増やすなど具体的な待遇改善について決議されるべきとの意見を表明した(二1901.2.11)。

以上概観した通り、商業被雇用者を集めるイベントを開くこと自体は好意的に受け止め られる一方で、商家雇人奨励会で打ち出された主張や価値観では現実の商業被雇用者の待

¹¹⁾ 画報生(1903)「第三回商家雇人奨励会」『風俗画報』,267, pp.5-7

¹²⁾ 画報生(1901)「商家雇人奨励会」『風俗画報』,267, p.13

¹³⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,p.312

遇改善にはつながらないと評価されていた。3項で見た通り、第三回奨励会では「商家雇人待遇法」の懸賞企画が出て、待遇改善に関する具体的な内容は出たが、当該企画への他紙の言及はなく、その後、報知新聞が具体的に商業被雇用者の待遇改善に向けて何らかの反応をした様子は管見の限りでは見当たらない。

第2節 二六新報による第一回「労働者大懇親会」の開催及び第二回同会の中止経緯 (1)第一回労働者大懇親会開催の経緯と内容

報知新聞による第一回商家雇人奨励会開催翌月の1901(明治34)年3月に、二六新報は「第一回日本労働者大懇親会」の開催を紙面で発表した(二1901.3.18)。開催は同年4月3日で、東京向島の広場、会費は一人10銭、会員は当時の交渉発行部数と同じ数の12万人まで受け入れると当初発表した(二1901.3.18)¹⁴⁾。会場整理上の事情により、婦人と18歳以下の少年の参加は不可と告知された(二1901.3.22)。

開催場所となった向島の広場は、隅田川左岸西堤下の白髭神社東側に約 12,000 坪の敷地で、二六新報が同年 3 月以降、借用していた場所でもあった(二 1901.3.12)。二六新報は当該広場に、十二両の列車と「停車場」と名付けた区画を設置し、「外政」「内治」「衛生」「工業」「商業」など各両異なるテーマを設けて、特許取得がかなわなかった発明品を募集、展示し、「二六鉄道」として展覧することを計画し、紙面で発表していた(二 1901.3.12-3.17)。途中で広場は 12,000 坪の外に数千坪を拡張するとの発表もあった(二 1901.3.14)。それに加え、この「二六鉄道」に広告絵看板 300 枚を設置するため看板を募集し、看板完成後は読者投票で優れた看板を決める企画を立案した(二 1901.3.15)。さらに、各学校や会社が花見や運動会ができるように「二六運動場」として広場を解放した(二 1901.3.17,3.31)。労働者大懇親会開催後に、この「運動場」を商店や工場が使用して、店員や職工の遊戯にあてた様子の記事も散見される(二 1901.4.15,4.16)。この「運動場」は、専門的な運動をするための設備などが確認を取れず、広場の意味で「運動場」を使用していたと考えられる。二六新報はこの敷地を、労働者大懇親会の会場に充てた。

労働者大懇親会を開催する目的は、「労働者」の利益を保護し資本家や工場の利益を保護し労使間の融和を保ちながら、「平生行楽の暇少なき労働者と楽しみを共にせん」ことにあるとした(二1901.3.19)。資本家と労働者は対等な関係にあるからこそ、待遇問題の改善も労働者が資本家に迫るべきとし、労働者大懇親会は労働者の後援をするための契機にしたいと二六新報はその考えを紙面で打ち出した(二1901.3.22)。また、工場主と職工が主従の情愛関係にあることを否定し、商工業が盛んになった時代において双方の利害が相容れないからこそ、工場主は職工を同等の人間として扱わないといけないなど、前月に実施された報知新聞の商家雇人奨励会で打ち出されたような、商家における近世的な主従の家族主義とはかなり異なる姿勢を表明していた(二1901.3.24)。

労働者大懇親会開催告知は話題を呼び、事前に企業や商店から多くの寄附金と寄贈品が送られ、法人名と寄附内容が連日紙面を飾った(二1901.3.26-3.31)。また、小石川砲兵工廠に勤める職工や本所織物職組合など各職業組合員、新橋停車場内人力車組合など東京市内

33

¹⁴⁾ 山口功二(1997)「『二六新報』のスキャンダリズム」, 『評論・社会科学』,56,p.180

各地の車夫組合員が数百人から数千人単位で参加したいとの意思を事前に示していた(二1901.3.24-3.31)。花見の時期としても好機であったことも相俟って、懇親会への参加を申し込んだ会員数は50,000人になった、申込締切後も参加したいという労働者や車夫の一団がいたことが報じられた(二1901.3.30,3.31,4.1)。

ところが、3月28日午後に神田警察署長から懇親会代表者である二六新報社員へと連絡があった(二1901.4.1)。神田警察署長は、前月に報知新聞により実施された商家雇人奨励会と同じ趣旨で労働者大懇親会は実施されるものと受け取っていたが、3月28日の二六新報の論評が「職工の同盟罷工を煽動し若しくは社会党発生の機を促す」内容があったとして、二六新報の説明を求めた(二1901.4.1)。二六新報側は、職工の団体には工場主や取締役が監督者として引率するので混乱の恐れもなく煽動の意図はないことや、社会党と二六新報は無関係であることなどを説明したが、その後何度か二六新報と神田署や警視庁との間で話し合いがおこなわれた。3月30日に神田警察署から、治安警察法第8条を適用して、集会人数を50,000人から5,000人に制限するよう命令が出され、付帯事項として参加者の飲酒を禁じ、余興として豚追のような内容を禁じ、参加者に棍棒類を携帯させないことも命じられた(二1901.4.1)。参加数を5,000人に制限した理由として、警視庁は東京府下1,000人の巡査で取り締まるのは、巡査1人当たり5人かかるとした(二1901.4.1)。

二六新報は懇親会の人数制限を受け入れざるをえず、既に申込済で当日の会員徽章を渡した50,000人のうち先着5,000人までを会場に受け入れ、先着に間に合わなかった人には後日会費を返戻すると紙面で発表した(二1901.4.2,4.3)。そのため、懇親会は午前7時からであったが、前日夜から100名ぐらいの団体が焚火で暖を取りながら受付を待つ状態で、二六新報社員たちは前日午後7時から会場に詰めていた(二1901.4.4)。また、当初は懇親会中に福引を実施する予定だったが、当日の混乱を避けるために会場での結果発表は避け、当日参加者に配る籤の番号に応じて当選者は後日の紙面で発表し、各商店から寄贈された懐中時計などを手に入れた。(二1901.4.2,4.3,4.17,4.18)。実態としては、表-3-4で当日来場人数を記し写真-3-1でも大勢の人波ができているところを見られる通り、参加数を厳密に5,000人に区切った様子はなく、二六新報は準備した二万余の弁当が出払い、会場の中にいた参加者も10,000人以上いると発表した(二1901.4.4)。二六新報の社長秋山定輔は、表向き最大5,000人の制限を受けたが、実際には20,000人収容しても黙認されること

日付 天気 ベン内容 余興披露者 会員数 砲兵工廠職工350名. 新橋修繕部一団、 ·朗、海軍造兵廠職工一団、活版親友: - 鼓鋼組合300+名、横浜労働連合30名、 1月3日は神武天皇祭にあたり初 東京銃工組合一団、東縮緬工場組合一団、船車 ラム合資会社 片山潜(雑誌『労働 式典、花火、 , 治安警察法の適用により 宋小城上祖台 因、宋相硕上不称起日 因、相平 共同連、有馬組一団、東京土木建築諸負業一 行、新橋旋盤部一行、下谷根岸人力車組合50 名、三井建築部職工100+名、神田原沢工場職工 50+名、新橋停車場人力車組合100+名、日本鉄 音樂隊、日本精製糖株式会社音楽隊、 世界』主筆、労働運動家)、門脇宗光(高知県労働会代表)、 日・日女音祭伝の適用により、 当日参加者が5,000人に制限さ れるが、実際は10,000人以上だ 奏楽、(芝 居、剣舞、撃 M34. 4. 3 不明 10,000 50,00 剣、素人相 撲、棒すべ た様子. 左のイ 小川平吉(靴工同盟 回 内容欄の()内は、懇親会終了後 工共益商会、三吉電気工場、松屋一行、寿美屋 一行、山崎鉄工所、神田木挽工連、活版工組合 誠友会、平岡工場職工、石川島造船所団体、天 野工場職工、青年国民党、鉄工同盟会、魚河岸 余興連(演劇手 会名誉幹事、弁護 軽気球 こ実施されたもの,来場団体欄 :)、福田和五郎(二 :)新報主筆) 人数の表記がない 数不明」を指す 連中70+名、東京板紙製造会社職工10+名、目 白僧円清衆

表-3-4 労働者大懇親会内容、来場団体及び名士一覧表

注記:各欄内容は二六新報記事及び雑誌『風俗画報』を参照して筆者が独自に作成。「+」は「以上」の意味

を内約済であったと後に回顧録で語っていた ¹⁷⁾。元々予定した式典中の余興をほとんど中止し、式典を午前 8 時と早めに終え、その後会場を開放して芝居、剣舞、相撲などの余興がおこなわれた (二1901.4.4)。

既往研究では指 摘されている ¹⁸⁾。





写真-3-1 第一回労働者大懇親会会場の様子 15)

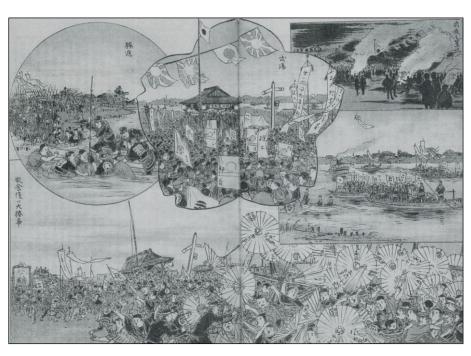


図-3-9 第一回労働者大懇親会会場の様子 16)

^{15) (}二枚とも)坪川辰雄(撮影)(1901)「商家雇人奨励会」『風俗画報』,230, 写真頁

¹⁶⁾ 黒崎修斎(1901)「商家雇人奨励会」『風俗画報』,230, 図版頁

¹⁷⁾ 村松梢風(1938)『秋山定輔は語る』,大日本雄弁会講談社,pp.195-197

¹⁸⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,p.160

「二六鉄道」の列車などを破壊した(二1901.4.4-4.6)。二六新報がかつておこなった廃娼問題キャンペーンの取り組みに対し、恨みを抱いていた吉原関係者がこの暴徒に加担していた(二1901.4.4,4.5)。

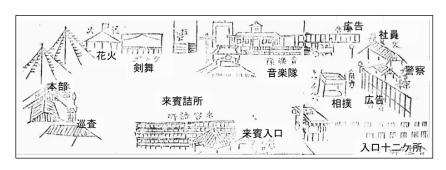


図-3-10 第一回労働者大懇親会会場配置図 ¹⁹⁾ 読み取りにくい部分について一部筆者にて加筆

翌年3月に紙面で第一回懇親会の決算が報告された(二1902.3.29)。収入が6,137円13 銭で、そのうち寄附金が3,046円69銭、入場料が2,369円10銭、不足金は二六新報の持ち出しとなり720円54銭で、寄附金が半分近くを占めるほど多く寄せられた。支出は6,137円13銭と収入と同額で、入場券引き戻しが1,195円20銭と入場料の半分が返戻され、当日配付用の弁当代が1,561円15銭と支出では一番多く、その他支出額の多い項目としては会場請負装飾費が683円94銭5厘、旗及旗竿購入費118円9銭6厘、余興場造設費115円80銭、人夫及び諸運搬費70円85銭だった。また、懇親会寄贈品は61,395点あったことも報告された。

第一回労働者大懇親会に賛同する名士や商店は多く、連日寄付金の金額と寄贈品名、寄贈者の名前が報じられた(二1901.3.24-4.3)。寄贈品の福引や余興で集会に参加するモチベーションを高める手法は、報知新聞の商家雇人奨励会で試みられた手法と似ていた。

(2)第一回労働者大懇親会の会場配置

第一回の懇親会の会場は、図-3-10 のように配置された。先述の通り、前月から二六新報が使用していた敷地のため、募集された広告絵看板が会場右手に立ち並んでいた。会場中央奥に小高い盛土をおこない、来賓、会員、幹事の演説をおこなう場所とされた(二 1901.4.3)。懇親会の趣旨に賛同した有志の医師や看護師で「二六衛生隊」が組織され、当日の怪我や急病に備えた(二 1901.3.27,4.4)

(3)第二回労働者大懇親会中止の経緯

1902(明治 35)年 3 月に、同年 4 月 3 日に第二回労働者大懇親会を開催することが紙面で発表された。第一回と同様会場は東京向島白髭神社前の敷地で、一団を五十人とし、団体の代表者に五十人分 10 円の参加費で受付することが告知された(二 1902.3.11)。

3月13日の時点で、神田警察署から二六新報社に、第二回労働者大懇親会の開催を禁止する予告が為され、大会を禁止する理由は「安寧秩序を取り締まる必要がある」と治安警察法の条文を根拠にするのみで詳細は明かされなかった(二1902.3.18,3.19)。二六新報記者は、多人数の集会を開いても紛擾の恐れはないとして、警視総監を訪問したが、面会は許されなかった(二1902.3.18)。3月15日に「安寧秩序を保持する為」、治安警察法第八条の規定により、第二回労働者大懇親会の開催を禁止する命令が正式に下された(二1902.3.20)。さらに、3月20日に掲載された労働者大懇親会に関する論説や記事を例示し、新聞

^{19) 1903} 年 4 月 3 日付二六新報記事より一部抜粋

紙条例第 23 条以後、同一趣旨の論説及び記事を停止する命令が同日に下された(二 1902. 3.21)。

同年3月23日に、二六新報は同じ向島で二六新報社ではなく、労働組合期成同盟会の発起により「労働者大懇親会」が開かれる旨を告知する(二1902.3.23)。これは明らかに警察の矛先をかわすための方策と考えられ、懇親会では福引、旗取競走、音楽隊による演奏などの余興が実施される点で、第一回労働者大懇親会の内容を踏襲したものであった。この労働組合期成同盟会による懇親会も、3月28日に禁止命令が出された(二1902.3.30)。「新聞社の様な者が幹事となりて労働者懇親会を催したり又新聞社でなくとも工場の労働者を会員に労働者懇親会杯を催す時は自然多数の会合となり警察の取締附かぬものとなる」という禁止の理由が、このときの警察と懇親会幹事の対話で示された(二1902.3.30)。

同年4月4日に、二六新報の社長秋山定輔、主筆福田和五郎など七名が、警視庁の刑事に拘引され、二六新報社事務所及び秋山の私宅が家宅捜索を受ける(二1902.4.6 読 1902.4.5 朝 1902.4.6)。拘引及び家宅捜査の原因は、一年前の第一回懇親会の決算報告に虚偽記載の形跡があり、会費を詐取したとの疑いだった。4月6日に秋山ら四名は釈放され、その後予審免訴となり罪に問われることはなかった(二1902.4.7 朝 1902.4.7)²⁰⁾。この後、二六新報が労働者大懇親会、それに類したイベントを直接企画することはなかった。また、第一回懇親会にも出席し、労働組合期成会の「労働者大懇親会」の発起人でもあった労働運動家の片山潜が1903(明治36)年4月3日に「労働者懇親会」を計画するが、警視庁から治安警察法第8条により中止命令を受けた(朝1903.3.27)。

(4)労働者大懇親会に関する社会的評価

当時読者参加型の企画立案とは距離を置いていた東京朝日新聞は、二六新報による第一回労働者大懇親会について、他の新聞が実施する人気投票よりも、「趣向の寧ろ高きもの」と一定の評価を示した(朝 1901.4.7)。しかし、遍く全ての人が旬を迎えた隅田川の桜を眺めるべきで、「労働者の一階級に限りて隅田川の一場所を独占せんとしたるは、吾人の首肯するを得ざる」として労働者だけの集会が開かれたことには否定的で、警察が人数制限等介入をおこなったことには肯定的な評価を下した(朝 1901.4.7)。別日の論説でも、労働者大懇親会の開催は「甚だ美挙」としながら、商工業が発達する前にヨーロッパのような「極端社会主義」伸張の遠因となり、経済界の発展が阻害されることへの警戒心を示した(朝 1901.6.18)。

二六新報と同じく特定社会層を対象にした集会を開いた報知新聞は、労働者大懇親会の式典終了後の余興の様子と、暴徒による施設破壊について紙面を割いて報じた(報 1901.4.4)。その一方で、「本社は二六社の労働者大懇親会を以って本社の雇人奨励会を模倣したる計画」と観察し、二六新報を少し突き放した姿勢ながら、商家雇人奨励会と労働者大懇親会の類似性を指摘した(報 1901.4.6)。

既往研究では、第一回労働者大懇親会が日本最初のメーデーとも言える屋外集会で、懇親会を契機に、職工が中心の読者層をよりいっそう開拓したとの評価を受けている²¹⁾。

²⁰⁾ 村松梢風(1938)『秋山定輔は語る』,大日本雄弁会講談社,p.204

²¹⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,p.160

第3節 商家雇人奨励会と労働者大懇親会の社会的分岐

(1)被雇用者の労働環境改善への取組の相違

報知新聞は、三回の商家雇人奨励会というイベントを通して、読者層の中心であった多くの中小商店主の意向を汲んだ、商業被雇用者が主人に尽くす近世以来の慣習を受け継いだ成功主義の考え方を前面に打ち出していた。第三回で「商家雇人待遇法」の懸賞企画を実施したものの、実効性は薄く、商家雇人奨励会は穏健である反面、商家慣行の現状維持を第一義とする保守的な性格を持していたことは否めない。

これに対して、労働者大懇親会において、二六新報社が直接工業被雇用者の労働環境の 改善を図る内容を打ち出したわけではなかったが、報知新聞のように主人への忠誠を説く ことはなく、工場主と工業被雇用者は対等な立場にあることを訴える内容を紙面の論説を 繰り返し掲載した。こうした言説は、労働組合や工場労働者に受け容れやすい内容で、そ うした彼らの参加した労働者大懇親会は、現状の労働環境への改革志向で反動的な側面を 有していた。

(2)各新聞と警察との関係の相違

報知新聞の商家雇人奨励会において、大人数の集まりを制御するために、図-3-11で一部見られる通り、多数の警察官が当日出動していたことが確認できる(報1902.3.23)。奨励会の行進が予定されていた道筋の要所で見物人によって生じる雑踏を整理し、下谷署の警察官は一隊百余人で行進に加わり注意を加えていた(報1902.3.22)。図-3-1や図-3-4でも確認できる通り、会場の中には警察官の詰所が設けられ、福引の際には多数の会員が熱狂し前面に押し寄せたのを受け、数十名の警察官が景品引換場所の周辺に立ち混乱が生じないようにした(報1902.3.22)。当日の落とし物や迷子、怪我人の対応も警察が報知社とは別に対応していた(報1902.3.22)。奨励会翌日も、当選者が引き取らなかった福引景品の残りを保護するために、京橋区警察署の警察官が報知社に来社したと後日の新聞記事に記載されている(報1902.3.29)。

二六新報の第一回労働者大懇親会についても、二六新報記者は会場附近の千住署、浅草署、本所署、水上署、向島署、神田署に加え、警視庁も訪ねて事前に懇親会の内容詳細を伝え、混乱の恐れがないことを説明していた(報 1902.3.31)。

会場附近に雑踏が生じることを見越して、 本所署や浅草署が会場附近や会場までの沿 道、吾妻橋などに警察官を出張させ、警備に 当たらせる意向が示されていた(二

1902.3.29,3.30)。また、会場が隅田川沿いのため、警察は渡し場の両岸にも巡査を配置して、渡し船の人数を制限するように指示した(二1901.3.30,4.4)。

第2節で触れた通り、懇親会終了後、会場 が開放され余興が披露されたタイミングで会

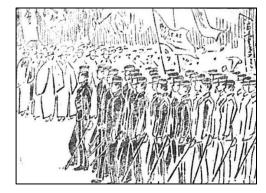


図-3-11 第二回商家雇人奨励会における 警察官の様子²²⁾

^{22) 1903}年3月22日付報知新聞記事より一部抜粋

場を破壊する暴徒が現れた際に、千住警察署は人夫に命じて先に「二六鉄道」の「停車 場」を破壊させた(二1901.4.4)。それ以外、会場にも多く配置された警官は、暴徒を捕ま えることなく、破壊させたまま傍観していた(= 1901.4.5)。

第二回懇親会の禁止予告後、警察署は警部や巡査等を、工場の多く立地する本所区内の 各会社や工場に出張させ、二六新報社の呼びかけに応じないように注意喚起をした(二 1902.3.19)

(3)小括

以上見てきた奨励会と懇親会の主要事項は表-3-5のとおりに対比できる。

二六新報は工業被雇用者の労働環境について改革的で、第一回労働者大懇親会で示した とおり数万人に影響を与える立場であったため、社会の注目を集める傾向にあった。警察 との関係は、第一回懇親会の人数制限命令以来険悪になり、雑踏が生じた際に二六新報は

警察からの警備

等協力を得られ ず、大人数を煽 動する恐れがあ るとして第二回 以降の開催に許 可が出されるこ ともなかった。 1902(明治34)年 に二六新報社長 の秋山定輔が衆 議院総選挙に出 馬して当選し、 二年間国会議員 を務めているう ちに日露戦争が 始まる等、ワン マン体制であっ

た社長秋山の個 人事情や 1904(明 治 36)年をピーク に二六新報が以 後発行部数を落 としていったこ

とも関係してい

表-3-5 商家雇人奨励会と労働者大懇親会の主要事項対比表

	商家雇人奨励会	労働者大懇親会
主催	報知新聞	二六新報
開催回数 と開催年月	3回(M34.2、M35.3、M36.3)	1回(M34.3)
開催場所	上野公園(三回とも)	向島(隅田川左岸西堤下)
会場敷地面積	7, 200坪(第一回) 10, 500坪(第二回) *第三回は不明	12,000坪
会費	25銭	10銭
参加対象	商業被雇用者	労働者 (工業被雇用者が中心)
参加資格	・商業被雇用者(年齢や男女に関する制限なし) ・奨励会に50銭以上を寄付 した男女は特別会員として 参加可能	・19歳以上の男子労働者
大会の 主な演目	・式典、市内行進、福引 ・相撲(第三回)	・式典、奏楽、素人相撲
被雇用者の労 働環境改善へ の姿勢	・被雇用者の工場主への忠 誠を強調 ・穏健的、現状維持的、保 守的	・被雇用者と工場主は対等 ・積極的で改革的、反動的
警察との関係	・良好さを維持・警察も警備面で協力	・第一回開催規模縮小命令 以来、険悪に ・警察は第一回終了後の暴 動の取締等の警備に消極的 ・第二回の計画は警察によ る中止命令を受ける

注:商家雇人奨励会の項目で第何回か記していないものは三回全てに当てはまる事項

る可能性はあるが、第一回懇親会以降、二六新報に限らず工業被雇用者を中心にした屋外 集会が明治期に認められる機会は管見の限りでは見当たらない^{23) 24)}。

これに対して、報知新聞は商業被雇用者の労働環境については保守的な姿勢を見せ、第三回商家雇人奨励会で社会的な認知を得始めた。警察との関係は良好さを維持し、警察からの警備協力を得られたために、三回の奨励会でいずれも東京市内の数千人規模の行進の実施が可能であった。1904(明治 36)年の日露戦争開戦によって、新聞各社は記者を戦場に派遣し、三面記事に至るまで戦争報道に集中したため、第四回商家雇人奨励会は開かれず、戦争終結後にも奨励会が開かれることはなかった。しかし、二六新報が以後マスイベントを開催することはなくなったのに対し、報知新聞は三回の商家雇人奨励会開催で得た技法を別のイベントを開く際に利用するようになった。

二六新報によるマスイベントは 1901(明治 34)年の一回きりで終わったのに対して、報知新聞は 1901(明治 34)年を契機に、以後明治後期を通してマスイベントの開催を継続する。 保守的で穏当な立場をとっていた報知新聞は、警察との協力関係を維持したことによって 日露戦争前の時期に三年連続でイベントを開催し、日露戦争後もイベントの開催を継続していた。

第4節 その後のマスイベントの展開

第一回商家雇人奨励会及び第一回労働者大懇親会の後に開かれた、1901(明治 34)年 11 月 9日の時事新報社による「長距離競争」及び同年 12 月 15 日の大阪毎日新聞社による「長距離健脚競走大会」の二つのマスイベントについても触れておく。

時事新報の「長距離競争」は、午前4時から午後4時まで上野不忍池畔を周回し続ける 長距離耐久レースで、当時としては珍しい見世物として多くの観客がレースの様子を見守った²⁵⁾²⁶⁾。大阪毎日新聞の「長距離健脚競走大会」は、大阪府堺大浜の競技場で25人の 選抜を勝ち抜いた選手間で争われ、5万人の収容可能な競技場に、大阪毎日新聞の報道では「10万人」の観衆がレースを観戦するため押し寄せたとされている(大1901.12. 16)²⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾。

これらのイベントは、報知新聞や二六新報が実施した特定社会層向け集会とは異なり、特に参加する社会層を限定することなく、並びに、職能者を表彰するものではなく競技を勝ち抜いた参加者を表彰する後のスポーツ競技につながる運動イベントとしての性格を持つものの先行形態と言える。大阪毎日新聞も時事新報もこの長距離競争の第二回を翌年以降におこなうことはなかったが、大阪毎日新聞社はその後、陸上ではなく海上における運

²³⁾ 奥武則(2007) 『露探 日露戦争期のメディアと国民意識』,中央公論新社,pp.107-112

²⁴⁾ 山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,p.412

²⁵⁾ 松浪稔(2007) 「日本におけるメディア・スポーツ・イベントの形成過程に関する研究 1901(明治 34)年時 事新報社主催「十二時間の長距離競争」に着目して」『スポーツ史研究』,20,pp.51-65

²⁶⁾ 西原茂樹(2004)「東京・大阪両都市の新聞社による野球(スポーツ)イベントの展開過程」,『立命館産業社会論集』,40-3, p.125

²⁷⁾ 毎日新聞 130 年史刊行委員会(2002)『「毎日」の 3 世紀 新聞が見つめた激流 130 年(上)』,大日本印刷, pp.416-421

²⁸⁾ 松浪稔(2008)「草創期のメディア・スポーツ・イベントの実態 1901(明治 34)年大阪毎日新聞社主催「長 距離競争大会」に着目して」『文藝と思想』,72,pp.19·33

²⁹⁾ 西原茂樹(2004)「東京・大阪両都市の新聞社による野球(スポーツ)イベント」, p.120

動イベントを開くことになる。これについては第4章第3節で分析する。また、明治40年代に報知新聞が実施する運動イベントについては第5章第1節で分析する。

第5節 小括

以上の通り、本章における成果は以下の表-3-5のとおりである。

表-3-5 本章における成果

- ・マスイベントは当初、特定職域を対象にした集会として生成し、「商家雇人奨励会」と 「労働者大懇親会」は国内マスイベントの先駆事例(第1節,第2節)
- ・警察との良好な関係を維持したため継続開催を許可された「商家雇人奨励会」における技法がその後のマスイベントに継承(第3節)
- ・「労働者大懇親会」は警察からの取締を受け、工業被雇用者を対象にしたイベントは以後 開催されず(第3節)

1901(明治34)年の2月に第1節で詳細に検討した報知新聞による計三回の商家雇人奨励会、その翌月の3月には第2節で二六新報による労働者大懇親会は、国内におけるマスイベントの先駆事例であり、これらの集会は特定の職域を対象にした集会として生成したことを確認した。

第3節でこの二事例を比較し、両者には被雇用者の労働環境改善と警察との関係性に大きな差異が存した。このうち、二六新報は労働環境改善に積極的で、第一回の懇親会の規模縮小命令以降、警察との関係が悪化し、第二回懇親会の開催を企図するも、警察からの許可を得られなかった。また、二六新報社以外の主体も含めて、工業被雇用者を対象にしたイベントは開催されなくなる。これに対して、報知新聞による商家雇人奨励会は、商業被雇用者の労働環境改善には消極的で、警察との良好な関係の維持に努めたために、警察から警備面での協力を得られ、三年連続奨励会を継続開催することができた。日露戦争の開戦によって、各新聞社は戦争報道に重点を置くようになり、報知新聞のマスイベントも一時中断するが、第5章以降に詳しく見ていく通り、日露戦争終結後、再び報知新聞はマスイベントを開催するようになり、景品の調達方法やイベント前の宣伝方法など本章で分析した商家雇人奨励会で培った技法を活用していく。

また、第4節で概観した通り、時事新報や大阪毎日新聞により、単発的な実施で終わったものの、運動イベントの初期事例と捉えられる類型のマスイベントが開催されていたことを確認した。

第2部

マスイベントの試演

京浜地域における海岸埋立の進行及び国内における水泳場の変遷

4-1 行楽地の変化及び民間鉄道の発展 4-2 京浜地域における海岸埋立の進行と京浜電鉄の発展経緯 4-3 羽田町の概況及び海面埋立経緯 4-4 子安村の概況及び海面埋立経緯 4-5 国内における水泳場の変遷と大衆型海水浴場の登場 4-6 小括

第4章 明治中期以降の東京市外における行楽地の登場及び海面埋立の進行

本章では、京浜地域郊外に羽田運動場、同海水浴場及び新子安海水浴場といった運動娯楽施設が開設される直前の時期の行楽地に関する状況や海岸埋立に関する状況を概観する。また、これらの運動娯楽施設が成立するための社会背景を列挙し、整理する。具体的には表-4-1で示した一覧表のとおり、各節で史料を用いて、各内容を明らかにしていく。

	明らかにすること	用いる主要史料
1節(行楽地と鉄道)	どのような行楽地が登場したか	新聞記事,行楽地に関する既往研究
2節(海岸埋立進行)	京浜地域全体の埋立進行具合と京浜電 鉄の発展経緯	電鉄会社社史,地域史誌(『東京港史』,『神奈川区史』)
3節(羽田地域)	羽田地域の概況と埋立進行	海面埋立関係公文書,地域史誌(『東京港史』,『大田区史』),地形図,雑誌記事
4節(子安地域)	子安地域の概況と埋立進行	海面埋立関係公文書,地域史誌(『神奈川区 史』),電鉄会社社史,地形図
5節(法制度他)	水泳場(1) 発展終額と水上: 天終備棚: 児間	法令,水泳史(『日本水泳史』),海水浴場史 (『浜寺海水浴二十周年史』),新聞社史,電鉄 会社社史

表-4-1 本章各節で明らかにすること及び主要史料一覧表

章構成としては、第1節で新聞や雑誌記事を基にして、1907(明治 40)年前後に東京市外に行楽地が成立した経緯を整理する。

第2節では、電鉄会社しやしや地域史誌を基にして、京浜地域における埋立進行状況を まとめる。また参詣地と東京、横浜とを結ぶ交通機関として京浜電鉄が登場し発展した経 緯を整理する。

海面埋立関係の公文書や地域史誌、地形図を用いながら、第3節では羽田運動場及び海水浴場が開設されることになる東京府羽田町の概況及び埋立進行経緯を明らかにし、第4節では新子安海水浴場が立地することになる神奈川県子安町の概況及び埋立進行経緯を解明する。

第5節では、法令や水泳史、海水浴場史や新聞社史、電鉄会社社史などを基にして、運動娯楽施設の成立の社会背景として、明治後期に水泳法を伝える教練の場が水練場から大衆海水浴場に移っていった様子を概観し、海水浴場に関する法規制が整備され、関西地方で大衆海水浴場が発展した過程を示していく。

第1節 行楽地の変化及び民間鉄道の発展

明治中期における東京市に居住する庶民の行楽に関しては、明治政府による健全化政策 は進んだものの、それでもなお手品や道化踊り等の近世以来の見世物が浅草公園や靖国神 社周辺に小屋をかけて披露され多くの観客を集めていた。また、観劇や寄席などの屋内に おける興行が人気を博していた。 日清戦争後も、観劇や寄席の人気は続き新たに活動写真が新しい屋内興行として定着した。成田山新勝寺や川崎大師など東京市外の寺社への初詣の流行は、開業したばかりの民間鉄道や地元有志の乗客招致戦略の賜物であった。

参詣地と市街地を結ぶ参詣路線の進展の外にも、産業発展に伴って開業した玉川電鉄などの民間鉄道の進出や既存鉄道の複線化による増便や割引切符発売などが市外への行楽の誘因となった。当時、藪入の日は商店員を始めとした庶民は、野外での行楽を楽しんでいたが、そうした場所として他に、上野や浅草、芝居や寄席などが代表的で、他に東京市郊外の行楽地として大磯、逗子、稲毛の海水浴や、日野、立川、二子の鮎漁などが有名であったが、鎌倉と江の島も海水浴を中心として上述の行楽地に並ぶ人気の日帰り旅行先であった(都 1908.7.14)。

第2節 京浜地域における海岸埋立の進行と京浜電鉄の発展経緯

(1) 京浜地域における海岸埋立の進行

1883(明治 16)年に、隅田川から流れる泥土で埋まり浅くなった澪筋を、船舶が自由に 航行できる深さにするため、東京府によって東京湾澪浚工事が始められた ¹⁾。10年以上 継続して実施された工事の中で、浚渫された土砂をもって埋立工事が始まり、新しくでき た埋立地が月島や佃島の一部になった。

これ以降、明治後期に東京湾の埋立が本格的に始まり、埋立の主体は東京府だけではなく、宅地造成の目的のために郊外の大井町や大森町などの地先海面の埋立が、土地会社等の民間主体によって進められた²⁾。

他方で、横浜市周辺では、鉄道用地確保のため 1871(明治 4)年に高島町が埋め立てられたのを機に、工場地造成のため神奈川町の地先の埋立が始まり、1890年代には当該埋立地への工場が進出した³⁾。

以上、概観した通り、東京市と横浜市から産業の発達とともに、羽田運動場や新子安海水浴場の空間的基礎となった埋立工事は郊外にそれぞれ進んでいき、羽田町や子安村の地先でも宅地や工場地にするための埋立が始まろうとしていた。しかし、第3節と第4節で詳細に見ていく通り、工場立地や住宅化はすぐに始まらず、先行しておこなわれた埋立地の土地利用は宙に浮き、時限的な利用法が求められていた。

(2)参詣地連絡路線としての京浜電鉄の発展経緯

1898(明治 31)年に創立された大師電気鉄道株式会社は、翌年 1 月に川崎大師(平間寺)への乗客輸送を主目的にした路線として、六郷橋・大師間の運輸営業を開始し、同年 4 月に京浜電気鉄道株式会社に社名を変更した。東京・横浜間の運輸業務を目的とした京浜電鉄は、乗客誘致の観点から、次節以降で詳しく触れる通り、羽田穴守神社の輸送力増強に関わっていく。

¹⁾ 東京都港湾局他編(1994) 『東京港史 第1巻 通史』,東京都港湾局,pp.876-877

²⁾ 東京都港湾局他編(1994)『東京港史 第1巻』,pp.909,912-913

³⁾ 神奈川区誌編さん刊行実行委員会編(1977)『区制施行五〇周年記念 神奈川区誌』, 神奈川区誌編さん刊 行実行委員会,pp.314,319-322

1901(明治 34)年に蒲田・羽田間路線敷設の認可を得ると、翌年 6 月には羽田支線として蒲田・穴守(初代)駅間が開通した。従来は蒲田方面から人力車や徒歩で移動していた参拝客は、海老取川西岸の穴守駅まで電車に乗り、そこから海老取川を越え、穴守稲荷に参拝できるようになった。

その後、京浜電鉄は路線を大森、川崎、品川、神奈川と延伸し京浜区間の全通を果たしたが、明治後期は川崎大師や穴守稲荷への参拝客の輸送に重きを置いていた。1910(明治43)年に京浜電鉄は、当時紀行文の名手であった遅塚麗水に執筆を依頼し、自社沿線における名所の遊覧案内を目的とした書籍『京浜遊覧案内』を発行した4)。当初は穴守稲荷神社への参拝客輸送を主眼としていた京浜電鉄は明治後期に至り、羽田運動場の設置を嚆矢として、自社路線附近の土地利用に直接関わるようになり、乗客数の増加を狙った。

第3節 羽田町の概況及び海面埋立経緯

図-4-1 で示した通り、東京都荏原郡羽田地域の海岸沿いには穴守稲荷神社が立地していた。元は地元有志によって祀られた小祠であったが、明治 20 年代以降、神社の霊験が東京市内の花柳界を中心に評判を呼び、穴守稲荷神社への参拝講が複数設立され市内からの参拝客が増えた。6。1894(明治 27)年に境内の近くで鉱泉が発見されると、鉱泉旅館が十軒ほど開業し、以降、参道には土産物屋や食堂が立ち並び門前町が形成された70。

1902(明治 35)年 6 月に京浜電鉄は、参拝客輸送を主目的に、蒲田・(初代)穴守間の電車輸送営業を開始した⁸⁾。

図-4-1における羽田運動場の敷地は、1906(明治39)年時点の地形図では海上にあり、以降の時期に埋立されたものとわかる 9)。しかし、既存の二次資料ではこの敷地の埋立について経緯や事業主体が明らかにされていない 10)11)。

当時の新聞雑誌資料を探ると、1909(明治 42)年 4 月 18 日付の『読売新聞』 において、羽田地先の埋立 に関する記事が登場する。

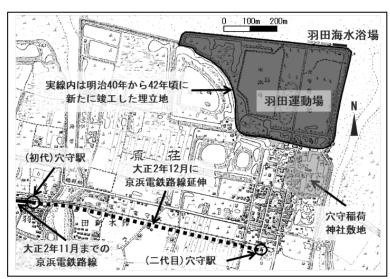


図-4-1 羽田町地先埋立及び羽田運動場周辺図 ⁵⁾ 大正 11 年の地形図に改編,加筆し,明治 43 年から大正 2 年頃の陸 地を表現

⁴⁾ 遅塚麗水(1910) 『京浜遊覧案内』, 京浜電気鉄道

^{5) 1922} 年測図1万分の1地形図「穴守」から抜粋した図を著者が加筆,改編

⁶⁾ 谷口貢(2016),「東京の近郊地域における稲荷信仰」,『文化』, 34, pp.27-54

⁷⁾ 大田区史編さん委員会編(1983),『大田区史(資料編)民俗』,東京都大田区,p.640

⁸⁾ 京浜急行電鉄(株) 杉本寬一編(1949), 『京浜電気鉄道沿革史』, 京浜急行電鉄(株), pp.34-35

^{9) 1906} 年測図 2 万分の 1 地形図「大森」

¹⁰⁾ 大田区史編さん委員会編(1996),『大田区史 下巻』, 東京都大田区

¹¹⁾ 東京都港湾局編(1994),『東京港史 第1巻』,東京都港湾局

当該記事によると、武田忠臣所有の羽田の埋立地が、「松田某」に譲渡された。「松田」に は埋立地に 700 戸の貸長屋を建築して官吏用の住宅に供し、長屋建設後には、穴守稲荷 神社を中心として「浅草の六区に擬したる大遊覧場」を設置する計画があった。「松田」 は京浜電鉄に対して乗車賃の割引を交渉し、京浜電鉄は重役会議を開き、その申し出に応 じる予定と報じられた(読 1909.4.18)。

また、1909(明治 42)年8月に発行された雑誌『実業之世界』において、投資家松谷元 三郎が、自身の社会観を述べていくなかで、現在羽田の開墾に携わっているとの記述が確 認できる 12)。自らへのインタビュー記事の中で、松谷は羽田の海岸に堤防を築き、埋立 をおこない、その土地の一部の約5万坪を京浜電鉄に売却したと語っている。松谷が武田 や京浜電鉄の当時の重役とも関係の深い人物で、穴守稲荷神社背後の土地が埋立されたこ とを指摘する既往研究もあり、『実業之世界』記事で語られたことの信憑性は高いと考え られる ¹³⁾。

他にも、1907(明治 40)年 6 月 17 日付の東京朝日新聞で、武田忠臣が自身の所有する穴 守稲荷神社背後にある寄洲に漂着した土砂を、第三者が採取しないように東京府知事に願 い出た公文書の存在も確認できる 14)。また、当該公文書付属の図面から、その寄洲は、 図-4-1 において線で囲んだ埋立竣工地と一致する。そして、1909(明治 42)年 4 月 4 日付 同新聞記事で、羽田運動場埋立竣工地にある羽田運動場が開場し、運動場内の野球場で試 合がおこなわれていたことが確認できる(朝 1909.4.4)。

以上の事項から、穴守稲荷神社後背地の埋立は 1907(明治 40)年 6 月以降、1909(明治 42)年4月以前におこなわれ、竣工したことがわかる。

1909(明治 42)年 8 月の東京朝日新聞の記事で、穴守稲荷神社神主を含む土地の有志ら が、所管警察署の許可を得て8月4日から海水浴場を開場し、開場日には記念の花火が打 ち揚げられると報じられる(朝1909.8.2)。同日付以降の東京朝日新聞や中央新聞には、羽 田海水浴場開始に関する、広告主名のない同じ形式の広告が数回登場する(朝 1909.8.2,8.5,8.7,中 1909.8.3)。同広告では「穴守神社裏」と位置が示されており、上述の 埋立地竣工の時期と図-4-1 の当時の立地状況を踏まえると、埋立地上に海水浴場が位置 していた可能性が高い。

この明治 42 年の羽田海水浴場に関する記事や広告は、翌年に海水浴場を開場する報知 新聞には掲載されていない。また、この年の海水浴場に関して、管見による史料調査では、 上述の新聞記事や広告以外の資料は見出せない。そのため、この海水浴場の施設配置や、 開場式でおこなわれた花火以外のイベント詳細については不明である。だが、地元有志運 営による海水浴場が埋立地上に新たに造営され、埋立地の新しい利用方途になっていたこ とがわかる。

¹²⁾ 松谷元三郎(1909),「今天一坊の悪名を謳われたる余の社会観」,『実業之世界』, 6-8, pp.17-21

¹³⁾ 小川功(2005),「証券業者による鉱山経営とリスク管理」,『彦根論叢』, 354, pp.43-62

¹⁴⁾ 武田忠臣(1907),「自分所有澪尻ノ土砂採取於詮様ナラサル様...」,『土木 羽田村埋立地 三冊ノ内丙

明治37~大正3年』(東京都公文書館所蔵). なお同資料において, 穴守稲荷神社の後背地に関して, 実際 の埋立工事許認可に関する文書や、当該地所有権を京浜電鉄が継承したことに関する文言は確認できない

第4節 子安村の概況及び海面埋立経緯

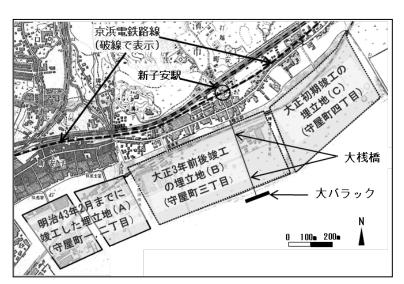
神奈川県橘樹郡子安村は、東海道沿いの漁村で横浜市街地に近接し、1911(明治 44)年に横浜市に編入される。1906(明治 39)年に、京浜電鉄取締役、横浜市の弁護士で衆議院議員の守屋此助が子安村子安町地先の海面、約 15 万坪(496,000 平方メートル)の埋立事業を継承し、埋立目的を工場用地に変換し、事業を着工させた 15) 16)。

埋立事業は神奈川側から鶴見側に向けて順番におこなわれた。当該事業のうち、図-4-2中の左下の緑実線部分で示した、後の守屋町一丁目と二丁目(便宜上、以後「埋立地A」と呼ぶ)が1910(明治 43)年2月までに竣工した「ワ。このとき、埋立地Aの北東側にある、後の守屋町三丁目(以後「埋立地B」と呼ぶ)、並びに、後の同町四丁目(以後「埋立地C」と呼ぶ)については、埋立許可は下りていたものの、竣工していなかった。管見では埋立地BとCの竣工に関する一次資料は見出せなかったが、二次資料によると、埋立地Bは1912(明治 45)年に竣工、埋立地Cは1913(大正2)年2月に竣工とされている「ワ。しかし、埋立地Bの竣工は1912(明治 45)年ではなく、1914(大正3)年前後の可能性がある。この論拠については、第7章でおこなう新子安海水浴場の施設配置の検討部分にて詳述する。

明治30年代以降、横浜市街地に隣接する、神奈川近隣の海岸埋立地を中心に工場が立地し始めるが、旧神奈川町の東側に位置する子安村の埋立地A、B、Cに工場が設立され

るのは大正期に入ってからで、明治期の段階では 工場進出は確認できない²⁰⁾。神奈川、横浜方面 の工業化が進行するなか、 子安村では埋立事業が少 しずつ進められていた。

図-4-2 で確認できる とおり、子安村の中心部 から少し離れた埋立地B の地先の海上に新子安海 水浴場が開設されるが、 この埋立地と京浜電鉄の 関係を直接示す一次資料 は見当たらない。ただし、



4-2 子安村地先埋立及び新子安海水浴場周辺図 ¹⁸⁾ 大正 11 年の地形図に改編,加筆し,明治 43 年から大正 2 年頃の陸地を表現

¹⁵⁾ 横浜市港湾局臨海開発部編(1992), 『横浜の埋立』, 横浜市港湾局臨海開発部, p.252

¹⁶⁾ 神奈川区誌編さん刊行実行委員会(1977),『神奈川区誌』, p.314

¹⁷⁾ 桂二郎, 守屋此助(1910) 「子安村地先公有水面埋立工事設計変更及地種組換ノ件」, 『公有水面埋立組換及開墾出願関係書類』(神奈川県公文書館所蔵). なお同資料においてその後の埋立竣工に関する文言は確認できない

^{18) 1922}年測図 1万分の1地形図「生麦」「神奈川」の抜粋及び合成図に著者が加筆,改編

¹⁹⁾ 神奈川宿遊学セミナー, 横浜開港資料館編(2008),『東海道神奈川宿 遊学セミナー連続講座 神奈川の近代』, 神奈川宿遊学セミナー, pp.142-143

²⁰⁾ 神奈川区誌編さん刊行実行委員会(1977),『神奈川区誌』, pp.311-331

埋立事業を推進した守屋此助が、1900(明治 33)年 3 月から 1931(昭和 5)年 6 月まで京浜電鉄の取締役として在籍していた ²¹⁾。特に、1909(明治 42)年 5 月から 1912(明治 45)年 5 月の間は京浜電鉄常務取締役の立場にあり、自身が進めていた埋立竣工後の土地の時限的な使用方法について、京浜電鉄に話を持ち込みやすい状況にあったことが推定できる。

第5節 国内における水泳場の変遷と大衆型海水浴場の登場

(1) 水泳法教練場の変化

明治期は少年のための体育の一環として、近世以来の武芸の一つであった水練術を教練する水練場が、東京市では隅田川沿いに、大阪市では堂島川沿いに盛んであった。夏になると隅田川沿いの横網河岸や浜町河岸では、十坪から二十坪程度の葭津張り各流派に分かれた水練場の小屋が立ち並び、地元の小学生などが朝から夕方まで水練場の水泳術師範の教えを受けて泳いでいる様子が多く見られた ²³⁾。また、1884(明治 17)年に学習院が隅田川沿い安宅河岸に水練の教場を設けて師範として水府流の太田捨蔵を招いたり、図-4-3 や図-4-4 で確認できるとおり、1892(明治 25)年に日本体育会が浜町河岸に向井流、小堀流、講武流の師範を招いて日本体育会道場を開くなど、武芸道場以外の教育機関が開く水練場も存在した ^{24) 25)}。

大正期に入ると、産業の発展や 人口増加による水質の悪化や船舶 の安全な航行等を背景に、隅田川 は1917(大正 6)年に警視庁により 遊泳禁止の命令が下される²⁶⁾。 その前の明治後半期には、各水練 場が隅田川から離れ始めた。

1891(明治 24)年に学習院の水練場が神奈川県片瀬に移転したのを始めに、明治 30年代以降に多摩川沿いや大森、横浜方面に移転する水練場が増えた²⁷⁾。先述した日本体育会も、1905(明治 33)年から1914(大正 3)年の間は、隅田川沿いではなく東京都荏原郡大井村に水泳場を開設した²⁸⁾。日本体育会は、同じ大井町に男子とは



図-4-3 日本体育会の浜町河岸における水練場 22)図-



図-4-4 同水練場で泳ぐ少年たちの様子 22)

²¹⁾ 京浜急行電鉄(1949), 『京浜電気鉄道沿革史』, pp.166-167

^{22) (}図-4-3 及び図-4-4 いずれも)山本松谷(1896)「水練図」『風俗画報』,121,図版頁

²³⁾ 石山芳雄(1960) 『日本水泳史』,大阪高速印刷,pp.115-116

²⁴⁾ 石山芳雄(1960) 『日本水泳史』, pp.109-110

²⁵⁾ 学校法人日本体育会百年史編纂委員会編(1991) 『学校法人日本体育会百年史』,東京書籍印刷,p.155

²⁶⁾ 石山芳雄(1960)『日本水泳史』, pp.110-111

²⁷⁾ 石山芳雄(1960)『日本水泳史』, pp.110-113

²⁸⁾ 日本体育会百年史編纂委員会編(1991)『日本体育会百年史』,p.214

別に女子専用の水泳場を開設し、数年間の営業に留まったが、東京府教育会女子体育部員などに水練術を教えていた²⁹。

国民体育の振興を企図していた嘉納治五郎は、1887(明治 20)年に自身の私塾で遊泳実習を始め、1889(明治 22)年には私塾を統合した造士会の遊泳実習を、三浦半島の松輪で実施し、青少年の心身の鍛錬を図った ³⁰⁾。また、嘉納は自身が校長を務める東京高等師範学校でも、1902(明治 35)年から遊泳部の実習を房総半島の北條で実施するようになった ³¹⁾。

以上にまとめたように、明治期は川沿いを中心とした水練場が、医療・静養目的の海水 浴場とは別個に存在し、この系譜が第3項で触れる浜寺海水浴場内の浜寺水練学校や第7 章で触れる新子安海水浴場内の水泳術練習所の開設につながり、青少年が泳ぐ場所として の海水浴場の役割を担う源流となっていた。

(2) 海水浴場に関する法規制の整理

1888(明治 21)年に、東京府は水上取締規則を制定し施行した。第四条で列挙された事項については、書面又は口頭で所轄水上警察官署への願出が必要とされ、第十三項で「遊泳場ヲ設クル事」と定められ、府内の遊泳場に水上警察署の検査を義務づけた 32)。

さらに、1904(明治 37)年には、東京府で遊泳場取締規則が制定され、水上取締規則より細かい事項が定められた ³³⁾。遊泳場取締規則において、遊泳場は「河海ニ区域ヲ定メ公衆ヲシテ遊泳ヲ為サシムル場所」と規定された。また、第二条で、遊泳場設置者には、①遊泳場の位置及び区域②更衣所、休憩所の位置及び構造仕様書③(官有地に属する更衣所、休憩所の場合のみ)当該地の使用許可書④開場期間及び開場期限⑤遊泳料、以上五項目に関して届出を所轄水上警察署におこない、許可を得ることが定められた。続いて、第三条で更衣所及び休憩所の工事が落成した際には水上警察署への使用認可を受けること、第四条では遊泳者の数に応じて適当人数の遊泳教師を置くことが定められた。

東京府以外の地域としては、大阪府において 1912(明治 45)年 3 月に遊泳場取締規則が制定される 34)。最大遊泳人員の届出や十四歳未満遊泳者の事故防止の観点からの深水区域の設定などが付加されていたが、それ以外の内容について大阪府遊泳場取締規則は、東京府遊泳場取締規則の内容をほぼ踏襲したものであった。本研究が対象とする新子安海水浴場の所在地である神奈川県で、同時期に水上取締規則や遊泳場取締規則が制定されていた可能性も考えられるが、公文書等として管見で確認できるものはなかった。

遊泳場取締規則に関しては、海水浴場よりも第1節で触れた川沿いの水練場を想定した 規定であり、それを後ほど海水浴場にも適用したと考えるのが適当である。

水上施設に関する法規制とは別に、屋外の集会に関する法規制の存在も重要であり、治 安警察法第八条における「安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合」に「警察官ハ屋外ノ集会

²⁹⁾ 日本体育会百年史編纂委員会編(1991)『日本体育会百年史』,pp.215-216

³⁰⁾ 真田久・椿本昇三・高木英樹(2007)「嘉納治五郎主導による水術の再編に関する研究」『体育学研究』,52,pp.316-318

³¹⁾ 真田ら「嘉納治五郎主導による水術」,p.320

³²⁾ 水上取締規則(明 21 東京府警察令第 13 号)

³³⁾ 遊泳場取締規則(明37東京府令第18号)

³⁴⁾ 遊泳場取締規則(明 45 大阪府令第 24 号)

又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散」できる条項がある。第3章でも触れたとおり、当該条項の適用により、二六新報による第一回労働者大懇親会は参加人数を大幅に制限し、第二回労働者大懇親会には中止命令が出された³⁵⁾。安寧秩序が保持されていると見做されない限り、イベントに対して中止命令が出る可能性があり、イベント主催者は多数の参加者を煽動する恐れがないことや来場客の安全への配慮があることを管轄警察署に示す必要があり、海水浴場でのイベント開催も例外ではなかった。

これらの法規制があるため、海水浴場の営業やイベントの実施にあたり、主催者である 新聞社は管轄警察署との協力関係を密にする必要があった。

(3) 関西地方における大衆型海水浴場の開発

1905 (明治 38)年 7月 25 日に大阪毎日新聞は、国民の海事思想を養成させるため、大阪港と兵庫県魚崎間で十海里大競泳大会を実施し、学生や水練術教師など 68 名が競泳に参加し、数万人の見物客がその様子を見守るなど好評を博した ^{36) 37)}。こうした運動イベントを繰り返し開催できる恒常施設として、大阪毎日新聞は、1906 (明治 39)年に、南海電鉄との共催で浜寺海水浴場を開き、同年に阪神電鉄との共催で打出海水浴場も同時に開いた ³⁹⁾。打出海水浴場はこの年のみで営業を停止するが、浜寺海水浴場はその後数十年にわたって、大阪毎日新聞は営業を継続することになる。従来までの海水浴場は一部の富裕層による療養や静養目的の保養的な側面が強かったのに対し、浜寺及び打出海水浴場はイギリスの大衆海水浴場のように各階層が多数来場できる「民衆的」なものを目指していた ⁴⁰⁾。実際に同年 8 月 13 日の「浜寺デー」と称した日には仕掛花火などの余興を実施し、2 万人の来場者を迎えた ⁴¹⁾。

浜寺海水浴場の開場当初は、図-4-5でも一部確認できる通り、五箇所のテントをそれぞれ、社員事務所、海泳練習所、男女の脱衣所に使用した簡易的なものであった 42)。

1909(明治 42)年以降には、テントをバラック式の建物に変え、沿岸には男子用の丁字桟橋と婦人用の回廊式桟橋を設置し、陸上に遊動円木やメリーゴーランドを、1914(大正 3)年には海上にも飛込台やブランコを

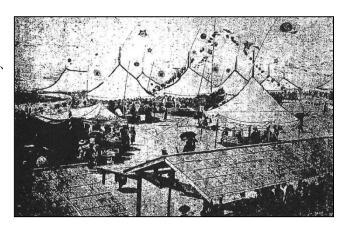


図-4-5 開設当時の浜寺海水浴場の様子 38)

³⁵⁾ 治安警察法(明 33 法律 36)

³⁶⁾ 大阪每日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,(株)大阪毎日新聞社,p.35

³⁷⁾ 毎日新聞 130 年史刊行委員会(2002)『「毎日」の 3 世紀 新聞が見つめた激流 130 年(上)』,大日本印刷,pp.428-431

^{38) 1906}年7月19日付大阪毎日新聞紙面より一部抜粋

³⁹⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,pp.35-36

⁴⁰⁾ 大阪毎日新聞編(1926)『浜寺海水浴二十周年史』,pp.36-37

⁴¹⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,p.44

⁴²⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,pp.41-43

設置した ⁴³⁾。また、1906 (明治 39)年の開設の年に、水練教師を数名招いて、浜寺水練所を併設した ⁴⁴⁾。大阪毎日新聞社長の本山彦一は、「国民的体育の機関」として、浜寺水練所を捉えていた ⁴⁵⁾。これは、日露戦争後の社会において、健全な体格を養う必要性が唱えられていた当時の海事思想を体現するものであった。

浜寺海水浴場では、軍隊や大阪市中音楽隊による楽隊演奏が頻繁に実施され、先述した 仕掛花火の他にも、福引や素人相撲、演芸や仮装行列、盆踊りなどの様々なイベントが実 施された ⁴⁶⁾。その他、浜寺海水浴場では、全国中学校テニス大会、国際競泳大会、在日 外国人ヨット競争など海陸にわたる運動イベントが開かれた点も特徴的であった ⁴⁷⁾。

その他、遊泳区域の安全性確保のため阪神電鉄は、1907(明治 40)年に打出から同じ兵庫県の香櫨園浜に海水浴場を移設して、その後数十年営業を続けた 48)。

関西地方で発展した大衆海水浴場は、新聞社と鉄道会社が組むことによって多数の来場者の大量移動を可能にし、逗留する旅館ではなく日帰りで滞在できるように男女別で大量の人数を収容できる更衣室を備えた施設を備え、様々なイベントが実施されることによって、数万人の来場者を迎えた。浜寺海水浴場を中心とした関西地方での大衆海水浴場の発展が、関東地方における大衆海水浴場の誕生に大きく影響を与えた。

第6節 小括

本章で得られた成果は、表-4-2のとおり整理できる。

表-4-2 本章で得られた主な成果一覧表

- ・鉄道会社である京浜電鉄が海岸埋立地の土地利用に関与(第2節,第3節,第4節)
- ・京浜地域海岸での埋立が進行するも、すぐ産業利用されず時限的な土地利用方法が模索される(第3節,第4節)
- ・水上に関する法制度の整備(第5節)

第3節及び第4節で示した通り、羽田地域は穴守稲荷神社の門前町、子安地域は工場地利用の埋立事業が進行し始めた漁村と、それぞれ異なる背景を有していた。しかし、1910(明治43)年時点で、元々投資家によって計画された「遊覧場」や工場の進出が遅れた臨海地域であり、具体的な施設の立地が定まらないなか、埋立が進行していた点は両地域に共通していた。施設の立地が進まない状況で先に埋立地が竣工し、有効な産業利用がされない間、時限的な土地利用方法が模索されていたことは、既往研究では挙げられていない新しい知見である。

また、遊泳場やイベントに関する法規制が整備され、関西地方で新聞社と鉄道会社による大衆海水浴場が登場したことにより、東京市郊外に多くの来場者を迎える運動娯楽施設が成立するための前提条件が整った。明治期における水練場の展開も、海水浴場の遊泳機

⁴³⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,pp.95-97,103

⁴⁴⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,pp.119-120

⁴⁵⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,pp.115-117

⁴⁶⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,pp.180-187

⁴⁷⁾ 竹村民郎(1996)『笑楽の系譜-都市と余暇文化』,同文館出版,p.130

^{48) (}財)日本経営史研究所(2005)『阪神電気鉄道百年史』,阪神電気鉄道(株),pp.95-96

能を担う重要な社会背景となっていた。これは既往研究でも指摘されている新規性には乏しい視点であるが、本研究の第3部展開のうえでは、重要な社会背景である。

第2節で概観した通り、京浜地域において京浜電鉄が当初は参詣地を連絡する路線として登場し、第3節および第4節で分析した通り、海岸埋立進行を通して埋立地周辺の土地利用に関与するようになった。

また、第 5 節で分析した通り、水上に関する法規制が整備され、大衆型海水浴場成立への前提条件が満たされるようになったことを確認した。

第5章

明治 40 年代における新聞雑誌社によるマスイベントの展開

5-1 報知新聞による運動イベントの開催 5-2 雑誌『冒険世界』による運動イベントの計画と実践 5-3 報知新聞による「花火大競技会」の開催 5-4 都新聞による商家雇人向け遊覧会の開催とその特質 5-5 明治 40 年代におけるマスイベントの特徴 5-6 小括

第5章 明治40年代における新聞雑誌社によるマスイベントの展開

本章では第3章で示した明治30年代におけるマスイベントの生成の後、続く日露戦争後にあたる明治40年代に、新聞社によるマスイベントがどのように展開していったかを解明する。具体的には表-5-1で示した一覧表のとおり、各節で史料を用いて、各内容を明らかにしていく。

	明らかにすること	用いる主要史料
1節(報知の運動イベント)	イベントの開催目的と内容	主催新聞社の記事、同記事中の写真
2節(雑誌社の運動イベント)	イベントの開催目的と内容、計画内容	雑誌『冒険世界』記事
3節(花火大会)	イベントの開催内容と特徴	主催新聞社の記事、同記事中の写真
4節(遊覧会)	イベントの開催内容と推移	主催新聞社の記事、同記事中の写真、主 催新聞社編集者の回顧録
5節(明治40年代イベント)	1節から4節までに共通する内容	_

表-5-1 本章各節で明らかにすること及び主要史料一覧表

第1節では、報知新聞の記事および記事中に掲載された写真を使用し、報知新聞によって開催された1905(明治38)年の素人相撲大会及び翌年に開催された水泳大競走会の開催目的と大会の内容を明らかにする。

第2節において、雑誌『冒険世界』の記事を史料として、陸上競技を中心とした運動競技会群の開催目的を明らかにする。また、警察によって開催中止に追い込まれた1909(明治42)年の長距離走大会の計画内容を解明する。

第3節では、報知新聞の記事および記事中に掲載された写真を使用し、報知新聞によって初めて東京市外の郊外地大森町で開かれたマスイベントである1909(明治42)年の花火大会の内容と特徴を明らかにする。

第4節で、都新聞の記事および記事中に掲載された写真、並びに、都新聞編集者による 回顧録である『都新聞史』を参照し、都新聞によって実施された日帰り遊覧会の内容と推 移を解明する。

第5節では、第1節から第4節まで類型としては多岐に及んだ明治40年代における新聞雑誌社によるマスイベントに共通する内容や特徴についてまとめる。

本章で論じる主要事項を編年体でまとめたものは、以下の表 5-2 のとおりである。

第1節 報知新聞による運動イベントの開催

(1)運動イベント実施の背景

第3章第5節で触れた運動イベントでは、紙上における目的として国民体育の奨励が説かれており、他方で成績優秀者には多くの商店等からの寄贈品を贈呈している点で、明治期における新聞社による運動イベントの先駆事例として報知新聞の運動イベントにも大き

表-5-2 本章で扱うマスイベントに関する主要事項年表

年次	報知新聞による	都新聞、あるいは、雑誌『冒険世界』	その他の事項
1906 (明治39)年 以前	マスイベントに関する事項	によるマスイベントに関する事項	(1903(明治36)11/21)慶應義塾大学の三田綱町球場開場し、初の早慶野球戦開始【慶13】(1904(明治37)/2/6-1905(明治38)年/9/5)日露戦争(1905(明治38)年7月)阪神電鉄による打出海水浴場開場休憩所、食堂、脱衣所、貸ボート設置【阪95】(1905(明治38)/8/20)大阪毎日新聞により、大阪築港・御影魚崎間で、海上10マイルの遠泳大会開催【大】(1906(明治39)/7/1)大阪毎日新聞と南海電鉄により、浜寺海水浴場開設【浜102】
1907	(7/16-7/18)靖国神社境内で「素人相撲大会」開		
1908	催【報】 (8/13,8/16)隅田川上で「水泳大競走会」開催 【報】	(7/15,7/16)都新聞により,鎌倉・江ノ島への「商家雇人遊覧会」開催,参加資格は15歳以上の商業被雇用者男子【都】 (7/25,7/26)雑誌『冒険世界』主催により,「天幕旅行大運動会」開催,日比谷公園から鴻の台(現在の市川市国府台)まで徒歩で行進し,一泊後鴻の台で運動会実施【冒】	(7/26)大阪毎日新聞により,浜寺海水浴場附属庭
1909 (明治42)年	(8/14・8/15)大森海岸で「花火大競技会」開催 【報】	(4/9)雑誌『冒険世界』『少年世界』の共催で靖 国神社馬場・王子飛鳥山間の4~5マイルの 「振武大競走」を企画するが、開催予定日前々 日に麹町警察署から交通妨害の理由で開催禁止 命令を受け開催中止【冒2-6-2】 (7/15,7/16)都新聞により,鎌倉・江ノ島への第二 回「遊覧会」開催参加資格は15歳以上の商工業 被雇用者男子に拡大【都】	(4/3)羽田運動場開場【運14-105】 (6/1)一定年限の間、社団法人日本運動倶楽部が羽田運動場を運営すると発表される【運15-140】
1910 (明治43)年	(7/2)報知新聞と東京毎日新聞主催による新子安 海水浴場開場【報】 (7/10)羽田運動場内に報知新聞と東京毎日新聞 主催による「羽田扇ケ浦海水浴場」開設【報, 東】	(7/16,7/17)都新聞により,鎌倉・江ノ島への第三 回「遊覧会」開催,参加資格は15歳以上の男女に 拡大,16日は女性団体の日となる【都】 (9/24)雑誌『冒険世界』『少年世界』『中学世 界』の共催により,上野不忍池畔で全国学生大競 走会開催,陸上競技各種目が行われる【冒3-11- 2】	
1911 (明治44)年		(7/15)都新聞により、日光への第四回「遊覧会」 開催、参加資格に関する明記なし、前日23時30分 上野駅発の夜行列車で日光駅まで日帰り往復旅 行【都】 (7/15)新子安海水浴場が都新聞主催に代わり、名 称を「子安浦海水浴場」とする【都】	

な影響を与えたと考えられる。しかし、1902(明治35)年以降数年間は、新聞社による運動 イベントの開催事実は確認できない。これは、1904(明治 37)年と 1905(明治 38)年の間は

^[] 内は典拠資料、数字は根拠ページ [報]報知新聞 [都]都新聞 [東]東京毎日新聞 [大]大阪毎日新聞 [浜]浜寺海水浴場二十年史 [運]運動世界 [冒]冒険世界 [慶]慶應義塾野球部史 [運]において、ハイフン左側は号数、右がページ数を指す

日露戦争の報道で、新聞紙面の大部分が戦況報道に割かれ、運動イベントを 実施する余力が新聞社になかったことが原因として考えられる。他方で、日 露戦争に関する報道を機に、新聞紙面 で事件やイベントを伝える際に、絵で はなく写真をもって内容を報じられる 機会が多くなっていた。

(2)「体育奨励素人相撲大会」の開催 経緯と内容

報知新聞は自社主催のイベントとして、1907(明治 40)年7月15日から3

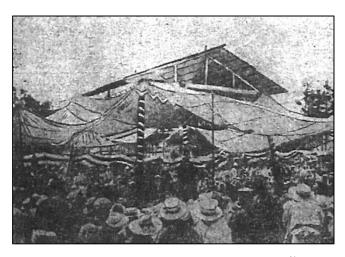


図-5-1 体育奨励素人相撲大会当日の様子 1)

日間、靖国神社境内で「体育奨励素人相撲大会」を開催した。35 歳以下の男性 700 人が参加し、図-5-1 でも一部確認できる通り大会の様子を見守る観客も多く、全体の来場者は一万人近くに達した(報 1907.7.16)。同大会を開催するにあたっては、商工業を発展させるためには「壮健の身体」が求められるとし、「体力の発達」を促すため、素人相撲大会を開催したと、報知新聞は紙面上で大会の目的を明らかにした(報 1907.7.1)。この相撲大会は、マスイベントの一つであり、読者や広告主を増やすための販売促進が、もう一つの重要な目的であったと考えられる。このことは、大会会場当日入場者に報知新聞の携帯を義務づけ、紙面上段で相撲取組勝者への寄贈品と共に、商店を中心とした寄贈主を連日にわたって紹介したことからもうかがえる(報 1907.7.4-7.15。)。

(3) 「体育奨励水泳大競走会」の開催経緯と内容

翌年の1908(明治41) 年8月13日と16日の2日間、報知新聞は「体育奨励水泳大競走会」を隅田川で主催する。図-5-2の写真記事でも確認できるように、13日は予選として吾

妻橋・安宅町(現在の江東区新大橋附近)間の約3kmの遠泳をもって競われた(報1907.8.10, 8.14)。予選出場約180名のうち、成績上位者が「大選手」として、16日の決勝、千住大橋・安宅町間の約8kmと予選の倍以上の距離で競われた(報1908.8.10)。予選の出場資格は、17歳以上40歳以下の体格検査を通過した者とされた。当時としては珍しく、女性の参加者も予選で1名出場した(報1908.8.

14)。そのことが話題を呼び、決勝で



図-5-2 水泳大競走会予選会の様子 2)

^{1) 1907}年7月17日付報知新聞記事より一部抜粋

^{2) 1908}年8月14日付報知新聞記事より一部抜粋

^{3) 1908}年8月17日付報知新聞記事より一部抜粋

は予選参加の1名を含む、遠泳経験のある女性4名が成績優秀者とは別の「番外」扱いで出場し、当日は全員が完泳した(報1908.8.16,8.17)。晴天の日曜日であった16日の決勝は、報知新聞の「群衆三十万」という報道は誇張を含んでいる可能性が高いものの、10代と20代に占められた決勝出場選手の大半が所属した隅田川沿いの各水術練習所の生徒たちが自所の小旗を手に多数応援する姿があったり、図-5-3のように両国橋から多くの観客が見守る姿が確認できたり、多くの見物客が

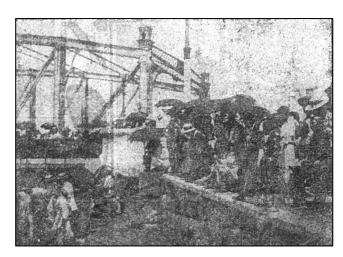


図-5-3 両国橋から水泳大競走会決勝 を見守る観客の様子³⁾

川沿いから競技の行方を見守った (報 1908.8.17)。

この水泳競技会でも、前年の相撲大会同様、大会に関するコースの見所や地方の旧藩に伝わる水泳術の型の違い等、水泳に関する関連記事が連日掲載され、成績優秀者に贈られる金時計や上等インパネスコート等各商店による寄贈品と商店名数十件が数日間紙面を飾った(報1908.8.3-8.18)。また、大会目的も相撲と同じく、「体育奨励」にあるとされ、武芸十八般の一つである水泳競走会を開くことは、「士道の振作」「体育の養成」に寄与すると報知新聞は位置づけ、大会会長に海軍中将の肝付兼行を迎えた(報1908.8.4)。賞品授与式の演説において、肝付は選手の栄誉を称えつつ、イギリスのような海洋大国となるため、水泳は今後「国民必修の一科」になると説いた(報1908.8.17)。

このように、報知新聞は時事新報の「長距離競争」の手法に影響を受けつつも、日露戦争前に三回実施した「商家雇人奨励会」に続くマスイベントを実施した。

第2節 雑誌『冒険世界』による運動イベントの計画と実践

(1) 「天幕旅行大運動会」の開催

1908(明治 41)年 7月 25 日と 26 日の二日間に雑誌『冒険世界』は、「天幕(てんと)旅行大運動会」を実施した。この『冒険世界』は博文館から同年に創刊された雑誌で、雑誌『少年世界』において冒険小説が読者の人気を集めていた押川春浪(本名:方存)が主筆を務めていた 4)5)。「天幕旅行大運動会」は、参加者が 25 日に日比谷公園音楽堂に集まり、そこから各隊に分かれ千葉県鴻の台(現:市川市国府台)まで楽隊を先頭に行進しながら向かい、当地で宿営した後、次の日に徒競走や相撲や宝探しなどの種目を含む運動会を実施する二日間にわたるイベントであった 6)。参加定員は 300 名で、会費は一人当たり 70 銭

⁴⁾ 早稲田大学図書館編(2002)『「冒険世界」総目次』,雄松堂出版,p. i

⁵⁾ 武田祐樹(2019)「『少年世界』が媒介する「冒険・探検」,鈴木康史編『冒険と探検の近代日本 物語・メディア・再生産』,せりか書房,p.84

^{6) 『}冒険世界』編集部(1908)「冒険世界天幕旅行大運動会」『冒険世界』,1-7,pp.1-3

で、十五歳以上の年齢である必要があった⁷⁾。本会は、「二十世紀の活社会に雄飛する」 「快男子」に必要な、「胆大にして体健なる」素地や気風を養うことを目的とした⁸⁾。

募集期間が一か月未満と短かったため、実際の参加者は定員に満たない 150 名程度であったが、当日は主筆であり主唱者であった押川春浪や、早稲田の「虎髭弥次将軍」として高名な応援団長の吉岡信敬、詩人の大町桂月(本名:芳衛)、画家の小杉未醒(本名:国太郎)、作家の巌谷小波(本名:季雄)なども参加し、警視庁の医官も警備のため同行していたことが確認できる(朝 1908.7.28)⁹⁾。鴻の台の会場には長さ 20 間(36.4m)程度の大天幕が張られ、余興として剣舞や薩摩琵琶の演奏、活動写真がおこなわれた(朝 1908.7.28)¹⁰⁾。運動会の各種目の成績優秀者の一部には、各人の所属勤務先や学校が記されていて、日本銀行の社員や、帝国大学、第一高等学校、日本中学の学生が参加していたことがわかる 11)。当日同行した東京朝日新聞の記事によると、参加者の 8 割程度が学生で残りは文士が多かったという(朝 1908.7.29)。成績優秀者たちは、協賛各社から提供された商品の授与を受けた(朝 1908.7.28)。

(2) その後の運動イベント計画

天幕旅行大運動会の成功を受けて、翌 1909(明治 42)年 3 月に、雑誌『冒険世界』編集部は、同じ博文館の雑誌『少年世界』との共催で「振武大競走」を同年 4 月 11 日に実施すると予告した ¹²⁾。欧米で実施されていたクロスカントリーレースに範を取って、靖国神社の馬場から王子飛鳥山までの 4~5 マイルの距離を、十三歳から十六歳までの少年組と十七歳以上の壮年組に分かれて競走を実施するとした ¹³⁾。成績優秀者には三越呉服店や京浜電鉄などから寄贈を受けた銀時計や洋服などが贈呈されることも同時に予告された ¹⁴⁾。しかし、この「振武大競走」は、4 月 9 日に麹町警察署から交通妨害の理由で開催禁止命令を受け、中止となった ^{15) 16)}。

さらにその翌 1910(明治 43)年 9月 24 日に、『冒険世界』は、再び雑誌『少年世界』と、同じ博文館の雑誌『中学世界』との三誌共催で「全国学生大競走会」を開催した。上野不忍池畔にて、小学生を中心とした少年、中学、大学生を中心とした冒険の年齢別に分かれて、400、200、100 ヤードの徒競走及び 3 マイル(4.8km)を実施し、多くの観客が見守った 17)。

(3) 小括

以上見てきた通り、ときに警察署からの中止命令も出されたものの、雑誌社によって徒競走を中心とした運動イベントが開催された。雑誌『冒険世界』は第3章第5節で述べた

^{7) 『}冒険世界』編集部(1908)「冒険世界天幕旅行大運動会」『冒険世界』,1-7,pp.4-5

^{8) 『}冒険世界』編集部(1908)「冒険世界天幕旅行大運動会」『冒険世界』,1-7,p.1

⁹⁾ 河岡潮風(1908)「雷飛び風驚く鴻の台の一昼夜」『冒険世界』,1-8,pp.1-7

¹⁰⁾ 河岡潮風(1908)「鴻の台の一昼夜」『冒険世界』,1-8,pp.4-5

¹¹⁾ 井上秋剣(1908)「天幕運動我観」『冒険世界』,1-8,pp.122-123

^{12) 『}冒険世界』編集部(1909)「冒険世界少年世界振武大競走挙行」『冒険世界』,2·4,p.1

^{13) 『}冒険世界』編集部(1909)「振武大競走挙行」『冒険世界』,2-4,pp.2-4

^{14) 『}冒険世界』編集部(1909)「振武大競走挙行」『冒険世界』,2-4,p.2

¹⁵⁾ 押川春浪(1909)「読者諸君に謹告す」 『冒険世界』,2·6,pp.2·3

¹⁶⁾ 坪谷水哉(1909)「嗚呼振武競走の中止」 『冒険世界』,2-6,pp.115-116

¹⁷⁾ 冒険記者(1910)「全国学生大競走会実記」『冒険世界』,3-11,pp.2-7

日露戦争前の新聞社による長距離走大会に影響を受けたイベントを明治 40 年代に開催していた。

ここで注目しておきたいのは、これらの計画の発起人であった『冒険世界』主筆の押川春浪が、第6章で詳述する羽田運動場の基本構想を打ち出した社団法人日本運動倶楽部の理事を務めたことである。開催中止になった「振武大競走」において審判を務める予定だった顔ぶれの中には、早稲田大学体育会 OB であり『運動世界』主筆の水谷竹紫(本名:武)や慶応大学野球部 OB の鷲澤與四二など日本運動倶楽部の理事を務めた人物がいた ¹⁸⁾。また、先述した通り靖国神社・飛鳥山間に路線をもたない京浜電鉄も同競走へ寄贈品を寄せていたように、雑誌『運動世界』の押川を中心とした人物ネットワークが一連の運動競技会を成立させ、6章で述べる羽田運動場の成立にも関わっていった。

第3節 報知新聞による「花火大競技会」の開催

報知新聞は1909(明治42)年8月14日と15日に「全国花火大競技会」を開催した。出品者の仕掛等の技術を競う大会として、当時報知新聞の実質の経営者であった大隈重信を会長とし、審査員には砲術に関わる陸海軍の技師を迎えた(報1909.7.21)。この花火競技会は、第1節で述べた報知新聞による運動イベントとは異なり、身体能力の優劣を競うものではなかった。ただし、優秀出品者への副賞の寄贈品及び寄贈者たる商店名が連日紙面を飾った点や、当日花火を見物するため多くの観客が集まった点は過去二年の報知新聞の運動イベントと共通していた(報1909.8.3-8.16)。

また、この大会の開催場所は過去二年のイベントとは異なり、東京市内ではなく、市外の大森海岸の「京浜遊覧株式会社」敷地で実施された(報 1909.8.8)。当初は両国で実施する予定であったが、出品者が多数に及び花火の打ち上げ予定数が 1,600 発と増えて両国では場所が手狭のため大森海岸に場所を移したとの記事が確認できる(報 1909.8.8)。

開催2日目の15日は日曜日で、1日目より人手が多かったようで、会場は京浜電鉄沿線に近かったため、図-5-4で確認できるように鉄道利用者も多く、当時の京浜電鉄運輸課長は15日-日の切符販売数が48,000枚を越えて会社創立以来最多の人出であったと、取材

に対しコメントした(報 1909.8.16)。 また、従業員に休みを与え、いわゆる「小僧」や「女中」たちの多くが 見物に行った商店が多く存在したと の記事もあった(報 1909.8.12)。

多くの見物客を集め、鉄道客の利用も増やすことに成功した報知新聞は、第7章で述べる通り、翌年に京浜電鉄と手を組んで、大森町よりもさらに郊外の羽田町にイベント会場



図-5-4 花火大競技会当日に 混雑する大森停車場前の様子¹⁹⁾

^{18) 『}冒険世界』編集部(1909)「冒険世界少年世界振武大競走举行」『冒険世界』,2-5,pp.6-7

^{19) 1909}年8月15日付報知新聞記事より一部抜粋

を移し、海水浴場の経営をおこない、開場式などのイベント日に打ち上げ花火の実施をお こなうことになる。

第4節 都新聞による商業被雇用者向け向け遊覧会の開催とその特質

都新聞は、読者サービスとして、1908(明治 41)年 7月 15 日と 16 日の各日に、鎌倉と江の島を訪ねる日帰りの「商家雇人遊覧会」を開催した ²⁰⁾。遊覧会の参加資格は「商家雇人」の 15 歳以上の男子で、会費は弁当代や往復の汽車代も含まれる中で一人当たり 95 銭と低廉で、各日定員は 700 名であった(都 1908.7.1)。7月 16 日は藪入の日で、慣例的に商店は店を閉めて商店員に年休日を与える日で、都新聞は商店員が参加しやすい日に遊覧会を設定した。都新聞は遊覧会の目的を「商家の雇人諸君と共に同地に一日の清遊を試み」、

「尋ね半年の間業務に働いた疲労を 慰め」ることと、紙面で遊覧会員を 募集告知する際に記した(都 1908.7. 1)。また、1907(明治 40)年 8 月に藤 沢駅から鎌倉駅至近の大町駅まで江 之島電鉄線が延伸したことから、鎌 倉及び江の島附近で大人数での移動 が可能になった側面も挙げられる ²³⁾。

1908(明治 41)年の第一回遊覧会は 定員を越える商業被雇用者の募集が あるほど人気を博し、都新聞は翌年 の 1909(明治 42)年から 1911(明治 44)年まで毎年 7 月に遊覧会を開催し た ²⁴⁾。1909(明治 42)年の第二回は会 費が 1 円になり各日定員 1,000 名に 参加者枠を増やし、1910(明治 43)年 の第三回は新たに女性会員専用の遊 覧日を設け、行先はいずれも第一回 と同じ鎌倉と江の島の周遊であった (都 1909.7.1,1910.6.22)。また、第二 回遊覧会の参加資格は「商工業者の 雇員」と工業被雇用者も対象に加わ り、第三回では 15 歳以上であれば誰

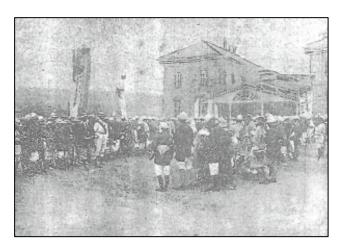


図-5-5 第二回商家雇人遊覧会で 出発地新橋駅前に集合する様子²¹⁾



図-5-6 第二回商家雇人遊覧会で 由比ヶ浜海岸で地引網をする様子²²⁾

²⁰⁾ 土方正巳(1991)『都新聞史』,日本図書センター,pp.196-197

^{21) 1909}年9月16日付都新聞記事より一部抜粋

²²⁾ 江ノ島電鉄(株)(1982) 『江ノ電 80 年表』, 江ノ島電鉄(株), p.18

^{23) 1909}年7月17日付都新聞記事より一部抜粋

²⁴⁾ 土方正巳(1991)『都新聞史』, p.197

でも参加可能になった。ただ、第三回の男子会員の遊覧会道中を記した記事の中で、遊覧会に「三年続けて来た」という参加者がいたり、当日の福引で懐中時計が当たった九人の住所のうち五人は住所に「oo方」と付記され、少なくとも持ち家でない 15 歳から 24 歳の間の若者であることや、藪入日前後に開催されていたりすること等を併せて考えると、第一回の応募資格である商業被雇用者と極めて似た社会層が参加していた可能性が高いと言える(都 1910.7.18)。

第一回から第三回までの遊覧会は、いずれも図-5-5で確認できるように、新橋駅前に早 朝集合し、あらかじめ参加者会員に配付された帽子店寄贈の揃いの帽子についたリボンと 同じ色で構成された十班に分かれた旗の前で待機し、都新聞社員が各班の班長を務めた(都 1908.7.16,1909.7.16,1910.7.18)。新橋駅から鉄道院貸切列車に会員は乗り込み、同行した 楽隊の吹奏に合わせて鎌倉駅に向け出発した。第二回では、当時普及していた鉄道唱歌の 曲に合わせて都新聞社員の遅塚麗水が作詞した「江の島鎌倉遊覧会の歌」が掲載された当 日配付の冊子を会員は手に取り、同行した楽隊の吹奏に合わせて同歌を車内で合唱した(都 1909.7.11,7.16)。鎌倉駅に降りてからは、遊覧会と記した大旗を先頭に、楽隊の奏楽に合 わせて各班隊列を整え、鶴岡八幡宮や鎌倉宮などの名所を周遊した。図-5-6で見られる通 り、由比ヶ浜の海岸で数百から千人の会員を収容できるバラック造りの休憩所に入り、昼 の弁当を食べたり、各商店が事前に寄付した寄贈品の福引を実施したり、浜辺に出て海水 で足を冷やしたり、各自が思い思いの時間を過ごした(都 1908.7.16,1909.7.17,1910.7. 18)。午後、数班に分かれ江之島電鉄線に乗車して江の島に向かい、山上の茶店で休憩を挟 みながら、磯辺で潜水夫による鮑取り漁を見物した。最後は、藤沢駅まで電車で移動して 遊行寺等を参拝後、鉄道院電車で夜遅くに新橋駅に到着して解散となるが、一日で数多く の名所を訪ねる多岐にわたる内容の団体旅行であった。

都新聞は、翌年以降も数千人単位の参加者による遊覧会を継続的に実施し、1911(明治 44)年に新子安海水浴場の運営に関わる。都新聞による新子安海水浴場の施設整備や運営については、第7章で詳述する。

第5節 明治40年代におけるマスイベントの特徴

以上のとおり、本章で内容詳細を明らかにした明治 40 年代におけるマスイベントには、大きく分けて二つの特徴が挙げられる。一つ目は、イベントの内容は複雑すぎず、多くの人が観戦可能で勝敗を含む内容が明快である点である。二つ目は、参加者に贈られる副賞の景品に関して各商店や会社等から寄贈を受け、イベント開催日まで寄贈品と寄贈者名の一覧の表示に媒体紙面の多くを割き、読者に寄贈者名と寄贈品の存在を強く印象づけた点である。第3章で見た報知新聞によるマスイベントも同様の特徴を有していた。

第4節で述べた、都新聞の遊覧会についても、イベント内容は明快であり、当日遊覧会 参加者には各商店からの寄贈品が福引を通して配られた。これに加え、第一回は商業被雇 用者のみを対象にしたところから始まり、第二回はそれに加え工業被雇用者、第三回は全 社会層と対が拡大していった点もこの時代のマスイベントとして特徴的であった。 明治 40 年代のマスイベントは開催場所が東京市内から郊外や観光地に移り、多くの観客が鉄道に乗って市内から離れた場所でイベントを楽しむようになった点も、この時期の特徴と言える。また、対象者の表彰だけでなく、運動イベントや花火、旅行会などマスイベントの内容も多岐にわたるようになった。内容のバリエーションを増やしながら、新聞雑誌社はマスイベントを定期的に開催するための恒常的な場所をこの時点では確保していなかった。

第6節 小括

本章で得られた成果は、表-5-3のとおり整理できる。

表-5-3 本章で得られた主な成果一覧表

- ・マスイベントの新たな類型として、旅行イベントや近代花火大会が加わり、運動イベント も定着(第1節~第4節)
- ・都新聞のマスイベントでは、特定の社会層のみからあらゆる社会層へと参加対象が拡大 (第4節)
- ・明治40年代に開催されたマスイベントも、報知新聞が用いた技法を活用(第5節)

第3節における報知新聞主催の花火大競技会、第4節における都新聞主催の日帰り遊覧会に見られるように、マスイベントの新しい類型として旅行イベントや近代花火大会が加わった。また、第1節の報知新聞主催の素人相撲大会や水泳大競走会や、第2節での雑誌『冒険世界』主催による天幕旅行大運動会や全国学生大競走会などで日露戦争前は単発的に実施されていた運動イベントが毎年東京市のどこかで実施されるようになり、マスイベントとして定着した。

第1節から第4節で分析したマスイベントは、第5節で概括した通り、いずれも内容は複雑すぎず、多くの人が観戦可能で、内容が明快であった。参加者に贈られる副賞の景品の提供を商店等から受け、それを報じることにより宣伝効果を挙げた。これは、日露戦争前に報知新聞が三回の商家雇人奨励会で培った技法を活かしたものであった。

第4節の都新聞主催の遊覧会の推移において、当初は商業被雇用者男子のみと特定の社会層を対象としていた遊覧会が、第二回開催時には商業だけでなく工業被雇用者男子も加え、第三回開催時にはあらゆる社会層の男女を対象にと、参加対象が次第に拡大していった過程は重要である。

本章で分析したマスイベントは、既往研究において存在が指摘されているものではあったが、第1部の生成と第3部の上演の間をつなぐ、場所や参加対象について試行錯誤をしながら新聞雑誌社が定期的にイベントを開ける場所を求めるようになる移行期にあったという捉え方が可能である。

第 3 部

マスイベントの上演

第6章

羽田運動場における施設整備及び運動イベントの社会的特徴

6-1 羽田運動場の設置基本構想 6-2 施設整備の特徴 6-3 運動イベントなどの運営内容 6-4 羽田運動場の社会的特徴 6-5 小括

第6章 羽田運動場における施設整備及び運動イベントの社会的特徴

本章では、明治後期に開設された羽田運動場における施設整備と開催された運動イベントの特徴を明らかにする。具体的には表-6-1で示した一覧表のとおり、各節で史料を用いて、各内容を明らかにしていく。

	明らかにすること	用いる主要史料
1節(設置基本構想)	羽田運動場の設立目的	雑誌『運動世界』、『冒険世界』
2節(施設整備)	羽田運動場の施設整備内容	雑誌『運動世界』、書籍『京急電鉄 明治・大正・昭和の歴史と沿線』内で使用された個人所有の絵葉書写真
3節(運営内容)	羽田運動場で実施されたイベント内容とその特徴	雜誌『運動世界』、『冒険世界』、『武侠世界』、新聞記事、「明治四三年十一月横浜電線株式会社 秋季運動会記念絵葉書」
4節(社会的特徴)	国内の他事例と比較した中での羽田運動 場の社会的特徴	国内の運動場を対象にした既往研究

表-6-1 本章各節で明らかにすること及び主要史料一覧表

第1節では、羽田運動場の基本構想を策定した作家押川春浪(本名:方存)が主筆を務めた雑誌『冒険世界』、及び、押川と共に基本構想に関わった水谷竹紫(本名:武)が主筆を務めた雑誌『運動世界』内の記事を基にして、羽田運動場の設立目的を明らかにする。

第2節において、雑誌『運動世界』の記事や記事中に使用された図、また、書籍『京急 電鉄 明治・大正・昭和の歴史と沿線』内で使用された個人所有の絵葉書写真などを基に羽 田運動場の施設整備内容を詳らかにしていく。

第3節では、雑誌『運動世界』、『冒険世界』、これも押川が主筆を務めた『武侠世界』の記事、イベントを複数回実施した報知新聞等の新聞記事などを基にして、羽田運動場において開かれた運動イベントの内容と特徴を明らかにする。また、横浜開港資料館が所蔵する「明治四三年十一月横浜電線株式会社 秋季運動会記念絵葉書」や新聞記事を組み合わせて、羽田運動場の運営内容の一つとして挙げられる法人運動会の内容を示していく。

第4節で、国内の他運動場を対象にした既往研究を参考にして、羽田運動場の前後の時期に開設された運動場の施設整備の様子を概観し、他事例と比較した中で羽田運動場の社会的特徴を明らかにする。

第1節 羽田運動場の設置基本構想

(1)建設計画時点の基本構想概要

京浜電鉄の後継会社である京浜急行電鉄は、1949(昭和24)年に編纂した『京浜電気鉄道沿革史』で、郊外交通機関を発展させていくために、沿線開発は必要不可欠のものとの認識を示した¹⁾。そして、会社として「種々の計画を樹てた」うちの一環として、羽田に

¹⁾ 京浜急行電鉄株式会社 杉本寬一編(1949), 『京浜電気鉄道沿革史』, p.51

「方五町の大運動場」を設置し、乗客誘致を図ったと総括した。各年代の京浜電鉄社史で これ以上詳しい言及は見当たらず、設置経緯に関する詳細事項について本節で明らかにす る。

運動場開場1年3か月前の1908(明治41)年1月発行の雑誌『冒険世界』第1巻第1号で、羽田に「大競技場」を建設する計画が発表される²⁾。前年誕生した京浜アマチュア倶楽部チームリーグ専用競技場にしてくれるなら、「羽田の海岸を距る数町」の土地を京浜電鉄が整地をしたうえで同リーグに寄付するとの発言が同記事で引用される。また、京浜電鉄の中澤臨川(本名:重雄)が京浜電鉄重役およびアマチュア倶楽部へ交渉中とある³⁾。

同年 4 月発行の雑誌『運動世界』第 1 号に羽田運動場設置構想に関する記事が登場し、 京浜電鉄が羽田に約一万坪の大運動場を設置し、『運動世界』編集部の関与する野球と庭球 のリーグに寄附したとある 4)。同記事では、「郊外運動場の必要は東京の如き都会に於ては 殊に然る」状況において、「京浜鉄道の此挙は時代の要求を充たすべき最適当なる処置」と 評価したうえで、当該計画にあたり早稲田大学野球部 O B である押川春浪の尽力があった と記されている。

1909(明治 42)年 2 月発行の『運動世界』第 11 号では、運動会場及び野球競技場一箇所、小規模野球競技場二箇所、テニスコート数箇所を設け、同年 4 月竣工後も大弓場や水泳場設置計画があると、羽田運動場の施設内容について発表された 5)。

設置当時者側以外の資料としては、1908(明治 41)年 12 月 27 日及び 30 日付の東京朝日新聞記事で、京浜電鉄による羽田海岸地約一万坪の「大運動場」整備計画が報じられる(朝 1908.12.27,12.30)。同記事によると、「帝都に共通の大運動場なきは一の欠点」と認識したうえで、京浜電鉄が経営し、京浜電鉄技師長中澤臨川と雑誌『冒険世界』主筆押川春浪の二人も加えた「創立委員会」により工事が進捗中と記されている。

(2)基本構想詳細と目的

1909(明治 42)年 2 月の羽田運動場開場前に、自らが編集長を務める『冒険世界』で、設置者である押川春浪は「日本大運動競技場設立に就て」と題し、羽田運動場開設に関する運動場設置目的に関する記事を発表した %。従来国内には「理想的公開運動場」がなく、「壮快有益な」運動場を造ることを最良の策としていた。

開場後に発足した社団法人日本運動倶楽部(以下「日運倶」と記す)の定款内容によると、京浜電鉄が日運倶に運動場の土地と設備を提供し、「一定年限間の土地使用権及運動場の設備」から生じる収益は日運倶に資することが定められている⁷⁾。定款第一条で日運倶の目的は、「種々の運動競技を開催して国民の体育を奨励」し、「完備せる運動競技場を設

²⁾ 好球生(1908)「野球風聞記」,『冒険世界』,1-1, pp.105-108

³⁾ 運動世界編集室(1908)「其他の運動界」,『運動世界』,1, p.イ-17

⁴⁾ 中澤臨川は京浜電鉄の電気課長かつ技師長である。大正3年に、押川春浪が著した雑誌記事において、中澤が羽田運動場設置の発案をし、京浜電鉄の重役を説得したと記載がある。ただし、工学の知識を活かして具体的に中澤が運動場基本構想のどの部分に携わったのかは、管見の資料では定かではない。押川春浪(1914)「酒好き運動好きの中澤君」、『中央公論』、310、pp.60-63を参照

⁵⁾ 運動世界編集室(1908)「其他の運動界」,『運動世界』, 11, pp.124-125

⁶⁾ 押川春浪(1909)「日本大運動競技場設立に就て」,『冒険世界』,2-2, pp.84-85

⁷⁾ 運動世界編集室(1909)「日本運動倶楽部成る」,『運動世界』, 15, pp.139-142

け学校団体及個人の利便に供する」と定め、第二十四条で役員は全員無給の名誉職とし、 一般市民に「体育」環境を提供する公益団体としての日運倶が強調されている。

日運倶の会頭には東京市長尾崎行雄、副会頭には東京商業学校校長の和田垣謙三が就任し、『運動世界』の主幹を務める安部磯雄が理事となった。以降の『運動世界』における記述を見ると、押川春浪、当時京浜電鉄技師長を務めていた中澤臨川、早稲田大学体育会 OB であり『運動世界』主筆の水谷竹紫、同体育会 OB の田村三治、慶応大学野球部 OB の鷲澤與四二の五人で構成される理事が羽田運動場運営の実務を担い、とりわけ押川と中澤の二人が日運倶において重きを為しており、1908(明治 41)年 12 月にこの両名が羽田運動場開設にあたり、日運倶定款の起草等をおこなっていた 8)。

(3)小括

以上各節で、京浜電鉄の乗客誘致への思惑とは別に、政界や学界の後ろ盾を得ながら、 早稲田大学や慶應大学体育会 OB によって構成された日運倶は、学校や倶楽部チーム所属 者だけに留まらず、一般市民への運動、体育振興に関する機会提供を設置目的に掲げてい たことが判明した。

第2節 施設整備の特徴

(1)開場直後の施設配置

1909(明治 42)年 4月 1日発行の『運動世界』13 号で、運動場は大至急工事の仕上げにかかり、4月 3日、神戸倶楽部対東京倶楽部の野球試合をもって開場と告知される ⁹⁾。同号では、羽田運動場の「設計図」と題した、図-6-1 に示す平面図が開示された。図-6-1 に加え、大正 11 年の地形図を基にした図-6-2 で示す地形図、図-6-3 で示す遠景写真に加え、『運動世界』の記述を基に本章では施設配置詳細を明らかにする。

図-6-1 は簡易図であり方位や縮尺の表示はないが、「総坪数一万三千坪」とあるところから、同図内で表示された間を単位にした長さを基に、図-6-1 で示された運動場と同じ大きさの方形を、図-6-2 の地形図の赤塗部分で推定配置した。図-6-2 で確認できる園路の方位を踏まえると、運動場は地形地盤と概ね平行に整地されたと推定され、正門から北門に向けての方角は、実際の北から東向きに8度程度ずれている可能性が高い。北門、西門、東門の位置は、実際の東西南北の方向から8度ずれの可能性はあるものの、その名の通り概

⁸⁾ 運動世界編集室(1909)「編集室より」,『運動世界』, 18, pp.63-64

⁹⁾ 同上(1909)「羽田の大運動場」,『運動世界』, 13, p.104

ね各方位に近い向きを持ってお り、東西北門は陸路では移動手段 がなく、唯一穴守稲荷神社門前町 や穴守駅に通じる園路のある正門 が南側の門である可能性が高い。 また、正門を、図-6-2の地形図で 確認できる道路上で京浜電鉄所有 地に接する位置から、敷地東南端 に直線を伸ばすと、堤防まで約70 間(127.3m)の長さがある。当該道 路が明治 42 年に作られたものと 仮定すると、正門の位置と野球場 の広さが京浜電鉄所有地に一致す ることから、図-6-1の平面図に基 づき運動場が建設され、図-6-2で 示した推定位置に近い配置が為さ れた蓋然性は高いと言える。

1909(明治 42)年 4 月時点では野 球場が竣工したのみで、同年6月 発行の『運動世界』通巻 15 号で は、各種団体の運動会場にふさわ しい施設、図-6-1 に明記された花 園、他に大浴場の設置計画が示さ れる 12)。1910(明治 43)年 5月 に、日運倶の理事兼『運動世界』 の編集者水谷竹紫は、野球場グラ ウンドが砂地で固まらないことを 問題にし、全面に赤土を盛り早慶 の球場と同等の硬度を保ち、観客 の便を図るために観覧席を増設す る計画があることを明らかにした 13)。同年9月にも、『運動世界』 編集室から約二万円の建設費で、

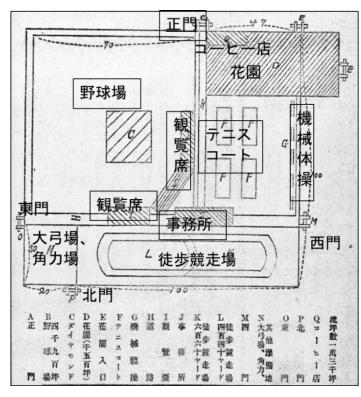


図-6-1 羽田運動場平面図 10)

図上各施設を示す文字は筆者にて加筆枠線囲み文字は 実在が確認できた施設. 図上の長さは間数で 1 間は約 1.81m

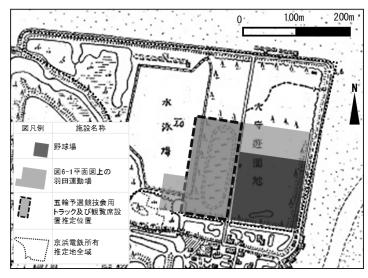


図-6-2 羽田運動場施設推定配置図 11)

当初予定通りの各競技場を作り今秋中には完成予定とされたが、2 年経過した 1911(明治

¹⁰⁾ 運動世界編集室(1909)「編集室より」『運動世界』,13,p.134 から引用

^{11) 1}万分の1地形図「穴守」1922(大正11)年測図から抜粋

¹²⁾ 運動世界編集室(1909)「日本運動倶楽部成る」『運動世界』,15, pp.139-142

¹³⁾ 水谷竹紫(1910)「羽田運動場の将来」『運動世界』,24, p.25

44)年 4 月発行の『運動世界』でもなお運動場に数万円を投じ設備を完全にするとの記載があることから、図-6-1 平面図どおりの施設完成は困難であったことが推定できる ^{18) 19)}。その後、未完成部分計画に触れる記事の存在は確認できない。

しかし、羽田運動場の宣伝意図も込めて発行された図-6-3の絵はがき写真をもって、運動場全体像の類推は可能である。図-6-3において手前に見えるゲートが、図-6-1平面図で示された南側正門と考えられる。図-6-3の一部を拡大した図-6-4の野球場写真ではバックネットと二箇所の観覧席が確認できる。また、図-6-5における野球場写真バックネットの背後に観覧台が設置され、図-6-4でも同様の観覧台が確認できる。これらの資料から、羽田運動場の野球場は相当数の観覧客来場を想定して設置されていたことがわかる。

そして、正門から延びる園路を挟んで、図-6-3における中央左側がテニスコートにあたり、図-6-3を拡大した図-6-6のテニスコート写真では、テニスネットと思われる設備と、テニスコート側に向いた小規模の観覧席が確認でき、これも観覧を想定していた施設と考えられる。それに加え、図-6-4および図-6-6手前部分で確認できる樹木は、図-6-2の地形図の地図記号で針葉樹林と表現されているものにあたり、写真上外形より松である可能性が高い。傍証として、前節でも引用した、運動場開場前の1908(明治



図-6-3 羽田運動場遠景写真 14) 筆者にて一部加筆および写真の彩度を改編



図-6-4 野球場拡大写真 15)

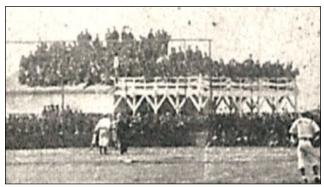


図-6-5 野球場観覧台写真 16)



図-6-6 テニスコート拡大写真 17)

¹⁴⁾ 宮田憲誠(2015)『京急電鉄 明治・大正・昭和の歴史と沿線』, JTB パブリッシング,p.110 から原著者許可を得て一部転載

¹⁵⁾ 図-6-3 内で「野球場」と示した部分を中心に抜粋した一部を拡大したもの

¹⁶⁾ 運動世界編集室(1909)「日本運動倶楽部羽田大田野球場」,『運動世界』,15, 口絵写真版(頁数なし)から一部抜粋

¹⁷⁾ 図-6-3 内で「テニスコート」と示した部分を中心に抜粋した一部を拡大したもの

¹⁸⁾ 運動世界編集室(1910)「編集室より」『運動世界』,28, p.85

¹⁹⁾ 運動世界編集室(1911)「野球春秋」『運動世界』, 35, p.45

41)年1月発行『冒険世界』記事内に、運動場敷地には「繞らすに松林を以てし、西にしては富士を望み」との中澤臨川の談話がある²¹⁾。

図-6-4、図-6-6で確認できる松林は、二方向が海に直接面した羽田運動場の各施設を囲む防風、防潮林であり、境界の役割だけでなく施設の美観を考慮に入れて植樹されたことが考えられる。

また、図-6-1の平面図配置からすると、図-6-4の左奥側、また図-6-5の観覧台の奥に確認できる建物が事務所にあたる施設と推定される。また、この図-6-3が撮影された角度からすると、完成しているなら写っているはずの、図-6-1上のコーヒー店や花園は、写真が撮影された段階では未完成、あるいは、このまま建設されなかった可能性が高い。以上、実在が確認できた施設は図-6-1において紫字、青字で明記し、確認できなかった施設は赤字で表記した。前述文献資料にもあるとおり、当初計画施設が完全に実現した可能性は低いものの、野球場やテニスコートの主要施設については実際に建設され供用されていたことは確認できた。

(3)明治 44 年五輪予選会以降の施設配置

1911(明治 44)年、日本選手初参加となったストックホルム五輪予選競技会が11月 18日、19日の両日に羽田運動場で開催された。同年7月に創立した大日本体育協会(以後「大体協」と記す)協会史によると、京浜電鉄と交渉の結果、以降の毎年競技会開催を条件に、従来自転車練習場として使用していた「海辺寄りの平坦地」に陸上競技場が新設されることになった²²⁾。

大体協理事の大森兵蔵は、雑誌『運動世界』に五輪に関する記事を数度投稿したが、当該記事によると新設陸上競技場は、野球場と道を隔てた反対の側にあったと記されている²³⁾。できるだけ海外の五輪競技場に則った、一周 400m のトラックを設置し、走路部分に

は粘土と砂とを混合したものに、に がりを撒くなどスパイクにも対応し た競争者指向の整備をおこなった。 また同記事には当該競技場に関する 「設計の費用約二千円」との記載は あるが、これが現代で言う設計に要 した費用のみを指すのか、設計費を 含んだ建設費用全部を指すのかを明 記する資料は管見では見当たらな い。

予選会の内容を報じた『運動世界』の記事によると、京浜電鉄がトラック設置に多大な尽力を為したと

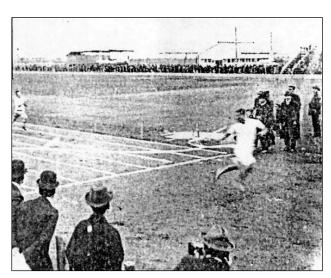


図-6-7 五輪予選競技会の様子 20)

²⁰⁾ 運動世界編集室(1911)「羽田の国際競技予選会」、『運動世界』、43、口絵写真版(頁数なし)、から一部抜粋

²¹⁾ 運動世界編集室(1911)「野球春秋」,『運動世界』,35, p.45

²²⁾ 大日本体育協会編(1936)『大日本体育協会史 上巻』,第一書房, p169

²³⁾ 大森兵蔵(1911)「国際競技選手練習法」,『運動世界』,42, p.55

あり、前述した「設計の費用」を負担していた可能性がある 24)。また、同記事では、野球グラウンドの西側にトラックを設置したとあり、同雑誌他記者も予選会場を「東に廻って野球場の方に散歩に」という表現をしている 25)。ここで設置された予選会場トラックの周囲には数千人を収容できる観覧席が建設されたとの記載もあり、図-6-7で示した『運動世界』の写真記事からも、多くの観客が観覧台から競技を見守る様子が確認できる 26)。

(4)小括

以上各節のとおり、羽田運動場は、大規模埋立地の広さを活かし、野球場、陸上競技場、それぞれに数千人収容できるスタンドを備えていた。従来は早稲田や慶應大学などの私立大学にしかなかった観覧施設の設置によって、多くの観客が運動競技を観戦できる環境が整った。こうした環境整備により、次節で述べる一般客が多数来場できるような運動イベントが開催できるようになった。

第3節 運動イベントなどの運営内容

(1)イベント内容一覧表

次ページに掲げた表-6-2 は、各新聞や雑誌記事で羽田運動場での開催が確認でき、一般客が来場したイベントの内容一覧である。主催者が判明しているものについては、その旨を表示している。会場の様子について新聞雑誌記事で記述があるものは、表-6-2 内の太字で示す。

その他、開催競技内容もしくは開催頻度に変化が見られる部分に注目し、1909(明治 42) 年 4 月から 1911(明治 44)年 7 月までを「野球場主要期」、1911(明治 44)年 8 月から 1913(大正 2)年 3 月までを「野球場・陸上競技場併用期」、1916(大正 5)年 7 月から 1926(大正 15)年 10 月までを「詳細不明期」と区分する。次節では表-6-2 の記載内容に沿って、開催イベントの変遷について分析する。

(2)イベント内容の変遷

前節で触れたとおり、野球場竣工をもって開場としたこともあり、「野球場主要期」は、野球試合が大多数を占めており、大学 OB を主要メンバーとする倶楽部チームの試合が多く組まれている。なかでも、表-6-2の4、6、13-17、25-27番で試合をおこない、17、19番では試合主催者でもある天狗倶楽部とは、日運倶のメンバーで運動場設置者でもある押川、中澤らと早稲田大学野球部、庭球部 OB 等によって結成された社交団体である27)28)

「野球場主要期」において、これら倶楽部チーム戦は多くの観客を集めていたことが、表-6-2の太字で示した各雑誌や新聞記事の記事から確認できる。また、図-6-5の写真に映る多くの観衆は、表-6-2の3番、東京倶楽部対慶應大学の試合を観戦している。東京倶楽

²⁴⁾ 橋戸頑鉄(1911)「羽田予選会雑感」,『運動世界』,35, pp.44-46

²⁵⁾ 柏木村人(1911)「国際競技予選会記」,『運動世界』,35, pp.91-96

²⁶⁾ 運動世界編集室(1911)「羽田の国際競技予選会」,『運動世界』,43, 冒頭写真頁

²⁷⁾ 弓館小鰐(1911)「天狗倶楽部史」,『運動世界』,34, pp.42-50

²⁸⁾ 横田順彌(1993)『[天狗倶楽部]怪傑伝』,朝日ソノラマ

表-6-2 羽田運動場における一般客来場時の開催イベント内容・	计覧表
---------------------------------	-----

1 142.4.4 日 野飲	 日	付	曜日	開催競技	競技主催者	競技詳細、入場料有無、ならびに、会場の様子 (会場の様子は出典を明示し太字で表示,入場料有無に関し、明記あるものは太字と下線で表示)	出典
2 142.4.18 日 男球		4. 4	B	野球	(不明)	東京倶対神戸倶/当初3日(土)を予定したが当日雨天で順延、4日と5日(月)開催(計3試合)/羽田運動場の開場式開かれる/ 入場無料 /三越呉服店が優勝旗を寄贈/ 「両側のスタンドから外野の方へ翼を	読・朝・ 運・報
4 142.5.30 1 野菜 (平明) 早大政・戦争の アラリア (東海県 / 東海県 /		4. 18	B	野球	(不明)	東京倶対早大/京浜電鉄は臨時列車を運行、電車賃の割引も行う/閉会時に京浜電鉄重役「内田氏」	朝・運・冒
5 M25.6.6 日 野菜 (不明) 伊藤清代和田田村子三州行皇 日 M25.8.1 日 野菜 (不明) 伊藤清代和田田村子田村 日 田田村田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		4.25	日	野球	(不明)	東京倶対慶大/「約一万の観客」【選】	運
6 442.8.1.6 日 野球 1 円野球 1 円野球 1 1 1 1 1 1 1 1 1			月	野球	(不明)	早大対米艦クリーブランド選抜軍/天狗倶対やまと新聞チーム	運
7 18/2 8 20 1日 野菜 (下明) 三回良対機能与人子一人/三回保対不但等 18 18 18 18 18 18 18 1							運
8 1921-12 日 男家		8.15	日	野球	(不明)	天狗倶対横浜倶(午前横浜公園で試合後移動して、午後羽田で試合)/天狗倶対三田倶	ベ
9 143.2.6 日 日相振		8.29	日	野球	(不明)	三田倶対横浜外人チーム/三田倶対水戸倶等	ベ
19 1943.2.0 1	1	2. 19	l B	野球	稲門倶	稲門倶対早大試合および本年の解散式開催	読
1 1843、2.27 日 野球 (不明)	. :	2.6	B	相撲	(不明)		読・運・ 冒
1 43.3.3 0 大野球 水の乗車を乗 配 下中学球競技大会/3010から翌月1日金)までの31目 1 43.5.7 10 日野球 (不明) 天狗県公中大第二選子 天狗県公中大第二選子 天狗県公中大第二選子 天狗県公中大第二選子 大狗県公中大第二選子 大狗県公中大第二選子 大狗県公中大第二選子 大狗県公中大第一選子 大狗県公市大海の大海の大海の大海の大海の大海の大海の大海の大海の大海の大海の大海の大海の大		9 97	t _E	#K ##	(不明)		読・運
1943.7.9 上野球							読・朝・運
14 143-7.10 日 野球 (不明)					<u> </u>	\$300 bit 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	運・報
## 14 #43-7.17 日野球					<i>\$</i> ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		運・報
様 16 1943-7.24 日 野球	***		4	Š	^		読・運・報
場 18 1843.9.25 日 野球 天物性、天物性、大物性が大力を含まった。 大物性の大力を含まれていた。 大の性の大力を含まれていた。 大の性の							読・報
注 17 M35.8.28 日野球 天物県、大物県がリイン県、横浜商友野緑田、18 M35.9.25 日野球 日本運動品 日本運動品							運・報
無							読
別	•	J. 40	t۳	1 2	127775		F
19 MoS. 11. 20 日 野球		9. 25	B	野球	日本運動倶	り四週を取り囲んで」「見物の中で「早く始めろ」「早くやれ」などと叫んでるものがある、奥行物でも見に来てる積り」(25日)【運】	朝・運
20	1	1. 20	F	野球	天狗俱	- 倶楽部優勝戦(20日、23日(水・祭)、27日(日)の3日間開催)/ 「見物台は早くも見物を以て充たさ	読・朝・運
22 M44.3.28 大 野球 (不明) 受加ー中対療応中 (不明) 受加ー中対療応中 (不明) 受加ー中対療応中 (不明) 受加ー中対療応中 (不明) 受加ー中対療応中 (不明) 受加ー中対療応中 (不明) 受加・中対療応中 (不明) 受加・中対療応中 (不明) 受加・中対療応中 (不明) 受加・中対療応 (不明) 受加・中対療応 (不明) 受加・中対療応 (不明) 受加・中対療応 (不明) 交加・中対療応 (不明) 交加・中学・中学・中学・中学・中学・中学・中学・中学・中学・中学・中学・中学・中学・		1. 5	木	野球	(不明)		読
22 1844. 3.28 大野球 (不明) 表知一対態応中 23 1844. 5.6 土 野球 (不明) 機能見対策酸アイガース、立教/機能因为米艦ニューオレアンス 25 1844. 5.6 土 野球 (不明) 機能見対策酸アイガース、立教/機能因为米艦ニューオレアンス 25 1844. 5.6 土 野球 (不明) 天勢成対機能タイガース、立教/機能因対来艦サラトガ 25 1844. 5.6 土 野球 (不明) 天勢成対機能タイガース、立教/機能因対来艦サラトガ 26 1844. 7.8 上 野球 (不明) 天勢成対機能タイガース、立教/機能因対来艦サラトガ 27 1844. 7.16 日 野球 (不明) 天勢成対性に発する人と特別と関係には 28 1844. 7.24 月 野球 48 18 18 18 18 18 18 18	••••		T	T			読・朝・
22 M44.4.1 上 野球 (不明) 最近田水経底で中 23 M44.5.13 土 野球 (不明) 横近田水経底アルバニー 24 M44.5.13 土 野球 (不明) 横近風部機底タイガース、立教/機振傷対米艦ニューオレアンス 25 M44.6.4 日 野球 (不明) 天物像対構成タイガース、立教/機振傷対米艦サラトガ 天物像対域によりました 27 M44.7.16 日 野球 (不明) 天物像対域によりました 28 M44.7.24 月 野球 (不明) 野球 (不明) 天物像対した 28 M44.7.24 月 野球 (不明) 東京 (不明) 大優野球医(アルイン) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		3.28	火	野球	東京運動記者倶		運・ベ
23 144.5.6 土 野球 (不明) 横底低対米艦アルバニー 24 144.5.6 土 野球 (不明) 横底極間機造室型大器ニューオレアンス 25 144.6.4 日 野球 (不明) 天物低対横底タイガース、立教/横底低対米艦サラトガ 天物低対ルド程 (学習院理選手および0 B) 27 144.7.8 土 野球 (不明) 天物低対ルド程 (学習院理選手および0 B) 27 144.7.8 土 野球 (不明) 天物低対ルド程 (学習院理選手および0 B) 28 144.7.24 月 野球 (不明) 天物低対ルド程 (学習院理選手および0 B) 28 144.7.24 月 野球 (不明) 日雨天のため一目は24日に延期して実施。25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動場がため 1 日雨天のため一目は24日に延期して実施。25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動場がため 1 日雨天のため一目は24日に延期して実施。25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動場がため 1 日雨天のため 1 日は24日に延期して実施。25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動場がため 1 日雨天のため 1 日は24日に延期して実施。25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動場がため 1 日雨天のため 1 日は24日に延期して実施。25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動場大の 2 1 日雨天のため 1 日は24日に延期して実施。25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動場を加入 2 1 日雨天のため 1 日本経由大学運動場に会場を移して実施 (不明) 京都二中対横浜商業 1 日前 1 日前天の 2 1 日間開催 (100m走、マラソン 1 日間を埋むる 1 日間の 2 1 日間開催 (100m走、マラソン 1 日間を埋むる 1 日間の 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		1 1	╁	#K ##	(不明)		読・報
24 144.5.13							運・報
25 M44. 6.4 日 野球			*	<i></i>		\$\$\doldown\dol	運・報
26 M44.7.8 上 野球						『異族医師』「医生日車刈不施ニー スレーンへ 墨工塩田サ焼塩のフザーラー ウサ/焼塩田サン酸ホニしガ	運・報
27 1444.7.16 日 野球	-					人別長州頂後アイル A、工鉄/頂後医州本臘リノドル	読・運
中等学校連合野球大会(都下中学以外に横浜商業も参加)/23日(目)から3日間の実施予定だったが、23日雨天のためー日目は24日に延期して実施、28日に台風の高潮被害のため羽田運動場が使用不能になり、28日と29日に早稲田大学運動場に会場を移して実施「防援の声を張り上げ四周を埋むる観覚者が一時に動構みを打って書めき騒ぐ」【報】 「機知新聞 「機和新聞 「機知新聞 「機和新聞 「機和新聞 「機和新聞 「機和新聞 「機和新聞 「機和新聞 「機和新聞 「機和新聞 「機力を選手を違う(18日と19日(日)の2日間開催(100元未、マラソン、跳躍競技等/初日は短中距離走の予選、二日目が各競技の本競争(「予侵予選なれば会り観客は多からざりしも競争に襲き 「機工の事とて見命人類る多く」(19日)【朝】/「両側のスタンドは元より、周囲は人星で起まれ」「決勝点側の観覚旅には増入連も見ゆれば」「四周の観覚旅は立動の機定は対したるが日曜の事とて見命人類る多く」(19日)【朝】/「四周の観覚旅は立動の機定は対したるが日曜の事とで見命人類る多く」(19日)【明】/「四周の観覚旅は立動の機定と」(19日)【選】 中学連合大運動会/東京府と神奈川県下の中学校と招待された愛知一中参加/28日、29日、31日、33 M45、4、21 日 自転車 東京輸士会 「中学連合大運動会/東京府と神奈川県下の中学校と招待された愛知一中参加/28日、29日、31日、日月の4日間/野球と陸上の他に、庭球と相撲も予定されていたが、野球と陸上競技の実施しか確認できず/陸上競技は31日に「ランニングレース場」で200、400、800ヤード、1,000m、大障害物競走が変速され、三島が変を全薬型三等のオリンプロ出手で着含めた陸上選手が審判と考める【観】 「日月の4日間/野球と陸上の他に、庭球と相撲も予定されていたが、野球と陸上競技の実施しか確認できず/陸上競技は31日に「ランニングレース場」で200、400、800ヤード、1,000m、大障・新競とかの国に対すまままままままままままままままままままままままままままままままままままま							報
日雨天のため一日目は24日に延期して実施、25日雨。26日に合風の高潮被害のため別田運動場が使用不能になり、28日と29日に早稲田大学運動場に会場を移して実施/「応援の声を襲り上げ四周を埋むる観覚者が一時に動船みを打って奔めき騒ぐ」【報】 29 144.8.12				TIX			
29 144.8.12 土 その他 報知新聞 模型飛行機大会/参加者50名、距離飛行、共同飛行、製作の精巧さを競う 30 144.8.31 木 野球 (不明) 京都二中対横浜商業 国際五輪大会選手予選会/18日と19日(日)の2日間開催/100m走、マラソン、跳躍競技等/初日は短中距離走の予選、二日目が各競技の本競争/「予備予選なれば余り観客は多からざりしも競争に深き 選集を有する京浜の学生凡そ三百名幹り観覧台上にて喝采」(18日) [朝] / 「雨降り出したる 選集を有する京浜の学生凡そ三百名幹り観覧台上にて喝采」(18日) [朝] / 「雨降り出したる 選集を有する京浜の学生兄も人類の多く」(19日) [朝] / 「両側のスタンドは元より、周囲は人垣で包まれ」「決勝点側の観覧席には婦人連も見ゆれば」「四周の観覧席は立錐の余地なき」(19日) [選] 中学連合大運動会/東京府と神奈川県下の中学校と招待された愛知一中参加/28日、29日、31日、翌月日(月)の4日間/野球と陸上の他に、庭球と相撲も予定されていたが、野球と陸上競技に31日に「ランニングレース場」で200、400、809ヤード、1,000m、大障害物競技 水実施され、三島所彦や金栗四三等のオリンピター出場予定者含めた陸上選手が審判を務める [核] 第七回全国自転車競走大会/グラウンド(1周0.25マイル)4、8、20、40間の競走を実施/「広き運動場の四周は十重二十重に人垣を作り」【検】/英国人選手が参加 の四周は十重二十重に人垣を作り」【検】/英国人選手が参加 で・ラ陸軍野球団対早大、衛門長/一般工房人選集科、股優席入場科は有料(棒等70銭) 等25銭三等10銭)/羽田行電車二割引/24日(22日(水)開催予定が雨天順延)と25日、26日(日)開催 35 「1,10.27 日 野球 (不明) 六大倶野球優勝大会/全国自転車大競走会/京浜電鉄が記事とは別途、広告を掲載 第二回中学連合大運動会(都下中学野球庭球大会)/27日から29日(土)の3日間/庭球大会は「早稲田の役庭」(大学か中学か不明)で実施 23 「15、7、7 日 自転車 (不明) 全国連合自転車大競走会/1、5、10マイルの距離別 年間・本の企業を表出、11日、11日、日のでよいる。 年間・11日、11日、11日、11日、11日、11日、11日、11日、11日、11日	M44.7.24 月 野球 報知新聞 日雨天のため一日目は24日に延期して実施、25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動 不能になり、28日と29日に早稲田大学運動場に会場を移して実施/ 「応援の声を張り上げ 」					日雨天のため一日目は24日に延期して実施、25日雨、26日に台風の高潮被害のため羽田運動場が使用 不能になり、28日と29日に早稲田大学運動場に会場を移して実施/「 応援の声を張り上げ四周を埋	読・報・ 運
30 M44.8.31 木 野球		8. 12	1+	その他	報知新聞		報
関係工輸大会選手予選会/18日と19日(日)の2日間開催/100m走、マラソン、跳躍競技等/初日は短中距離走の予選、二日目が各競技の本競争/「予傷予選なれば余り観客は多からざりしも競争に深き 機味を有する京孫の学生凡そ三百名許り観覧台上にて喝采」(18日)【朝】/「雨降り出したるが日曜の事とて見物人頗る多く」(19日)【朝】/「両側のスタンドは元より、周囲は人垣では お」「決勝点側の観覧席には婦人連も見ゆれば」「四周の観覧席は立錐の余地なき」(19日)【選】 中学連合大運動会/東京府と神奈川県下の中学校と招待された愛知一中参加/28日、29日、31日、翌月1日(月)の4日間/野球と陸上の他に、庭球と相撲も予定されていたが、野球と陸上競技の実施しか確認できず/陸上競技は31日に「ランニングレース場」で200、400、800ヤード、1,000m、大障害物競技法 場が表します。一般で表の上陸上競手が新りの四周は十重二十重に人垣を作り」【視】/「国の観覧席は立錐の余地なき」(19日)【選】 中学連合大運動会/東京府と神奈川県下の中学校と招待された愛知一中参加/28日、29日、31日、翌月1日(月)の4日間/野球と陸上の他に、庭球と相撲も予定されていたが、野球と陸上競技の実施しか確認できず/陸上競技は31日に「ランニングレース場」で200、400、800ヤード、1,000m、大障害物競とできず/陸上競技は31日に「ランニングレース場」で200、400、800ヤード、1,000m、大障害物競とできず/陸上競技は31日に「ランニングレース場」で200、400、800ヤード、1,000m、大魔事を務める【横】第七回全国自転車競走大会/グラウンド(1周0.25マイル)4、8、20、40周の競走を実施/「広き運動場の四周は十重二十重に人垣を作り」【視】/ 英国人選手が参加 の四周は十二二十重に人垣を作り』 (程】/ 英国人選手が参加 の四周は十二三十重に人垣を作り』 (程】/ 英国人選手が参加 の四周は十三二十重に人垣を作り』 (程】/ 英国人選手が参加 の四周は十三二十重に人垣を作り』 (程】/ 英国人選手が参加 の四周は十三二十重に人垣を作り』 (程】/ 英国人選手が参加 の四周は十三二十重に人垣を作り (表) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本							都・報
B	. 1	1. 18	土	陸上	大日本体育協会	国際五輪大会選手予選会/18日と19日(日)の2日間開催/100m走、マラソン、跳躍競技等/初日は短中距 離走の予選、二日目が各競技の本競争「予備予選なれば余り観客は多からざりしも競争に深き 趣味を有する京浜の学生凡そ三百名許り観覧台上にて喝采」(18日)【朝】/「雨降り出したる 郊日曜の事とて見物人頗る多く」(19日)【朝】/「雨倒のスタンドは元より、周囲は人垣で包 まれ」「決勝点側の観覧席には婦人連も見ゆれば」「四周の観覧席は立錐の余地なき」(19	
## 33 M45.4.21 日 目転車 東京輸士会 の四周は十重二十重に人垣を作り」 [横] /英国人選手が参加		3. 28	木			1日(月)の4日間/野球と陸上の他に、庭球と相撲も予定されていたが、野球と陸上競技の実施しか確認できず/陸上競技は31日に「ランニングレース場」で200、400、800ヤード、1,000m、大障害物競走	読・朝 武・横
期 34 M45.5.24 金 野球 日本運動県 日本運動県 第25 集三等10 機) 7羽田行電車二割引/24日(22日(水)開催予定が雨天順延)と25日、26日(日)開催 35 71.10.27 日 野球 (不明) 大大倶野球大会 36 71.11.10 日 自転車 (不明) 大大倶野球優勝大会/全国自転車大競走会/京浜電鉄が記事とは別途、広告を掲載 37 71.11.17 日 その他 武侠世界社 模型飛行機大会/入場無料 38 72.3.27 木 野球 武侠世界社 横型飛行機大会/入場無料 40 76.5.5 土 自転車 (不明) 全国連合自転車大競走会/1、5、10マイルの距離別 40 76.5.5 土 自転車 東京輸士会 全国自転車競走大会/当初4月15日(日)を予定したが雨天順延となる 41 712.7.8 日 自転車 (不明) 全国庫転車競走大会/「場内海水浴終日」と羽田海水浴場宣伝の一環として引用される 70 715.7.18 日 野球 (不明) 東京中等学校リーグ選抜取対横浜中等学校リーグ選抜軍/「十五年ぶりに復活した羽田運動場」/京浜電鉄社長青木正太郎による始まな 70 715.7.18 715.9.24 金 贈録 東京暗等学校リーグ選抜取・寄町の新聞が後援/24日(金・祭日)から26日(日)まで/「京浜羽田グラウ		4.21	日	自転車	東京輪士会	第七回全国自転車競走大会/グラウンド(1周0.25マイル)4、8、20、40周の競走を実施/「広き運動場の四周は十重二十重に人垣を作り」【横】/英国人選手が参加	朝・横
	0000	5 94	L	HZ 14:	武侠世界社・		ΔH
期 35 T1.10.27 日 野球 (不明) 六大俣野球大会 36 T1.11.10 日 自転車 (不明) 六大俣野球優勝大会/全国自転車大競走会/京浜電鉄が記事とは別途、広告を掲載 37 T1.11.17 日 その他 武侠世界社 模型飛行機大会/入場無料 38 T2.3.27 木 野球 武侠世界社 第二回中学連合大運動会(都下中学野球庭球大会)/27日から29日(土)の3日間/庭球大会は「早稲田の校庭」(大学か中学か不明)で実施 39 T5.5.7 日 自転車 (不明) 全国連合自転車大競走会/1、5、10マイルの距離別 40 T6.5.5 土 自転車 東京輸士会 全国自転車競走大会/当初4月15日(日)を予定したが雨天順延となる 41 T12.7.8 日 自転車 (不明) 全関東自転車競走大会/「場内海水浴終日」と羽田海水浴場宣伝の一環として引用される 7 T15.7.18 日 野球 (不明) 東京中等学校リーグ選抜軍対横浜中等学校リーグ選抜軍/「十五年ぶりに復活した羽田運動場」/京浜電鉄社長青水正太郎による始ま式。 1		ə. ∠4	世	野塚	日本運動倶	 <u>等25銭三等10銭)</u> /羽田行電車二割引/24日(22日(水)開催予定が雨天順延)と25日、26日(日)開催	朝
36	1	0.27	日	野球	(不明)	六大倶野球大会	都
30 11. 11. 10 日 自転車			T			土上周取砂度呼上人/人同方起宝上整土人/壹定豪雄/25宝子 15500人 - 产生5 現地	朝・朝広・
37 T1. 11. 17 日 その他 武侠世界社 模型飛行機大会/ 入場無料 第二回中学連合大運動会 都下中学野球庭球大会)/27日から29日(土)の3日間/庭球大会は「早稲田の校庭」(大学か中学か不明)で実施 40 T6.5.5 土 自転車 東京輪士会 全国連合自転車大競走会/1、5、10マイルの距離別 41 T12. 7.8 日 自転車 東京輪士会 全国自転車競走大会/当初4月15日(日)を予定したが雨天順延となる 41 T12. 7.8 日 自転車 東京輪士会 全国車転車競走大会/当初4月15日(日)を予定したが雨天順延となる 42 T15. 7. 18 日 野球 東京中等学校リーグ選抜軍対横浜中等学校リーグ選抜軍/「十五年ぶりに復活した羽田運動場」/京浜電鉄社長青木正太郎による始球式 第五回関東少年職球大会/東京朝日新聞が後援/24日(金・祭日)から26日(日)まで/「京浜羽田グラウ	1	1.10	l i		(个明)	ハヘ供野球慶勝人云/王国日転単入現定会/尿浜電鉄か記事とほ別速、広告を掲載	都
38 T2.3.27 木 野球 武侠世界社 第二回中学連合大運動会(都下中学野球庭球大会)/27日から29日(土)の3日間/庭球大会は「早稲田の校庭」(大学か中学か不明)で実施 40 T6.5.5 土 自転車 東京輸士会 全国直転車競走大会/当初4月15日(日)を予定したが雨天順延となる 41 T12.7.8 日 自転車 (不明) 全国連自転車競走大会/当初4月15日(日)を予定したが雨天順延となる 41 T12.7.8 日 自転車 (不明) 全関東自転車競走大会/「場内海水浴終日」と羽田海水浴場宣伝の一環として引用される 東京中等学校リーグ選抜軍が横浜中等学校リーグ選抜軍/「十五年ぶりに復活した羽田運動場」/京浜電鉄土(大学)、15 715.7.18 日 野球 東京輸出 第五回関東少年職球大会/東京朝日新聞が後援/24日(金・祭日)から26日(日)まで/「京浜羽田グラウ	1	1.17	ĪΒ			模型飛行機大会/ 入場無料	読・朝
39 T5.5.7 日 転車 (不明) 全国連合自転車大競走会/1、5、10マイルの距離別 全国連合自転車大競走会/1、5、10マイルの距離別 40 T6.5.5 土 自転車 東京輸土会 全国自転車競走大会/当初4月15日(日)を予定したが雨天順延となる 41 T12.7.8 日 日 転車 (不明) 全関車自転車競走大会/「場内海水浴終日」と羽田海水浴場宣伝の一環として引用される 東京中等学校リーグ選抜車が横浜中等学校リーグ選抜車/「十五年ぶりに復活した羽田運動場」/京浜電鉄土房青水正本郎による始末式 第五回関東少年職球大会/東京朝日新聞が後援/24日(金・祭日)から26日(日)まで/「京浜羽田グラウ	0000		T	T	•	第二回中学連合大運動会(都下中学野球庭球大会)/27日から29日(土)の3日間/庭球大会は「早稲田の	読・朝
詳 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #							武
## 41 T12.7.8 日 自転車 (不明) 全関東自転車競走大会/「場内海水浴終日」と羽田海水浴場宣伝の一環として引用される							読
## 41 112: 1.8 日 日転車 (不明) 全国限目転車販定大会 (場所保存終日) と羽田海水俗場直伝の一環として引用される 東京中等学校リーグ選抜軍対横浜中等学校リーグ選抜軍/「十五年ぶりに復活した羽田運動場」/京浜電鉄社長青木正太郎による始また。 第五回関東少年職球大会/東京朝日新聞が後援/24日 (金・祭日)から26日(日)まで/「京浜羽田グラウ							読・朝
不 42 T15.7.18 日 野球 (不明)		7.8	且	自転車	(不明)		読広
■期 43 T15 9 24 会 職球 ■東京職球団 第五回関東少年蹴球大会/東京朝日新聞が後援/24日(金・祭日)から26日(日)まで/「京浜羽田グラウ		7. 18	F	野球	(不明)	<u> </u>	朝
			ļ	ļ	<u> </u>	\$a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.a.	朝
44 T15.10.2 土 蹴球 明治神宮体育会 明治神宮競技ア式蹴球東京支部予選/2、3、9、10、16、17日 (いずれも土日) 開催 略号:「朝」…東京朝日新聞記事 「朝広」…東京朝日新聞掲載京浜電鉄広告 「読」…読売新聞記事 「読広」…読売新聞掲載京浜電鉄広告							朝

部は早稲田大学野球部 OB が大半で、当時応援の過熱で中止とされていた早慶戦に準じた 試合として多くの耳目を集めていた 29)。

略号: 「朝」…東京朝日新聞記事 「朝広」…東京朝日新聞掲載京沃東東京明日新聞掲載京沃電鉄広告 「読」…読売新聞記事 「読広」…読売新聞掲載京浜電鉄広告 「報」…報知新聞記事 「都」…都新聞記事 「横」…横浜貿易新報記事 「運」…雑誌『運動世界』記事 「ペ」…雑誌『月刊ペースボール』記事 「武」…雑誌『武侠世界』記事 「冒」…雑誌『冒険世界』記事 注記: 「倶楽部」はすべて「倶」と略号で示した/複数日におこなわれている競技の日付欄は初日を表記

²⁹⁾ 牧田南音子(1909)「球界一夕話」,『運動世界』,15, pp.40-46

このように、1909(明治 42)年 4 月の開場以来、1911(明治 44)年 7 月まで野球試合が日曜日中心におこなわれたが、同年 7 月 26 日の台風高潮によって羽田運動場の観覧席と建物が押し流されたことを、日運倶を事実上代表する押川自身が編集する雑誌上の記事で報告している(朝 1911.7.28) 30)。この観覧席と建物が野球場であると特定できる記載はないが、過去二年間の野球試合の頻度と、台風後には表-6-2 の 32 番の 1912(明治 45)年 3 月まで野球試合がおこなわれた記録が見当たらないこととを踏まえると、野球場の損害が甚大で復旧までに時間を要したことが推定できる。

台風損害後の1911(明治44)年7月から1913(大正2)年3月の「野球場・陸上競技場併用期」は、陸上競技場を使用する陸上競技や自転車競走大会が、新しいイベントとして加わっている。ただし、「野球場主要期」に比べると多くの観客が集まるイベントの開催頻度は下がり、大体協による主催で多くの耳目を集めた表-6-2の31番のオリンピック予選競技会を除くと、雑誌や新聞等で多くの人で賑わったとする描写も確認できなくなる。表-6-2の32、34、37、38番では、雑誌『武侠世界』を発行していた武侠世界社が主催を務めている。雑誌『武侠世界』は、博文館を退社した押川春浪が創刊したもので、雑誌『冒険世界』の内容を踏襲していた。武侠世界社による羽田運動場での運動イベントは、第5章第2節で述べた雑誌『冒険世界』が開いたイベントに連なるもので、羽田運動場がイベントの受け皿となっていたとも言える。

日運倶や天狗倶楽部、武侠世界社で「野球場・陸上競技場併用期」の野球大会や模型飛行機大会を主催していた押川春浪が1914(大正3)年11月に病死し、同年に中澤臨川が京浜電鉄を退社し東京を離れている(読1914.11.23朝1919.4.20)。押川と中澤以外にも日運倶や武侠世界社に後継者がいた可能性はあるが、以降倶楽部チーム戦や中学野球大会は早稲田大の戸塚球場での開催が多くなり、羽田運動場での野球試合開催の記述は確認できない。京浜電鉄の各年史にもオリンピック予選会以降の羽田運動場運営に関する明確な記載はないが、同じ運動場内にある海水浴場の広告を新聞上に出すようになったのが1914(大正3)年以降で、京浜電鉄が野球場や陸上競技場から海水浴場へと施設整備の重点をシフトさせた可能性も考えられる。

とはいえ、1916(大正 5)年以降の「詳細不明期」は資料の確認ができない時期で不明点が多いが、自転車競走大会の開催が断続的におこなわれており、自転車競技用の施設があった可能性は高い。そして、1926(大正 15)年 7月に再び野球試合がおこなわれ、朝日新聞記事によると「十五年ぶりに」羽田運動場が復活したとある(朝 1926.7.19)。表-6-2 の 38番の 1913(大正 2)年での試合がある通り、十五年ぶりというのは誤りであるが、この記述から久しく自転車競技大会以外でグラウンドが使用されていない蓋然性が高い。その後、表-6-2 の 44番の蹴球大会以降 1938(昭和 13)年 2月に羽田運動場敷地が東京飛行場拡張用地として売却されるまで、再びイベントの開催は確認できなくなる 31)。

³⁰⁾ 押川春浪(1911)「運動界の鼠輩を誅せよ」,『冒険世界』,Vol.4-12, pp. 112-116

³¹⁾ 京浜急行電鉄(株) 社史編集班編(1980), 『京浜急行八十年史』, p.664

時期	番号	目付	曜日	開催団体名	概算 参加人数	運動会詳細と様子	出典	記事日付
	1	M42.11.3	水	東京小間物化粧品組合	2, 500人以上	11月3日は天長節で祝日/「東京小間物化粧品商報第五百号祝賀 記念大運動会」/「羽田運動場ランニンググラウンド」で午前8 時〜午後5時に実施/「割引電車を利用して押掛け」/旗取り競 争、「小包、珠算、玉子●り、化粧等」競争の実施/「連中が ●に野天へ飛び出した事とて走るは飛廻るは」		M42.11.4
	2	M43. 10. 17	月	逓信省貯金局	1,500人	10月17日は神嘗祭で祝日/午前8時開始/貯金局員男女千五百余 名が参加/様子を報じる記事は確認できず	朝	M43.10.1
野球場主要期	3	M43.11.1	火	煙草専売局 東京第二製造所		「職工慰安会」/午前9時10分~午後2時30分に実施/男性工員 200名と女性工員2,200名が参加/「京浜電車十四台で会場に」/ 「会場には十数棟の天幕を張り之に万国旗を吊し」/男工によ る相撲、「ゴールデンバットの錫紙包装と敷島包紙の貼付」等 の「遊戯」や太神楽奇術曲芸などの余興を実施	読	M43.11.2
	4	M43.11.9	水	横浜電線製造 (株)	600人	横浜の会社「楼上」で午前8時30分に、前常務の銅像除幕式開催後、「直ちに」「秋季運動会」を実施/男女職工が参加/運動 会の競技内容明記なし/茶番、浪花節、太神楽等の余興を実施/ 運動会の写真現存	横	M43. 11. 10
	5	M44.5.14	Ħ	逓信省 逓信管理局	5,000人	通信管理局及び東京市内一等、二等局員連合運動会/5月7日 (日) 開催予定だったが、14日に雨天順延/午前9時〜午前12時 (午後は雨天中止) /「幾流となき各国旗を以て」会場を装飾/ 「男子部の配達競争」、「女子部のお手玉」等の「競争」を実 施/仮装行列、茶番、狂言、相撲、剣舞等の余興を実施	朝	M44.5.14
野球場・ 陸上競技 場併用期	-	M45. 4. 15	月	鶴屋呉服店	600人	職工徒弟の慰安会/午前7時~午後4時に実施/浪花節、素人相 撲、女子のスプーン競争、男子障害物競争	横	M45. 4. 16

表-6-3 羽田運動場における法人運動会内容一覧表

以上概観すると、羽田運動場が競技施設を保ちながら、大規模なイベントを開催していたのは、「野球場主要期」と「野球場・陸上競技場併用期」、すなわち 1909(明治 42)年 4月から 1913(大正 2)年 3 月までの 4 年間であった可能性が高い。

(3)一般客来場時以外の法人運動会の内容

羽田運動場は一般客来場時以外にも、法人への施設貸出を実施した。表-6-3 は、羽田運動場における法人運動会の日付と開催団体、参加人数と詳細が確認できる新聞記事を抽出したものである。具体事例として、表-6-3 の 4 番と図-6-8 に掲げた横浜電線製造株式会社の秋季運動会の様子に注目する。新聞記事によると、同社常務取締役の銅像除幕式を横浜市内「楼上」でおこなった後、「六百の男女職工」は羽田運動場に移動し、秋季運動会に参加した(横 1910.11.10)。図-6-8 の通り、職工と見られる男性たちが徒競走を実施している様子が確認できる。

表-6-3 で見られる通り、こうした法人 運動会の内容は運動競技よりも余興が多く、工員の慰安としての側面が大きかった。しかし、数百人から数千人規模の労働者層、とりわけ女子工員が、受動的な契機ではあるものの運動場を利用していたことが確認でき、その意味でも羽田運動場は大学体育会 OB 以外の社会主体に向けて開かれていた時期があった。



図-6-8 羽田運動場における 横浜電線製造株式会社秋季運動会 ³²⁾

³²⁾ 藤井写真館(1910)「明治四三年十一月横浜電線株式会社 秋季運動会記念絵葉書」(横浜開港資料館所蔵) を筆者にて一部抜粋

新聞記事以外の記録がなく、報じられていない法人運動会が他にもあった可能性もあるが、表-6-3 で確認できた6つの事例の大半は「野球場主要期」にあり、次項で述べる運動場の管理体制が整っていた時期と重なる点も指摘しておきたい。

(4)運動場の管理体制

1909(明治 42)年 12 月に、早稲田大学野球部 OB である獅子内謹一郎が京浜電鉄に入社し、羽田運動場管理の職務にあたることが雑誌『運動世界』誌上で発表された ³³⁾。一般貸与向けに日運倶で野球器具を購入し、野球器具の貸与を受けたいと希望した読者に対して、『運動世界』編集部は「京浜電鉄の獅子内氏」に問い合わせるよう回答した ³⁴⁾。獅子内の他に、1910(明治 43)年時点で京浜電鉄および日運倶に在籍し、羽田運動場の運営業務にあたった人物として泉谷祐勝の存在も確認できる ³⁵⁾。また、『運動世界』の記事によると、羽田運動場の借用を申し出た読者には、日運倶事務所に申し込むか、『運動世界』編集部でも引き受ける旨の回答をしており、日運倶への取次をおこなっていた ³⁶⁾。

また、表-6-2 内の太字と下線で示したように、入場料の有無については、表-6-2 の 1 番、34 番、37 番で記述があるが、その他の競技については詳細が明らかでなく不明点が多い。それに加え、羽田運動場に係ることも含め日運倶の収支内容に関する資料は管見では見出だせず、34 番のような設備席が有料であった場合の対応については不明である。

管理体制として不明点は多いものの、以上の記載を踏まえると、開場直後の少なくとも 二年間の「野球場主要期」は、京浜電鉄と日運倶、『運動世界』発行の運動世界社との三者 は緊密な関係を保ちつつ運動場の運営にあたっていた。

(5)小括

以上各項によって、大規模総合運動場が存在しなかった明治末期から大正初期までの四年間に少なくとも 36回の運動イベントの開催が確認できた。また、当該時期に労働者層が参加する法人運動会に羽田運動場が活用され、開場後最低二年間は運動場貸出や用具貸与等の管理体制が整っていた。

すなわち、人気運動競技の観戦や法人運動会の参加などのイベントを通し、大学等学校の体育会所属者やOB以外の社会層が運動場に関わる機会を増やすのに、羽田運動場は貢献をしていた。

第4節 羽田運動場の社会的特徴

(1) 国内他運動場開発の傾向と施設の特徴

次ページに掲げる表-6-4 は、羽田運動場に関する主要事項と他の国内運動場の開発事例をまとめたものである。この表を基に、他運動場開発事例から羽田運動場の社会的特徴を明らかにしたい。

³³⁾ 運動世界編集室(1909)「編集室より」,『運動世界』,19, p.63

³⁴⁾ 同上(1910)「弥次倶楽部」,『運動世界』,20, p.63

³⁵⁾ 冒険記者(1911)「全国学生大競走会実記」,『冒険世界』,3-12, pp.1-8

³⁶⁾ 運動世界編集室(1910)「弥次倶楽部」,『運動世界』, 22, p.51

表-6-4 羽田運動場主要事項及び国内運動場開発年表

	年次	羽田運動場に関する主要事項 (海水浴等水泳に関する事項除く)	京浜電鉄による鉄道延伸および 運動場以外の沿線開発事例(海水浴場含む)	国内他地域の主な運動場及び野球場開発事例(下線 で表示、【】内は設置主体)、ならびに、 スポーツに関する主な出来事
1902	(明治35)年		(6/28)羽田支線蒲田・穴守(初代) 間開通【沿】 (9/1)六郷橋・川崎間開通【沿】	(10月)戸塚球場【早稲田大学】
1903	(明治36)年			(不明) <u>三田綱町球場【慶應義塾大学】</u> (11/21)三田綱町球場で早慶(野球)戦始まる
1904	(明治37)年		(5/8)品川・川崎間全通【沿】	
1905	(明治38)年		(12/24)川崎・神奈川間開通(京浜区間全通)【沿】	(4/4~6/29)早稲田大学野球部、初めての米国遠征
1906	(明治39)年			(秋頃)応援合戦等の過熱で早慶(野球)戦中止
1907	(明治40)年			(10/31) 慶応義塾大学野球部の招聘で、ハワイのセミプロ連合チーム「セントルイス」来日し野球試合 実施。観客から入場料を徴取した国内初事例
1908	(明治41)年	(1/1)雑誌『冒険世界』で、京浜電鉄による羽田運 動場設立計画が発表される【冒1-1-108】	(月次不明)京浜広告社と広告請負契約締結,鉄道広 告営業開始【八】	(9/6) 早稲田大学の招聘で、米国ワシントン大学野球チーム来日し、野球試合おこなう
1909	(明治42)年	(4/3)羽田運動場開場、東京倶楽部対神戸倶楽部の 野球対抗峻開催【運14-105] (6/1)一定年限の間、社団法人日本運動倶楽部が羽 田運動場を運営すると発表される【運15-140】	(7月)大森八幡海水浴場開設【沿】	(11月頃) <u>玉川運動場【玉川電気鉄道】</u>
1910	(明治43)年	(3/30-4/1)都下中学野球競技大会開催【運24-56】	(1/1)遅塚麗水著『京濱遊覧案内』発行【治52】 (7/10)運動場内に報知新聞と東京毎日新聞主催による「羽田扇ケ浦海水浴場」開設,開場式開催【報,東】	(不明) <u>香櫨園運動場【阪神電気鉄道</u> (大毎新開協力) (不明) <u>香里運動場【京阪電気鉄道】</u> (9/24) 雑誌『冒険世界』主催で上野不忍池畔で全国学生大競走会開催。陸上競技各種目が行われる (11月) <u>柏木グラウンド【明治大学】</u>
1911	(明治44)年	(7/24)中等学校連合野球大会一日目開催(26日の台風の影響で二日目以降は早稲田大学運動場で実施) 【報】 (7/26)台風による高潮被害により、運動場のスタントと建物が押し流される【読,冒4-12-115】 (11/18-11/19)ストックホルム五輪大会予選競技会開催【読】		(8/20)東京朝日新聞による特集記事「野球界の諸問 題」に端を発し、言論界にて野球害毒論争起こる
	(明治45)年 (大正元)年	(11/10) 六大倶楽部野球優勝大会。全国自転車大競 走会【朝】	(7月)羽田運動場内に一万坪のプール設置(大正2年 設置の可能性もあり)【郷464】 (不明)羽田運動場内に遊園設備設置【浴53】	
1913	(大正2)年		(12/31)羽田支線,穴守稲荷神社直近位置まで延伸 【沿】	(不明) 豊中グラウンド【箕面有馬電気軌道】 場併設)
1914	(大正3)年	(11/16)押川春浪、脳膜炎により死去【読】 (不明)中澤臨川、京浜電鉄を退社【朝】	(5/1)会社初の分譲住宅地として生麦住宅地販売開 始【沿】	
1915	(大正4)年			(8/18)第1回全国中等学校優勝野球大会(後の全国高 等学校野球選手権大会)、豊中グラウンド開催
1916	(大正5)年	(5/8)全国連合自転車大会開催【読】		(不明) <u>鳴尾球場【阪神電気鉄道】</u> (陸上競技場、テニス場等併設)
1921	(大正10)年			(不明) <u>芝浦球場【日本運動協会】</u> (テニスコート併 設)
1922	(大正11)年		(6/1)川崎運河工場地住宅地販売開始【沿】	(4/21) 京阪グラウンド 【京阪電気鉄道】 (後に野球場、デニスコートも併設) (6/15) 宝塚球場 【阪神急行電鉄(現:阪急電鉄)】 (陸上競技場としても使用)
1923	(大正12)年	(9/1)関東大震災により、羽田運動場護岸等施設被 害受ける【沿66-67】		(5/23頃) <u>大阪市立運動場 【大阪市】</u> (27,000席スタンド) (6/15) <u>甲子園大運動場 【阪神電気鉄道】</u> (陸上競技 場としても使用。設計者は野田誠三(社内))
1924	(大正13)年			(10/25)明治神宮外苑競技場【明治神宮】(翌年、野球場も併設。設計者は明治神宮造営局技師小林政一)
1925	(大正14)年			(10/19) 早慶(野球)戦復活
1026	(大正15)年 (昭和元)年	(7/18)東京中学校リーグ選抜軍対横浜中学校リーグ 選抜軍の野球試合開催(野球試合再開)【朝】 (9/24)第五回少年職球大会開催【朝】 (10/24) 瓦斯電気関東地方組合会京浜協議会、羽田 グラウンドで運動会開催(確認できる最後の羽田運 動場における催事)【読】		(6月)新田運動場【慶應義塾大学】(野球場、陸上競技場、敵球場併設)
1932	(昭和7)年		(7月)羽田運動場に海の家とプール開設【八135】	
	(昭和13)年	 (2/7)羽田運動場用地を東京飛行場拡張用地として 逓信省に売却【八】	The second secon	

【] 内は典拠資料、数字は根拠ページ(数字記載ないものは各資料の年表を根拠とする)【治】『京浜電気鉄道沿革史』(1949) 【八】『京浜急行八十年史』(1980) 【堤】『羽田町勢提要』(1932) 【郷】『羽田郷土誌』(1954) 【朝】『東京朝日新聞』【読】『読売新聞』【報】『報知新聞』【運】『運動世界』【冒】『冒険世界』 注記:【運】において、ハイフン左側は号数、右側はページ数、【冒】はハイフン左側が巻数、中央が号数、右がページ数を指す

明治後期になると、第一高等学校に代わり、早稲田大学や慶應義塾大学などの私立大学を中心に、地方の中学校や商業学校にも野球が普及拡大していった³⁷⁾。野球の他にも、外国人教師の紹介等を通して、明治後期には国内でもテニスや陸上競技等が大学生を中心に認知され始め、競技人口が増えると、専用の運動場が求められるようになった。1902(明治35)年に早稲田大学野球部による戸塚球場が開設されると、翌年には慶應義塾大学も三田綱

³⁷⁾ 有山輝雄(1996)「全国優勝野球大会の形成と新聞」,津金澤聰廣『近代日本のメディア・イベント』,同文舘 出版, pp.61-88

町球場を開設し、早慶野球戦が始まる ³⁸⁾。これらの球場は以前に比べ、試合を鑑賞するための観覧席が設置されていた ³⁹⁾。

早慶野球戦の人気は過熱し、運動競技観戦が国内で広がりを見せていくなか、明治後期に国内各地で路線を延伸していった鉄道会社が沿線開発の一環として、運動場を開設した ^{40) 41)}。関東地方では、羽田運動場の他に、玉川電気鉄道による玉川運動場が 1909(明治 42)年に開設された。

他方、関西地方では、1910(明治 43)年の阪神電気鉄道の香櫨園運動場や京阪電気鉄道の香里運動場を嚆矢として、大正初期には箕面有馬電気鉄道の豊中グラウンド、阪神電気鉄道の鳴尾球場等が建設された。これらの運動場では、大阪毎日新聞や大阪朝日新聞等の主催によって、中学・専門学校・大学の野球大会や陸上競技会が開催された 42)。

1921(大正10)年に日本運動協会によって芝浦球場が建設されて以降、翌年には京阪電鉄による京阪グラウンドや阪神急行電鉄による宝塚球場、1923(大正12)年の阪神電鉄による甲子園大運動場や大阪市による大阪市立運動場、翌年の神宮球場など2万人以上を収容できる規模の野球場が建設されるようになった。

また、大正後期から昭和初期に開園した、錦糸、浜町、隅田公園などの東京市復興公園は、競技場や水泳場などを備えており、とりわけ隅田公園の競技場は商業被雇用者や職人などが利用しており、第1節で日運倶が掲げた一般市民に「体育」環境を提供する環境を名実ともに実現したものであった⁴³⁾。

(2) 羽田運動場の社会的特徴

京浜電鉄社史や既往研究において、沿線開発の一環としての乗客招致が羽田運動場の設置目的と従来は考えられていた。しかし、乗客招致以外の目的として日運倶が掲げた一般市民への運動、体育振興に関する機会提供目的は、第2節で見た運動場整備内容と第3節で見た運動場管理内容の詳細分析により、少なくとも一定程度実現に向けた努力が為されていたことが判明した。

前項における国内他運動場開発事例を俯瞰すると、運動場が運動競技をおこなうだけではなく、スタンドが付属した多くの人が観戦するためのスペースへと変化していく中で、羽田運動場は観覧席を早期のうちに取り入れていた。芝浦球場や京阪グラウンドに代表されるように、大正後期から昭和初期にかけて数万人規模を収容する運動施設が建設されるが、それら総合運動場の先駆形態を一時的に示していたと羽田運動場は位置づけられる。

とはいえ、総合運動場として羽田運動場が十全に機能していたのは開場直後の二年間に留まる。しかし、表-6-4で確認できるとおり、大正後期以降、芝浦球場や明治神宮外苑競技場など日運倶の理想をより体現するような総合運動場が国内各地に建設された。これら

³⁸⁾ 岸野雄三(1999) 『近代体育スポーツ年表』,大修館書店, pp.97-99

³⁹⁾ 飛田穂洲(1950)『早稲田大学野球部五十年史』, 早稲田大学野球部,p.84

⁴⁰⁾ 正木喜勝(2016)「豊中グラウンドの誕生とその意義」,『阪急文化年報』,4,pp.23-36

⁴¹⁾ 坂井康広(2004)「戦前期における電鉄会社系野球場と野球界の変容」,『スポーツ社会学研究』,12, pp.71-80,109

⁴²⁾ 西原茂樹(2004)「東京・大阪両都市の新聞社による野球(スポーツ)イベントの展開過程」,『立命館産業社会論集』,40-3,pp.115-134

⁴³⁾ 大林太朗(2019)「関東大震災(1923年)後の東京市におけるスポーツ公園の新設:大日本体育協会の「建議」を背景として」,『体育史研究』,64,pp.675-686

後発の運動場が羽田運動場を直接参照したことを示す資料については確認できなかったが、羽田運動場は関東地方における総合運動場の先駆事例であり、マスイベントである運動イベントを上演する場として機能していたことを確認した。

第5節 小括

本章で得られた成果は、表-6-5のとおり整理できる。

表-6-5 本章で得られた主な成果一覧表

- ・羽田運動場の設立目的は一般への体育振興(第1節)
- ・羽田運動場は数千人が同時に競技の様子を眺められる観覧施設が複数存在(第2節)
- ・羽田運動場という同一施設で運動イベントを中心に、マスイベントが数十回実施(第3節)
- 羽田運動場は総合運動場の先駆事例(第4節)

第1節において、羽田運動場基本構想に関わった設置者は、早稲田大学や慶應大学等の体育会 OB によって構成された日運倶であり、鉄道会社による乗客誘致のための目的だけではなく、日運倶は、一般市民への運動、体育振興に関する機会提供を運動場の設置目的に掲げていたことが判明した。これは既往研究では指摘されてこなかった新しい知見でもある。

第2節では、羽田運動場には数千人の観客が同時に競技の様子を見守ることができる観 覧施設が設けられる等、一般客が多数来場できる環境整備が整っていたことを確認した。

第3節で、羽田運動場において、開催された野球試合を中心とした運動イベントが数十 回開催され、開場後最低二年間は運動場貸出や用具貸与などをおこなう管理体制が整備さ れていたことを明らかにした。これは、同一場所において、マスイベントが定期的に繰り 返し数十回実施されたことと解することができる。

第4節では、国内における他の運動場の開発事例を参照すると、大正後期に開設された 芝浦球場や京阪グラウンドなどに代表される総合運動場の先駆形態を羽田運動場は示して いたことが判明した。

第7章

羽田及び新子安海水浴場の営業初期における施設整備及びイベントの社会的特徴

7-1 羽田及び新子安海水浴場の主催者推移及び設立目的 7-2 両海水浴場の施設整備 7-3 イベントの開催及び来場客の社会的特徴 7-4 大衆型海水浴場としての羽田及び新子安海水浴場 7-5 小括

第7章 羽田及び新子安海水浴場営業初期の大衆向けの施設整備及びイベントの特徴

本章では、明治後期に開設された大衆型海水浴場である羽田及び新子安海水浴場の営業初期における特徴とそこで開かれたマスイベントの態様を明らかにする。具体的には表-7-1で示した一覧表のとおり、各節で史料を用いて、各内容を明らかにしていく。

	明らかにすること	用いる主要史料
1節(設立目的)	両海水浴場の設立目的と主催者の推移	主催新聞社の記事
2節(施設整備)	両海水浴場の施設整備内容	主催新聞社の記事、同記事中の写真、 『新子安海水浴絵葉書』、地形図
3節(運営内容)	両海水浴場で実施されたイベント内容と、 来場客の社会的特徴	主催新聞社の記事
4節(他事例比較)	国内の他事例と比較した中での両海水浴 場の特性	『浜寺海水浴二十周年史』、国内の海水浴 場を対象にした既往研究、 主催新聞社の記事

表-7-1 本章各節で明らかにすること及び主要史料一覧表

第1節では、主催した新聞社の記事を用い、両海水浴場営業初期における運営主体である 主催者の推移と、両海水浴場の設立目的を明らかにする。

第2節では、主催新聞記事の他、地形図を用いて全体的な施設と埋立地の配置関係を詳らかにする。また、新子安海水浴場の宣伝のために、都新聞主催時期の様子を写した『新子安絵葉書』や、羽田海水浴場浴場に関しては記事中の写真を適宜用いて、各施設の詳細を明らかにする。

第3節では、主催新聞社の記事中に掲載されたイベント内容の推移や、記事中に登場した来場団体の特徴を読み込むことで、来場客の社会的特徴を詳らかにする。

第4節で、関西地方における大衆型海水浴場の代表格である浜寺海水浴場の二十周年を記念 して発行された『浜寺海水浴二十周年史』を用い浜寺海水浴場の概要を明らかにし、関東地方 の羽田及び新子安海水浴場との比較をおこない、両海水浴場の特性を浮かび上がらせる。ま た、既往研究を用いて浜寺以外の同時期の大衆型海水浴場の概要と両海水浴場の比較も同時に おこなう。

第1節 羽田及び新子安海水浴場の主催者推移及び設立目的

本節では、図-7-1で示した羽田及び新子安海水浴場がどのような主体によって運営され、 設立当初はいかなる目的で設立されたかを明らかにする。

(1)両海水浴場の主催者推移

表-7-2 は各新聞資料を基に、営業初期の 羽田及び新子安海水浴場の主催者の推移を 示した表である。次節以降で詳しく見てい く通り、両海水浴場とも京浜電鉄が土地を 事実上占有する一方で、海水浴場の空間利 用においては、新聞社や土地有志等が深く 関わっていた。新聞社が関与していたこと は既往研究でも示されているが、新聞社の 関与具合についてこれらの既往研究は詳し くない部分が存在する²⁾³⁾。

表-7-3 の年表でも示すとおり、1910(明 治43)年から、報知新聞と当時同新聞の資 本的傘下にあった東京毎日新聞とが、羽田 海水浴場と新子安海水浴場を運営した。羽 田海水浴場については、報知新聞が単独で 1913(大正 2)年まで営業を継続した 4)。新 子安海水浴場については、1911(明治 44) 年に、報知新聞及び東京毎日新聞から都新 聞へ主催者が代わった。表-7-2 において塗 りつぶしで示した、報知新聞もしくは都新 聞が主催した明治43年から大正2年まで の4年間の営業初期の施設整備状況や開催 イベントを中心に分析することで、両海水 浴場の様相を明らかにする。そして、自紙 の読者層に訴求するため、各新聞社がいか なる性質のイベントを開催したか、海水浴 場開設前に実施したイベントで見受けられ る傾向を分析する。

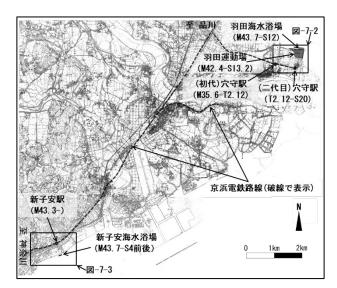


図-7-1 羽田及び新子安海水浴場周辺広域図¹⁾ 大正 11 年または 12 年の地形図に改編,加筆,各施 設の年月は存続期間を示す

表-7-2 羽田及び新子安海水浴場の主催者推移表

年次	羽田海水浴場	新子安海水浴場
1909 (明治42)年	穴守稲荷神社等 土地有志【中,朝】	_
1910 (明治43)年	報知新聞 • 東京毎日新聞 【朝,報,每】	報知新聞· 東京毎日新聞 【朝,報,毎】
1911 (明治44)年	報知新聞【報】	都新聞【都】
1912 (明治45)年 (大正元)年	報知新聞【報】	都新聞【都】
1913 (大正2)年	報知新聞【報】	都新聞【都】
1914 (大正3)年	土地有志【読】	土地有志【読】
1915 (大正4)年	主催者不明【朝】	都新聞【都】
1916 (大正5)年	堀越嘉太郎商店【朝】	都新聞【都】
1917 (大正6)年	堀越嘉太郎商店【朝】	都新聞【都】
1918 (大正7)年	堀越嘉太郎商店【朝, 読】	

【】内は典拠資料、「一」は営業が確認できない年。「主催者不明」は、営業が確認できるが主催者名が不明な年。塗りつぶし部分は本論が主に取り扱う時期を指す。【中】『中央新聞』【朝】『東京朝日新聞』【読】『読売新聞』 【報】『報知新聞』【都】『都新聞』【毎】『東京毎日新聞』

(2)羽田海水浴場の設立目的

3章1節及び図-7-2で示したとおり、京浜電鉄が事実上占有する新たな埋立地上に羽田運動場が開場した。1910(明治43)年6月23日付の記事において、報知新聞が当時資本上の傘下に置いていた東京毎日新聞と共同名義で、羽田の扇ケ浦にある海浜に沿った五万坪の土地に、

^{1) 1922} 年測図 2 万 5 千分の 1 地形図「川崎」「横浜東部」, 1923 年測図 2 万 5 千分の 1 地形図「穴守」の抜粋及び合成図に著者が加筆, 改編

²⁾ 報知新聞社・社史刊行委員会(1993),『世紀を超えて一報知新聞 120 年史』,報知新聞社,p.413

³⁾ 上田由美(2010),「特別資料コーナー 新子安海水浴場」, 『開港のひろば』,109,以下のアドレス http://www.kaikou.city.yokohama.jp/journal/109/05.html(2023 年 1 月 30 日確認)

⁴⁾ 青木武雄(1936), 『創刊六十五年報知新聞小史』, 報知新聞社, p.64

表-7-3 営業初期の羽田、新子安海水浴場関連年表

年次	羽田海水浴場に関する事項	新子安海水浴場に関する事項	東京府と神奈川県における海水浴場の営業 またはマスイベントに関する事項	全国の海水浴場の営業 またはマスイベントに関する事項
	(1902(明治35)/6/28)京浜電鉄羽田支線蒲田・		(1901(明治34)/2/11)報知新聞により,上野公園で第一回「商家雇人奨励会」開催(以降、1903(明治36)年まで毎年開催)【報】	(1899(明治32)年7月)伊予鉄道による梅津 寺海水浴場開場。温浴場や休憩所施設設 置【阪95】
1909	穴守間開通,(初代)穴守駅開業【沿】	(1905(明治38)/12/24)京浜電鉄川崎・神 奈川間開通(品川・神奈川間全通)【沿】		(1905(明治38)年7月)阪神電鉄による打出 海水浴場開場(休憩所,食堂,脱衣所,貸ポート設置【阪95】 (1905(明治38)/8/20)大阪毎日新聞により,大阪築港・御彫魚崎間で,海上10マイルの遠泳大会開催【大】 (1906(明治39)/7/1)大阪毎日新聞と南海
(明治 42)年 以前			(1907(明治40)/7/16-7/18)報知新聞により,請 国神社境内で「素人相撲大会」開催【報】 (1908(明治41)/7/15,7/16)都新聞による鎌 倉・江ノ島への「遊覧会」開催(以降,1911(明 治44)年まで毎年開催】【報.都】 (1908(明治41)/8/13,8/16)報知新聞により,陽	
	(1909(明治42/4/3))羽田運動場開場【運14- 105】 (1909(明治42)8/4)穴守稲荷神社等地元有志に よる「羽田海水浴場」開場【朝,中】		田川上で「水泳大競走会」開催【報】 (1909(明治42)7月)京浜電鉄による大森八幡海 水浴場開場(翌年以降の営業有無不明)【沿】 (1909(明治42)8/14・8/15)報知新聞により,大 森海岸で「花火大競技会」開催【報】	浜寺海水浴場で全国花火大会開催【浜
	(7/10)運動場内に報知新聞と東京毎日新聞主催 による「羽田扇ケ浦海水浴場」開設,開場式開	(3/27)京浜電鉄新子安駅新規開業【沿235】		
1910 (明治	催【報,東】 (8/11)台風による出水のため,海水浴場施設が	(7/2)報知新聞と東京毎日新聞主催による 新子安海水浴場開場【報】		
43)年	., ,	(9/11)水上大競泳会開催【報】		
1911 (明治	(7/26)台風の高潮被害で運動場スタンド施設や 海水浴場施設全壊し,以後十数日間営業休止 【報】 (9/9)海水浴場営業最終日に大花火大会開催 【報】	(7/15)都新聞主催に代わり,名称を「子安 浦海水浴場」とする【都】 (7/26)台風の高潮被害で桟橋含む施設大 破し,以後十数日間営業休止【都】 (8/19,8/26)競泳大会開催【都】	(8/18)時事新報により,芝浦水泳場で速力検定 水泳大会開催【展125】	(8/20)浜寺海水浴場で内外人競泳大会実施 [浜152-153]
1912	(7/15)運動場敷地内に約一万坪の面積にわたる 大遊泳地設置【報】	(7/10)海水浴場内に水泳術練習所を設置 【都】	(6/28)横浜貿易新報による磯子海水浴場開 設。大規模休憩場,水術練習所設置,使用料有	
45)	(7/21-9/11)明治天皇の病状悪化,葬儀に際し,海 水浴場と休憩所の営業は続けるが,余興を営業 最終日まで自粛【報】	(7/11,7/12)海水浴場至近に自転車用運動場を設置し自転車競走大会開催【都】 (7/22-8/14)明治天皇の病状悪化,葬儀に際し,海水浴場と水泳練習所の営業は続けるが,余興を自粛【都】	料施設【機】 (11/3)京浜電鉄所有の大師公園内に都新聞主 催による公会堂,都館開設【朝,都】	
1913 (大正 2)年	(7/15)海水浴場大建物内に新たに温浴場設置 【報】 (12/31)羽田支線,穴守稲荷神社直近位置まで延 伸(二代目穴守駅開業)【沿】	(8/1)本年より水泳術練習所の開所が8月 に変更【都】	(7/15)都新聞が大森海岸清花園内に,高さ12間 の築山「大森富士」と余興場を開設【都】	(7月)浜寺海水浴場に婦人用桟橋設置【浜 105.大】
1914	(1916(大正5)/7/10)堀越嘉太郎商店の主催に代わり,「羽田ホーカー海水浴場」の名称になる 【朝】		(1915(大正4)年7月)京浜電鉄により,生麦に入場無料の海水浴場設置(1916,1920(大正5,9)年も営業)【朝】	(1916(大正5)/8/20)大阪毎日新聞主催に より,浜寺海水浴場で、極東選手権競技水泳 競技の関西予選大会開催【浜106】
以降	(1932(昭和7)/7/10)京浜電鉄により,羽田運動場内に海の家と「浄化海水ブール」開設【八135】 (1938(昭和13)/2/7)羽田運動場用地を東京飛行場拡張用地として逓信省に売却【沿】		(1925(大正14)年7月)京浜電鉄により,森ケ崎 及び川崎運河八丁畷に海水浴場開場【朝】	

[] 内は典拠資料、数字は根拠ページ(数字記載ないものは各資料の年表を根拠とする)[沿]京浜電気鉄道沿革史 [八]京浜急行八十年史 [朝]東京朝日新聞 [読]読売新聞 [報]報知新聞 [横]模浜貿易新報 [都]都新聞 [東]東京毎日新聞 [大]大阪毎日新聞 [中]中央新聞 [浜]浜寺海水浴場二十年史 [運]運動世界 [冒]冒険世界 [阪]阪神電気鉄道百年史注記:[運]において、ハイフン左側は号数、右側は頁数を指す

同年7月10日から海水浴場を設立すると発表した(報1910.6.23)。同記事によると設立の目的は、「都人士の為めに衛生的にして且つ娯楽的なる半日の清遊に供せん」とすることにあった。すなわち、羽田地域の周辺に住む人に限らず、東京市や横浜市等の住民が日帰りで遊びながら健康に過ごせる場所にすることを、報知新聞と東京毎日新聞は企図していた。1913(大正

2)年7月15日の開場式に来賓として 招かれた渋沢栄一や当時警視庁衛生 部長を務めていた栗本傭勝は演説に おいて、都民の衛生向上のため郊外 に大規模な公園が必要と述べ、羽田 海水浴場はその必要性を満たすもの と位置づけた(報1913.7.16)。

また、1910 (明治 43) 年 7 月 10 日に開かれた開場式では、4 章 2 節 で先述した報知新聞による大衆参加 イベントにも出席していた大隈重信 や肝付兼行が来場し演説をおこなっ た (報 1910.7.11)。

事前の談話や当日の演説内容によ

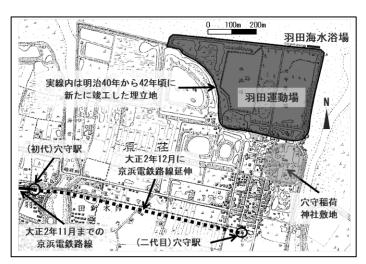


図-7-2 羽田海水浴場周辺図 5)

大正 11 年の地形図に改編,加筆し,明治 43 年から大正 2 年頃の陸地を表現

ると、大隈は海水浴場を「文明的」なものとみなし、「文明」の先端を進む新聞社が海水浴場を設置したことを歓迎しつつ、人口増加や製造業の発展によって煤煙で汚れた東京市の空気を免れ、「身体の健全と快楽」を享有でき、同時に交通が至便な場所にある施設が羽田海水浴場であると論じた(報 1910.7.10,7.11)。また、「今日世人の娯楽とせるものを見ると必ず其は健康を害したり又は反道徳的の弊」を伴うと浅草に代表される当時の盛り場を意識しながら、それに対し海水浴は「娯楽を与えながら又一面健康を増進」する点で「機宜に適した好挙」と大隈は捉えていた(報 1910.7.10)。

他方で肝付は、世界列強と渡り合う新進国としての日本には平時から水泳の心得を得る海事思想の養成が必要で、そのためには「国民の義務」として海水浴場は必要な施設と評した(報1910.7.10,7.11)。

ここで注意しておかないといけないのは、大隈と肝付は羽田海水浴場の運営に直接関与したわけではなく、あくまで開場式の来賓として招かれた立場である。しかし、海水浴場の設置目的に直接触れた記事が少ない中で、以前から報知新聞による大衆参加イベントへの出席経験もある名士両名の談話と演説内容を紙面で詳しく紹介したことを踏まえると、大隈が触れた、都市の煤煙から逃避し「正常な」空気を吸うための場所との指摘は重要である。また、当時の社会背景を反映した海事思想の中心的論客であった肝付が、ただ遊ぶだけでなく泳いで身体を鍛える場所と羽田海水浴場を捉えたことも、報知新聞のイベント内容の変遷を併せて考えると、報知新聞による設立目的を補強するものであったと捉えられる。

(3)新子安海水浴場の設立目的

新子安海水浴場は、羽田海水浴場に先立ち 1910 (明治 43) 年 7 月 2 日に開場した。同年新子安海水浴場を主催した報知新聞と東京毎日新聞の記事では、羽田海水浴場に関する内容報道

^{5) 1922} 年測図 1 万分の 1 地形図「穴守」から抜粋した図を著者が加筆, 改編

に多くが割かれ、新子安海水浴場に関する内容は少なく、羽田とは異なる新子安独自の設立目的に関する言及は見当たらない。

その翌年の1911(明治44)年に代わって主催した都新聞も、紙面や社史等の資料を参照しても新子安海水浴場に関する設立目的について明文化された資料は確認できない。ただし、海水浴場から臨む房総半島の山容や横浜本牧の眺望を基に「京浜間屈指の勝地」と称し、また海潮が「清く澄んで」いて「適好の海水浴場」と紙面で宣伝したことや、次章以降で詳しく述べるとおりイベント開催を盛んに実施したことから、都新聞は新子安海水浴場を新しい観光地として位置づけていたことがわかる(都1910.7.7)。

第2節 両海水浴場の施設整備

(1)羽田海水浴場の設備

1910(明治 43)年7月10日付の報知新聞紙面において、同日実施の開場式を迎える羽田海水浴場の施設設備内容が示された(報1910.7.10)。同日付紙面に実際に掲載された施設案内図が図-7-3である。同図には方位は示されているが縮尺は示されていない。海水浴場開場後直近の地形図である図-7-2及び同紙面記述内容を組み合わせたのが、図-7-4の施設配置推定図である。

羽田海水浴場では長さ30間(約54.5m)幅3間(約5.5m)の「大建物」が築造され、同建物の中央から海面に突き出す形で長さ75間(約136.3m)幅2間(約3.6m)の桟橋を設け、桟橋の先端から海に入れるように昇降段が設けられた(報1910.7.4)。1910(明治43)年7月10日付の報知新聞紙面に掲載された写真-7-1では、「大建物」の遠景が示され、右側に

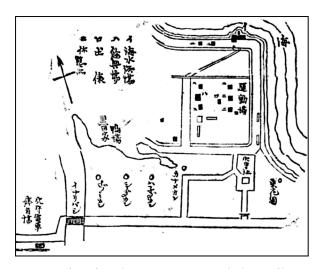


図-7-3 報知新聞紙面における羽田海水浴場施設 案内図 ⁶⁾

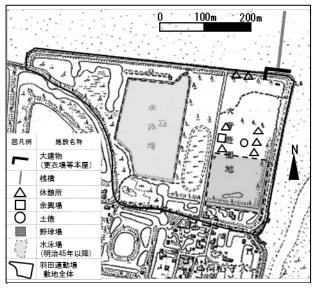


図-7-4 羽田海水浴場施設配置推定図⁷⁾ 大正 11 年の地形図に改編,加筆し,明治 43 年から大正 11 年頃の陸地を表現

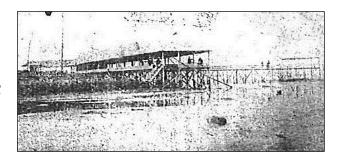


写真-7-1 羽田海水浴場「大建物」の様子 8)

^{6) 1910}年7月10日付報知新聞記事から抜粋

^{7) 1922} 年測図 1 万分の 1 地形図「穴守」から抜粋した図を著者が加筆,改編

^{8) 1910}年7月10日付報知新聞記事から抜粋

は長く伸びた桟橋も確認できる。 上述の大建物及び桟橋の寸法を併せると、図-7-4上の海水浴場北西端の場所に「大建物」及び桟橋を設置したことが推定できる。

羽田付近の海岸は遠浅で干満差があるため、満潮時には大人の胸の高さ、干潮時には足のくるぶし程度の水面で、事故の危険性が薄く子どもや女性でも安心して海に



写真-7-2 羽田海水浴場余興場の様子 9)

入れる環境だった(報 1910.7.3)。その反面、遊泳するには深さが不十分であった(報 1910.7.2)。そこで、京浜電鉄設計技師の菅谷寅吉の発案により、昇降段附近の砂を掘って水深を深くし、飛び込んでも大丈夫なように便宜を図った(報 1910.7.4)。

開場式後の1910(明治43)年7月中旬に、具体的にどのように設置したのか詳細は確認できないが、海上に樽、ブランコや遊動円木を設置し、利用客が随意に遊べるようにした(報1910.7.19,7.23)。翌年には、陸上の運動場敷地に自動回転機、陸上操機艇、ブランコ、遊動円木などの遊具を設置した(報1911.7.9)。その他、広大な水際を活かして黒鯛や鰡などを放し、釣堀を敷地内で営業した(都1911.7.12)。

「大建物」の中には簾で囲んだ男女別の更衣室を設置し、女性も気兼ねなく利用できるように便宜を図った(報 1910.7.9,7.11)。遊泳中に衣類や財布を預けられる衣服預所も設け、一人一銭でそれらを預かった(報 1910.7.10)。また、建物の中に蓄音器を備え、音楽を流した(報 1910.7.19)。これはヨーロッパの海水浴場に影響を受けたものと考えられる。

北向きの海沿い土手には「大建物」とは別に、二棟の藁葺き屋根の下に腰掛を備えた休憩所を設け、房総半島への蒸気船が行き交う姿など東京湾の眺望を楽しめるようにした(報 1910. 7.9,7.11)。

運動場敷地の外周には堤防及び溝渠を廻らせ、敷地への浸水を防いだ(報 1910.7.10)。場内には海水浴場の後背施設として、先述の海沿いの休憩所とは別に五箇所の休憩所を設け、休憩所群の中央部に土俵を造り、その西側に櫓を組んで余興場とした(報 1910.7.10,7.11)。写真 7-2 で確認できるとおり、多くの人が見守れるようなスペースを確保していた。

また図-7-4で位置が明示されていないが、場内に報知社事務所を建て、事務所の露台では音楽隊が演奏するスペースを設けた(報 1910.7.10)。その他開場式の日など多数の来客が見込まれる日には、東京市内の小児科医や看護師の出張を要請し、救護班を設置した(報 1910.7.9)。

海水浴場「大建物」及び運動場敷地内では売店と二箇所の無料湯呑所を準備し、売店では ビール、氷、菓子、弁当などを販売した(報 1910.7.4)。不当に高い金額で飲食物を販売する業

⁹⁾ 宮田憲誠(2015), 『京急電鉄 明治・大正・昭和の歴史と沿線』, JTB パブリッシング, p.110 から原著者許可を得て一部転載³

者の出入りを防ぐ趣旨もあって、事前に契約した羽田町の料理店や旅館が売店と湯呑所の運営 を担った(報 1910.7.4)。

開場式の後も報知新聞は施設の更新を続け、余興場に日除けをつけ日光の直射を防いだり、大建物以外の休憩所を増設したりして、多くの来場者が入れるようにした(報1910.7.26,8. 4)。1913(大正 2)年には、女性が肌についた塩水を洗い流すことを主眼として、大建物内の納涼台の中央に男女別の温浴場を設置し、二十銭の料金を徴収する代わりに茶や煙草盆などが提供される特別室を設けた(報1913.7.14)。

図-7-4 で示した通り、1912 (明治 45)年 7月に都新聞は運動場敷地内に底が擂鉢形の池を掘り込み、海に接して設けた水門から海水を入れ、一万坪の広さの遊泳池を造成し、干潮時でも水量を保った水泳場とした(報 1912.7.12,7.15)。翌年には水泳場の水上に噴水塔を二箇所設置し、引き込んだ海水を噴き上げるようにした(報 1913.7.14)。

海水浴場は仮設の建物のため水害に弱く、何度か台風の強風や浸水で営業を中止せざるを えない状況に追い込まれた。1910(明治 43)年 8 月 11 日に関東を襲った台風による浸水で、羽

田海水浴場の施設はしばらく使用 不能となり、十数日間営業を休止 した(報 1910.8.12,8.28)。翌年7月 にも台風の高潮で施設が全壊し、 十日間営業を休止した(報 1911.7.27,8.7)。

(2)新子安海水浴場の設備

1910(明治 43)年の営業初年度の み報知新聞と東京毎日新聞が主催 したが、写真-7-3 で確認できる 400間(約727.2m)の長さの桟橋を 渡った先に、長さ35間(約63.6m) 幅 3 間(約 5.5m)とバラックの建物 を築造した(報1910.7.10)。建物内 は備前表の畳席を備え西側を男子 席、東側を婦人席とし、男女別に 更衣所と身体を洗うための「洗滌 所」を設け、中央部に余興場や飲 食物を提供する売店を置いた(報 1910.7.10,7.21)。また、地元子安 町の医師と看護師を招いて衛生班 とし、来場者の遊泳中の怪我や急 病に備えた(報1910.7.18)。



写真-7-3 新子安海水浴場入口にあたる大桟橋 10)



写真-7-4 新子安海水浴場大バラック外観 11)

^{10)「}旗風(大桟橋と大バラック)」、『新子安海水浴絵葉書』(横浜市中央図書館所蔵),東京青雲堂. 絵葉書の発行年は絵葉書裏面罫線の位置と新子安水泳練習所が存在したことから,1912(明治 45)年から1917(大正 6)年の間に

1913(大正 2)年に、都新聞は一万人以上の来場者を収容できるように、写真-7-4にある長さ130間(約236.4m)と千坪に及ぶ広さに、バラックの規模を拡大した(都1913.6.29,7.4)。

報知新聞が羽田と新子安 海水浴場を同時に主催して いた同年、新子安は羽田よ りも遊泳に向いていると記 事で呼びかけ、二つの海水 浴場の特徴を使い分けてい た(報 1910. 7.5,7.10)。

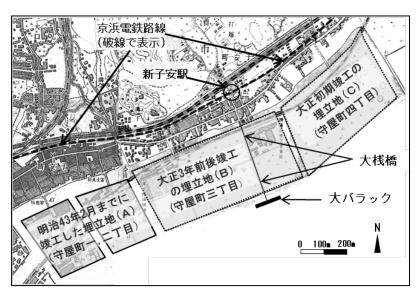


図-7-5 新子安海水浴場周辺図¹²⁾ 大正 11 年の地形図に改編,加筆し,明治 43 年から大正 2 年頃 の陸地を表現

1911(明治 44)年から主催

を担った都新聞は 200 間 (約 363.6m)の「大桟橋」を渡って、図-7-5 に示したとおり、海上に 70 間幅の仮設の「大バラック」を建設した(都 1911.7.7)。

1915(大正 4)年になると、桟橋の長さが 20 間(約 36.4m)と短くなったとの記事がある(都 1915.7.4)。図-7-5 に照らして考えると、新子安駅と埋立地 B を結ぶ朝日橋から南南東方向に 200 間の直線を引くと、丁度埋立地 B から同方向に 20 間ほど直線がはみ出す。桟橋の位置や長さ、バラックの基礎になっている防波堤の位置が変わりにくいことを踏まえると、1914(大正 3)年 9 月の閉場から 1916(大正 5)年 7 月の開場までの間に、図-7-5 で示した埋立地 B の埋立が進み、結果的に桟橋の長さが

短くなった可能性が高い。

海上の遊泳区画には飛込台を設置した(都 1911.8.31)。また、発動機の力で水を噴き上げる大噴水を海上に設け、夜には電灯で飾り、来場客を楽しませた(都 1911.7.19)。1912 (明治 45)年には、海上に高さ 15間(27.3m)の櫓を三箇所と高さ 2間(3.6m)の櫓を三箇所組み、飛込台として使えるようにし、その他浮き土俵や流動木を設



写真-7-5 新子安水泳練習所生徒の集合写真 13)

発行されたと推定

¹¹⁾ 宮田憲誠(2015), 『京急電鉄 明治・大正・昭和の歴史と沿線』, JTB パブリッシング, p.124 から原著者許可を得て一部転載

^{12) 1922} 年測図 1 万分の 1 地形図「生麦」「神奈川」の抜粋及び合成図に著者が加筆, 改編

¹³⁾ 男も女も(水泳練習所の生徒),『新子安海水浴絵葉書』(補注 10)資料)

置し来場者が自由に遊べるようにした(都 1912.7.8)。また、62,000 坪の海面を囲い、鯒や鯔などの魚を放して生簀とし、来場者が手掴みで捕まえられるようにした(都 1912.7.8)。

1912(明治 45)年 7月に都新聞は海水浴場内に水泳術練習所を設置した(都 1912.7.1)。第一高校や陸軍兵学校の水泳教師を講師として招聘し、十二歳以上の生徒を募集し、受講料は無料で運営した。生徒の水泳熟達度ごとに等級に分かれて授業をおこない、男子生徒だけでなく、写真-7-5 の生徒の集合写真でも確認できる通り、女子生徒も受け入れていた(都 1912.7.1)。授業が進むと生徒の腕試しに、新子安海水浴場から横浜港を挟んだ向かい側の本牧十二天岬の水泳場までの8マイル(12.9km)の距離の遠泳を実施した(都 1912.8.23)。翌年も練習所生徒有志が参加して、新子安海水浴場から当時横浜貿易新報が主催していた磯子海水浴場までの14マイル(22.5km)の遠泳を実施した(都 1913.8.18)。

新子安海水浴場も羽田海水浴場同様、水害に何度も見舞われ、1911(明治 44)年 7 月の台風による高潮で桟橋と「大バラック」が大破し、十日間営業を休止した(都 1911.7.27,8.7)。

(3)両海水浴場の共通点

図-7-2 及び図-7-5 で確認できる通り、羽田海水浴場と新子安海水浴場はともに、多数の来客を迎えられるように、鉄道駅に比較的近い位置に立地していた。京浜電鉄は両海水浴場への割引切符を発行し、1910(明治 43)年時点では品川駅から穴守駅、ならびに、品川駅から新子安駅までの往復切符を17 銭で売り出していた(報 1910.7.8)。

また、両海水浴場とも、やはり多数の来客を想定し、風雨が避けられる更衣室を備えた屋根付きバラック小屋の「大建物」を設置していた。海水でべとついた身体を真水で洗い流せるための給水装置を備え、女性客の利便を意識した点も両海水浴場に共通していた。

そして、海上に流動木などの遊具を備えた点も共通する。飛込用の装置を含め、十代の若者が遊べるような設備を整えていた点も両海水浴場の共通事項として挙げられる。

第3節 イベントの開催と団体来場客の社会的特徴

(1)羽田海水浴場におけるイベント

報知新聞が営業していた 4 年間の間(1910(明治 43)年のみ報知新聞と傘下の東京毎日新聞の 共催)におこなわれた営業日ごとのイベント内容を示した一覧表を作成したが、営業日が長 く、内容も多岐に渡るため、これらの表は参考資料-3 として巻末に示す。この一覧表では、 報知新聞の記事を基に、当該営業日のイベント名、天気、来場人数、イベント内容、来場団 体、余興披露者、来場名士等著名人の項目別にしている。各項目の内、特に記載のない部分に ついては「一」と記している。各項目以外の内容で、特筆すべきものは備考欄で示している。

1910(明治 43)年の営業初年における羽田海水浴場営業日のうち、営業を主催する報知新聞または東京毎日新聞の記事に来場団体の具体名の記載があった日を抽出したものが表-7-4である。土日や当時の月休日であった1日に数千人から数万人の来場者を記録していた。

1910(明治 43)年の 7月 4日付報知新聞の記事で、同年 7月 10日の開場式とともに実施されるイベントの詳細が発表された(報 1910.7.4)。当日実施イベントの中でも海中宝探しと素人相撲がその後の営業日においても、集客のための重要な意味合いを持していた。

番号	日付	曜日	イベント名	来場団体	天気	来場人数	開催イベント種類
1 1	7/10	В	8818				開会挨拶、剣舞、手品、講演、海中宝探
1-1	1-1 7/10		開場式	大相撲若島他力士一行	曇り	10,000+	し、舞踊(羽田踊)、打揚花火、活動写真、 奏楽、素人相撲
1-2	7/15	金	_	牛込基督教会日曜学校生徒100+名	雨	-	大木、ボバロ大
1-3	7/20	水	質屋デー	落語家柳派連中17+名	-	2,000+	太神楽、手品、活動写真、他落語家余興
1-4	7/21	木	「仁〇加デー」	横浜油商組合100名	晴	5,000	吾妻俄、義太夫、曲芸、手品
1-5	7/22	金	_	坪井染織工場(浅草山谷)職工25名、 忠全会(牛込)20名	晴	500	講談
***************************************				近衛歩兵第一連隊兵士300+名、三			太神楽、剣舞、曲芸、手品、喜劇、三味
1-6	7/23	土	落語家デー	遊派落語連中40名	_		線、琵琶、素人相撲、旗取競争、活動写
1-7	7/24	В	剣舞デー、琵琶デー	大日本積徳会員40名	晴後雨	12,000	真、他落語家余興 剣舞、琵琶
1-7	1/24	П	则舜ナー、芘色ナー		明仮附	12,000	则拜、芘巴
1-8	7/28	木	浪花節デー	東京蒲団組合50名、近衛歩兵第一連 隊第二中隊及び第五中隊174名	-	5,000	浪花節
1-9	7/29	金	少女デー	四谷少女談話会員120名、神田菓子 組合85名	曇	_	到 舞
1-10	7/31	日	女工デー	鳥養工場(川崎)女工250名	晴	15,000	吾妻俄、手品、打揚花火
1-11	8/1	月	-	江戸あられ製造本店員160名	-	35,000	海陸宝探し、義太夫、打揚花火
1-12	8/2	火	_	東京西洋洗濯組合員100+名	雨	-	_
1-13	8/4	木	素人浪花節大会	東京照降商40+名	-	数千	素人浪花節、素人落語
1-14	8/5	金	上野第二博品館員慰	上野第二博品館員240名、東京玩具	暗	_	素人相撲、素人茶番
1 17	0, 5	717	労デー	商70+名、東京第二番消防組50名	*17		来 八 旧 大 、 来 八 小 田
1-15	8/7	日	京橋洋服商一日会徒 弟デー	京橋区洋服商徒弟一日会連200+名	晴	-	剣舞
1-16	9/3	±	東京洋品商サンプル 会合邦納涼会	東京洋品商サンプル商会200名	-	_	吾妻俄、手品、水中毬投、打揚花火
1-17	-,	日	_	品川芸者幇間80名	-	-	茶番
上述名	櫊内宓	(+報年	新聞記事及び重立毎月	新聞記車を参照 て作成 「基連供	1+紙 ト-	でけ 「互連	仁○(引用者注:ワ)加 と表記される

表-7-4 1910(明治 43)年の羽田海水浴場来場団体一覧表(

上述各欄内容は報知新聞記事及び東京毎日新聞記事を参照して作成. 「吾妻俄」は紙上では「吾妻仁〇(引用者注:7)加」と表記される来場団体人数及び来場人数の後の「+」は「以上」の意味、表内の「-」は記事に記載がなく不明の部分

海中宝探しは、羽田が遠浅の海岸であることを活かし、一番から二千番まで番号を記した 蛤の貝を海上の砂地に埋めておき、参加客がそれを掘り当て、籤の番号に対応した各景品を贈 呈するものであった。用箪笥や銀時計など一部の景品は報知社が準備したものの、大部分の景 品は各商店から寄せられた寄贈品を使い、開場前から数日にわたる記事で、寄贈を受けた商店 名を紹介した(報 1910.7.5,7.7-7.9,7.11)。これは、報知新聞が実施してきた「商家雇人奨励 会」以降の大衆参加イベントの手法を踏襲していた。表-7-4 内の 1-11 に掲げた日にも海陸で 宝探しが実施され、来場人数は過去最高の 35,000 人に達した(報 1910.8.2)。1911(明治 44)年 7月の開場式の日にも宝探しを実施する等、翌年以降も商店からの寄贈品を含めた宝探しイベ ントを実施し、多くの来場者を集めた(報 1911.7.10)。

素人相撲は、前節で先述した、運動場敷地に築造した土俵を使用し、開場式の日は相撲協会から幕下や三段目の力士数名と行司、呼出を招聘し、来場客も当日に社員事務所に申し出れば参加可能とした(報 1910.7.4,7.7,7.11)。素人相撲の告知記事において、報知新聞は「海国男子は海に陸に、強健の身体練らざる可からず」と記したように、4章で先述した 1907(明治40)年の「素人相撲大会」や 1908(明治41)年の「水泳大競走会」の開催目的であった「体育奨励」の価値観を再び打ち出していた(報 1910.7.4)。1911(明治44)年以降も運動場敷地に土俵を設置し、素人相撲を実施した(報 1911.7.10)。素人相撲参加希望者以外にも余興の提供を希望する芸能関係者も多く、報知社は余興係を設置し、事前申し込みを呼びかけ編成を管理した(報 1910.7.10)。

1910(明治 43)年 7月 10日の開場式は、土俵を式場として実施されるなど、来客が多い日は「大建物」ではなく、運動場の敷地を利用していた(報 1910.7.10)。同日は運動場内の野球場に備え付けられた観覧台を利用し、南極探検への旅費協力を募る白瀬矗による講演が実施された(報 1910.7.11)。講演後には野球場で、早稲田大学二軍選手対早稲田大野球部 OB たちによる社交団体天狗倶楽部の試合がおこなわれた(報 1910.7.11)。野球場での試合は書き営業期間中にもたびたび実施され、野球試合を見に来た学生が海水浴を楽しむ姿があった(報 1910.7.25)。その他表-7-4の1-10で掲げた日にも早稲田対慶應大学野球部 OB らによる野球試合が実施され、野球見物に来た学生の姿が目立った(報 1910.8.1)。

また、同日夜は運動場内の余興場で活動写真を映写し、前年の8月に実施した花火大競技会でのノウハウを基に、花火を七十発打ち上げ、電灯を灯した各休憩所から眺められるようにした(報1910.7.10,7.11)。

1912(明治 45)年 7 月 17 日は理髪師の月休日にあたり、こうした職業の人たちの来場を見込んで、当日は「床屋デー」とした (報 1912.7.18)。翌年 7 月 17 日にも、バリカン競争など理髪師ならではのイベントを実施し、多くの理髪師の来場を迎えた(報 1913.7.18)。

1913(大正 2)年 7月 27日には、前節で述べた一万坪の遊泳地の広さを活かして遊泳大運動会を実施し、数百人の観客が 100 ヤード(91.4m)競泳や水中球取りなどの各種競技を見守った(報 1913.7.28)。

(2)新子安海水浴場におけるイベント

報知新聞と傘下の東京毎日新聞が営業していた1年間、及び、都新聞が営業していた最初の3年間の間におこなわれた営業日ごとのイベント内容を示した一覧表を作成したが、営業日が長く、内容も多岐に渡るため、これらの表は参考資料-4として巻末に示す。この一覧表では、報知新聞もしくは都新聞の記事を基に、当該営業日のイベント名、天気、来場人数、イベント内容、来場団体、余興披露者、来場名士等著名人の項目別にしている。各項目の内、特に記載のない部分については「一」と記している。各項目以外の内容で、特筆すべきものは備考欄で示している。

1910(明治 43)年は、報知新聞と東京毎日新聞が主催しており、この時期の詳しいことは不明点が多いが、9月10日の閉場式の日に水上運動会が実施されていたことが確認できる(報1910.9.11,9.12)。

都新聞の営業初年にあたる 1911(明治 44)年における新子安海水浴場営業日の中で、都新聞の記事に団体来場者の具体名記載があった日を抽出したものが表-7-5 である。羽田海水浴場ほどではないものの、土日には数千人の来場者を迎えていたことが確認できる。

1911(明治 44)年7月15日の開場式の日には、500個の貝を海上に巻いて、当日貝を見つけた来客に箪笥や時計などの景品を贈呈した(都 1911.7.15,7.16)。翌日も500個の玉手箱を海中に埋め、見つけた来客に景品を贈った(都 1911.7.16,7.17)。他にも同年8月以降は西瓜流しや夏蜜柑流し等海上の果物を取り放題にするイベントが数回実施され、1913(大正2)年には16度にわたって実施される人気のイベントとなった(都 1911.8.14,8.24,1912.7.16,1913.8.18)。

同年7月15日と16日には素人相撲が実施し、勝者に商品を贈呈した(都 1911.7.15-7.17)。 素人相撲については、1913(大正2)年には13回開催されるなど、特段の技能がなくても誰で

第7章 羽田及び新子安海水浴場営業初期の大衆向けの施設整備及びイベントの特徴表-7-5 1911(明治 44)年の新子安海水浴場来場団体一覧表

番号	日付	曜日	イベント名	来場団体	天気	来場人数	開催イベント種類
2-1	7/15	土	開場式	砲兵工廠職工一行	_	7,000	開会挨拶、海神祭、海士舟競漕、貝 拾い、素人相撲、活動写真、神楽、 花火
2-2	7/17	月	理髪師デー	理髪師山本組(浅草北仲町)一行15名	雨後晴	3,000	舞踊、薩摩踊、剣舞
2-3	7/21	金	_	理髪師一行	-	-	_
2-4	7/22	土	_	本郷座関係者一行100+名	曇り	-	素人相撲
2-5	7/23	日	-	東京染糸問屋組合60+名	雨	-	初っ切り、素人相撲
2-6	7/24	月	_	東京睦講10+名	雨後晴	-	_
2-7	7/25	火	_	横浜酒商組合一行	曇り時々雨	-	_
2-8	8/7	月	-	横浜関内芸者数名	_	1,500+	観月会、浪花節、尺八演奏
2-9	8/11	金	_	神奈川芸者数名	晴	1,600	吾妻俄、観月会、浪花節、尺八等奏 楽
2-10	8/12	土	-	神奈川芸者15名	晴	1,000+	観月会、浪花節、尺八等奏楽
2-11	8/15	火	-	富士見町芸者一行、赤坂芸者一行	曇り時々雨	-	吾妻俄、浪花節
2-12	8/17	木	理髪師デー	蛎殼町陶器商小川屋他30名	-	4,000	大福引、吾妻俄
2-13	8/23	水		新富座座附茶屋出方連100名	晴	1,700	西瓜流し
2-14	8/27	日	-	株式取引所70名	晴	6,000	西洋音楽演奏、琵琶演奏
2-15	8/28	月	_	神奈川芸者10名	-	2,000	_
2-16	9/9	土	-	神奈川芸者数名	_	-	_

上述各欄内容は都新聞記事を参照して作成.来場団体人数の後の「+」は「以上」の意味.表内の「-」は記事に記載がなく不明の部分

も参加できる果物流しと素人相撲が、新子安海水浴場におけるイベントの中心であった(都1913.8.30)。

1911(明治 44)年 8 月 26 日には、競泳大会を実施し、多くの競泳選手と応援に来たその家族が海水浴場に来場した(都 1911.8.27)。大会当日は競泳種目だけでなく、海上の旗拾いや目隠し競泳などの選手以外の来場者も参加できる競技も実施し、勝者には景品が贈られた。夜間には活動写真が上映される日もあった(都 1911.7.15,7.16)。

(3)両海水浴場来場者の社会的特徴

両海水浴場では団体客の招致に力を入れていた。羽田海水浴場ではあらかじめ報知社の海水浴係に申し込みのあった団体に、電車の調整や来場日の余興の手配、休憩所を無償で提供する旨を明言し、団体客への対応をおこなった(報 1910.7.9)。

表-7-6及び表-7-7は、羽田及び新子安海水浴場に来場した団体の社会属性を営業年ごとにまとめたものである。表-7-5について、報知新聞は1910(明治43)年と1911(明治44)年の時期は羽田海水浴場への団体来場客を詳細に紹介していたが、1912(明治45)年以降はあまり紹介せず、標本に偏りがある。同様に表-7-6について、都新聞も営業最初の二年間は団体来場者を多く紹介しているが、1913(大正2)年になると全体の数が激減している。また、母数の多い年も、各新聞が任意に紹介している意図が含まれている点にも留意すると、新聞社が来てほしい団体を反映している可能性が高いと言える。そのため、本章では母数の多い営業最初の二年度の社会属性の内訳に着眼し、各海水浴場はその社会属性の団体の来場を想定していたと解する。

羽田海水浴場では、商業従事者と兵士の来場者が際立ち、これは3章で考察した報知新聞の 読者層と一致している。新子安海水浴場では、芸者や俳優などの芸能関係者が大半を占め、次 いで学生、理髪師となっている。商業従事者も一定の割合を占めている。学生以外は、3章で 考察した都新聞の読者層を反映したものとなっている。 団体客の他にも、羽田海水浴場開場式前に「本社主催海水浴問答」と題し、読者からの海水浴場に関する質問に記者が回答する投稿欄が連日設けられたが、店員慰労会に羽田海水浴場を使うとの帝国博品館の投稿があった(報1910.7.8)。また、商店が休みになる夏の藪入の日には羽田海水浴場で、「商家雇人素人相撲大会」を開くなど、開催イベントも「商店小僧」と呼ばれる十代の商業被雇用者をターゲットにしていた(報1911.7.16,7.17)。

他にも羽田海水浴場では質屋の月休日 にあたる各月 20 日に「質屋デー」を数回 開催した(報 1910.7.20,7.21,1911.7.

20,7.21,1913.7.20,7.21)。前々項でも確認した「床屋デー」とともに、特定の店種を対象にした一日を設けた側面は、読者層である商業従事者を個人としても来場者の対象にしていたことがわかる。新子安海水浴場でも1911(明治44)年の7月17日と8月17日に「理髪師デー」を設け、都新聞は団体だけでなく個人としての理髪師の来場を狙っていた(都1911.7.17,7.18,1912.7.17,7.18)。

第4節 大衆海水浴場としての羽田及び 新子安海水浴場

(1)大正3年以降の羽田及び新子安海水浴 場

羽田海水浴場は1916(大正5)年7月になると、「羽田穴守ホーカー海水浴場」という名称に代わり、京浜電鉄往復券使用の来場者には、「ホーカースキート」という小箱の美容品が贈呈されるイベント日

表-7-6 羽田海水浴場の団体来場客社会属性一覧表

	明治 43年	明治 44年	明治 45 /大正 元年	大正2 年	小計
商業従事者	9	1	1		11
兵士、在郷 軍人会	2	7	2		11
学校	1	3	1	1	6
俳優、芸人、 劇場	2	2	1		5
工業従事者	3	1			4
力士	1				1
社会団体	1				1
警察官	1				1
談話会	1				1
消防組合	1				1
芸者、幇間	1				1
宗教団体		1			1
園芸会			1		1
会社				1	1
水練学校				1	1
詳細不明	1	1			2
小計	24	16	6	3	49

表-7-7 新子安海水浴場の団体来場客社会属性一覧表

	明治 44年	明治 45 /大正 元年	大正2 年	小計
芸者、幇間	7	6	2	15
学校、OB		5	1	6
俳優、芸人、 劇場	2	1	3	6
商業従事者	4		1	5
理髪師	2	3		5
外国人	2	2		4
工業従事者	1	2		3
鉄道職員		2		2
社会団体	1			1
宗教団体		1		1
詳細不明			1	1
小計	19	22	8	49

が設けられた。明治後期に開業し、海外から取り寄せた原料を用いた化粧品を販売し、業績を

飛躍的に伸ばしていた堀越嘉太郎商店(以下「堀越商店」と記す)の看板商品が「ホーカー液」であった ¹⁴⁾。

堀越商店は明治末期に創業し、昭和初期まで存続した化粧品の製造、販売をおこなう個人商店である。扱う商品の性質上、広告掲載に関して堀越商店は積極的で、様々な販売促進活動をおこなった。大正初期には、大手劇場と提携して「ホーカー観劇会」を開催し、奇術や舞踊などの興業主と提携して興業見物会を開き入場者にお土産となる化粧品を配っていた。行楽に関しても鮎漁や遊覧船でも同様の催し物をおこない、自社製品アピールをした。こうした販売促進積極策の一環として、堀越商店は羽田海水浴場の運営に参画し、1921(大正10)年の夏季まで引き続き継続して営業を続けた。当時の堀越商店の広告案内は設備や運営に関して事細かに記載されており、奇術や太神楽などの大衆参加イベントが実施された(朝1918.7.30)。

1932(昭和7)年7月に、京浜電鉄は羽田海水浴場の敷地に海の家とプールを新設した ¹⁵⁾。 京浜電鉄が同年8月に発行したリーフレットに、これらの施設詳細が記されている ¹⁶⁾。新設されたプールは「浄化海水プール」という名称がつけられ、全長70メートル、幅30メートル、深さ0.75 および2メートルの広さであった。「浄化海水」に関する詳細は不明であるが、「浄化したる海水を注ぎ」とあることから海水を処理したもので、上水道を使ったものではないようである。この時期の広告には「近くて、きれい、いつでも泳げる」というキャッチフレーズがつけられ、周囲の埋め立てや工場進出も進む中で、水の清浄さを売りにした戦略があったことがうかがえる(読1934.7.28,8.11,1936.7.11,8.1,8.15)。

同リーフレットに掲載された写真から、海辺の利用も引き続きおこなわれていることが確認できるが、遊泳場には飛込台、ボート、浮輪などがあり、海の家から「大桟橋」と名付けた桟橋が張り出し、さらに沖合には飛込台と思われる木組みの構造物が海上に設置されている。その他、男女別に分かれたコンクリート造り総白タイル張りの温浴場が設置され、そこでは水と湯別のカランや別途設けられたシャワーから、上水道を使用した真水が出て、ここで海水を洗い流すことができるようにした。

新子安海水浴場は、1915(大正 4)年から 1917(大正 6)年までは都新聞が営業を主催し、果物流しなどのイベントが頻繁に開催されていた。その後は一時休止を挟んで 1920(大正 9)年には営業していることが確認できる(読 1920.7.1)。

報知新聞や都新聞が主催から手を引いても、羽田及び新子安海水浴場は大人数の収容施設と 大衆参加イベントの開催を柱に営業を継続していた。

(2) 他海水浴場との比較を通した羽田、新子安海水浴場における社会的特徴

5章でも先述した1906(明治39)年に開設された浜寺海水浴場は、大阪毎日新聞と南海電鉄の共催で担われた、羽田及び新子安海水浴場の原型と呼べる、多くの来場者を前提とした大衆海水浴場である。

浜寺海水浴場の営業初期は、商家の店員や職工などの来場者が多かった ¹⁷⁾。営業初年度からテント、数年後にはバラック式の男女別の無料の脱衣所、休憩所、衣服預所などの設備を整

¹⁴⁾ 及川益男(2008),『大正のカルチャービジネスー絵画通信教育と 広告イラスト』, 皓星社, pp.207-293

¹⁵⁾ 京浜急行電鉄株式会社社史編集班編(1980),『京浜急行八十年史』, 京浜電気鉄道(株),p.135

¹⁶⁾ 京浜電気鉄道株式会社(1932),「京浜電鉄直営羽田穴守海の家案内」, リーフレット, 新関光二氏所蔵

¹⁷⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』,(株)大阪毎日新聞社,p.86

えていた ¹⁸⁾。浜寺海水浴場では大衆参加イベントも多く行われ、福引、素人相撲、演芸各種、活動写真などが実施された ¹⁹⁾。以上の点は羽田及び新子安海水浴場と極めて似ており、報知新聞や都新聞は関西の先行者である大阪毎日新聞の手法を参考にしていたと考えられる。福岡市近郊の海水浴場では、1910(明治 43)年には博多仁和加や浪花節などの余興を実施するための納涼場が設置されていて、これも大衆参加イベントを開くための海水浴場が地方都市にも広がっていたことを示している ²⁰⁾。

浜寺海水浴場では、陸上に遊動円木やブランコが設置され、1912(明治 45)年には海上に「大投水台」と題した飛び込み台を設置し、その後も大正期に海上ブランコや海上遊動円木を設置するなど、羽田及び新子安海水浴場に設置されていた遊具に影響を受けたと考えられるものもあった。

浜寺海水浴場は、第一次世界大戦を機に次第に客層が下層労働者から新中間層に移り、イベントもテニス大会や軍事講演会など新中間層向けのものに変わった点は、羽田及び新子安海水浴場とは異なる²¹⁾。

大人数を収容するための日差しや雨を避けるための屋根の付いた設備を整え、イベントスペースを設けてイベントを頻繁に催していた点で浜寺海水浴場と羽田及び新子安海水浴場は共通する。ただ、一方的に先行事例の浜寺から羽田及び新子安へと影響があっただけでなく、羽田及び新子安のほうが先にあった事例も散見されるとおり、相互に影響を及ぼしあいながら国内における大衆参加型の海水浴場の鋳型を作り上げていったと解するのが妥当と言える。

(3)警察との関係

1910(明治 43)年7月10日の羽田海水浴場の開場式には、品川警察署から巡査十数名が派遣され警戒にあたったように、イベント実施日等多数の来場者が見込まれる日は混乱を回避するため、警察による警備が実施された(報 1910.7.11)。同年7月25日には来場者警備のため、海水浴場内に警察の派出所が設置された(報 1910.7.26)。また、警視庁の技師と警部が羽田海水浴場の衛生検査を実施していたことも確認できる(報 1910.7.28)。

新子安海水浴場でも、前項で述べた水害による営業休止からの復旧にあたり、警察署の検査が実施されたことを示す記述がある(都 1911.8.4)。また、都新聞にとっての営業初年にあたる表 7-5 の 2-12 で示した 1911(明治 44)年 8 月 17 日の「理髪師デー」に理髪師有志が参加する「大仮装会」を都新聞は立案し、審査の結果「衣装扮装の巧なる者」十五名に総額 500 円分の商品を贈呈する企画を計画したが、警察から場外での参加客による仮装行列の許可が下りず、商品に関しても「規定に触(ふる)る廉あり」と内論を受けたために、「大仮装会」は中止となり、同年 8 月 17 日の「理髪師デー」は代替的に「大福引」が実施された(都 1911.7.18, 7.25,8.17,8.18)。仮装行列に関して治安警察法が適用されたかどうかは史料からは読み取れないが、一定の人出が見込まれるイベントに関して、主催する新聞社は事前に警察にイベント内容詳細まで届け出て、許可を受けていたことが確認できる。

¹⁸⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』, p.95

¹⁹⁾ 大阪毎日新聞編(1926) 『浜寺海水浴二十周年史』, pp.180-187

²⁰⁾ 麻生美希(2015)「福岡市とその近郊における近代海浜リゾートの成立に関する研究」『都市計画論文集』,50-3,pp.1199-1200

²¹⁾ 綿貫慶徳(2004)「明治後期から大正期における大阪毎日新聞の浜寺海水浴場に関する史的考察・新聞販売ターゲットとしての新中間層に着目して」『体育史研究』,21,p.10

このように両海水浴場とも、衛生検査及び多数の人出の警備の両面で関わるため、警察との良好な関係が求められた。上述した新子安海水浴場における参加者による仮装行列の不許可のように、管轄警察署からの不認可によりイベント内容が変更した事実は、両海水浴場では他に確認できなかったが、紙面に掲載されなかっただけで警察からの命令でイベント内容を変更した事例は他にもあるかもしれない。また、新聞社が管轄警察署にイベントの届出を出す前に、警察が認可しないようなイベント内容を忖度して避けた可能性もありうる。

ただし、両海水浴場では、「理髪師デー」や「質屋デー」と銘打った日でも他の来場客の滞在を拒まず、日露戦争前の商家雇人奨励会や労働者大懇親会のような特定の社会層だけを集めるイベントを開くわけではなく、全ての社会層を対象にしたイベントであったため、被雇用者の煽動につながる可能性は極めて薄く、都市内の騒擾と結びつく危険性も極めて少なかった。また、イベントは少なくとも大衆型海水浴場という同一の場所で実施されるため、警察署にとって人手が多く見込まれる際の警備計画も立てやすく、第3章第2節で分析した二六新報の向島における第二回労働者大懇親会や第5章第2節で分析した雑誌冒険世界の靖国神社・王子飛鳥山間の「振武大競走会」のように展開の予測が困難で警備計画を立てづらく、計画全体に禁止命令を出してしまうほど、マスイベントの開催に大きな制限を設ける必要がなかった可能性が挙げられる

第5節 小括

本章で得られた成果は、表-7-8のとおり整理できる。

表-7-8 本章で得られた主な成果一覧表

- ・羽田及び新子安海水浴場の営業初期は新聞社が運営を担い、一般客に娯楽を提供する目的で開設された(第1節)
- ・羽田及び新子安海水浴場では数千人が同時に訪問可能な施設整備実現(第2節)
- ・羽田及び新子安海水浴場という同一場所でマスイベントが毎休日に定期的に実施(第3節)
- ・商業被雇用者の月休日にマスイベントが開かれ、団体客として多くの被雇用者が両海水浴場に来場(第3節)
- ・羽田及び新子安海水浴場は関東地方における大衆型海水浴場の代表事例(第4節)
- ・両海水浴場では、特定の社会層だけでなく、すべての社会層を受け入れた(第4節)

第1節において、羽田及び新子安海水浴場の営業初期において、大衆型海水浴場の運営に新聞社が関与していた事実は既往研究で示されていた。しかし、報知新聞と東京毎日新聞が両海水浴場の開場時から主催者として運営に関与し、新子安海水浴場においては都新聞が数年間運営に関与し、来場客に娯楽を提供する目的で開設されたことを新たな視点として示した。

第2節では、新たな知見として、両海水浴場において、数千人が同時に訪問可能な広さを備えた屋根付きの休憩所等の施設が整備され、これらの施設は原則無料で来場客に開放していたことが判明した。また、両海水浴場とも鉄道駅至近に立地し、往復切符などを使用することで低廉な料金で、東京市内や横浜市内から大量輸送機関として鉄道が利用できたことを示した。

第3節では、両海水浴場の営業日におけるイベントを総覧し、毎休日には定期的にマスイベントが開かれていたことを確認した。中でも、「理髪師デー」や藪入など商業被雇用者の月休

第7章 羽田及び新子安海水浴場営業初期の大衆向けの施設整備及びイベントの特徴

日には両海水浴場は様々な余興を催した。両海水浴場における団体客の分析を通して、商業団体の来場が多く見られたことを新たな知見として明らかにした。

第4節では、国内他海水浴場との比較を通し、第1節でも指摘した一般客への娯楽の提供目的を併せて考えると、両海水浴場は関東地方における大衆型海水浴場の代表事例と言える。また、両海水浴場で開かれたイベントは特定の社会層だけを対象にしたわけでなく、全ての社会層を受け入れるものであった。

第8章 結論

8-1 各章の成果 8-2 本研究全体の成果 8-3 解釈を加えた総合考察 8-4 小括

第8章 結論

第1節 各章の成果

第1章「序論」では、マスイベント等の用語を定義し、研究の背景と目的、研究手法と構成内容、既往研究の整理及び本研究の位置づけを示した。また、新聞雑誌社が自紙、自誌の読者層である特定職域への接触過程に注目する、本研究の視座を提示した。

第2章では、マスイベントの生成に至る社会背景を解明した。まずは、明治30年代の東京市内の有業者のうち商業人口がマジョリティを示し、明治後半期において商業被雇用者が庶民の典型的な類型であることを第1節で示した。第2節では、既往研究を参照しながら、東京市内において人口に見合った公園緑地の利用が進まない状況にあることを示した。第3節では、生活状況が不安定な商業被雇用者の存在が潜在的な社会不安要素となり、被雇用者の待遇改善が社会問題化したことを明らかにした。労働運動の昂揚とともに治安警察法が成立し、警察が屋外集会を中止あるいは制限する権限を得たことを第4節で明らかにした。第5節では、大衆新聞として各新聞がより多くの読者を確保していくなかで、読者参加型企画を通じて読者と新聞社間の結びつきが強化された社会背景を詳らかにした。

第3章では、明治30年代における新聞社主催のマスイベントについて、主催した新聞社の記事及び同時代雑誌資料を基に、その生成過程と特徴を明らかにした。第1節での分析を通し、商業被雇用者を主要読者層とした報知新聞が商業被雇用者を対象に「商家雇人奨励会」を開催して被雇用者に娯楽を提供した。また、報知新聞は、三年連続で奨励会を開催し、奨励会は次第に一般社会からの認知を受けるに至ったことも第1節で示した。他方で、第2節で示したとおり、工業被雇用者を主要読者層とした二六新報は、奨励会と同時期に労働者を対象にした「労働者大懇親会」の開催を計画し、警察からの開催規模縮小命令を受けつつ、それでも数千人規模を集める集会を実現した。しかし、管轄警察署の命令により第二回の懇親会の開催は許可されず、以後、明治後半期を通して工業被雇用者を対象にした集会は開催されなかった。奨励会と懇親会の二つの事例の開催経過に関する差異は、各紙の社会的姿勢及び警察との関係性に由来し、報知新聞のマスイベントに関する技法が後の時代に継承されていったことを第3節で明らかにした。また、単発的な実施に終わったが運動イベントの初期事例と捉えられる類型のマスイベントが、時事新報や大阪毎日新聞によって開催されたことを第4節で示した。

第4章では、明治40年代以降にマスイベントの開催条件を満たす運動娯楽施設成立に結び付く社会背景を整理した。まず、民間鉄道会社である京浜電鉄が乗客確保のため郊外地に進出した中で未利用埋立地に関わるようになった経緯を第2節から第4節で示した。同じ第2節から第4節で京浜地域の海岸で埋立が進行していくが、すぐに産業利用されず、埋立地の時限的な利用方途が模索された過程を明らかにした。また、第5節で示したとおり、水上に関する法規制が整備され、関西地方における大衆型海水浴場の発展、水泳法教練場の移転など大衆型海水浴場が成立するための条件が充足していった経過を示した。

第5章では、明治40年代における新聞雑誌社のマスイベントの展開過程を明らかにした。第1節から第4節を通して、新たな類型のマスイベントが登場し、第3章で示した日露戦争前に単発的に実施された運動イベントの類型が定着していく過程を示した。また、第5節において、報知新聞が日露戦争前の商家雇人奨励会で用いた商品確保や宣伝手法などのマスイベントの技法が用いられていたことを明らかにした。それに加え、第4節と第5節において、都新聞が主催した遊覧会において、特定の社会層からあらゆる社会層へと参加対象が拡大したことを示した。

第6章では、羽田運動場について、基本設置構想、施設整備及び運営内容を解明した。第1節において、羽田運動場は、一般市民への体育振興に関する機会提供を設置目的に掲げていたことを明らかにした。また、数千人単位の来場客が同時にイベントを観戦するための観覧施設が複数存在したことを第2節で示した。また、第3節において、同運動場の運営内容として、同一施設において運動イベントが数十回実施されたことを解明した。そして、第4節では、他の国内運動場の整備事例との比較を交え、羽田運動場は設備管理が為された総合運動場の先駆事例として位置づけた。

第7章では、営業初期の羽田及び新子安海水浴場について、設立目的、施設整備、及び、運営内容を明らかにした。第1節で、両海水浴場の開場時より新聞社が運営を担い、一般客に娯楽を提供する目的を果たす施設として両海水浴場が開設されたことを示した。第2節では、両海水浴場では、数千人規模の来場客が訪問可能な施設整備が実現されたことを示した。第3節において、両海水浴場ではそれまで新聞社が培ってきたマスイベントの技法を用いつつ、同一場所においてマスイベントが毎休日に実施されていたことを明らかにした。両海水浴場では、特定職種の月休日に合わせてマスイベントが開催され、実際に各新聞社の読者層を反映した団体が全団体客のうち大きな割合を占めていたことも第3節で示した。そして、第4節において、他の国内海水浴場の整備事例と両海水浴場を比較し、両海水浴場は関西の大衆型海水浴場の整備及び主催イベント内容ときわめて類似しており、関西の事例とともに、相互に影響を及ぼしあいながら両海水浴場は大衆型海水浴場の代表事例として、大衆型海水浴場の鋳型を形成したことを示した。また、両海水浴場では特定の社会層だけでなく、すべての社会層の来場客を受け入れていたことも第4節で明らかにした。

第2節 本研究全体の成果

(1) 各章における成果の影響関係

本研究では、各論にあたる 2~7 章の小括でそれぞれ成果をまとめてきた。その各章で得られた成果の影響関係をまとめた一覧表が次ページにまとめた図 8-1 である。

図-8-1 における四角で囲んだ各成果は、本研究においての各論にあたる $2\sim7$ 章の章末における小括でまとめた成果を、縦軸で示した時系列として配置した。各成果の根拠となる章と節を括弧付きで示し、同じ章と同じ節で重なる成果がある場合には末尾に「①」「②」と番号を便宜的に付与した。また、各成果の根拠となる章と節に応じた番号を各成果の冒頭にも付与し、複数の節にまたがる成果は最初に登場する節の番号を付した。矢印の見方については、例 えば 2 章 1 節で得られた成果、即ち、2-1 「明治 30 年代に東京市の有業者のうち、マ

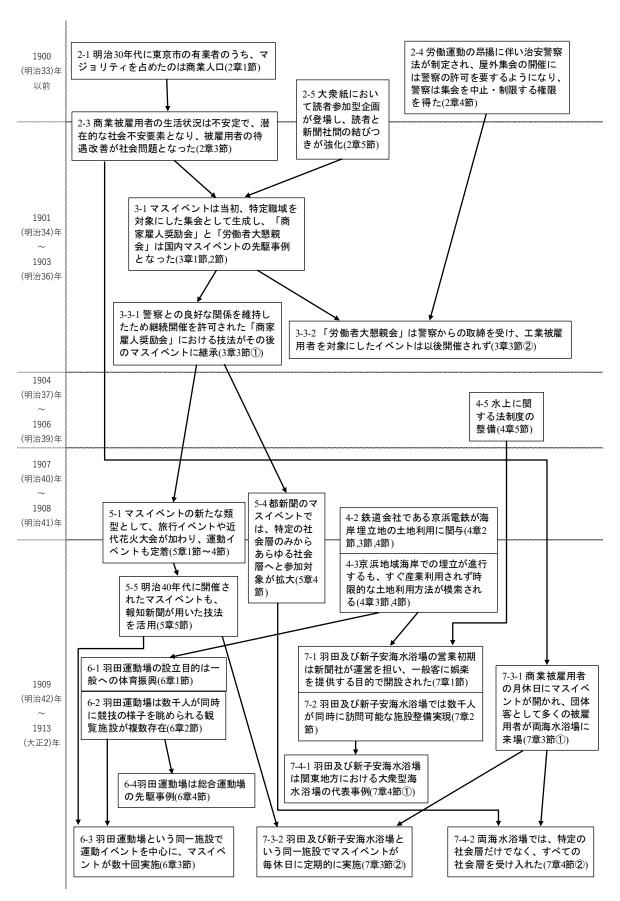


図-8-1 各章における成果の影響関係一覧表

ジョリティを占めたのは商業人口」の成果が、2-3「商業被雇用者の生活状況は不安定で、潜在的な社会不安要素となり、被雇用者の待遇改善が社会問題となった」の成果に影響したことを示している。

日露戦争前にあたる 1901(明治 34)年から 1903(明治 36)年の時期に新聞社により、特定の職域の被雇用者を対象にしたマスイベントが開催され、日露戦争後の時期にあたる 1907(明治 40)年以降に雑誌社も加わって、新聞雑誌社が様々な類型のマスイベントを開催するようになった。他方で、1907(明治 40)年以降に鉄道沿線周辺の海岸埋立地の時限的な土地利用が模索された結果、運動娯楽施設である羽田運動場、羽田及び新子安海水浴場が開設された。そして、1909(明治 42)年から 1913(大正 2)年の時期に、日露戦争前に実施されたマスイベントの対象であった商業被雇用者を含みながらも、被雇用者だけでなく全ての社会層が参加できるマスイベントが、同一の運動娯楽施設で定期的に開催されるようになった流れを図-8-1で示した。

(2) 各部におけるマスイベントの特性と変化の分析

列挙

本研究では第1部の「生成」期、第2部の「公演」期、第3部「上演」期の3部構成を以て、各部の時期におけるマスイベントの態様について記述してきた。この各部における成果は、下に掲げた表-8-1のマスイベントの生成及び変容に関する内容一覧表のとおりにまとめられる。各項目の末尾につけた括弧部分が根拠となる本文の章と節を示している。

生成期(第1部) 試演期(第2部) 上映期(第3部) 報知新聞(第3章第1節) · 社団法人日本運動倶楽部(「天狗倶楽部」)(第 報知新聞(第5章第1節,第3節) イベント 二六新報(第3章第2節) 6章第3節) ・雑誌『冒険世界』(第5章第2節) 主催者 時事新報(第3章第4節) ・報知新聞(第6章第3節,第7章第3節) 都新聞(第5章第4節) · 都新聞(第7章第3節) 大阪毎日新聞(第3章第4節) · 1901 (明治34) 年~1903 (明治36) 年 ・1907(明治40)年~1911(明治44)年 開催時期 ・1910(明治43)年~1913(大正2)年 ·四大(六大)俱楽部野球戦(全4回)(第6章第3節) ・体育奨励素人相撲大会(第5章第1節) ・都下中学野球競技大会(大運動会)(全5回)(第6 · 体育奨励水泳大競走会(第5章第1節) 章筆3節) 商家雇人奨励会(全3回)(第3章第1節) ·天幕旅行大運動会(第5章第2節) 床屋デ (羽田海:全2回)(第7章第3節) イベント ・労働者大懇親会(第3章第2節) 理髪師デー(新子安海:全2回)(第7章第3節) 全国学生大競走会(第5章第2節) 名称 長距離競争(第3章第4節) ・質屋デー(羽田海:全3回)(第7章第3節) ・全国花火大競技会(第5章第3節) ・長距離健脚競走大会(第3章第4節) 遊覧会(全4回)(第5章第4節) *複数回実施が確認できる代表事例のみ列挙 * 床屋デー、理髪師デー、質屋デーいずれも一 般客でも入場可能 · 運動(第5章第1節,第2節) • 運動(第6章第3節, 第7章第3節) ・被雇用者集会(第3節第1節,第2節) ・花火(第7章第3節) 類型 花火(第5章第3節) · 運動 (第3章第4節) 日帰り旅行(第5章第4節 福引(宝探し、果物流し等)(第7章第3節) 被雇用者のみ(第3節第1節,第2節) 一般客(誰でも参加も見物も可)(第5 ・一般客(誰でも参加も見物も可)(第6章第3節, 参加対象 一般客(誰でも参加も見物も可)(第3 章第1節, 第2節, 第3節, 第4節) 第7章第3節) 章第4節) 被雇用者のみ(第5章第4節) ・年に6回以上(総合運動場)(第6章) 開催頻度 年1回(第3章) 年1回(第5章) ・夏季は週に1回以上(大衆型海水浴場)(第7章) · 既存寺社地(第5章第1節) 河川及び河川敷(第5章第1節) 総合運動場(第6章第2節) ・都市内公園地(第3章第1節,第4節) 開催場所 都市内公園地(第5章第2節) 大衆型海水浴場(第7章第2節) ・河川敷(第3章第2節) •郊外地(第5章第2節,第3節) *いずれも郊外海岸埋立地に立地 ・既存観光地(第5章第4節) 開催場所 への主要 • 徒歩(第5章第1節,第2節) · 徒歩(第3章) · 鉄道(第6章, 第7章) アクセス 鉄道(第5章第3節,第4節) 方法 警察から の制限内 集会人数50 000人→5 000人に規模縮 容(制限対 ・開催中止命令(振武大競走)(第5章第2 新子安海) 小命令(第一回労働者大懇親会)(第3章 ・場外の仮装行列不認可(理髪師デー) (M44.8.17 象イペン 飾) 卜名) ·開催中止命令(第二回労働者大懇親 *制限あっ 会)(第3章第2節) たもののみ

表-8-1 各部におけるマスイベントの特性一覧表

第2部と第3部の両方において、1910(明治43)年から1911(明治44)年の期間が一部重なるものの、基本的には第1部から第3部への変遷は時代の先後関係も併せて示している。この表-8-1を基にして各部における傾向について分析する。

イベント主催者に関しては、日本運動倶楽部以外はすべて新聞雑誌社であった。実際本研究が対象にした時期において、東京市を中心にした経済圏において、マスイベントの嚆矢事例や代表事例の開催を新聞雑誌社以外の主体が実施していた例は管見の限りでは見当たらない。第3部で示した日本運動倶楽部は、唯一新聞雑誌社には当たらないが、同倶楽部構成員のうち実務に動いていたことが確認できる者の大半は新聞雑誌社に属しており、第2部の雑誌『冒険世界』と主要関係者は一致する。

イベントの名称については、第1部においては「奨励会」「懇親会」といった社会全体の中から一定の集団を対象にしていることを指したものが見出され、第2部以降そうした名称は 見当たらなくなる。

イベントの類型については、第1部から第3部を通して運動の類型が登場するところは共通していた。他方で、第2部で花火や日帰り旅行の類型が登場し、第1部に見られた被雇用者集会の類型は第2部以降では見られなくなる。

参加対象について、第1部の時期には被雇用者のみの事例と一般客を受け入れるものが併存し、第2部の時期にも両者が併存していたことが確認できる。第3部になると被雇用者のみの事例が確認できなくなる。

開催頻度は第1部と第2部の時期には年1回であったものが、第3部の時期には総合運動場では最小でも年6回、大衆型海水浴場では7月から9月までの夏季営業期間中には最低でも週1回以上と、第3部において開催頻度が高くなったことが示されている。

開催場所は、第1部において都市内公園地もしくは都市に隣接する河川敷であったものが、第2部においては、都市内の公園地と河川敷が引き続き登場し、既存寺社地と市外にあたる既存観光地と郊外地が新たに加わる。第3部においては、これらが郊外に立地した総合運動場と大衆型海水浴場に集約されている。こうした開催場所の変化に伴って、開催場所への主要アクセス方法は、第1部では徒歩のみであったものが、第2部では徒歩と鉄道が混じり、第3部では鉄道のみに変化していった。

マスイベントの開催に関する警察からの制限については、第1部から第3部の時期まで局所的ではあるが、各部の時期にまたがって継続して行使されていたことが確認できる。ただし、制限内容に関しては内容の位相がかなり異なる。第1部と第2部では、集会人数の規模縮小あるいは開催中止とイベント構造そのものに制限を加えるものであったが、第3部においては、イベントにおける内容の一つである場外の仮装行列の不認可で、不特定多数の理髪師を中心に来場者を呼び込むイベント趣旨を否定するものではなく、代替的に実施した内容の福引は実施されていた。

(3) 小括

以上の対比及び第1節でおこなった各章の成果を総合すると、以下の内容が指摘できる。マスイベントは、第1部の時期では都心で実施されていたが、第2部の時期では市内と市外が入り混じる移行期を経て、第3部では鉄道駅至近の郊外地へ開催場所が変化した。また、生成時の第1部では特定の社会層のみを対象にしていたものからそれ以外の社会層の参加を拒まないものへと、マスイベントの参加対象が広がった。そして、マスイベントは生成時の第1部と試演時の第2部では年1回のみ開かれるものであったが、第3部の上演時には少なくとも営業期間中には2か月に1回は定期的に開かれるものに開催頻度が上がった。

第3節 解釈を加えた総合考察

(1) 生成期のマスイベントの構造

下に示した図-8-2 は、第1部の生成期におけるマスイベントに関わる主要な各主体である被雇用者、新聞社、警察、雇用者、名士の相互関係を図示することで、マスイベントの構造を示したものである。3章1項1節で先述したとおり、雇用者や名士から寄附品や寄附金がイベントの主催者である新聞雑誌社に寄せられ、イベント当日の被雇用者の参加会員個々に与えられた籤を基にした福引が実施され、福引に当選した被雇用者会員に寄附品が授与された。その寄附品の流れを破線の矢印で示した。

図を詳しく読み解くと、治安警察法に基づき、警察は事前に主催者が被雇用者の煽動をする意図がないか、集会の趣旨を確認した。また、警察は主催者から会場配置図計画を提出さ

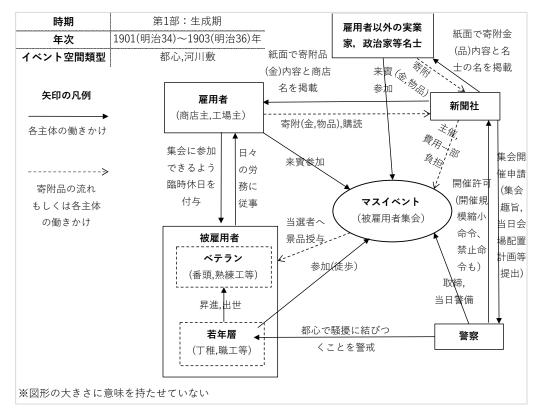


図-8-2 新聞社及び被雇用者を中心とした生成期のマスイベントの構造図

せ、群衆事故が生じる危険性がないか交通の安全を脅かさないかどうかも判断して、集会の開催許可を出した。労働者を煽動する恐れがあるとして、第3章2節1項で先述したように二六新報の第一回労働者大懇親会の計画に対して、警察は開催縮小命令を出し、同節3項で記した通り二六新報の第二回労働者大懇親会の計画は「安寧秩序」を保持するために、同会の開催そのものを禁止することもあった。この時期の警察は2章3節2項や2章4節1項で見たように、労働組合運動を警戒しており、とりわけ市内において数が多く丁稚や職工などの若年層の被雇用者が集まる集会へは警戒を強めていた。他方で、警察は、イベントの趣旨を確認し、被雇用者の煽動とは考えられないものについては、イベントの開催を許可し、多くの人手が見込まれるイベント当日には会場警備を実施し、トラブルの取締に当たった。

新聞社が主催したマスイベントを通じて、雇用者に代わって被雇用者が集まって余暇を過ごす機会が生まれ、イベントにおける福引の景品や余興が被雇用者の参加動機を促す性質のものであったことが図-8-2を通じて言える。この時点で、被雇用者、雇用者、新聞社、警察の四者を主としたマスイベントの構造が生成された。

(2) 都心における試演期のマスイベントの構造

下に示した図-8-3 は、第2部の試演期に都心に近い場所で実施されたマスイベントの共通 点を抽出し、マスイベントに関わる主要な各主体の相互関係を図示することで、都心における試演期のマスイベントの構造を示したものである。第1部の生成期の構造図から変化した部分には下線を付し、第1部の生成期には登場しなかった新たな主体を灰色の塗りつぶしで示している。

生成期から変化した事項は、被雇用者以外の社会層に属する一般読者が主要な主体として マスイベントに参加するようになったことである。また、生成期では、福引を当てた人や、

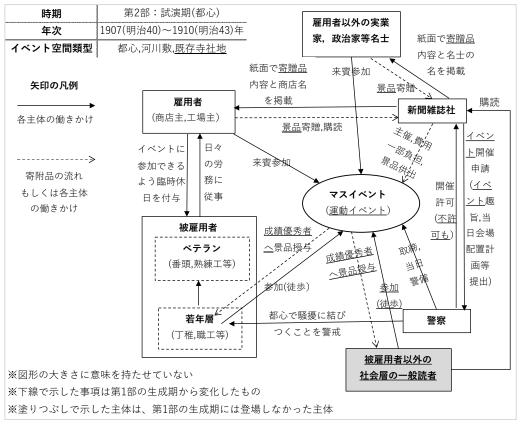


図-8-3 新聞雑誌社及び被雇用者を中心とした都心における試演期のマスイベントの構造図

ふだんの働きぶりが認められたベテラン被雇用者に景品が与えられていたが、運動イベントが多かったこの時期には、大会で優秀な成績を収めたものに景品が授与された点が主要な生成期との相違点である。

しかし、各主体の働きかけの内容に多少の相違があっても、生成期にできたマスイベントの構造そのものは一般読者を加えても大きく変わらず、生成期からの継続面が強いことが重要な事項として指摘できる。

(3) 市外における試演期のマスイベントの構造

下に示した図-8-4 は、第 2 部の試演期に実施されたマスイベントの共通点を抽出し、マスイベントに関わる主要な各主体の相互関係を図示することで、市外における試演期のマスイベントの構造を示したものである。第 1 部の生成期の構造図から変化した部分には下線を付し、第 1 部の生成期には登場しなかった新たな主体を灰色の塗りつぶしで示している。

開催場所が市外であるため、参加者をイベント会場まで輸送する鉄道会社あるいは鉄道院の存在が重要になったのが、この位相におけるマスイベントの特徴である。新聞社はイベントに参加する読者への便宜供与を鉄道会社に依頼し、それに応じて鉄道会社は団体割引や往復割引の仕組みを利用して参加者に割引切符を販売した。

しかし、各主体の働きかけの内容に多少の相違があり一般読者や鉄道会社の主体が加わっても、生成期にできたマスイベントの構造そのものは大きく変わらず、生成期からの継続面は引き続き色濃いことが重要である。

ただし、警察からすると、社会に不満を抱える労働者や元被雇用者、社会運動家などが多

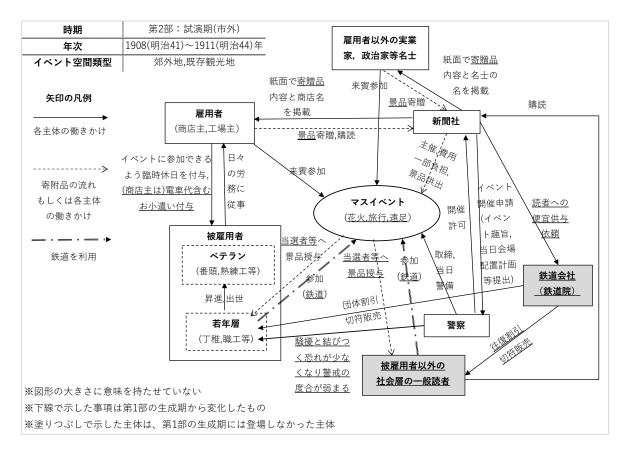


図-8-4 新聞雑誌社及び被雇用者を中心とした市外における試演期のマスイベントの構造図

い都市の中で被雇用者の大人数が集まることにより被雇用者が騒擾事件の手先を務めてしまうかもしれない懸念があったが、鉄道で移動した先の市外で被雇用者が余暇を過ごしてくれると市内の騒擾事件の潜在的要素と結びつく恐れは少なくなった。この変化は、第1部の生成期からの大きな相違点として挙げられる。

(4) 上演期のマスイベントの構造

下に示した図-8-5 は、第3部の上演期に実施されたマスイベントの共通点を抽出し、マスイベントに関わる主要な各主体の相互関係を図示することで、上演期のマスイベントの構造を示したものである。第1部の生成期の構造図から変化した部分には下線を付し、第1部の生成期には登場しなかった新たな主体を灰色の塗りつぶしで示している。

イベント会場となった羽田運動場、羽田及び新子安海水浴場は鉄道会社である京浜電鉄が事実上所有していたため、新聞雑誌社は当該施設の利用費を鉄道会社に支払い、当該施設を借用した。前項の市外における試演期と同様、鉄道会社は被雇用者の団体には団体割引の切符を販売し、一般読者の参加者にも往復割引の切符を販売し、鉄道利用の誘因を図った。商業被雇用者の中で顕著だが、商店主が家内に住みこみで働く若年層の被雇用者に、休日のイベントに参加できるよう電車代やお小遣いを出すようになった契機を生み出したのも、市外で信用の高い新聞雑誌社がマスイベントを開催したことによるものと言える。また、イベント会場である羽田運動場、羽田海水浴場、新子安海水浴場は、都心から遠く、第7章で詳しく記したように二十代の若手の新聞社員や十代の水泳助手などが当該場所の事務所に詰めているので、悪徳を養うような環境からは程遠く健全な遊び場であった。そのため、警察はイベントで人手が多くなった際の群衆事故や、ひったくりなどの軽犯罪に注意しておけばよ

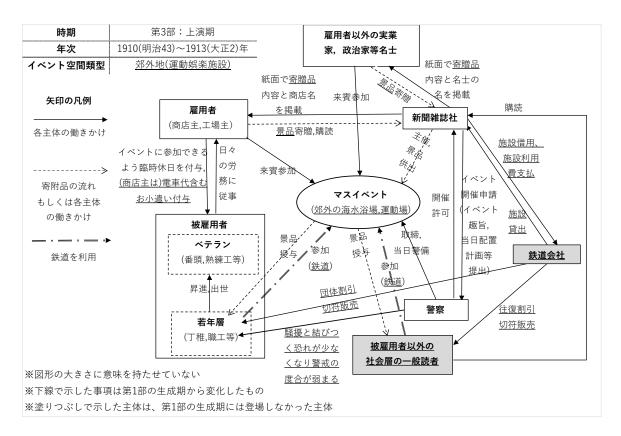


図-8-5 新聞雑誌社及び被雇用者を中心とした上演期のマスイベントの構造図

く、被雇用者が集まっているとはいえ騒擾等につながる警戒をする必要性は薄くなっていた。これらが第1部の生成期と第3部の上演期の主要な相違点である。

それに対し、各主体の働きかけの内容に多少の相違があり一般読者や鉄道会社の主体が加わっても、雇用者や名士から寄せられた寄附品が紙面で商店名とともにイベントの景品として掲載され、イベントへの参加の誘因を生み出した。そして、イベントの参加者のうち当選者や成績優秀者にそうした景品が授与された仕組そのものは、第1部の生成期、第2部の試演期、第3部の上演期を通して継続して維持されていた。

(5) 小括

以上を要するに、本研究では、新聞雑誌社がマスイベントという催事を通して、自社の読者層を囲い込みながら娯楽を提供し、夏季を中心にした郊外地における屋外施設を整備するに至った過程を明らかにした。これは、被雇用者専用の集会として生成したマスイベントが、展開し、最終的には洗練化及び定着化を達成した過程でもある。ただし、大衆型海水浴場の営業初期においては、両海水浴場において営業する各新聞の読者層であった商業被雇用者が来場者の中心に存していた。

また、第5章第4節において指摘した都新聞の遊覧会に関して、第一回開催時には商業被雇用者男子のみを対象にしていたものが、二年後の第三回開催時にはどの社会層でも男女ともに対象にしていたことは、あくまで第2部内での変化である。しかし、前節で示した第1部から第3部へと至る確かな事実としての参加対象の拡大と第2部で示した社会層の拡大は、第2部内の変容のような小さな変化を繰り返しながら、第1部から第3部への大きな変容を遂げていったことと捉えることができる。

マスイベントは第2部から第3部の時期を通し、市内から市外で開催されるようになり、特定の社会層の若者だけを集めるものではなくなった。イベントを主催する新聞雑誌社は、イベントで若者の熱狂を促したとしてもすぐに社会への不満の表明を現す騒擾に発展する恐れがないことを、イベント開催許可権限を有する警察に示す側面もあった。前節2項で考察した表-8-1における警察からの制限事項の変化を踏まえると、警察側から考えてもマスイベントが洗練かつ定着していくにつれ、商業被雇用者を中心とした庶民の気晴らしを都心でやるわけでなく郊外でやるために、都心の潜在的な騒擾につながる不満と結びつく可能性は低くなり、警戒の度合が相対的に弱くなった。すなわち、警察は市外のマスイベントに一部理解を示し、イベントの開催を許可するようになった側面があったことも本研究で明らかにした知見を基にした解釈として指摘できる。

第3部で示した大衆型海水浴場及び総合運動場で、マスイベントは同一の場所で営業期間中は定期的に開かれるようになり、鉄道駅至近に設けた施設整備を通じ、東京市や周辺の町村から多くの来場者を集めた。新聞雑誌社によって営業期間内に開催されたマスイベントが、若い都市生活者に、休日における野外の過ごし方の手本を示し、実際に若者を野外に導いた点において、マスイベントは社会的意義を有していた。

第4節 今後の課題

本研究では明治後半期の主に東京市における商業被雇用者を中心とした庶民がマスイベントに参加する過程を見たが、警察側の許認可資料やマスイベント開催時の警備配置資料を管

見では見出すことができず、イベント開催側の資料からしか警察の動静を捕まえることができなかった。大正期には警察官僚として取締側にいて、警察官辞職後に経営権を買収して社長を務めた読売新聞において、昭和初期に日米野球や将棋や囲碁戦などのマスイベントを次々に開催した正力松太郎の存在などは、新聞社の次にマスイベントに最もよく関わった存在が警察であることを示しており、警察資料の掘り起こしはマスイベントの理解に不可欠である。本研究の後に続く大正期と昭和初期のマスイベントの理解には、ナショナリズムの昂揚などの時代背景を併せて考える必要がある。それに加え、商業被雇用者などマスイベントに参加した若者が残した資料も、マスイベントの理解には欠かせないが、個人史的な資料を把握する困難さが付きまとうことも否定できない。

次に、関西の大阪市や京都、神戸市などの大都市では同じような現象が起きていたのか、第3章、第5章、第6章及び第7章で大阪毎日新聞や浜寺海水浴場の事例を中心に一部で比較検討はおこなったものの、実際には関西地方で起きた現象が本研究より先行している事例もいくつかあり、それらと本研究が対象にしたマスイベント及びイベント実施施設との影響関係について十分な考察ができていない。また、函館、名古屋、金沢、広島、福岡、長崎等、東京や大阪とは別の経済圏を形成した地方都市でも地元の新聞雑誌社によりマスイベントが実施されたのか、どのような施設でイベントは実施されたのか、本研究とはまったく別の方法による商業被雇用者等の若者へのアプローチが存したのか、未解明の部分は大きい。マスイベントの開催と庶民を対象にしたイベント施設の開発が、工業化に伴う都市化を背景にした近代化の一現象として捉えられる以上、他地域の事例の掘り起こしと考察は欠かせないところである。

また、日本の事例とは位相も時代背景も異なるものの、1841年にイングランドの地方都市レスターで、実業家トマス・クックが禁酒大会を企画し、485名の工場被雇用者を中心とした禁酒論者たちが、貸し切りの列車に乗ってレスターから 18km 離れたラフボローまで日帰り旅行を実施した事例は、庶民の団体旅行の起源と評価されているが、これはマスイベントの起源と考えられる 1)2)。その後、イングランドで労働者階級向けの海水浴場が発達したことも併せて、こうした西欧の事例を国内の新聞記者たちが直接参照したとの資料は見出せなかったが、報知新聞や二六新報、都新聞が開催したマスイベントやイベント施設とイギリスやドイツ等西欧事例との比較考量は今後の研究でおこないたい 3)。

¹⁾ ピアーズ・ブレントン(1995)『トマス・クック物語 近代ツーリズムの創始者』,中央公論社,pp.19-24,59-61, Piers Brendon(1991) "Thomas Cook: 150 Years of Popular Tourism", Secker & Warburg

²⁾ 蛭川久康(1998)『トマス・クックの肖像 社会改良と近代ツーリズムの父』,丸善,pp.11-17

³⁾ 荒井政治(1989)『レジャーの社会経済史』,東洋経済新報社,pp.122-127

参考文献

- 一次資料または準一次資料
- <新聞紙>
- ·報知新聞,報知社
- ·二六新報, 二六新報社
- 都新聞, 都新聞社
- ・東京毎日新聞,毎日新聞社
- ・大阪毎日新聞, 大阪毎日新聞社
- ・東京朝日新聞,朝日新聞社
- · 読売新聞, 読売新聞東京本社

<雑誌>

- ・『運動世界』, 運動世界社
- ·『風俗画報』,東陽堂
- ・『実業之世界』, 実業之世界社
- ・『中央公論』, 中央公論社
- ・『冒険世界』, 博文館
- ・『戦時画報』, 近事画報社

<公文書>

- ・『土木 羽田村埋立地 三冊ノ内丙 明治 37~大正 3 年』
- ・『公有水面埋立組換及開墾出願関係書類』

<地形図>

- ・1906 年測図 2 万分の 1 地形図「大森」
- ・1922 年測図 1 万分の 1 地形図「穴守」
- ・1922年測図1万分の1地形図「生麦」
- ・1922年測図1万分の1地形図「神奈川」
- ・1922年測図2万5千分の1地形図「川崎」
- ・1922 年測図 2 万 5 千分の 1 地形図「横浜東部」
- ・1923年測図2万5千分の1地形図「穴守」

<リーフレット>

・京浜電気鉄道株式会社(1932),「京浜電鉄直営羽田穴守海の家案内」

<絵葉書>

- ·『明治四三年十一月横浜電線株式会社 秋季運動会記念絵葉書』,藤井写真館
- ・『新子安海水浴絵葉書』, 青雲堂

二次資料

<書籍>

- ・青木武雄(1936),『創刊六十五年報知新聞小史』,報知新聞社 (1989)『レジャーの社会経済史』,東洋経済新報社
- ・石塚裕道(1977)『東京の社会経済史』,紀伊国屋書店
- ·石山芳雄(1960)『日本水泳史』,大阪高速印刷
- ・稲葉三千男・新井直之編『新聞学〔新版〕』,日本評論社
- ・江ノ島電鉄(株)(1982)『江ノ電 80 年表』, 江ノ島電鉄(株)
- ・江波戸昭(1997)『東京の地域研究(続)』,大明堂
- ・及川益男(2008),『大正のカルチャービジネス-絵画通信教育と 広告イラスト』, 皓星社
- ・大阪毎日新聞編(1926)『浜寺海水浴二十周年史』、(株)大阪毎日新聞社
- ・大田区史編さん委員会編(1996),『大田区史 下巻』,東京都大田区
- ・大田区史編さん委員会編(1983),『大田区史(資料編)民俗』,東京都大田区,p.640
- ・奥武則(2000)『大衆新聞と国民国家 人気投票・慈善・スキャンダル』,平凡社
- ・奥武則(2007)『露探 日露戦争期のメディアと国民意識』,中央公論新社
- ・レイ・オルデンバーグ(2013)『サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」』,みすず書房,Ray Oldenberg(1989)"The Great Good Place", Da capo Press, Massachusetts
- ・柏書房編集部(2000)『都新聞 明治期記事・人物索引』,柏書房
- ・神奈川区誌編さん刊行実行委員会編(1977)『区制施行五〇周年記念 神奈川区誌』,神奈川 区誌編さん刊行実行委員会
- ・神奈川宿遊学セミナー, 横浜開港資料館編(2008), 『東海道神奈川宿 遊学セミナー連続講座 神奈川の近代』, 神奈川宿遊学セミナー
- ・岸野雄三(1999)『近代体育スポーツ年表』,大修館書店
- ・畔柳昭雄(2010)『海水浴と日本人』,中央公論新社
- ·京浜急行電鉄(株) 杉本寛一編(1949),『京浜電気鉄道沿革史』, 京浜急行電鉄(株)
- ・京浜急行電鉄(株) 社史編集班編(1980),『京浜急行八十年史』
- ·佐藤昌(1977)『日本公園緑地発達史(上)』,都市計画研究所
- ・真田純子(2007)『都市の緑はどうあるべきか 東京緑地計画の考察から』,技報堂出版
- ・白幡洋三郎(1995)『近代都市公園史の研究』, 思文閣出版
- ・新藤浩伸(1994)『公会堂と民衆の近代』,東京大学出版会
- ・鈴木康史編(2019)『冒険と探検の近代日本 物語・メディア・再生産』,せりか書房
- ・大日本体育協会編(1936)『大日本体育協会史 上巻』,第一書房
- ・竹村民郎(1996)『笑楽の系譜-都市と余暇文化』,同文館出版
- · 遅塚麗水(1910)『京浜遊覧案内』, 京浜電気鉄道
- ・津金澤聰廣編(1996)『近代日本のメディア・イベント』,同文舘出版
- ·東京都港湾局他編(1994)『東京港史 第1巻 通史』,東京都港湾局
- ・飛田穂洲(1950)『早稲田大学野球部五十年史』, 早稲田大学野球部
- ・土肥真人(1994)『江戸から東京への都市オープンスペースの変容』, 京都大学農学部造園学 研究室

- ・土方正巳(1991)『都新聞史』,日本図書センター
- ・蛭川久康(1998)『トマス・クックの肖像 社会改良と近代ツーリズムの父』 丸善
- ・ピアーズ・ブレントン(1995)『トマス・クック物語 近代ツーリズムの創始者』,中央公論 社,pp.19-24,59-61, Piers Brendon(1991) "Thomas Cook: 150 Years of Popular Tourism", Secker & Warburg
- ・報知新聞社社史刊行委員会(1993),『世紀を超えて-報知新聞 120 年史』,報知新聞社
- ・毎日新聞 130 年史刊行委員会(2002)『「毎日」の 3 世紀 新聞が見つめた激流 130 年(上)』, 大日本印刷
- ・丸山宏(1994)『近代日本公園史の研究』,思文閣出版
- ・宮田憲誠(2015)『京急電鉄 明治・大正・昭和の歴史と沿線』,JTB パブリッシング
- ・村松梢風(1938)『秋山定輔は語る』,大日本雄弁会講談社
- ・安島博幸,十代田朗(1991)『日本別荘史ノート』,住まいの図書館出版局
- ・山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』,法政大学出版局
- ・横田順彌(1993)『[天狗倶楽部]怪傑伝』,朝日ソノラマ
- ・吉見俊也(1987)『都市のドラマトゥルギー』, 弘文堂
- ・横浜市港湾局臨海開発部編(1992),『横浜の埋立』,横浜市港湾局臨海開発部
- ・渡辺貴介,十代田朗,高橋康一(1993)『明治期の海浜リゾート開発における計画思想に関する研究』,(財)第一住宅建設協会+(財)地域社会研究所

<論文>

- ・麻生美希(2015)「福岡市とその近郊における近代海浜リゾートの成立に関する研究」,『都市計画論文集』,50-3,pp.1196-1203
- ・有山輝雄(1980)「理想団の研究〔I〕」『桃山学院大学社会学論集』,13-1,pp.37-64
- ・有山輝雄(1980)「理想団の研究〔II〕」『桃山学院大学社会学論集』,13-2,pp.43-74
- ・大林太朗(2019)「関東大震災(1923 年)後の東京市におけるスポーツ公園の新設:大日本体育協会の「建議」を背景として」、『体育史研究』
- ・小川功(2005),「証券業者による鉱山経営とリスク管理」,『彦根論叢』, 354, pp.43-62
- ・小口千明(1985)「日本における海水浴の需要」,『人文地理』,37-3, pp.23-37
- ·学校法人日本体育会百年史編纂委員会編(1991)『学校法人日本体育会百年史』,東京書籍印刷
- ・北村徳太郎(1932)「公園とは? 及其の他の都市戸外慰楽園地の分類」,『都市公論』,15-3,pp.42-53
- ·(財)日本経営史研究所(2005)『阪神電気鉄道百年史』,阪神電気鉄道(株)
- ・坂井康広(2004)「戦前期における電鉄会社系野球場と野球界の変容」,『スポーツ社会学研究』,12, pp.71-80,109
- ・西原茂樹(2004)「東京・大阪両都市の新聞社による野球(スポーツ)イベントの展開過程」, 『立命館産業社会論集』, 40-3, pp.115-134
- ・真田久・椿本昇三・高木英樹(2007)「嘉納治五郎主導による水術の再編に関する研究」『体育学研究』,52,pp.315-326
- ・谷口貢(2016),「東京の近郊地域における稲荷信仰」,『文化』, 34, pp.27-54

- ・春原昭彦(1984)「新聞史に占める都新聞の位置」『総合ジャーナリズム研究』,110,pp.28-36
- ・正木喜勝(2016) ,『阪急文化年報』, 4, pp.23-36
- ・松井清(1983)「「商店法」問題の社会学的背景」,『慶應義塾創立一二五周年記念論文集: 慶應法学会政治学関係(1983.10)』,pp.97-120
- ・松浪稔(2010)「海浜レジャーとメディア・スポーツ・イベントに関するスポーツ史的一考察」,『東海大学紀要 体育学部』,39, pp.1-9
- ・松浪稔(2008)「草創期のメディア・スポーツ・イベントの実態 1901(明治 34)年大阪毎日 新聞社主催「長距離競争大会」に着目して」『文藝と思想』,72,pp.19-33
- ・松浪稔(2007)「日本におけるメディア・スポーツ・イベントの形成過程に関する研究 1901(明治 34)年時事新報社主催「十二時間の長距離競争」に着目して」『スポーツ史研究』,20,pp.51-65
- ・村上怜央(2016)「東京市民の日比谷公園史」『都市公園』,212,pp.58-61
- ・山口功二(1997)「『二六新報』のスキャンダリズムとポピュリズム」『評論・社会科学』,56,pp.154-185
- ·早稲田大学図書館編(2002)『「冒険世界」総目次』,雄松堂出版
- ・綿貫康徳(2004)「明治後期から大正期における大阪毎日新聞社の浜寺海水浴場経営に関する史的考察」,『体育史研究』,21, pp.1-14

参考資料

1 東京府及び神奈川県におけるマスイベント及びイベント開催場所に関する事項年表 2 主要マスイベント開催場所周辺図 3 羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表 4 新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表

参考資料・1 東京府及び神奈川県におけるマスイベント及びイベント開催場所に関する事項年表(1/3)

【 】内は典拠資:	1904 (明治37)- 1908 (明治41)年	1903 (明治36)年	1902 (明治35)年	1901 (明治34)年	1900 (明治33)年 以前	年次
【 】内は典拠資料,数字は根拠ページ(数字記載ないものは各資料の年表を根拠とする)【 沿】京浜電気鉄道沿革史	(1907(明治40)/7/16-7/18)級知新聞により,鎌倉・江ノ島へで「素人相撲大会」開催【報】 (1908(明治41)/7/15.7/16)都新聞により,鎌倉・江ノ島への「遊覧会」開催(以降,1911(明治44)年まで毎年開催)【報都】 (1908(明治41)/7/25.7/26)雑誌『冒険世界』主催により,「天幕旅行大運動会」開催,日比谷公園から海の台(現在の市川市国府台)まで徒歩で行進し,一泊後海の台で運動会実施[冒1-7-1] (1908(明治41)/8/13.8/16)級知新聞により,隅田川上で「水泳大競走会」開催【報】 (1908(明治41)/9/19)早稲田大学,ワシントン大学野球部との対戦のため,親覧のためのスタンドを戸塚球場に設置初めて親覧者から入場料を微する【早85.86】	(3/22)報知新聞により,上野公園で第三回商家雇人奨励会開催【報】	(3/15)神田警察署から,二大新報が計画する第二回「労働者大懇親会」の開催禁止命令が下される【二】 下される【二】 (3/21)報知新聞により,上野公園で第二回商家雇人奨励会開催【報】	(1/22)報知新聞による,第一回「商家雇人奨励会」の開催予定紙面で告知【報】 (2/11)報知新聞により,上野公園で第一回商家雇人奨励会開催【報】 (3/30)神田警察署から,二六新報が計画する第一回「労働者大應親会」集会人数を五万から五千に制限する命令下される【二】 (4/3)二六新報により,向島で第一回労働者大應親会開催【二】 (11/9)時事新報により,上野不忍池畔で12時間マラソン大会開催【時】	(1900(明治33)/12/13)裁知新聞紙面の読者投稿欄で,「奉公人会」の提起が商業被雇用者の読者によって為される【級】	東京府及び神奈川県におけるマスイベントに関する事項
巨史 【 八】京浜急行八十年史 【 朝】東京朝日新聞 【 読】読売新聞	(1908(明治41)]/1)京浜電鉄による羽田運動場設立計画が雑誌『冒険世界』で発表される【冒1-1-108】		(6/28)京浜電鉄羽田支線蒲田·穴守間開通(初代)穴守駅開業 【治】			羽田運動場及び 羽田海水浴場に関する事項
新聞 【 報】報知新聞 【 横】横浜貿易新報 【 都】都新聞【 東】東京毎日新聞	(1905(明治38)/12/24)京浜電鉄川崎・神奈川間開通(品川・神奈川間全通)【治】					新子安海水浴場に関する事項
₿新聞【 東】東京毎日新聞	(1904(明治37)年/2/6-1905(明治38)年/9/5)日露戦争 (1904(明治37)年7月)東京府遊泳場取締規則施行 (1905(明治38)年7月)東京府遊泳場取締規則施行 (1905(明治38)/8/20)大阪毎日新聞により、大阪築港・御 彩魚嶋間で海上10マイルの遠泳大会開催【大】 (1905(明治39)/7/1)大阪毎日新聞により、浜寺海水浴場 が高近(明治39)/7/26)大阪毎日新聞により、浜寺海水浴場 別属庭域場で関西中学連合庭球大会開催【大】 (1908(明治41)/7/26)大阪毎日新聞により、浜寺海水浴場 附属庭域場で関西中学連合庭球大会開催【大】 (1908(明治41)/9/6)大阪毎日新聞により、浜寺海水浴場で 全国花火大会開催【浜180-181】	(11/21)慶應養塾大学の三田綱町球場開場し,初の早慶野 球戦開始【慶13】	(10月)早稲田大学の戸塚球場開場【早51】	(12/15)大阪毎日新聞により,堺大浜で長距離健脚競走大会開催【大】	(1894(明治27)年/2/6-1895(明治28)年/4/17)日清戦争 (1899(明治32)年7月)伊予鉄道による梅津寺海水浴場開 場。温浴場や休憩所施設設置【阪95】 (1900(明治33)/3/30)治安警察法施行	国内他のマスイベントに関する事項及び その他の時代背景等

【] 内は典拠資料、数字は根拠ページ(数字記載ないものは各資料の年表を根拠とする)【 沿】京浜電気鉄道沿革史 【 八】京浜急行八十年史 【 朝】東京朝日新聞 【 観】東京朝日新聞 【 観】観知新聞 【 機】機浜貿易新機 【 都】都新聞【 東】東京毎日新聞 【 大】大阪毎日新聞 【 二】二六新報 【 中】中央新聞 【 時】時事新報 【 浜】浜寺海水浴場二十年史 【 通】運動世界 【 冒】冒険世界 【 阪】阪神電気鉄道百年史 【 京】京阪神急行電鉄五十年史 【 早】早稲田大学野球部五十年史 【 慶】慶應義塾野球部史注記:【 通】において、ハイフン左側は号数、右側は再数、石側は真数、目】においてハイフン左側が参数、中央が号数、右がページ数を指す

東京府及び神奈川県におけるマスイベント及びイベント開催場所に関する事項年表 (2/3)

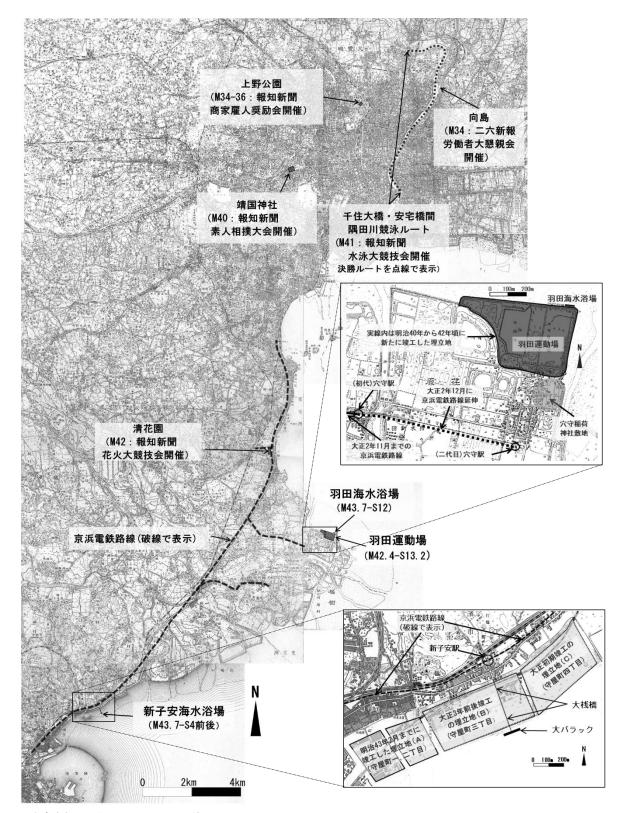
【 】内は典拠資	1912 (明治45) (大正元)年	1911 (明治44)年	1910 (明治43)年	1909 (明治42)年	年次
【 】内は典拠資料、数字は根拠ページ(数字記載ないものは各資料の年表を根拠とする)【 沿】京浜電気鉄道沿革史 【 八】京浜急行八十年史【 】 一日除世界【 十】二六新報 【 中】中央新聞 【 時】時事新報 【 浜】浜寺海水浴場二十年史 【 頌】頌動世界 【 目】目除世界	(7/11,7/12)都新聞により,新子安海水浴場至近の運動場で自転車競走大会開催【都】(11/10)羽田運動場で六大倶楽部野球優勝大会,全国自転車大競走会開催(主催者不明) 【東】	(7/15)都新聞により,新子安海水浴場で開場式,余興とともに実施【都】 (7/24)報知新聞により,羽田運動場で中等学校連合野球大会開催【報】 (8/18)時事新報により,芝浦水泳場で「速力検定水泳大会」開催【時】 (8/19,8/26)都新聞により,新子安海水浴場で競泳大会開催【都】 (9/9)報知新聞により,羽田海水浴場営業最終日に大花火大会開催【報】 (11/18-11/19)大日本体育協会により,羽田運動場でストックホルム五輪大会予運競技会開催【朝,誘】	(3/30-4/1)羽田運動場で都下中学野球競技大会開催【運24-56】 (7/10)報知新聞と東京毎日新聞主催により,羽田海水浴場開場式、多種の余興とともに実施,同日に羽田運動場で野球試合実施【報,東】 (9/11)報知新聞により新子安海水浴場で水上大競泳会開催【報】 (9/24)雑誌『冒険世界』『少年世界』『中学世界』の共催により,上野不忍池畔で全国学生大競走会開催、陸上競技各種目が行われる【冒3-11-2】	(4/9)雑誌『冒険世界』『少年世界』の共催で靖国神社馬場・王子飛鳥山間の4~5マイルの「振武大競走」を企画するが、開催予定日前々日に麹町警察署から交通妨害の理由で開催禁止命令を受け開催中止【冒2-6-2】 (8/14・8/15)報知新聞により,大森海岸で「花火大競技会」開催【報】	東京府及び神奈川県におけるマスイペントに関する事項
【 八】京浜急行八十年史 軍動世界 【 冒】冒険世界	(7/15)澶勘場敷地内に約一万坪の大遊泳地設置【報】 (7/21-9/11)明治天皇の病状悪化 葬儀に際し,海水浴場と休憩 所の営業は続けるが余興は営業最終日まで自粛される 【報】	(7/26)台風の高潮被害で運動場スタンド施設や海水浴場施設全壊レ以後十数日間営業休止【報】	(7/10)運動場内に報知新聞と東京毎日新聞主催による「羽田 (7/2)報知新聞と東京毎日新聞主催による「羽田 (7/2)報知新聞と東京毎日新聞主催による新子安海扇ケ浦海水浴場」開設,開場式開催【報,東】 (8/11)台風による出水のため,海水浴場施設が使用不能になり,以後十数日間営業休止(同日の新子安については不明) 【報】	(4/3)羽田運動場開場【運14-105】 (6/1)一定年限の間、社団法人日本運動俱楽部が羽田運動場 を運営すると発表される【運15-140】 (8/4)穴守稲荷神社等地元有志による「羽田海水浴場」開場 【朝,中】	羽田運動場及び 羽田海水浴場に関する事項
【 朝】東京朝日新聞 【 誘】誘売新聞 【 報】報知新聞 【 横】横浜貿易新報 【 都】都新聞 【 東】東京毎日新聞 【 阪】阪神震気鉄道百年史 【 京】京阪神急行電鉄五十年史 【 早】早稲田大学野球部五十年史 【 廖】慶應義塾野球部史	(7/10)海水浴場内に氷泳紡練習所を設置【都】 (7/22-8/14)明治天皇の病状悪化,葬儀に際し,海水 浴場と水泳練習所の営業は続けるが,余興を自粛 【都】	(7/15)都新聞主催に代わり,名称を「子安浦海水浴場」とする【都】 場」とする【都】 (7/26)台風の高潮被害で桟橋含む施設大破し,以後 十数日間営業休止【都】	(3/27)京浜電鉄新子安駅新規開業 [治235] (7/2)報知新聞と東京毎日新聞主催による新子安海 水浴場開場 【報】		新子安海水浴場に関する事項
1新聞【東】東京毎日新聞十年中 【 廖】廖庶義懿野玟祀中	(3/15)大阪府遊泳場取締規則施行 (5/1)箕面有馬電軌,宝塚新温泉に室内プールを設置【京 136】 (6/28)横浜貿易新報による磯子海水浴場開設。大規模体 - 200	(5/1)箕面有馬電軌により,宝塚新温泉開場【京136】 (8/20)浜寺海水浴場で内外人競泳大会実施【浜152- 153】		(7月)京浜電鉄による大森八幡海水浴場開場(翌年以降の営業有無不明)【沿】	国内他のマスイベントに関する事項及び その他の時代背景等

【 大】大阪毎日新聞 【 二】二六新報 【 中】中央新聞 【 時】時事新報 【 浜】浜寺海水浴場二十年史 【 運】運動世界 【 冒】冒険世界 【 阪】阪神電気鉄道百年史 【 京】京阪神急行電鉄五十年史 【 早】早稲田大学野球部五十年史 【 慶】慶應義塾野球部史注記:【 運】において、ハイフン左側は号数、右側は真数、【 冒】において、ハイフン左側は号数、右側は真数、【 冒】において、ハイフン左側が巻数、中央が号数、右がページ数を指す

東京府及び神奈川県におけるマスイベント及びイベント開催場所に関する事項年表 (3/3)

【 】内は典拠資料	1914 (大正3)年 以降	1913 (大正2)年	年次
4、数字は根拠ページ(数字記載ないものは各資料の年表を根拠とする)【 沿】京浜電気鉄道沿革史			東京府及び神奈川県におけるマスイベントに関する事項
i 史 【 八】京浜急行八十年史 【 朝】東京朝日新聞 【 読】読売新聞	(1916(大正5)/7/10)堀越嘉太郎商店の主催に代わり,「羽田ホーカー海水浴場」の名称になる【朝】 (1926(大正15)/10/24)羽田運動場で互斯電気関東地方組合会 京浜協議会が運動会開催(確認できる羽田運動場における最 後の催事)【頼】 (1932(昭和7)/7/10)京浜電鉄により,羽田運動場内に海の家 と「浄化海水ブール」開設【八135】 (1938(昭和13)/2/7)羽田運動場用地を東京飛行場拡張用地と して逓信省に売却【治】	(7/15)海水浴場大建物内に新たに温浴場設置【報】 (12/31)羽田支線,穴守稲荷神社直近位置まで延伸(二代目穴 (8/1)本年 守駅開業)【沿】	羽田運動場及び 羽田海水浴場に関する事項
【報】報知新聞 【横】横浜貿易新報		(8/1)本年より水泳布練習所の開所が8月に変更【都】	新子安海水浴場に関する事項
【 都】都新聞【 東】東京毎日新聞		(5/1)箕面有馬電軌,豊中住宅地販売開始と同時に附属豊中グラウンド開場【京120】 (7月)浜寺海水浴場に婦人用桟橋設置【浜105,大】 (7/1)箕面有馬電軌,宝塚新温泉内の閉鎖した室内ブール施設を客席に改修し,宝塚唱歌隊(後の宝塚歌劇団)発足【京137】 (7/15)都新聞が大森海岸清花園内に,高さ12間の築山「大森海岸場を開設【都】	国内他のマスイベントに関する事項及び その他の時代背景等

【]内は典拠資料、数字は根拠ページ(数字記載ないものは各資料の年表を根拠とする)【沿】京浜電気鉄道沿手史 【 八】京浜電気鉄道沿手史 【 収】ま赤物ロ制は、 total のだいがは、 total notal n



参考資料-2 主要マスイベント開催場所周辺図

明治 42 年測図 5 万分の 1 地形図「東京東北部」「東京東南部」,明治 42 年測図明治 45 年部分修正 5 万分の 1 地形図「東京西北部」「東京西南部」,明治 39 年測図明治 45 年部分修正 5 万分の 1 地形図「横浜」の合成および抜粋図に発表者にて加筆、カッコ内は施設の営業年月あるいは施設でイベント実施年を表す羽田運動場及び羽田海水浴場周辺拡大図は大正 11 年測図 1 万分の 1 地形図「穴守」から抜粋した図を発表者が加筆改編して明治 43 年から大正 2 年頃の陸地を表現/新子安海水浴場周辺拡大図は大正 11 年測図 1 万分の 1 地形図「生麦」「神奈川」の抜粋及び合成図に発表者が加筆改編し、明治 43 年から大正 2 年頃の陸地を表現

参考資料-3 1910(明治 43)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(1/5)

番号	日	曜日	イベント名(記述ある日のみ)	天氣	来場人数	イベント内容	来揚団体	余興披露者	来婸著名人	備光
1-1-1	M43.7.10	ш	開場式	雨時々晴	15,000	開会挨拶、劍舞、手品、講演、海中宝探し、舞踊(羽) 田踊)、花火(百数十本)、活動写真、奏楽、素人相撲、吾妻俄	大相撲若島他力士一行(人数不明)	河合鶯喉(劍舞、健児館)、帰天斎英一(手品)	大隈重信(伯爵)、肝付兼行(海軍中将)、守屋此助(衆議院議員、京此助(衆議院議員、京成電鉄取締役)、上島長久(報知新聞)、白瀬區(陸軍中尉、探檢震(陸軍中尉、探檢家)、中村春吉(探檢家)	6,000余名が品川方面から、2,000余名が横浜方面から、2,000余名が横浜方面からそれぞれ京浜電鉄を利用し、3,000余名が近瞬村落からの人出と内訳報じられる【東毎】。羽田運動場で野球試合組まれる
1 - 1 - 2	M43.7.11	月	_	Ħ	_	_	_		_	_
1-1-3	M43.7.12	⊁	I	雨後晴	1		_		I	雨天により「落語家デー」 中止
1 - 1 - 4	M43.7.13	*	_	晴時々雨	1		_	_		_
1-1-5	M43.7.14	*	_	晴	1	(超田限) 開舞	_	_		_
1-1-6	M43.7.15	*	I	雨後晴	I	1	牛込基督教会日曜学校生徒 100+名	1	1	I
1-1-7	M43.7.16	±	藪入デー	曇り	数千	 懸賞 阪追 \7、素人相撲、吾 妻俄、手品	_	博多蝶三郎(吾妻俄)、帰天 斎英一(手品)	-	午前9時までで2,000人以上 の来場者(9時以降の来場人 数についての記事なし) 【東毎】
1-1-8	M43.7.17	Ш	床屋デー	哥	1,000+	藤八拳競技、吾妻俄	_	東船舎一翁(藤八拳競技)		新橋煉瓦地芸妓屋事務所より、藤八拳競技に新橋芸者 の名染手拭が寄贈される
1-1-9	M43.7.18	用	I	I	700	I	I	I	I	ľ
1-1-10	M43.7.19	i.								

1910(明治 43)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(2/5)

1-1-20	1-1-19	1-1-18	1-1-17	1-1-16	1-1-15	1-1-14	1-1-13	1-1-12	1-1-11	半元
M43.7.29	M43.7.28	M43.7.27	M43.7.26	M43.7.25	1-1-15 M43.7.24	1-1-14 M43.7.23	M43.7.22	M43.7.21	M43.7.20	日付
*	*	¥	⅓	Д	Ш	\pm	*	*	*	四四
少女デー	浪花節デー	-	_		剣舞デー、琵琶デー	落語家デー	-	「仁〇加デー」	質屋デー	イベント名 (記述ある日のみ)
曇時々雨		픭	FE	雨後晴	晴後雨	_	晴	晴	_	天気
_	5, 000	2,000	_	+007	12,000 劍舞、	10,000	500	5,000	2,000+	来場人数
剣舞	浪花節	ı			劍舞、琵琶	太神楽、剣舞、曲芸、手 品、喜劇、三味線、琵琶、 素人相撲、旗取競争、活動 写真、他落語家余興	講談	吾妻俄、義太夫、曲芸、手 品	太神楽、手品、活動写真、 他落語家余興	イベント内容
四谷少女談話会員120名、 神田菓子組合85名	東京蒲団組合50名、近衛歩 兵第一連隊第二中隊及び第 五中隊174名		_		大日本積徳会員40名、神田 警察署巡査30名	近衞歩兵第一連隊兵士300 十名、三遊派落語連中40名	坪井染織工場(浅草山谷)職 工25名、忠全会(牛込)20名	横浜油商組合100名	落語家柳派連中17+名	来場団体
田邊貞武(剣舞、蛟龍館)	鼈甲斎鶴右衛門(浪花節)、 東屋小錦(浪花節)				藤田正春(剣舞、神正館)、 柴崎洲楓(琵琶)、山田紫絃 (琵琶)	花房筑映(琵琶)、高木逸聲 (囃子)、本田一(剣舞)、帰 天斎小正一(手品)、朝寝坊 むらく(喜劇)	ı	博多蝶三郎(吾妻俄)、帰天 斎英一(手品)	丸一仙太郎(太神楽)、松柳 亭鶴枝(余興:百面相)	余興披露者
I		-	ı	_	ľ	三遊亭遊雀(落語家)	I	I	柳家小さん(落語家)、 談洲楼燕枝(落語家)	来婸著名人
ı	東京蒲団組合が手拭二十反寄贈	1	雨のため予告されていた 「女工デー」が7月31日に 延期	ı	運動場で野球試合があり学生の来場多い、午後からの 年の来場多い、午後からの 雨で野球試合と琵琶演奏イベント一部中止	ı	報知新聞社員が自ら講談を 行う、どの社員かは不明	T	1	備考

「吾妻俄」は誌上では「吾妻仁○(引用者注:ワ)加」と表記される

120

1910(明治 43)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(3/5)

洋記:4	1-1-30	1-1-29	1-1-28	1-1-27	1-1-26	1-1-25	1-1-24	1-1-23	1-1-22	1-1-21	番号
∽ 櫨 内 浴 江 ※	M43.8.8	1-1-29 M43.8.7	M43.8.6	M43.8.5	M43.8.4	M43.8.3	M43.8.2	M43.8.1	M43.7.31	M43.7.30	日付
報知	月	ш	\pm	金	\star	米	火	月	П	\pm	曜日
各欄内容は報知新聞記事を参照し、	_	京橋洋服商一日会徒弟デー	少年少女剣舞デー	上野第二博品館員慰労デー	素人浪花節大会	家族デー	-	_	女工デー	浪花節デー	イベント名 (記述ある日のみ)
て作成.見	111	雨後晴	哥	晴	_	I	য়	I	晴	-	天気
東京毎日新	_	(2,000+)	数百	_	数千	3,000	_	35, 000	15, 000	_	来場人数
新聞記事を参照している場合には	1)舞	剣舞	素人相撲、素人茶番	素人浪花節、素人落語	吾妻俄、剣舞、手品	I	海陸宝探し、義太夫、打揚 花火	吾妻俄、手品、打揚花火	浪花節	イベント内容
には【東毎】と付記.来場人数に	1	京橋区洋服商徒弟一日会連200十名	1	上野第二博品館員240名、 東京玩具商70+名、東京第 二番消防組50名	東京照降商40+名	ı	東京西洋洗濯組合員100+ 名	江戸あられ製造本店員160 名	鳥養工場(川崎)女工250名		来場団体
\supset	1	飯島春賢(劍舞、尚武館)	菊池正春(剣舞、神武館)	ı		博多蝶三郎(吾妻俄)、川西 電心(劍舞)、帰天斎英一 (手品)		鶴澤鶴造(義太夫)	博多蝶三郎(吾妻俄)、帰天 斎英一(手品)	鼈甲斎三好(浪花節)、鼈甲 斎虎好(浪花節)	余興披露者
歩年している部分は備者欄にて詳細を説明.		I	_		_		_	I	ı		来場著名人
	「東京履物商同足袋商組合 デー」を予定していたが、 雨で中止になった様子	正午までで2,000人以上の来場者(午後の来場者数に来場者(午後の来場者数についての記事なし)、運動場で外国人チーム対日本人チームの野球試合があり見物席が「一杯の人」で埋まる	-	素人相撲と茶番は、上野第 二博品館員によるもの	1		_	1日は商家、工場の休日で あること報じられる【東 毎】	運動場で野球試合があり学 生連の来場多い	_	備考

注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成,東京毎日新聞記事を参照している場合には【東毎】と付記.来場人数に () を付している部分は備考欄にて詳細を説明. 「吾妻俄」は誌上では「吾妻仁〇(引用者注:ワ)加」と表記される

1910(明治 43)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(4/5)

1-1-40	1-1-39	1-1-38	1-1-37	1-1-36	1-1-35	1-1-34	1-1-33	1-1-32	1-1-31	維中
M43.9.2	M43.9.1	M43.8.31	M43.8.30	M43.8.29	M43.8.28	1-1-34 M43.8.12	M43.8.11	M43.8.10	1-1-31 M43.8.9	日
(A)	+	*	*	月基	Ш	会	*	*	*	ш #
'		'	'	東京履物足袋業有 志納涼会	'	-	-	'	'	(記述ある日のみ)
I	1	ı	ı	ı	ı	I	哥	핔	<u> </u>	天氣
400	ı	I	ı	I	I	I	I	ı	I	来場人数
I	I	I		琵琶	ı	_	_		1	イベント内容
I	I			I		_			-	来場団体
I	I	I	I	I	I	ı		ı	1	糸興披露者
I		I	I	ı	ı	-	I	I		来場著名人
I	I	I	I	I	「羽田海水浴場公開」が告 示され、営業再開	10日深夜以降の台風による 出水で営業一時休止する旨 を誌上で報告、以後28日ま で海水浴場に関する記事な	ı	「東京洋品商サンプル会娯 楽デー」を予定していたが 雨で中止になった様子	「新橋博品館慰労会」を予定していたが雨で中止になった様子	施

1910(明治 43)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(5/5)

1-1-49 M43.9.11	1-1-48 M43.	1-1-47 M43. 9. 9	1-1-46 M43.9.8	1-1-45 M43.9.7	1-1-44 M43. 9. 6	1-1-43 M43. 9. 5	1-1-42 M43.9.4	1-1-41 M43.9.3	番号 日
9.11	M43.9.10	9.9				9.5	9.4		4
Π_	+	金 -	*	水 -	- ×	月 -	Ш	± ,	田
		_	ı	-		-	ı	東京洋品商サンプ ル会合邦納涼会	イベント名 (記述ある日のみ)
1	Ι	Ι	I	-	-	ı	I	Ι	天氣
1	I	_	1	_	_	_	数十	_	来場人数
番茶		_	1			-	太神楽、手品、素人相撲	吾妻俄、手品、水中毬投、 打揚花火	イベント内谷
品川芸者幇間80名	_	_	ı		_	ı	ı	東京洋品商サンプル商会 200名	来場団体
_	_	_	I			ı	丸一神太郎(太神楽)、帰天 斎英一(手品)	博多蝶三郎(吾妻俄)、帰天 斎英一(手品)	余興披露者
	_	_	ı			ı	ı	_	来婸著名人
この日が千秋楽と報じられる		_	1			1	ı	_	備兆

「吾妻俄」は誌上では「吾妻仁○(引用者注:ワ)加」と表記される

1911(明治 44)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(1/6)

1-2-10	1-2-9	1-2-8	1-2-7	1-2-6	1-2-5	1-2-4	1-2-3	1-2-2	1-2-1	番号
M44.7.18	M44.7.17	M44.7.16	M44.7.15	M44.7.14	M44.7.13	M44.7.12	M44.7.11	M44.7.10	M44.7.9	日本
\times	月	Ш	H	金	*	*	火	月	Ш	ш
I	床屋デー	商家雇人相撲大会	I	-	ı	I	I	I	開場式	(記述ある日のみ)
晋	雨後曇り	I	l	I	I	I	I	I	畫	天氣
1	ı	15,000	I	Ι	ı	I	I	I	15, 000	来場人数
琵琶	藤八拳競技	陸上宝探し、素人相撲、吾 妻俄、剣舞	素人相撲、吾妻俄				ı	茶番、源氏節	陸上宝探し、水上鴨追、五 の 位驚追、茶番、手踊、素人の 相撲、水中毬投げ、太神 楽、里神楽、打揚花火	イベント内容
I	ı	近衛歩兵第一連隊第十中隊 兵士30+名	近衞歩兵第一連隊第五中隊 兵士100名、本所二葉町金 属品製造鍍金合資会社一行 270十名	日本力行会員80+名	1	新富座仕切場連中10+名		_	本所四つ目組・両国櫓下組 等50+名、生玉精米店奉公 人8名	来場団体
狩野古城(琵琶)	東船舎一翁(藤八拳競技)、 花廻家寿翁(藤八拳競技)	博多蝶十郎一座(吾妻俄)、藤田正春(劍舞、神正館)	博多蝶三郎一座 (吾妻俄)	ı	ı	1	ı	初代柳家小よし他柳派落語家連中40+名(茶番)、岡本鶴吉一座(源氏節)、張鳳山(曲芸)	2代目春風亭年枝他柳派落語家連中数名(茶番)、鏡味仙太郎一座(太神楽)、張鳳山(曲芸)	余興披露者
I	ı	I	I	I	I	ı	I		佐藤進(陸軍軍医総 監)、守屋此助(衆議院 議員、京浜電鉄取締 後)、上島長久(報知新 開)、吾妻勝剛(産婦人	来場著名人
I	ı	運動場で野球試合あり	I	1	ı	ı	ı	I	高木正年(衆議院議員)が祝電を出す。穴守稲荷宮司が 電を出す。穴守稲荷宮司が 海水浴場に設けた祭壇で祈祷	盖兆

1911(明治 44)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(2/6)

1-2-20	1-2-19	1-2-18	1-2-17	1-2-16	1-2-15	1-2-14	1-2-13	1-2-12	1-2-11	番号
M44.8.7	M44.8.6	M44.7.26	M44.7.25	M44.7.24	1-2-15 M44.7.23	1-2-14 M44.7.22	M44.7.21	M44.7.20	M44.7.19	日
月	H	* -	火	月 —	III		金 -	木 質屋デー	水 —	日 (記述ある日のみ)
1	Ι	긜	劃	雨後晴	劃	곒	卿り	I	I	K K
	_	I	I	I		I	数十	I	I	米施入数
_		ı	ı	ı		ı	手踊、素人相撲	海中鯛追い、吾妻俄	ı	ム・ハイ・アンや
集鴨家庭学校生徒一行(人数不明)、光明小学校生徒一行(人数不明)	神田在郷軍人団200+名	ı	ı	ı	I	I	近衛歩兵第一連隊第一中隊 及び第三中隊97名	近衞歩兵第一連隊第四中隊 兵士150名十、陸軍第一師 団歩兵第三連隊(麻布三連 隊)兵士一行(人数不明)	ı	米%旦平
	1	I			l	I	飯田河岸富士見楼芸者一行 (手踊)	博多蝶十郎(吾妻俄)	1	米典奴路右
_	_	-	ı	1	-	ı	1	_	_	米蛎者石八
1	納涼台等の修繕完了し、こ の日から営業再開	台風による高潮被害で海浜 休憩所が流出、余興場が大 破し、この日から11日間営 業休止	ı	1	「娯楽デー」と題し、運動場における報知新聞主催の中学連合野球大会、陸上時計探しと海水浴場での娘競漕、他俳句大会等の余興を予定していたが、雨天のため中止	予定されていた模型飛行機 飛行競争が雨天のため、8 月に延期	ı	近衛歩兵第一連隊第四中隊 が海中で兵式体操を実施。 東京洋品商サンプル会が余 興場の後暮を一張寄付	1	盖

1911(明治 44)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(3/6)

1-2-30	1-2-29	1-2-28	1-2-27	1-2-26	1-2-25	1-2-24	1-2-23	1-2-22	1-2-21	番号
M44.8.17	1-2-29 M44.8.16	1-2-28 M44.8.15	M44.8.14	M44.8.13	1-2-25 M44.8.12	M44.8.11	M44.8.10	1-2-22 M44.8.9	M44.8.8	日付
+	¥	火	月	ш	H	*	*	*	⊁	田福
_	ı	1	I	I	模型飛行機競技会	I	I	l	I	イベント名 (記述ある日のみ)
	I	I	l	I	I	I	I	I	l	天氣
	ı	I	I	I	I	I	I	I	I	来場人数
	I	T:	ı	ı	模型飛行機競技		I	ı	ı	イベンド内容
_	ı	I	ı	ı	ı	1	ı	近衛歩兵第一連隊兵士300 名(第何中隊かは記載なし)	ı	来場団体
	ı	-	ı	ı	ı	1	ı		ı	余興披露者
	ı	ſ	ı	ı	奈良原三次(元海軍軍 属技士、工学士)、伊 賀氏広(元陸軍兵士、 男爵)、都築鉄三郎(民 間飛行家)	1	I	ı	ı	来婸著名人
	この日から5日間穴守稲荷神社社務所内で書団扇展覧神社社務所内で書団扇展覧会実施(海水浴場敷地とは 問係ないが、海水浴場公開告知記事の中で連日紹介される)	時計探し競技と藤八拳大会 開催予告されるが、実施し たかどうかは記事がなく不 明	ı	ı	模型飛行機競技は運動場で 実施、参加者50名、距離飛 行、共同飛行、製作の精巧 さを競う	1	I	来場した近衛兵の中の有志 九十余名が、前月の津波で 土砂に埋もれたままの運動 器具発掘作業を手伝う	ı	備考

1911(明治 44)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(4/6)

番号	日付	耳鶥	イベント名 (記述ある日のみ)	天気	来場人数	イベント内容	来場団体	余興披露者	来場著名人	
1-2-31	M44.8.18	令	_	_	_	_	_	_	_	_
1-2-32	M44.8.19	H	I	I	I	海浜料理実習会	東京割烹女学校生徒50+名	_	秋穗益実(東] 学校創立者、 官室割烹係)	実(東京割烹女 東京割烹女学校生徒らが、 立者、元海軍士 羽田の魚介類で即席料理を 烹係) 調理し、来場者にふるまう
1-2-33	1-2-33 M44.8.20	Ш	I	I	I			_	I	陸上宝探しと納涼講談会 予告されるが、実施した どうかは記事がなく不明
1-2-34	1-2-34 M44.8.21	Щ	I	I	I		_	_	I	州塔へ
1-2-35	M44.8.22	火	I	I	I			_	ı	
1-2-36	M44.8.23	水	_	青	Ι	海上宝探し、納涼講談会	_	(_
1-2-37	1-2-37 M44.8.24	*	-	_	1,000+	1,000+ 素人義太夫	開盛座俳優一行(人数不明)	_	I	開盛座俳優一行が、狂言 「相馬大作」の一幕を活動 写真のために海水浴場で撮 影
1-2-38	M44.8.25	金	1	1	I		I	_	I	
1-2-39	M44.8.26	+			Ι	_	_	_	I	_
1-2-40	M44.8.27	Ш	I	I	8,000	海陸宝探し、素人相撲		_	I	前

1911(明治 44)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(5/6)

番号日付	四阳	イベント名(記述ある日のみ)	天気	来婸人数	イベント内谷	来揚団体	余興披露者	来婸著名人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1-2-41 M44.8.28	Ж	1	I	I	l	I	1	1	仮装行列、日本体育会による水上運動大会、模範遊 る水上運動大会、模範遊 泳、素人相撲の開催予告さ れるが、実施したかどうか は記事がなく不明
1-2-42 M44.8.29	*	l	1	l	I	I		l	ı
1-2-43 M44.8.30) ≯	l	l	l	I			l	ı
1-2-44 M44.8.31	+	l	1	l	I	I		I	ı
1-2-45 M44.9.1	舟	I	_	I	l	-		I	太神楽、手品、素人相撲の 予告されるが、実施したか どうかは記事がなく不明
1-2-46 M44. 9. 2	+		_		I	_	_		
1-2-47 M44.9.3	ш	I	-	I	I	Ι	1	I	太神楽、素人相撲の予告されるが、実施したかどうかは記事がなく不明
1-2-48 M44. 9. 4	月	_	_	_	_	_	_	_	
1-2-49 M44. 9. 5	火		_	-			_		

参考資料

番号 日付 曜 イベント名 日 (記述ある日のみ) 天気 来場人数 イベント内容 来場団体 余興披露
1-2-51 M44.9.7 木
1-2-52 M44.9.8 金 - - - - -
1-2-53 M44. 9. 9 士 - - - 大花火大会(150発) - - -

1912(明治 45)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(1/7)

1912(明治 45)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(2/7)

1-3-20 M45	1-3-19 M45.	1-3-18 M45.	1-3-17 M45	1-3-16 M45	1-3-15 M45	1-3-14 M45.7.20	1-3-13 M45.7.19	1-3-12 M45	1-3-11 M45.7.17	番号
M45.7.26	7. 25	7. 24	M45. 7. 23	M45. 7. 22	M45.7.21			M45.7.18		日 付
<u></u>	*		火 –	月 -	H -	H I	 	+ -		日 (記述ある日のみ)
I	I	I	I	I	I	I	襅	I	晴	天気
ı	ı	ı	ı	ı	ĺ	ı	ı	1	ı	来場人数
I	I	I	I	ı	ſ	俗語、手品	I	陸軍兵卒の水泳演習、水泳 練習、素人相撲	「バリカン競争」、「徒歩 バリカン組立競争」、手 品、茶番狂言、東八拳競 技、素人相撲	イベント内谷
I	ı	ı	ı	ı	T ¹	ı	I	陸軍第一師団歩兵第一連隊 第二大隊500+名	東水舎小旭斎一門200+名	来場団体
I			1		1	豊年斎梅坊主一座(俗語)、 天玉斎天龍(手品)	ı	疋田勘次郎(水練術:山内 流)	天玉斎天龍一座(手品、楽 隊付き)、東水舎小旭斎(藤 八拳)	余興披露者
I	ı	ı	ı	ı	T:	ı	ı	I	-	来揚著名人
I	1	ı	ı	大遊泳地の「かい堀」(整備)実施のため遊泳不可能	明治天皇体調悪化のためイベントは以後中止。休憩場設備のみ公開	本来は「質屋デー」として 懸賞付きの「質物競走」が 悪施されるはずだったが、 明治天皇体調悪化の報に伴 い、イベントを中止に	大遊泳場に飛込台設置。運 動場で実業家の一団が野球 を実施	ı	告知で掲げてはいないが、 床屋の休日として、来場を 見込んでいた。「女髪結鑚 争」は申込者都合で中止	備地

1912(明治 45/大正元)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(3/7)

番号目付		日曜 (イベント名 (記述ある日のみ)	天気	来場人数	イベント内容	来場団体	余興披露者	来場著名人	盖
1-3-21 M45.7.27		+ -	·	_	_	_	_	_	_	
1-3-22 M45. 7. 28		П —	-	_	_	_	_	_	_	
1-3-23 M45. 7. 29		月 —	-		_	_	_	_	_	
1-3-24 T1.7.30		火 -	-	_	_	_	_	_	-	
1-3-25 T1. 7. 31		<u>*</u>	-		_	_	_	_	_	
1-3-26 T1.8.1		+	·	I	_	_	_	_	-	
1-3-27 T1.8.2		金 —	,	_	_	_	_	_	-	
1-3-28 T1.8.3		+ -	'	_	_	_	_	_	_	
1-3-29 T1.8.4		H -	·	_	_	_	_	_	_	
1-3-30 T1.8.5		月 —	'	_	_	_	_	_	-	
注記:各欄内	容は幕	知新	「開記事を参照して	(作成.来	場人数に	注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成.来場人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明	ミでの数を表し備考欄にて詳	細を説明		

1912(大正元)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表 (4/7)

•		細を説明	までの数を表し備考欄にて詳	注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成.来場人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明	来場人数に	て作成. ラ	新聞記事を参照し	報知	5. 棚内容/1	作計・
I	-	I	I	I	I	I	I	+	T1. 8. 15	1-3-40
I	_	I	-	_	I	I	_	*	T1. 8. 14	1-3-39
I	-	I	ı	-	ı	Ι	I	⊁	T1. 8. 13	1-3-38
I	_	I	_	<u> </u>	I	Ι	-	月	T1. 8. 12	1-3-37
I	_	I	-	_	I	I	_	Ш	T1. 8. 11	1-3-36
I	_	I	I	-	I	I	1	+	T1.8.10	1-3-35
	_	I		_	-	_	_	金	T1.8.9	1-3-34
I	_	I	I	_	1	I	I	+	T1.8.8	1-3-33
I	_	I	I	-	I	I	1	水	T1.8.7	1-3-32
-	_	I		_	1	_	_	火	T1.8.6	1-3-31
備考	来揚著名人	余興披露者	来場団体	イベント内容	来場人数	天気	イベント名 (記述ある日のみ)	田田	日付	番号

1912(大正元)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(5/7)

注記:	1-3-	1-3-49	1-3-48	1-3-47	1-3-46	1-3-45	1-3-44	1-3-43	1-3-42	1-3-41	番号
: 谷井	50 T										- 1
関内容は	1-3-50 T1.8.25	T1. 8. 24	T1. 8. 23	T1. 8. 22	T1. 8. 21	T1.8.20	T1. 8. 19	T1. 8. 18	T1. 8. 17	T1. 8. 16	日
報知	Ш	\pm	命	*	*	火	月	Ш	H	(A)	田麗
新聞記事を参照して	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	イベント名 (記述ある日のみ)
て作成.来	晴	-	I	Ι	I	Ι	I	Ι	I	I	天気
※揚人数に	数千	_	1	_	1	_	1	_	_	1	来場人数
各欄内容は報知新聞記事を参照して作成. 来場人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明		1	ı	1	ı	1	ı	1	ı	ı	イベント内谷
までの数を表し備考欄にて詳	日本体育会教師および生徒 17名、日本園芸会員数十名		ı		ı		ı		近衛歩兵第四連隊兵士500 名	1	来場団体
細を説明			I	_	I	_	I	_	I	I	余興披露者
	前田(憲兵大尉、下の 名前不明)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	来婸著名人
			ı		ı		ı		I		垂桃

1912(大正元)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(6/7)

注記:各欄	1-3-60 T1	1-3-59 T1	1-3-58 T1	1-3-57 T1	1-3-56 T1	1-3-55 T1	1-3-54 T1	1-3-53 T1	1-3-52 T1	1-3-51 T1	番号
内容は幸	T1. 9. 4	T1. 9. 3	T1.9.2	T1. 9. 1	T1.8.31	T1.8.30	T1.8.29	T1.8.28	T1.8.27	T1.8.26	日付
银知新	*	* -	月 —	Ш	+	金 –	+	*	火 –	月 —	日羅
7 日 説 参 冬 車 店 闇・		•	•		•	•		•	•		イベント名 (記述ある日のみ)
、作成、来	_	ı	_	_	_	_	_	_	_	曇り	天氣
場人数に	-	ı	I	1	ı	Ţ	1	ı	1	ı	来場人数
()を付	_	ı	-	_	Ι	-	_	Ι	_	-	
注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成. 来場人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明											イベント内容
までの数を表し備る	-	1	1	_	I	1	_	I	_	I	来場団体
考欄にて 許											rı
作細を説明	_	ı	1		I	1	_	I	-		余興披露者
		ı	I		I	I		I	-	I	来場著名人
		ı	ı	1	I	ı	1	I	1	I	備考

1912(大正元)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(7/7)

注記:分	1-3-67	1-3-66	1-3-65 T1. 9. 9	1-3-64	1-3-63 T1. 9. 7	1-3-62	1-3-61	番号
各欄内容!	1-3-67 T1.9.11	1-3-66 T1. 9. 10	T1. 9. 9	T1. 9. 8	T1. 9. 7	1-3-62 T1. 9. 6	T1. 9. 5	田付
は機が	*	火	Я	Ш	+	₩	*	日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
日新聞記事を参照し	-	1	I	1	-	1	1	【 イベント名 (記述ある日のみ)
て作成.3	1	-	I	I	_	I	I	天気
末端 人数 ご	T	1	I	1	-	I	1	来場人数
()を付している部分は途中に	_	_	I	1	_	I	1	イベント内容
注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成.来揚人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明	_		I	ı	1	I	ı	来場団体
4 細を説明	_		I	I		I	I	余興披露者
		_	_	_	_	_	_	来婸著名人
	明治天皇の体調悪化,崩御,葬儀に際し,海水浴場と休憩所の営業は続けるが,営業最終日まで余興を自粛のまま閉場		ı	I	1	ı	I	垂

1913(大正 2)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(1/7)

注記:	1-4-10	1-4-9	1-4-8	1-4-7	1-4-6	1-4-5	1-4-4	1-4-3	1-4-2	1-4-1	番号
各欄内容	0 T2. 7. 15	T2. 7. 14	T2. 7. 13	T2. 7. 12	T2. 7. 11	T2. 7. 10	T2. 7. 9	T2. 7. 8	E T2. 7. 7	T2. 7. 6	日付
は報り	**************************************	ı Я	ш	+	(A)	*	*	火	月	ш	口麗
田新聞	開場大	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
記事を参照し、	共										イベント名 (記述ある日のみ)
て作成.来	晴	ı	I	曇り後晴	ı	_	ı	-	I	I	天氣
そ場人数に	3,000	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı		来場人数
こ()を付し	開場式、	I	İ	I	I	I	I	I	ı	I	
)ている部分は途中	. 手品、喜劇、浪花衆し										イベント内容
各欄内容は報知新聞記事を参照して作成.来揚人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明	- E	ı	ı	1	1	1	1	1	I	I	来場団体
て詳細を説	天 瀬 本 き さ	I	I	Ι	I	I	I	I	I	I	
明	天龍一座 (手品、楽)										余興披露者
	渋沢栄一(男爵)、栗本庸勝(警視庁衛生部長、医学社)、岡喜七長、医学社院局長)、 以(內務省警保局長)、 杉山四五郎(內務省衛生局長)、大島長人(報	I	I		ı		ı		I	I	来場著名人
	I	I	当初は13日に開場式が予定されていたが、有栖川宮威されていたが、有栖川宮威仁親王薨去に伴う服喪期間の影響で、15日に延期	I	ı	ı	ı	ı	I	I	垂地

1913(大正 2)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(2/7)

注記:4	1-4-20	1-4-19	1-4-18	1-4-17	1-4-16	1-4-15	1-4-14	1-4-13	1-4-12	1-4-11	番号
各欄内容に	T2. 7. 25	T2.7.24	T2. 7. 23	T2. 7. 22	T2. 7. 21	T2.7.20	T2. 7. 19	T2. 7. 18	T2. 7. 17	T2. 7. 16	田谷
比報知	*	*	*	火	月	Ш	+	金	*	*	田麗田
1新聞記事を参照して	I	-	_	_	-	質屋デー	_	-	_	_	イベント名 (記述ある日のみ)
⊂作成.来	曇り後晴	の看	_	_	軸後の響	の看	_	_	-	晴	天氛
ミ場人数に	1	_	_	1	_	_	ı	_	_	1	来場人数
各欄内容は報知新聞記事を参照して作成.来場人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明	ı	_	_		_	手品、吾妻俄、「通帳探 し」		_	1	手品、碁石探し	イベンテ内谷
までの数を表し備考欄にて討	I	布哇中学観光団一行(人数 不明)			豊国火災保険会社一行(人 数不明)	_	I	_	I	1	来場団体
: 細を説明	I		I	I	I		I		I	天玉斎天龍(手品)	余興披露者
	I		I	I			I	I	I	I	来場著名人
	I			I		1	I		ı		編

1913(大正 2)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表 (3/7)

	1-4-29 T2.	1-4-28 T2. 8. 2	1-4-27 T2. 8. 1	1-4-26 T2.	1-4-25 T2.	1-4-24 T2.	1-4-23 T2.	1-4-22 T2.	1-4-21 T2.	器 号 ———————————————————————————————————	
T2.8.4	8. 3	8. 2	8. 1	T2.7.31	T2.7.30	T2. 7. 29	T2. 7. 28	T2.7.27	T2. 7. 26	日付	
<u>.</u>	Ш	±.	会	*	水 .	火	月.	Ш	+	四麗	
I	1	1		-	_	-	1	遊泳大運動会	1	イベント名 (記述ある日のみ)	
I	_	_	I	_	_	_	_	-	雨後晴	天気	
I	ı	ı	1	_	_	1	ı	_	1	来場人数	
I	_	_		_	_	_	_	各種競泳、模範遊泳、水中 球取り	_	イベント内容	
	ı	1		ı	_		ı	伊藤又吉門下一行300名	1	来場団体	
	I	ı		I	_		I	伊藤又吉(水練術:向井流)	I	会興披露者	
I	ı	ı		ı			ı	_	I	来場著名人	
I	I	ı	当日「紺屋デー」が予告されていたが、事後に関する記事なし		_		I			備老	

1913(大正 2)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(4/7)

注記:	1-4-40	1-4-39	1-4-38	1-4-37	1-4-36	1-4-35	1-4-34	1-4-33	1-4-32	1-4-31	番号
≦欄内容は	T2. 8. 14	T2. 8. 13	T2. 8. 12	T2. 8. 11	T2. 8. 10	T2. 8. 9	T2. 8. 8	T2. 8. 7	T2. 8. 6	T2. 8. 5	日
報知	*	水	火	月	ш	+	金	*	水	火	口畾
新聞記事を参照し、	-	-	-	1	アポロ音楽会	1	-	1	I	1	イベント名 (記述ある日のみ)
⊂作成.来	_	_	_	_	晴	_	_	_	_	_	天気
:場人数に	1	_	_	ı	数万	I	1	ı	1	1	来場人数
注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成、来場人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明				I	西洋音楽演奏、海中相撲	I		I	T-	I	イベンド内容
			_	I	ſ			I	I:	I	来場団体
細を説明	_	_	_	_	アポロ管弦音楽会楽士13名 (奏楽)、相撲協会行司呼出 連(海中相撲)	_	_	_	_	_	余興披露者
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	来婸著名人
	1		1	ı	1	I	1	ı	ı	ı	蕭光

1913(大正2)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(5/7)

1-4-50	1-4-49	1-4-48	1-4-47	1-4-46	1-4-45	1-4-44	1-4-43	1-4-42	1-4-41	番号
T2. 8. 24	T2. 8. 23	T2. 8. 22	T2. 8. 21	T2. 8. 20	T2. 8. 19	T2. 8. 18	T2. 8. 17	T2. 8. 16	T2. 8. 15	日付
П -	+	金 -	*	水 -	火 -	月 -	Н -	+	*	田屋
						'				(記述ある日のみ)
雨後晴	ı	-	ı	ı	-	雨時々晴	-	ı	ı	天氣
_	ı	1	1	1	1	ı	ı	1	1	来場人数
義太夫、茶番		1	茶番	I	-	半 品	喜劇、都踊	ı	住吉踊、喜劇	イベント内谷
	I	1	ı	1	1	ı	1	ı	1	来揚団体
豊竹駒江豊州足芸師一座 (義太夫)、浅草千東連小松 連(茶番)	I	_	浅草千束連小松連(茶番)	_	_	天玉斎天龍一座(手品、楽 隊付き)	稲の家豊楽一座(喜劇)	1	-	余興披露者
_	l	I	I	I	I	ı	I	I	ı	来揚著名人
飲食店の売上が一日で800 円を越える	ı	ı	ı	1	ı	鍛冶や左官見習いなどの職 人徒弟数十人を市内電車費 及び京浜電車交通費無料で 招待	ı	ı	ı	備光

1913(大正 2)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(6/7)

注記: 名	1-4-60	1-4-59	1-4-58	1-4-57	1-4-56	1-4-55	1-4-54	1-4-53	1-4-52	1-4-51	幣
予欄内容は	T2. 9. 3	T2. 9. 2	T2. 9. 1	T2. 8. 31	T2.8.30	T2. 8. 29	T2. 8. 28	1-4-53 T2. 8. 27	T2. 8. 26	T2. 8. 25	目付
[報知	*	火	月	ш	+	金	*	У	火	月	四福
1新聞記事を参照し、	1	-	ı	-	-	_	ı	1	-	ı	イベント名 (記述ある日のみ)
⊂作成.来	I	-	I	-	_	I	1	萷	-	I	天気
場人数に	1	1	ı	1	1	1	ı	I	1	ı	来場人数
注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成.来場人数に()を付している部分は途中までの数を表し備考欄にて詳細を説明	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	イベント内容
までの数を表し備考欄にて 詳	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	来場団体
細を説明	I		ı				1	1		ı	余興披露者
	_	_	I	1	_	_	1	I.	_	I	来婸著名人
			I	I			1	台風が東京を直撃し、羽田 町でも高潮の被害を受ける が、海水浴場設備の被害は 少なく、営業を継続		I	備兆

1913(大正 2)年の羽田海水浴場におけるイベント内容一覧表(7/7)

1-4-67 T2. 9. 10	1-4-66 T2. 9. 9	1-4-65 T2. 9. 8	1-4-64 T2. 9. 7	1-4-63 T2. 9. 6	1-4-62 T2. 9. 5	1-4-61 T2. 9. 4	带
		2. 9. 8	2. 9. 7	2. 9. 6	2. 9. 5	2. 9. 4	日文
水 閉場式	火 -	月 -	-	-	金 -	-	曜 イベント名 日 (記述ある日のみ)
ı	ı	_	_	ı	_	_	天氣
I	I	_	_	I	_	_	来場人数
I	1	I	1	I	I	-	イベント内容
I	I	I	I	I	I	I	来場団体
I	I	1	1	I	1	1	余興披露者
l	I	I		I	1		来場著名人
閉場式にあたり、特に来賓 に言及する記事なし	I	I	I	I	ı	I	備老

参考資料-4 1910(明治 43)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(1/7)

注記:	2-1-1	2-1-9	2-1-8	2-1-7	2-1-6	2-1-5	2-1-4	2-1-3	2-1-2	2-1-1	番号
: 各欄内容/	2-1-10 M43. 7. 11	9 M43. 7. 10	8 M43.7.9	7 M43.7.8	6 M43.7.7	5 M43.7.6	4 M43.7.5	3 M43.7.4	2 M43.7.3	1 M43.7.2	日付
は報知	1 月	0	+	金	 	*	火	月	ш	+	田畾
新聞記事を参照して	I	1	I	ı	I	1	1	_	I	I	イベント名 (記述ある日のみ)
7作成, 对	I	_	Ī	Ī	I	_	_	_	I	_	天気
E場人数に	I	-	I	I	I	-	_	_	_	1	来場人数
() を付している部分に	-	1	-	-	-	1	_	_	1	花火(142本)、芸者手 踊	イベント内容
注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成,来場人数に () を付している部分は備考欄にて詳細を説明	I	I	ı	I	I	I		_	ı	1	来場団体
	I		I		I			_	I	1	余興披露者
	ı	I	I	ı	ı	I	_	_	1	1	来場著名人
	I	ı	ı		I	ı	_	_	-		備考

参考資料

1910(明治 43)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(2/7)

	2-1-19 M43. 7. 20	2-1-18 M43. 7. 19	2-1-17 M43. 7. 18	2-1-16 M43. 7. 17	2-1-15 M43. 7. 16	2-1-14 M43. 7. 15	2-1-13 M43. 7. 14	2-1-12 M43. 7. 13	2-1-11 M43. 7. 12	番号 日付
2-1-20 M43. 7. 21 木	20 水	19 火	18 月	17	16 土	15 金	14 本	13 水	12 火	- 曜
1			-	-	-	-				【 イベント名 (記述ある日のみ)
I	I	_	_	_	_	_	_	_	_	天気
I	I	ı	-	-		-	-	-		来場人数
	1	_	_	_	_	_	_	_	_	イベント内容
	ı	_	_	_	_	_	_	_	_	来場団体
_	ı	1	_	_	_	_	_	_	_	余興披露者
-	ı	_	_	_	_	_	_	_	_	来揚著名人
I	ı	I	I	I	-	ı	I	I	-	備考

参考資料

1910(明治 43)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(3/7)

注記:	2-1-30	2-1-29	2-1-28	2-1-27	2-1-26	2-1-25	2-1-24	2-1-23	2-1-22	2-1-21	番号
各欄内容は	2-1-30 M43. 7. 31	M43.7.30	M43. 7. 29	M43. 7. 28	M43.7.27	M43.7.26	M43.7.25	2-1-23 M43. 7. 24	M43.7.23	M43. 7. 22	日女
報知	Ш	+	*	*	*	*	Я	Ш	\vdash	₩	口曧
注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成,来場人数に	I	1	-	_	_	_	_	_		1	イベント名 (記述ある日のみ)
作成,来	1	-	-	_	_	_	_	_	_	-	天気
	-	-	-	_	_	_	_	_	_	-	来場人数
()を付している部分は備考欄にて詳細を説明	I	1	1	T	I	I	_	T	1	1	イベント内容
t備考欄にて詳細を説明	I	ı	ı	1	I	1		1	1	ı	来場団体
	I	I	I			ı	_		1	I	余興披露者
	1	ı	1	_		1	_	_	1	ı	来場著名人
	ı	ı	-	-	ı	ı		-	1	1	備考

参考資料

1910(明治 43)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(4/7)

注記:	2-1-40	2-1-39	2-1-38	2-1-37	2-1-36	2-1-35	2-1-34	2-1-33	2-1-32	2-1-31	番号
各欄内容は	2-1-40 M43. 8. 10	M43. 8. 9	M43. 8. 8	M43. 8. 7	M43. 8. 6	M43. 8. 5	M43. 8. 4	M43.8.3	M43. 8. 2	M43. 8. 1	目付
報知	*	*	月	ш	+	₩	*	*	*	Я	日畾
新聞記事を参照して	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	イベント名 (記述ある日のみ)
作成,来	_	_	I	I	-	_	_	-	-	_	天気
ミ場人数に	_	-	-	ı	_	-	_	-	_	-	来場人数
()を付している部分に	1	1	-	-	-	1		-	-	1	イベント内容
注記:各欄内容は報知新聞記事を参照して作成,来場人数に () を付している部分は備考欄にて詳細を説明	1	I	ſ	ı	ı	I	I	ı	ı	I	来場団体
	I	I	I	ı	I	I	I	I	I	I	余興披露者
	ı	1	1	1	1	1		ı	1	1	来場著名人
	ı	ı	ı	ı	1	ı	ı	ı	1	ı	備考

参考資料

1910(明治 43)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(5/7)

	2-1-49 M43	2-1-48 M43	2-1-47 M43	2-1-46 M43	2-1-45 M43	2-1-44 M43	2-1-43 M43	2-1-42 M43	2-1-41 M43	番号
2-1-50 M43. 8. 20	M43.8.19	M43. 8. 18	M43.8.17	M43.8.16	M43.8.15	M43.8.14	M43.8.13	M43. 8. 12	M43.8.11	日付
+	金 -	+	水 -	火 -	月 -	Π	+ -	金 -	+	日 日
										イベント名 (記述ある日のみ)
I	-	-	-	_	_	_	_	_	_	天氛
_	I	I	I	I	I	I	I	I	I	来場人数
	-	_	-	_	_	_	_	_	_	イベント内容
	_	_	I	1		_	1	1	_	来場団体
	_	_	1	_	_	_	_	_	_	余興披露者
	-	_	ı		_	_	_	1	_	来場著名人
1	ı	I	1	1	1	1	1	1	1	備考

参考資料

1910(明治 43)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (6/7)

2-1-60 M43. 8. 30	2-1-59 M43.	2-1-58 M43.	2-1-57 M43.	2-1-56 M43.	2-1-55 M43.	2-1-54 M43.	2-1-53 M43. 8. 23	2-1-52 M43.	2-1-51 M43.	番号 日
	M43. 8. 29	M43.8.28	M43.8.27	M43.8.26	M43.8.25	M43.8.24		M43.8.22	M43.8.21	日付
火 -	月 -	Η -	± -	金 -	-	7K -	火 -	月 -	-	曜 イベント名 日 (記述ある日のみ)
I	I	I	I	I	-	-	I	I	I	名 のみ) 天気
I	I	-	-	ı	Ι	I	-	ı	ı	気 来場人数
I	1	-	_	_	-	-	_	_	-	ダーイベント内容
I	1	_	_	-	_	-	_	-	1	来場団体
ı	1	_	_	-	_	_	_	-	I	余興披露者
I	1	-	_	-	_	_	_	-	I	来場著名人
I	ı	1	1	1	1	1	1	1	1	備考

1910(明治 43)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(7/7)

2-1-72 M	2-1-71 M	2-1-70 M	2-1-69 M	2-1-68 M	2-1-67 M	2-1-66 M	2-1-65 M	2-1-64 M	2-1-63 M	2-1-62 M	2-1-61 M	番号
M43.9.11	M43.9.10	M43.9.9	M43.9.8	M43.9.7	M43.9.6	M43.9.5	M43. 9. 4	M43.9.3	M43.9.2	M43.9.1	M43.8.31	日付
Ш	+	(4)	*	水	火	月	Ш	+	金	*	水	曜日
_	-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	イベント名 (記述ある日のみ)
_	-	I	ı	_	_	_	_	_	_	_	_	天気
_	I	I	I	I	_	_	_	_	_	_	_	来場人数
利. 水神祭. 手品	-	1	-	_		_			_	_	_	イベント内容
1	I	ı	I	I	-		_	_	1	-	1	来場団体
帰天斎英一(手品)	I	I	I	I	_	-	_	_	1	_		余興披露者
I	I		I	_	-	-	_	-	_	-	-	来場著名人
この日が千秋楽と報じられる	1	ı	ı	ı	I	1	ı	I	1	ı	ı	備老

1911(明治 44)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(1/5)

ı		東京睦講10+名	1	雨後睛	ı	[44. 7. 24 月	2-2-10 M44.7.24
真砂石(力士、後の小結)他幕下力士6名		東京染糸問屋組合60+名 (芳町芸者数名含む)	- 初っ切り、素人相撲	副	I	M44.7.23	2-2-9 N
真砂石(力士、後の小結)他幕下力士6名		本郷座関係者一行100+名	- 素人相撲	乗り	ı	M44. 7. 22 ±	2-2-8 N
I		理髪師一行(詳細不明)	1	ı	I	M44.7.21 金	2-2-7 N
2代目朝潮(力士、 大関)	多田正義(劍舞、横浜神義 館)		3,000 筑前琵琶、剣舞	1	-	M44.7.20 木	2-2-6 N
I	-	外国人一行(詳細不明)	I	1	ı	M44.7.19 水	2-2-5 N
ı	ı	西洋婦人一行(詳細不明)	I	I	ı	M44.7.18 火	2-2-4 N
ı	神奈川芸者11名(舞踊)、神奈川幇間桜川社中(薩摩 奈川幇間桜川社中(薩摩 踊)、多田正義(剣舞、横浜 神義館)	理髪師山本組一行15名(淺 草北仲町)	3,000 舞踊、薩摩踊、剣舞	雨後晴	理髪師デー	M44.7.17 月	2-2-3 N
ı	_	ı	12,000 王手箱拾い、活動写真、神 楽	晴一時雨	-	M44.7.16	2-2-2 N
守屋此助 (衆議院議 員、京浜電鉄取締 役)、照本肇 (神奈川熊 野神社社司)、遅塚麗 水 (都新聞)	_	砲兵工廠職工一行(人数不明)	開会挨拶、海神祭、海士舟7,000 競漕、貝拾1/、素人相撲、活動写真、神楽、花火	'	開場式	2-2-1 M44.7.15 ±	2-2-1 N
来揚著名人	余興披露者(団体含む)	来場団体	来場人数 イベント内容	天気来	イベント名 (記述ある日のみ)	日付田	番中
_		_		_	ベントを	ν.	_

1911(明治 44)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(2/5)

吉川亭小福(浪花節)、川本 社中連(尺八)
吉川亭小福(浪花節)
揚羽家徳二一座(吾妻俄、 下谷数客屋町幇間)、吉川 亭小福(浪花節)、川本逸童 (尺八)
_
ı
吉川亭小福(浪花節)、川本 社中連(尺八)
吉川亭小福(浪花節)、川本 逸童(尺八)
横浜浮世連(茶番)
1
一行(人数不 _
余興披露者(団体含む)

1911(明治 44)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(3/5)

新 富 座 座 附 茶 屋 出 方 連 100 と	富座座附茶屋出方連100	新富座座附茶屋出方連100名		1,700 西瓜流し	1, 700	晴	2-2-30 M44. 8. 23 水 - 晴 1,700 西瓜流し 新富座座附茶 名	8. 23 水	2-2-30 M44.8.23
	‡ '		ı		1	ı	I	8. 22 火	2-2-29 M44. 8.
700名の来場者のうち、女 性客が200名	I		I	1	700 -	I	I	M44.8.21 月	2-2-28 M44
競泳大会決勝の予定日だっ たが雨のため26日に順延	I		I	I	ı	雨時々曇り	ı	M44.8.20 Ħ	2-2-27 M44
競泳予選参加者192名の父 兄友人が来場	I	ı	ı	競泳大会予選	ı	ı	ı	M44. 8. 19 ±	2-2-26 M44
ı	I	1	I		ı	I	ı	8. 18 金	2-2-25 M44.
ı	I	揚羽家徳二一座(吾妻俄、 下谷数寄屋町幇間)	蛎殼町陶器商小川屋他30名	4,000 大福引、吾妻俄	4, 000	I	理髪師デー	8. 17 *	2-2-24 M44.8.
台風による強風に襲われるが、バラックと桟橋は無事 との報	ı	ı	ı		I	য়	ı	8. 16 水	2-2-23 M44. 8. 16
ı	——————————————————————————————————————	東京笑屋一座(吾妻俄)、神 奈川有志(天狗連)(浪花節)	富士見町芸者一行(人数不明)、赤坂芸者一行(人数不明)	吾妻俄、浪花節	1	曇り時々雨	-	M44.8.15 火	2-2-22 M44
ı	ı	神奈川天狗連(浪花節)	1	納涼会、浪花節	1	-	ı	M44.8.14 月	2-2-21 M44
来揚著名人	来場	余興披露者(団体含む)	来場団体	イベント内容	来場人数	天気	イベント名 (記述ある日のみ)	1付曜	番号日

1911(明治 44)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (4/5)

注記:各	2-2-40	2-2-39	2-2-38	2-2-37	2-2-36	2-2-35	2-2-34	2-2-33	2-2-32	2-2-31	番号
欄内容は都	M44.9.2	M44.9.1	M44.8.31	2-2-37 M44.8.30	M44.8.29	M44.8.28	M44.8.27	M44.8.26	M44. 8. 25	M44.8.24	田分
部新聞記事を参照して作	-	金 -	+	水 -	火 -	月 -	П 	H -	金 -	+	曜 イベント名 日 (記述ある日のみ)
作成,来場人刻	晴	ı	I	雨後晴	1	-	晴	-	I	曇り時々雨	天気
数に () を	-	1	1	800 -	1	2,000+	6, 000	1	1, 200 -	1	来場人数
各欄内容は都新聞記事を参照して作成,来場人数に () を付している部分は備考欄にて詳細を説明	_				1	_	西洋音楽演奏、琵琶演奏	競泳大会決勝、模範水泳、海中旗拾い、「盲目競泳」	1		イベント内谷
こて詳細を説明	1	ı	I	ı	ı	神奈川芸者10名	株式取引所70名	ı	ı	ı	来場団体
	I	ı	ı	1	ı	I	岩崎濱雄一門(西洋音楽、 正美会)		I	ı	余興披露者(団体含む)
	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı		I	ı	来婸著名人
	学生や官吏連が来場した様 子報じる	ı	ı	800人の来場者のうち300人 が品川から京浜電鉄を利用 と報じる。競泳大会決勝で 倒壊した飛込台を再建	ı	-	ı	来場者数についての記述はないが、午後2時に京浜電ないが、午後2時に京浜電鉄が新子安行きの切符販売を中止し、場内の桟敷や通を中止し、場内の桟敷や通路は人で溢れたとの記述あり。「盲目競泳」は任意の参加者が目隠しをして泳ぐ競技	ı	ı	土土

1911(明治 44)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(5/5)

注記:	2-2-48	2-2-47	2-2-46	2-2-45	2-2-44	2-2-43	2-2-42	2-2-41	番号
各欄内容に	2-2-48 M44.9.10	M44. 9. 9	2-2-46 M44. 9. 8	2-2-45 M44. 9. 7	2-2-44 M44. 9. 6	2-2-43 M44. 9. 5	2-2-42 M44. 9. 4	2-2-41 M44.9.3	日付
ま都 第	ш	+	₩	*	¥	火	Д	Ш	田麗田
各欄内容は都新聞記事を参照して作成,来場人数に()	閉場式	-	-	1	ı	-	-	ı	イベント名 (記述ある日のみ)
乍成,来場人	ı	_	_	-	-	-	I	1	天気
.数に () る	1	ı	ı	(330+) -	ı	I	ı	1	来場人数
を付している部分は備考欄にて詳細を説明	劍舞、長唄等演芸	-	_	-	1	_	_	1	イベント内容
こて詳細を説明	ı	神奈川芸者数名		-	1	ľ	I	ı	来揚団体
	多田正義 (劍舞、横浜神義 館)、飯田河岸富士見楼芸 者一行26名 (長唄等演芸)	-	-	1	1	-	-	揚羽家蝶六一座(茶番、下谷幇間)	余興披露者(団体含む)
	青木正太郎(京浜電鉄 社長)、鈴木兼太郎(土 地有志総代)、大谷聴 涛(都新聞)	_	1	•	ı	-	_	ı	来婸著名人
	1			品川方面から「百三四十名」、神奈川方面から200余名来場と報じる(現地や電車以外の利用者については触れられていない)	1	_		ı	兼

1912(明治 45)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(1/7)

M45. 7. 19 金 - 2,000+
- 2,000+ 吾妻俄
晴 - 鴨捕り
晴 15,000 素人相
晴 4,000 蜜柑流
1
雨後曇り
雨 - 全
雨後曇り - 全国自転車競走会(一日目)
イベント名

1912(明治 45)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(2/7)

番号 日	1 中 四 四 四	(記述ある日のみ)	天気	来場人数	イベント内容	来場団体	余興披露者(団体含む)	来揚著名人	備光
2-3-11 M45. 7. 20	7. 20 土	1	_	3,000 浪花節	浪花節	_	伊藤高麗之助(浪花節)	_	_
2-3-12 M45. 7. 21	7. 21 H	-	_	_	西瓜流し、浪花節	芝中学校一行(人数不明)	伊藤高麗之助(浪花節)	_	_
2-3-13 M45.7.22	7. 22 月	-	曇り後雨	ı	_	ı	ı	ı	明治天皇の病状悪化に伴い この日からイベント開催を 自粛
2-3-14 M45.7.23	7. 23 火		끪	I	1	鉄道院職員一行(人数不明)	ı	I	I
2-3-15 M45. 7. 24	7.24 水	_	_	-	_	_	1	_	_
2-3-16 M45. 7. 25	7. 25 木	-	睛	-	_	_	1	_	_
2-3-17 M45.	7.26 金	-	_	_	_	_	_	_	_
2-3-18 M45. 7. 27	7.27 土	1	_	ı	_	-	-	_	_
2-3-19 M45. 7. 28	7. 28 日	-	曇り時々 雨	10,000+	模範水泳	-	-	-	1
2-3-20 M45. 7. 29	7.29 月		_	_	_	_		_	_

1912(大正元)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (3/7)

2-3-30 T1.8.8	2-3-29 T1.8.7	2-3-28	2-3-27	2-3-26	2-3-25	2-3-24	2-3-23	2-3-22	2-3-21	番号
T1.8.8	T1. 8. 7	T1. 8. 6	T1.8.5	T1. 8. 4	T1. 8. 3	T1. 8. 2	T1. 8. 1	T1. 7. 31	T1.7.30	日女
K	¥	⅓	Д	Ш	+	金	*	*	头	日麗
_	ı	I	I	-		-	-	-	_	イベント名 (記述ある日のみ)
青	I	ı	ı	_	1	-	I	-	1	天気
(2,000+)	I	ı	ı	-	1	1	-	ı	ı	来場人数
_	ı	ı	ı	_	ı		1	1		イベント内容
ı	1	I	ı	-	ı	-	-	ı	1	来揚団体
-	I	ı	ı	I	ı	I	I	ı		余興披露者(団体含む)
-	ı	ı	ı	1	ı	1	I	ı		来場著名人
来場者への贈呈用記念絵葉 書二千枚を全て渡し切った ので、追加分を用意して来 場者全員に渡したとの記事	7月30日の明治天皇崩御以 降海水浴場に関する記事な かったが7日付紙面に「公 開」との告示が出る、来場 者に海水浴場記念絵葉書を 贈呈	ı	1	1	ı	ı	ı	ı	I	畫

1912(大正元)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(4/7)

注言・久	2-3-40	2-3-39	2-3-38 1	2-3-37 T1. 8. 15	2-3-36 1	2-3-35	2-3-34	2-3-33 T1. 8. 11	2-3-32	2-3-31	番号
掘内谷汁ま	T1. 8. 18	T1. 8. 17	T1. 8. 16		T1. 8. 14	T1. 8. 13	T1. 8. 12	Г1. 8. 11	T1. 8. 10	T1.8.9	日付
田本の	- H	± -	金	*	* -	火 -	月 -	Ш	- ±	金 -	田田(
1. 第二世十十七十八日子十年六四年十五十五十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	-	-	'				-		-		イベント名 (記述ある日のみ)
	'	'	'	青	曇り後晴	曇り後晴	'	'	'	'	天気
	10,000 -	1	ı	(2,000+)	I	1	ı	(5,000+)	(2,000+)	(2,000+)	来場人数
		自転車曲乗	ı	西瓜流し				_	_	1	イベント内谷
	1	-	ı	ı	ı	-	-		横浜山下町外国人一行(人 数不明)	-	来場団体
	_	中田芳次郎(自転車曲乗)	1			-	_	_	_	_	余興披露者(団体含む)
	-	-	ı	ı	三代目坂東秀調(歌舞 伎役者)	-	I	村上満麿(吉沢商店撮 影技師)		-	来場著名人
	「海水浴始まって三ケ年そ の間に嘗てなかったほどの 盛况」との記事	ı	ı	平尾賛平商店から大時計一個が寄贈される。来場者へ 個が寄贈される。来場者へ の贈呈用記念団扇二千本を 全て渡し切ったとの記事	1	ı	ı	大バラックと海面を背景に、吉沢商店の活動写真撮に、吉沢商店の活動写真撮影。来場者への贈呈用記念団扇五千本を全て渡し切ったので、追加分として絵葉書を用意して来場者全員に渡したとの記事	前日と同じ	前日と同じ	血

1912(大正元)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (5/7)

番号 日付 2-3-41 T1.8.1	9	曜 イベント名 日 (記述ある日のみ) 月 -	大 原 演 の 乗 の の の の の の の の の の の の の の の の の	来場人数 3,000+-	イベント内谷	来場団体	
2-3-42 T1.8.20		-	1	1	'		大代目尾上梅幸(歌舞 传役者)、大代目尾上 菊五郎(歌舞伎役者)、 大代目尾上榮三郎(歌 舞伎役者)
2-3-43 T1. 8.	21	<i>7</i> ⊀ −	I	1	'	1	1
2-3-44 T1. 8. 22		+	끪	-		赤坂芸者一行(人数不明)、 霊雲寺婦人一行(人数不明)	一人
2-3-45 T1. 8.	23	<u>+</u>	曇り後晴	1		烏森芸者一行(人数不明)	鳥森芸者一行(人数不明) -
2-3-46 T1. 8. 24		+	I	3, 000 -		小学校生徒団体(人数不明) ×3組	小学校生徒団体(人数不明)
2-3-47 T1.8.25		B	晴	_	水泳練習所水泳競技会	-	_
2-3-48 T1. 8. 26		月 -	1	(3,000) -		盲唖学校卒業生一行(人数 _	盲唖学校卒業生一行(人数
2-3-49 T1. 8. 27		火 -	ı	1		柳橋芸者一行(人数不明)、 神奈川芸者一行(人数不明)	一者行一
2-3-50 T1. 8. 28		7k -	卿の	-	俳句大会		

1912(大正元)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(6/7)

1912(大正元)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (7/7)

番号日	4		天氣	来場人数	イベント内容	来場団体	余興披露者(団体含む)	来揚著名人	備光
2-3-61 T1.9.8		-	雨	-	水泳練習所閉所式	_	-	大谷聴濤(都新聞社長 代理)	
2-3-62 T1. 9. 9		月 -	酮	ı	_	_	_	-	_
2-3-63 T1. 9. 10		火 -	ı	1	1	_	I	ı	1
2-3-64 T1. 9. 11		水 -	_	ı	_	_	_	-	_
2-3-65 T1. 9. 12		* -	_	_	_	_	_	-	_
2-3-66 T1. 9. 13		金 -	_	-	-	_	-	-	_
2-3-67 T1. 9. 14		± -	_	-	-	_	-	-	_
2-3-68 T1. 9. 15		H -	_	_	_	_	I	-	_
2-3-69 T1. 9. 16). 16 月		_		_	_	_	_	16日を以て閉場との記事

1913(大正 2)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(1/7)

2-4-10 T2.	2-4-9 T2.	2-4-8 T2.	2-4-7 T2.	2-4-6 T2.	2-4-5 T2.	2-4-4 T2.	2-4-3 T2.	2-4-2 T2.	2-4-1 T2.	番号
7.13	T2. 7. 12	T2. 7. 11	T2. 7. 9	7.8	T2. 7. 7	T2. 7. 6	T2. 7. 5	7.4	T2. 7. 3	日 分
-	-	金 -	水 -	火 -	月 -	-	土 開揚式	金 -	1	曜 イベント名 日 (記述ある日のみ)
I	ı	I	I	I	I	晴	雨 後晴	ı	ı	天氣
ı	ı	ı	I	ı	ı	1, 100+	1, 200	ı	ı	来場人数
ı		1		I	ı	里神楽、和洋音楽吹奏	水神祭、初切相撲、素人相 0 撲、模範水泳、競泳、剣 舞、都踊、里神楽、舞踊	ı		イベント内容
I	1	ı	ı	ı	ı		Т	ı	ı	来揚団体
ı	1	ı	ı	ı	ı	1	大輪正秀 (劍舞、神洲館) 、 櫻川孝次一座 (里神楽) 、神 奈川芸者一行 (舞踊)	ı	ı	余興披露者(団体含む)
I	ı			ı	ı	佐波錦川(劇作家)		ı	I	来婸著名人
1	1		有栖川宮威仁親王薨去に伴う敬弔のため、10日の営業 は休止すると10日付記事で 発表	ı	ı	1	当日付の開会式予告では都新聞社社長、京浜電鉄社長、守屋此助、比志島義輝長、守屋此助、比志島義輝らの来賓が来場予定とあったが、翌日以降の来賓が挨拶した様子の記事なく、実際来場したか不明	ı	ı	備考

1913(大正 2)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (2/7)

とと家遊楽一座(喜劇)
_
_
東家蝶六一座(喜劇、亀戸 幇間)
白木屋少女歌劇団20+名 (歌劇、ヴァイオリン合奏 - 等)
-
1
揚羽家徳二一座(吾妻俄) -
揚羽家徳二一座(吾妻俄) -
揚羽家徳二一座(吾妻俄) -
余興披露者(団体含む)

1913(大正 2)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (3/7)

注記:	2-4-30	2-4-29	2-4-28	2-4-27	2-4-26	2-4-25	2-4-24	2-4-23	2-4-22	2-4-21	番号
各欄内容は	T2. 8. 2	2-4-29 T2.8.1	T2. 7. 31	T2. 7. 30	T2. 7. 29	T2. 7. 28	T2. 7. 27	T2. 7. 26	T2. 7. 25	T2. 7. 24	日付
推腾	+	(4)	*	*	*	Я	Ш	H	₩	*	日福
開記事を参照して作	-	ı	ı	I	I	1	_	I	I	I	イベント名 (記述ある日のみ)
作成,来場。	曇り	曇り後晴	ı	1	ı	1	ı	晴	1	雨後晴	天気
人数に ()	1	1	ı	1	1	3, 000	11,000+	3,000+	1,500+	1	来場人数
注記:各欄内容は都新聞記事を参照して作成,来場人数に()を付している部分は備考欄にて詳細を説明	ı	水泳練習所開所式、模範水泳、今様狂言人形			素人相撲	-	桃流し、浪花節、素人相撲	桃流し、喜劇、施餓鬼		西洋音楽演奏	イベント内容
にて詳細を説明	1		ı	1	1	1	1	1	1	ı	来場団体
	I	渋川楽翁一座(今様狂言人 形)	1	ı	1	I	東家楽雁一座(浪花節)	松武会一座(喜劇)	ı	ı	余興披露者(団体含む)
	I	1	ı	ı	ı			ı	ı	ı	来場著名人
	ı	帝国生命保険が新子安に於いて独自に事務所を設け、 とて独自に事務所を設け、 社員全員がいつでも海水浴 場に来場できるよう取り計 らったとの報(その後続報 は見当たらず)	ı	ı	ı	1	1	ı	ı	ı	華

1913(大正 2)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(4/7)

番号	日	曜日	イベント名(記述ある日のみ)	天気	来場人数	イベンテ内谷	来場団体	余興披露者(団体含む)	来揚著名人	備考
2-4-31 T2	T2. 8. 3			I	I	桃流し、薩摩琵琶	少年俳優養成所一行(人数 不明)	園部正道他平絃会一行(薩 摩琵琶)	ı	ı
2-4-32 T2.	2. 8. 4	月.	-	_	_	素人相撲	_	-	_	_
2-4-33 T2	T2. 8. 5	*	-	-	_	素人相撲	_	_	_	_
2-4-34 T2.	8.6	*		ı	_	桃流し、素人相撲	落語家柳派一行(人数不明)	_	_	_
2-4-35 T2.	8.7	*		_	-	_	公衆劇団俳優一行7名	_	_	_
2-4-36 T2	T2. 8.8	*	1	_	_	西瓜流し	_	-		_
2-4-37 T2. 8. 9		+		-	-	梨流し、喜劇、素人相撲	1	東家蝶六一座(喜劇、亀戸 幇間)	1	-
2-4-38 T2. 8. 10	2. 8. 10	П		-	13,000+ 素人相撲		兜町清交会一行(人数不明)、芝口鹿島一行(人数不明)、芝口鹿島一行(人数不明)、芝口魚河岸一行(人数不明)	-	1	1
2-4-39 T2	T2. 8. 11	月.	1	1	ı	西瓜流し、喜劇	_	新橋幇間連中(喜劇)	-	1
2-4-40 T2	T2. 8. 12	<u>}</u>		I	_	西瓜流し、桃流し、神楽	1	萩原社中(神楽)	1	I

1913(大正 2)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (5/7)

注記:各欄	2-4-50 T2.	2-4-49 T2.	2-4-48 T2.	2-4-47 T2.	2-4-46 T2.	2-4-45 T2. 8. 17	2-4-44 T2.	2-4-43 T2.	2-4-42 T2.	2-4-41 T2.	番号
内容は者	8.22	T2. 8. 21	8.20	T2. 8. 19	T2. 8. 18	8.17	T2. 8. 16	8.15	T2. 8. 14	T2. 8. 13	立
注記:各欄内容は都新聞記事を参照して作成,来場人数に	金 -	+	水 -	火 -	月 -	-	H .	金 -	+	水 -	曜 イベント名 日 (記述ある日のみ)
作成,来場	펢	I	I	雨後晴	끪	-	I	I	I	卿り	天気
\Box	_	1	_	-	900+	I.	8, 000	10,000+	1		来場人数
を付している部分は備考欄にて詳細を説明	_		-	_		西瓜流し、真桑瓜流し、歌 劇	西瓜流し、囃子神楽	西瓜流し、薩摩琵琶	喜劇	西瓜流し	イベント内容
にて詳細を説明	I	ı		ı	成蹊実務学校生徒一行66名	1	I	ı	ı	ı	来場団体
	1	とと家遊楽一座(喜劇)、橘 屋円作一座(喜劇)	1	矢村三枝(有楽座俳優)	1	白木屋少女歌劇団20+名 (歌劇、ヴァイオリン合奏 等)	ı	光鱗会(薩摩琵琶)	魚河岸春の家連及び青山演 芸同志会(喜劇)	1	余興披露者(団体含む)
	_	ı	ı	I	I	1	I	I	ı	I	来揚著名人
	-	ı	-	1	西瓜流しや吾妻俄の予定が あったが、雨のため中止	-	-	1	ı	1	備考

1913(大正 2)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表 (6/7)

番号	日子	日 (記述ある日のみ)	天氣	来場人数	イベント内谷	来揚団体	余興披露者(団体含む)	来場著名人	
2-4-51 T2.	8.23	-	青	-		1	間宮光朝社中(神楽)	1	1
2-4-52 T:	T2. 8. 24	Π	揖	- x +	水上競技会	1	1	比志島義輝(元海軍中 将)	ı
2-4-53 T2. 8. 25		月 -	끪	1		ı	小原小春(帝劇俳優)	I	西瓜流しや素人相撲の予定 があったが、雨のため中止
2-4-54 T:	T2. 8. 26	火 -	ı	1		I	1	1	ı
2-4-55 T2.	8.27	<i>7</i> k −	ı	1		I	-	_	ı
2-4-56 T2.	8.28	 K	ı	1		I	-	_	ı
2-4-57 T:	T2. 8. 29	金 -	_	/	素人相撲	_	_	_	I
2-4-58 T:	T2.8.30	+ -	_	1		_	_	_	I
2-4-59 T:	T2. 8. 31	Н -	I	- 水泳 泳、	水泳練習所修業式、模範水 泳、喜劇	ı	とと家遊楽一座(喜劇)	比志島義輝 (元海軍中 将)、大谷聴濤 (都新聞 社長代理)	西瓜流しの予定があった が、強風のため中止
2-4-60 T2.	9.1	H	#	1		_	_	_	I

1913(大正 2)年の新子安海水浴場におけるイベント内容一覧表(7/7)

斗出 夕 抽	2-4-69 T2. 9. 10	2-4-68 T2. 9. 9	2-4-67 T2. 9. 8	2-4-66 T2. 9. 7	2-4-65 T2. 9. 6	2-4-64 T2. 9. 5	2-4-63 T2. 9. 4	2-4-62 T2. 9. 3	2-4-61 T2.	番号
F 16 16 15			9.8	9.7	9.6	9.5		9.3	T2.9.2	日
日常不够给人,曾怀斯长公母人(人人)人,人家,曾华 不少人(日本不事法国安保人的中央 女 计线	水 -	火 -	月 -	-	-	金 -	* -	水 -	火 -	曜 イベント名 日 (記述ある日のみ)
+ + = -	I	ı	1	1	ı	ı	ı	晴	괢	天氣
	I	1	1	1	ı	ı	1	I	1	来場人数
A Company of the Comp	_	_	-	-	-	-	- 浪花節、落語	_	_	イベント内谷
	I	I	I	I	I	I	1	1	I	来場団体
	I	I	1	1			太興閣一心(浪花節)、角平 (落語、渋谷幇間)	-	I	余興披露者(団体含む)
	I	I	I	I			1	1	I	来婸著名人
	1	_	_	_	-	-	_	_	-	備考

本論文をまとめていくうえで、多くの方々からご指導ご鞭撻を賜りました。ここに感謝の 意を表します。

齋藤潮教授には、常に数歩先を見据えた確かな指摘をいただくとともに、テーマを決めて 以降なかなか論文の骨組みを決められずに迷走していた私を辛抱強く待っていただき、研究 を深める機会を与えてくださいました。

真田純子准教授、土肥真人准教授、那須聖准教授、藤田康仁准教授には論文の審査をしていただきながら、論文をまとめるうえで自分一人では気づきえなかった重要な示唆を頂き、論文を確かなものとして記述するうえで多大なるご尽力をいただきました。

齋藤潮研究室の博士ゼミでは、様々な方が参加され、拙い私の研究にコメントや質問をいただき、それに回答していきながら、自身の視点を磨いていくことができました。参加者皆様に感謝を申し上げたいと思います。

齋藤潮研究室の修士及び学部ゼミに参加されていた皆様にも感謝申し上げます。皆様の発表に質問やコメントをし、ディスカッションを重なることで、自身が研究を進めていくうえでの客観的な視点を整理するうえで大きな力になりました。皆様の研究から多くの刺激をいただきながら、漸く自身の研究をまとめることができました。

最後に、自身を精神的にも経済的にも支えていただいた家族に感謝いたします。